

障 発 0330 第 4 号
平成 30 年 3 月 30 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障 害 保 健 福 祉 部 長
(公 印 省 略)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）等の一部改正に伴い、関係通知を下記のとおり改正し、平成 30 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いする。

記

- 1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について
別紙 1 のとおり改正する。
- 2 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について
別紙 2 のとおり改正する。

- 3 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成19年1月26日障発第0126001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について別紙3のとおり改正する。
- 4 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成24年3月30日障発0330第21号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について別紙4のとおり改正する。
- 5 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成24年3月30日障発0330第22号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について別紙5のとおり改正する。

(別紙1)

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現 行
障 発 第 1031001 号 平成 18 年 10 月 31 日	障 発 第 1031001 号 平成 18 年 10 月 31 日
一部改正 障 発 第 0402003 号 平成 19 年 4 月 2 日	一部改正 障 発 第 0402003 号 平成 19 年 4 月 2 日
一部改正 障 発 第 0331021 号 平成 20 年 3 月 31 日	一部改正 障 発 第 0331021 号 平成 20 年 3 月 31 日
一部改正 障 発 第 0331041 号 平成 21 年 3 月 31 日	一部改正 障 発 第 0331041 号 平成 21 年 3 月 31 日
一部改正 障 発 1007 第 3 号 平成 21 年 10 月 7 日	一部改正 障 発 1007 第 3 号 平成 21 年 10 月 7 日
一部改正 障 発 0928 第 1 号 平成 23 年 9 月 28 日	一部改正 障 発 0928 第 1 号 平成 23 年 9 月 28 日
一部改正 障 発 0330 第 5 号 平成 24 年 3 月 30 日	一部改正 障 発 0330 第 5 号 平成 24 年 3 月 30 日
一部改正 障 発 0329 第 16 号 平成 25 年 3 月 29 日	一部改正 障 発 0329 第 16 号 平成 25 年 3 月 29 日
一部改正 障 発 0331 第 51 号 平成 26 年 3 月 31 日	一部改正 障 発 0331 第 51 号 平成 26 年 3 月 31 日
一部改正 障 発 1001 第 1 号 平成 26 年 10 月 1 日	一部改正 障 発 1001 第 1 号 平成 26 年 10 月 1 日
一部改正 障 発 0331 第 21 号 平成 27 年 3 月 31 日	一部改正 障 発 0331 第 21 号 平成 27 年 3 月 31 日

改正後	現行
<p>一部改正 障 発 0330 第 11 号 平成 28 年 3 月 30 日</p> <p>一部改正 障 発 0330 第 8 号 平成 29 年 3 月 30 日</p> <p><u>最終改正</u> 障 発 0330 第 4 号 <u>平成 30 年 3 月 30 日</u></p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について</p> <p>(略)</p>	<p>一部改正 障 発 0330 第 11 号 平成 28 年 3 月 30 日</p> <p><u>最終改正</u> 障 発 0330 第 8 号 平成 29 年 3 月 30 日</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について</p> <p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福</p>

改正後	現行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 届出事務の運用</p> <p>1. 届出の受理</p> <p>(1) 届出書類の受取り</p> <p>指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）又は基準該当障害福祉サービス事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）側から統一的な届出様式及び添付書類によりサービス種類ごとの一件書類の提出を受けること。ただし、同一の敷地内において複数種類の障害福祉サービス事業を行う場合及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 届出事務の運用</p> <p>1. 届出の受理</p> <p>(1) 届出書類の受取り</p> <p>指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）又は基準該当障害福祉サービス事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）側から統一的な届出様式及び添付書類によりサービス種類ごとの一件書類の提出を受けること。ただし、同一の敷地内において複数種類の障害福祉サービス事業を行う場合及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法</p>

改正後	現行
<p>に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第 215 条第 1 項に規定する多機能型事業所（以下「多機能型事業所」という。）として複数種類の障害福祉サービス事業を一体的に行う場合は、一括提出も可とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 前年度 1 年間の実績等を踏まえて届け出る加算等の算定の開始時期</u> <u>就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型又は就労定着支援に係る基本報酬又は加算は、前年度又は前年度末日の実績に</u></p>	<p>律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第 215 条第 1 項に規定する多機能型事業所（以下「多機能型事業所」という。）として複数種類の障害福祉サービス事業を一体的に行う場合は、一括提出も可とする。</p> <p>(2) 要件審査 届出書類を基に、要件の審査を行い、補正が必要な場合は適宜補正を求めること。この要件審査に要する期間は原則として 2 週間以内を標準とし、遅くとも概ね 1 月以内とすること（相手方の補正に要する時間は除く）。</p> <p>(3) 届出の受理 要件を満たしている場合は受理し、要件を充足せず補正にも応じない場合は、不受理として一件書類を返戻すること。</p> <p>(4) 届出に係る加算等の算定の開始時期 届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、利用者や指定特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月 15 日以前になされた場合には翌月から、16 日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとする。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>応じて当該年度の基本報酬の算定区分や加算単位数が決まるため、翌年度4月からの基本報酬の算定区分や加算の届出は4月中に届出を行うことを認めること。</u></p> <p>2. 届出事項の公開 届出事項については、都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市。）において閲覧に供するほか、指定障害福祉サービス事業者等においても利用料に係る情報として指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は基準該当障害福祉サービス事業所（以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。）で掲示すること。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p>	<p>2. 届出事項の公開 届出事項については、都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市。）において閲覧に供するほか、指定障害福祉サービス事業者等においても利用料に係る情報として指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は基準該当障害福祉サービス事業所（以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。）で掲示すること。</p> <p>3. 届出事項に係る事後調査の実施 届出事項については、その内容が適正であるかどうか、適宜事後的な調査を行うこと。</p> <p>4. 事後調査等で届出時点において要件に合致していないことが判明した場合の届出の取扱い (1) 事後調査等により、届出時点において要件に合致していないことが判明し、所要の指導の上、なお改善がみられない場合は、当該届出は無効となるものであること。この場合、当該届出に関してそれまで受領していた介護給付費又は訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）は不当利得になるので返還措置を講ずることは当然であるが、不正・不当な届出をした指定障害福祉サービス事業者等に対しては、厳正な指導を行い、不正・不当な届出が繰り返し行われるなど悪質な場合には、指定の取消しをもって対処すること。</p>

改正後	現 行
<p>5. 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い</p> <p>指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなる事が明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日(第二の2の(1)の⑮、(2)の⑧、(3)の⑨及び(4)の⑦における特定事業所加算については事実が発生した日の属する月の翌月の初日)から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。</p> <p>6. (略)</p> <p>第二 (略)</p>	<p>(2) また、改善がみられた場合においても、要件に合致するに至るまでは当該加算等は算定しないことはもちろん、要件に合致していないことが判明した時点までに当該加算等が算定されていた場合は、不当利得になるので返還措置を講ずること。</p> <p>5. 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い</p> <p>指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなる事が明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日(第二の2の(1)の⑬、(2)の⑥、(3)の⑧及び(4)の⑦における特定事業所加算については事実が発生した日の属する月の翌月の初日)から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。</p> <p>6. 利用者に対する利用料の過払い分の返還</p> <p>4又は5により不当利得分を市町村へ返還することとなった指定障害福祉サービス事業所等においては、市町村への返還と同時に、返還の対象となった介護給付費等に係る利用者が支払った利用料の過払い分を、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に当たっては利用者から受領書を受け取り、当該指定障害福祉サービス事業所等において保存しておくこと。</p> <p>第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基</p>

改正後	現 行
<p>1. 通則</p> <p>(1) 算定上における端数処理について</p> <p>① 単位数算定の際の端数処理</p> <p>単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。</p> <p>(例) 居宅介護（居宅における身体介護2時間30分以上3時間未満で813単位）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎研修課程修了者の場合 所定単位数の70% $813 \times 0.70 = 569.1 \rightarrow 569$ 単位 ・ 基礎研修課程修了者で深夜の場合 $569 \times 1.5 = 853.5 \rightarrow 854$ 単位 <p>※ $813 \times 0.70 \times 1.5 = 853.65$ として四捨五入するのではない。</p> <p>なお、サービスコードについては、加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数（整数値）である。</p> <p>② 金額換算の際の端数処理</p> <p>算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満（小数点以下）の端数については「切り捨て」とする。</p> <p>(例) 上記①の事例で、このサービスを月に4回提供した場合（地</p>	<p>づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>1. 通則</p> <p>(1) 算定上における端数処理について</p> <p>① 単位数算定の際の端数処理</p> <p>単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。</p> <p>(例) 居宅介護（身体介護1時間以上1時間30分未満で564単位）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎研修課程修了者の場合 所定単位数の70% $564 \times 0.70 = 394.8 \rightarrow 395$ 単位 ・ 基礎研修課程修了者で深夜の場合 $395 \times 1.5 = 592.5 \rightarrow 593$ 単位 <p>※ $564 \times 0.70 \times 1.5 = 592.2$ として四捨五入するのではない。</p> <p>なお、サービスコードについては、加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数（整数値）である。</p> <p>② 金額換算の際の端数処理</p> <p>算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満（小数点以下）の端数については「切り捨て」とする。</p> <p>(例) 上記①の事例で、このサービスを月に4回提供した場合（地</p>

改正後	現行
<p>域区分は1級地)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>854</u> 単位×4回=<u>3,416</u> 単位 ・ <u>3,416</u> 単位×11.<u>20</u> 円/単位=<u>38,259.2</u> 円 → <u>38,259</u> 円 <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>域区分は1級地)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>593</u> 単位×4回=<u>2,372</u> 単位 ・ <u>2,372</u> 単位×11.<u>08</u> 円/単位=<u>26,281.76</u> 円 → <u>26,281</u> 円 <p>(2) 障害福祉サービス種類相互の算定関係について</p> <p>介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できないものであること。例えば、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「日中活動サービス」という。）を受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、本来、居宅介護の家事援助として行う場合は、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきであることから、居宅介護（家事援助が中心の場合）の所定単位数は算定できない。一方、日中活動サービスを受けていない時間帯においては居宅介護の所定単位数を算定することができる。</p> <p>また、日中活動サービスの報酬については、1日当たりの支援に係る費用を包括的に評価していることから、日中活動サービスの報酬を算定した場合（指定宿泊型自立訓練（指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）を算定した場合を除く。）には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。</p> <p>(3) 日中活動サービスのサービス提供時間について</p> <p>日中活動サービスの報酬の算定に当たって、当該日中活動サービスに係るサービス提供時間の下限が設定されているものではない</p>

改正後	現 行
<p>(4) (略)</p>	<p>が、日中活動サービスは、個々の利用者について、適切なアセスメントを行うことを通じて、当該利用者ごとの個別支援計画を作成しなければならないこととされていることから、当該個別支援計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要があること。</p> <p>また、指定障害福祉サービス事業所等においては、標準的なサービス提供時間をあらかじめ運営規程において定めておく必要があるとともに、サービスの提供開始に当たって、利用者に対し、事前に十分説明を行う必要があること。</p> <p>(4) 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援に係る基本報酬の算定について</p> <p>① 対象となる障害福祉サービス 就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型</p> <p>② 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援については次のとおり。</p> <p>(一) 企業内等で行われる企業実習等への支援（以下「施設外支援」という。）</p> <p>(二) 利用者と職員がユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で行う支援（以下「施設外就労」という。）</p> <p>(三) 在宅において利用する場合の支援</p> <p>③ ②に係る基本報酬の算定については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照すること。</p>

改正後	現行
<p>(5) 加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数について</p> <p>① 報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の平均を用いる（ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による）。この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数で除して得た数とする。<u>ただし、就労定着支援及び自立生活援助については、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所月数で除して得た数とする。</u>この平均利用者数の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。</p> <p>また、療養介護、短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練又は共同生活援助に係る平均利用者数の算定に当たっては、入所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする。</p> <p>② 新設、増改築等の場合の利用者数について</p> <p>(-) 新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者数は、新設又は増改築等の時点から6月未満の間は、便宜上、定員の90%を利用者数とし、新設又は増改築の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6月間の開所日数で除して得た数とし、新設又は増改築の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を1年間の開所日数で除して得た数</p>	<p>(5) 加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数について</p> <p>① 報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の平均を用いる（ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による）。この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数で除して得た数とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。</p> <p>また、療養介護、短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練又は共同生活援助に係る平均利用者数の算定に当たっては、入所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする。</p> <p>② 新設、増改築等の場合の利用者数について</p> <p>(-) 新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者数は、新設又は増改築等の時点から6月未満の間は、便宜上、定員の90%を利用者数とし、新設又は増改築の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6月間の開所日数で除して得た数とし、新設又は増改築の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を1年間の開所日数で除して得た数</p>

改正後	現 行
<p>とする。</p> <p><u>ただし、就労定着支援については、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者数は、新設等の時点から6月未満の間は、便宜上、一体的に運営する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を受けた後に一般就労（就労継続支援A型事業所への移行は除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者の数の過去3年間の総数の70%を利用者数とし、新設等の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6で除して得た数とし、新設等の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を12で除して得た数とする。</u></p> <p><u>また、自立生活援助については、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者数は、便宜上、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第34条の18の3の第7号に規定する利用者の推定数の90%を利用者の数とし、新設等の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6で除して得た数とし、新設等の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を12で除して得た数とする。</u></p> <p>(二) (略)</p>	<p>とする。</p> <p>(二) 定員を減少する場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後の延べ利用者数を3月間の開所日数で除して得た数</p>

改正後	現行
<p>(三) なお、これにより難い合理的な理由がある場合であって、都道府県知事（指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市の市長。2の(1)の⑨を除き、以下同じ。）が認めた場合には、他の適切な方法により、利用者数を推定することができるものとする。</p> <p>(6) 定員規模別単価の取扱いについて</p> <p>① (略)</p> <p>② ①にかかわらず、<u>共生型障害福祉サービス事業所については、共生型障害福祉サービスの利用定員、指定障害福祉サービス等の利用定員及び介護保険サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。</u></p> <p><u>また、多機能型事業所（③の適用を受けるものを除く。）又は複数の昼間実施サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第2条第16号に規定する「昼間実施サービス」をいう。以下同じ。）を実施する指定障害者支援施設等（以下「多機能型事業所等」という。）については、当該多機能型事業所等として実施する複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場</u></p>	<p>とする。</p> <p>(三) なお、これにより難い合理的な理由がある場合であって、都道府県知事（指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市の市長。2の(1)の⑨を除き、以下同じ。）が認めた場合には、他の適切な方法により、利用者数を推定することができるものとする。</p> <p>(6) 定員規模別単価の取扱いについて</p> <p>① 療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型については、運営規程に定める利用定員の規模に応じた報酬を算定する。</p> <p>② ①にかかわらず、多機能型事業所（③の適用を受けるものを除く。）又は複数の昼間実施サービス（<u>指定障害者支援施設基準</u>第2条第16号に規定する「昼間実施サービス」をいう。以下同じ。）を実施する指定障害者支援施設等（以下「多機能型事業所等」という。）については、当該多機能型事業所等として実施する複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。</p>

改正後	現 行
<p>合の報酬を算定するものとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>(7) 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p>	<p>③ 多機能型事業所等のうち指定障害福祉サービス基準第 215 条第 1 項に規定する多機能型による指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型指定児童発達支援事業所等」という。）の事業を行うものであって、同項に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所について多機能型指定児童発達支援事業所等に係る利用定員と当該多機能型指定児童発達支援事業に係る利用定員を除く多機能型事業所の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定するものとする。</p> <p>(7) 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p>① 対象となる障害福祉サービス 療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型</p> <p>② 算定される単位数 所定単位数の 100 分の 70 とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の 100 分の 70 となるものではないことに留意すること。</p> <p>③ 指定障害福祉サービス事業所等の利用定員を上回る利用者を利用させているいわゆる定員超過利用について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、これを越える定員超過利用について</p>

改正後	現 行
<p>④ (略)</p>	<p>は、報酬告示及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合（平成 18 年厚生労働省告示第 550 号。以下「第 550 号告示」という。）の規定に基づき、介護給付費等の減額を行うこととしているところであるが、これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。</p> <p>④ 日中活動サービスにおける定員超過利用減算の具体的取扱い</p> <p>(-) 1 日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い</p> <p>ア 利用定員 50 人以下の指定障害福祉サービス事業所等の場合</p> <p>1 日の利用者の数（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの利用者の数。以下この (-) から (三) まで及び⑤において同じ。）が、利用定員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの利用定員。以下この (-) から (三) まで及び⑤において同じ。）に 100 分の 150 を乗じて得た数を超える場合に、当該 1 日について利用者全員につき減算を行うものとする。</p> <p>イ 利用定員 51 人以上の指定障害福祉サービス事業所等の場合</p> <p>1 日の利用者の数が、利用定員から 50 を差し引いた数に 100 分の 125 を乗じて得た数に、75 を加えて得た数を超える場合に、当該 1 日について利用者全員につき減算を行うものとする。</p>

改正後	現 行
	<p>とする。</p> <p>(二) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い</p> <p>ア 直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について利用者全員につき減算を行うものとする。</p> <p>(例) 利用定員30人、1月の開所日数が22日の施設の場合 $30 \text{人} \times 22 \text{日} \times 3 \text{月} = 1,980 \text{人}$ $1,980 \text{人} \times 1.25 = 2,475 \text{人}$ (受入れ可能延べ利用者数)</p> <p>※ 3月間の総延べ利用者数が2,475人を超える場合に減算となる。</p> <p>ただし、定員11人以下の場合(多機能型事業所においては、複数のサービスの利用定員の合計が11人以下の場合。)は、過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行うものとする。</p> <p>(三) 多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い</p> <p>多機能型事業所等における1日当たりの利用実績による定員超過利用減算及び過去3月間の利用実績による定員超過利用減算については、(一)及び(二)と同様、当該多機能型事業所等が行う複数のサービス又は昼間実施サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出するものとする。</p> <p>(例1) 利用定員40人の多機能型事業所(生活介護の利用定員20人、自立訓練(生活訓練)の利用定員10人、就労継続支援</p>

改正後	現 行
	<p>B型の利用定員 10 人) の場合の 1 日当たりの利用実績による定員超過利用減算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護 <ul style="list-style-type: none"> → 20 人×150%=30 人 (10 人まで受入可能) ・ 自立訓練 (生活訓練) <ul style="list-style-type: none"> → 10 人×150%=15 人 (5 人まで受入可能) ・ 就労継続支援 B 型 <ul style="list-style-type: none"> → 10 人×150%=15 人 (5 人まで受入可能) <p>サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護 → 30 人 ・ 自立訓練 (生活訓練) → 15 人 ・ 就労継続支援 B 型 → 15 人 <p>(例2) 利用定員 40 人、1 月の開所日数が 22 日の多機能型事業所 (生活介護の利用定員 20 人、自立訓練 (生活訓練) の利用定員 10 人、就労継続支援 B 型の利用定員 10 人) の場合の過去 3 月間の利用実績による定員超過利用減算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護 <ul style="list-style-type: none"> → 20 人×22 日×3 月=1,320 人 1,320 人×125%=1,650 人 (利用定員を超える受入可能人数→1,650 人-1,320 人=330 人) ・ 自立訓練 (生活訓練) <ul style="list-style-type: none"> → 10 人×22 日×3 月=660 人 660 人×125%=825 人 (利用定員を超える受入可能人数→825 人-660 人=165 人)

改正後	現 行
<p>⑤ 療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練及び施設入所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労継続支援B型 → 10人×22日×3月=660人 660人×125%=825人(利用定員を超える受入可能人数→825人-660人=165人) サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。 ・ 生活介護 → 1,650人 ・ 自立訓練(生活訓練) → 825人 ・ 就労継続支援B型 → 825人 <p>⑤ 療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練及び施設入所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い</p> <p>(一) 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い</p> <p>ア 利用定員50人以下の指定障害福祉サービス事業所等の場合 1日の利用者の数が、利用定員に100分の110を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について利用者全員につき減算を行うものとする。</p> <p>イ 利用定員51人以上の指定障害福祉サービス事業所等の場合 1日の利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に100分の105を乗じて得た数に、55を加えて得た数を超える場合に、当該1日について利用者全員につき減算を行うものとする。</p> <p>(二) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い 直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数</p>

改正後	現 行
<p>(三) <u>短期入所において定員超過特例加算を算定する場合の定員超過利用減算及び大規模減算の取扱い</u> <u>短期入所において定員超過特例加算を算定している期間については、定員超過利用減算及び大規模減算は適用しない。</u></p> <p>⑥ 利用者数の算定に当たっての留意事項 (略)</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 「地域生活への移行が困難になった障害者及び離職した障害</p>	<p>を乗じて得た数に 100 分の 105 を乗じて得た数を超える場合に、当該 1 月間について利用者全員につき減算を行うものとする。</p> <p>(例) 利用定員 50 人の施設の場合 $(50 \text{ 人} \times 31 \text{ 日}) + (50 \text{ 人} \times 30 \text{ 日}) + (50 \text{ 人} \times 31 \text{ 日}) = 4,600 \text{ 人}$ $4,600 \text{ 人} \times 105\% = 4,830 \text{ 人}$ (受入れ可能延べ利用者数)</p> <p>※ 3 月間の総延べ利用者数が 4,830 人を超える場合に減算となる。</p> <p>(新設)</p> <p>⑥ 利用者数の算定に当たっての留意事項 ④及び⑤における利用者の数の算定に当たっては、次の(一)から(四)までに該当する利用者を除くことができるものとする。 また、計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点以下を切り上げるものとする。</p> <p>(一) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 18 条第 1 項若しくは第 2 項、知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 15 条の 4 若しくは第 16 条第 1 項第 2 号又は児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 21 条の 6 の規定により市町村が行った措置に係る利用者を受け入れる場合</p> <p>(二) 「地域生活への移行が困難になった障害者及び離職した障害</p>

改正後	現行
<p>者の入所施設等への受入について」(平成18年4月3日付け障障発第0403004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)により定員の枠外として取り扱われる入所者</p> <p>(三) (略)</p> <p>(四) (略)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>(8) 人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p>① 対象となる障害福祉サービス</p> <p>療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型(基準該当就労継続支援B型を含む。)、<u>就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助</u></p> <p>② 算定される単位数</p> <p>(-) <u>生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員及び世話人</u></p>	<p>者の入所施設等への受入について」(平成18年4月3日付け障障発第0403004号)により定員の枠外として取り扱われる入所者</p> <p>(三) 災害等やむを得ない理由により定員の枠外として取り扱われる入所者</p> <p>(四) 3の(5)の①の(三)に規定する一時的にアセスメントを受ける場合の就労移行支援の利用者</p> <p>⑦ 都道府県知事は減算の対象となる定員超過利用が行われている指定障害福祉サービス事業所等に対しては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、当該定員超過利用が継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p> <p>なお、指定障害福祉サービス事業所等は、減算の対象とはならない定員超過利用の場合であっても、利用者処遇等について十分配慮すること。</p> <p>(8) 人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p>① 対象となる障害福祉サービス</p> <p>療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型(基準該当就労継続支援B型を含む。)、<u>共同生活援助</u></p> <p>② 算定される単位数</p> <p><u>所定単位数の100分の70とする。</u>なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合</p>

改正後	現 行
<p><u>の欠如について</u></p> <p><u>ア 減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。</u></p> <p><u>イ 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。</u></p> <p><u>(二) (-)以外的人员欠如について</u></p> <p><u>ア 減算が適用される月から5月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。</u></p> <p><u>イ 減算が適用される月から連続して5月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。</u></p> <p><u>※ (-)及び(二)の当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではないことに留意すること。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>④ 人員欠如減算の具体的取扱い</p> <p>(-) 指定基準の規定により配置すべき生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員及び世話人については、人員基準上必要</p>	<p><u>計数の100分の70となるものではないことに留意すること。</u></p> <p>③ 指定障害福祉サービス事業所等における従業者の員数が、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により配置すべき員数を下回っているいわゆる人員欠如については、報酬告示及び第550号告示の規定に基づき、介護給付費等を減額することとしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、人員欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。</p> <p>④ 人員欠如減算の具体的取扱い</p> <p>(-) 指定基準の規定により配置すべき生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員及び世話人については、人員基準上必要とされる員数から</p>

改正後	現 行
<p>とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、人員欠如に該当するサービス提供単位の利用者の全員。<u>(三)</u>、<u>(四)</u>及び<u>(五)</u>において同じ。）について減算される。</p> <p>また、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）。</p> <p><u>(二) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）における、夜間及び深夜の時間帯に勤務を行う世話人又は生活支援員については、ある月（暦月）において次のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される。</u></p> <p><u>ア 指定障害福祉サービス基準第213条の4第2項に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合</u></p> <p><u>イ 指定障害福祉サービス基準第213条の4第2項に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合</u></p> <p><u>(三) (一) 及び (二) 以外の人員欠如については、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。</u></p>	<p>1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、人員欠如に該当するサービス提供単位の利用者の全員。<u>(二)</u>、<u>(三)</u>及び<u>(四)</u>において同じ。）について減算される。</p> <p>また、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(二) (一) 以外の人員欠如については、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。</u></p>

改正後	現 行
<p>(四) (略)</p> <p>(五) (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>共生型障害福祉サービスについては、人員欠如による減算は行わない。</u></p> <p>⑦ 都道府県知事は、著しい人員欠如が継続する場合には、従業者の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p> <p>(9) (略)</p>	<p>(三) 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）。</p> <p>(四) 多機能型事業所等であって、複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者の数の合計数に基づき、配置すべきサービス管理責任者の員数等を満たしていない場合には、当該複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者全員について減算される。</p> <p>⑤ 人員基準については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する人員基準を満たさない場合にはじめて人員欠如となるものであり、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する人員基準に対応する所定単位数を基にして減算を行うものであること。</p> <p>(新設)</p> <p>⑥ 都道府県知事は、著しい人員欠如が継続する場合には、従業者の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p> <p>(9) 夜勤職員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p>① 対象となる障害福祉サービス 施設入所支援</p> <p>② 算定される単位数</p>

改正後	現 行
	<p>所定単位数の100分の95とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものではないことに留意すること。</p> <p>③ 指定障害者支援施設等における夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準の規定により配置すべき員数を下回っている場合については、報酬告示及び第550号告示の規定に基づき、介護給付費を減額することとしているところであるが、これは、夜間の安全の確保及び利用者のニーズに対応し、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害者支援施設等は、夜勤を行う生活支援員の員数不足の未然防止を図るよう努めるものとする。</p> <p>④ 夜勤職員欠如減算の具体的取扱い</p> <p>夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準の規定に満たない場合の減算については、ある月（暦月）において次のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者の全員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位の利用者の全員）について、所定単位数が減算されることとする。</p> <p>(一) 夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として、指定障害者支援施設等ごとに設定するものとする。）において夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合</p> <p>(二) 夜勤時間帯において夜勤を行う生活支援員の員数が指定障</p>

改正後	現 行
<p>(10) 個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について</p> <p>① 対象となる障害福祉サービス 療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型（基準該当就労継続支援B型を含む。）、<u>就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助</u></p> <p>② 算定される単位数</p> <p><u>(一) 減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。</u></p> <p><u>(二) 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。</u></p> <p>※ <u>(一) 及び (二) 当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではないことに留意すること。</u></p> <p>③ (略)</p>	<p>害者支援施設基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合</p> <p>⑤ 減算を行うに当たっては、(10)の⑤と同様に行うものであること。</p> <p>⑥ 都道府県知事は、夜勤を行う生活支援員の不足状態が続く場合には、夜勤を行う生活支援員の確保を指導し、当該指導に従わない場合には、指定の取消しを検討すること。</p> <p>(10) 個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について</p> <p>① 対象となる障害福祉サービス 療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型（基準該当就労継続支援B型を含む。）、<u>共同生活援助</u></p> <p>② 算定される単位数 <u>所定単位数の100分の95とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものではないことに留意すること。</u></p> <p>③ 個別支援計画未作成減算については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき、個別支援計画の作成</p>

改正後	現 行
<p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(11) 平均利用期間が標準利用期間を超える指定障害福祉サービス事業所等における所定単位数の算定について</p> <p>① 対象となる障害福祉サービス 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）、<u>就労移行支援、自立生活援助</u></p> <p>② (略)</p>	<p>が適切に行われていない場合に、報酬告示の規定に基づき、介護給付費等を減額することとしているところであるが、これは個別支援計画に基づく適正なサービスの提供を確保するためのものであり、指定障害福祉サービス事業者等は、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の個別支援計画に係る規定を遵守しなければならないものとする。</p> <p>④ 個別支援計画未作成等減算の具体的取扱い 具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算するものであること。</p> <p>(一) サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと。</p> <p>(二) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。</p> <p>⑤ 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p> <p>(11) 平均利用期間が標準利用期間を超える指定障害福祉サービス事業所等における所定単位数の算定について</p> <p>① 対象となる障害福祉サービス 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援</p> <p>② 算定される単位数</p>

改正後	現 行
<p>③ (略)</p> <p>④ 標準利用期間超過減算の具体的取扱い</p> <p>(-) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 就労移行支援 30 月間 (規則第 6 条の 8 ただし書きの規</p>	<p>所定単位数の 100 分の 95 とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の 100 分の 95 となるものではないことに留意すること。</p> <p>③ 標準利用期間超過減算については、指定障害福祉サービス事業所等ごとの利用者の平均利用期間が標準利用期間に 6 月を加えた期間を超える場合に、報酬告示の規定に基づき、訓練等給付を減額することとしているところであるが、これはサービスが効果的かつ効率的に行われるよう、標準利用期間を設定したことについて実効性をもたせるものである。このため、平均利用期間が標準利用期間を超過することのみをもって、直ちに指定の取消しの対象となるものではないが、都道府県知事は、こうした趣旨を踏まえ、適切な指導を行うこと。</p> <p>④ 標準利用期間超過減算の具体的取扱い</p> <p>(-) 指定障害福祉サービス事業所等が提供する各サービスの利用者（サービスの利用開始から 1 年を超過していない者を除く。）ごとの利用期間の平均値が標準利用期間に 6 月間を加えて得た期間を超えている 1 月間について、指定障害福祉サービス事業所等における当該サービスの利用者全員につき、減算するものとする。</p> <p>なお、「標準利用期間に 6 月間を加えて得た期間」とは具体的に次のとおりであること。</p> <p>ア 自立訓練（機能訓練） 24 月間</p> <p>イ 自立訓練（生活訓練） 30 月間</p> <p>ウ 就労移行支援 30 月間（障害者の日常生活及び社会生活</p>

改正後	現 行
<p>定の適用を受ける場合にあつては、42 月間又は 66 月間とする。)</p> <p>エ <u>自立生活援助</u> <u>18 月間</u></p> <p>(二) (略)</p> <p><u>(12) 身体拘束等にかかる記録が未作成の場合の所定単位数の算定について</u></p> <p>① <u>対象となる障害福祉サービス</u> 療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練（機能</p>	<p><u>を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「規則」という。）</u> 第 6 条の 8 ただし書きの規定の適用を受ける場合にあつては、42 月間又は 66 月間とする。)</p> <p>(新設)</p> <p>(二) 利用者ごとの利用期間については、次のとおり算定するものとする。</p> <p>ア 当該利用者のサービス利用開始日から各月の末日までの間の月数を算出するものとする。この場合において、サービス利用開始日が月の初日の場合にあつてはサービス利用開始日の属する月を含み、月の 2 日目以降の場合にあつては当該月を含まず、翌月以降から起算するものとする。</p> <p>イ 規則第 6 条の 6 第 1 号括弧書きの規定により、標準利用期間が 36 月間とされる自立訓練（機能訓練）の利用者については、アにより算定した期間を 1.75 で除して得た期間とする。</p> <p>ウ 規則第 6 条の 6 第 2 号括弧書きの規定により、標準利用期間が 36 月間とされる自立訓練（生活訓練）の利用者については、アにより算定した期間を 1.4 で除して得た期間とする。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p>訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型(基準該当就労継続支援B型を含む。)、共同生活援助</p> <p>② 算定される単位数 1日につき5単位を所定単位数から減算する。</p> <p>③ 当該減算については、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる記録が行われていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数から減算することとする。なお、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとする。</p> <p>④ 都道府県知事は、当該記録の未作成が継続する場合には、記録の作成を行うよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p> <p>[13] 複数の減算事由に該当する場合の取扱いについて 複数の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、原則として、それぞれの減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減算となる単位数が同じ場合</p>	<p>[12] 複数の減算事由に該当する場合の取扱い 複数の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、原則として、それぞれの減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合については、<u>いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行うこと</u>(所定単位数の100分の70×</p>

改正後	現行
<p>は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行うこと。なお、減算を適用するにあたっては、その事業所の運営実態を踏まえて判断されたい。</p> <p>(例1) <u>定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、人員欠如減算について所定単位数の100分の50に該当する場合</u> → <u>所定単位数の100分の50の報酬を算定</u></p> <p>(例2) <u>定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、人員欠如減算について所定単位数の100分の70に該当する場合</u> → <u>所定単位数の100分の70の報酬を算定</u></p> <p>なお、都道府県知事は、複数の減算事由に該当する場合には、重点的な指導を行うとともに、当該指導に従わない場合には、指定の取消しを検討しなければならないものとする。</p> <p>2. 介護給付費 (1) 居宅介護サービス費 ① (略)</p>	<p><u>100分の70＝所定単位数の100分の49の報酬を算定するものではないこと。</u></p> <p>なお、都道府県知事は、複数の減算事由に該当する場合には、重点的な指導を行うとともに、当該指導に従わない場合には、指定の取消しを検討しなければならないものとする。</p> <p>2. 介護給付費 (1) 居宅介護サービス費 ① 居宅介護サービス費の算定について 居宅介護の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した居宅介護計画に基づいて行われる必要がある。なお、居宅介護については、派遣される従業者の種別により所定単位数が異なる場合があることから、居宅介護計画におけるサービス内容の記載に当たっては、派遣される従業者の種別についても記載すること。 事業者は、当該居宅介護計画を作成するに当たって、支給量が30分を単位（家事援助においては、最初の30分以降は15分を単</p>

改正後	現 行
<p>② (略)</p> <p>③ 居宅介護の所要時間について</p> <p>(-) (略)</p>	<p>位とする。)として決定されることを踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を踏まえることが必要である。</p> <p>また、指定居宅介護等を行った場合には、実際に要した時間により算定されるのではなく、当該居宅介護計画に基づいて行われるべき指定居宅介護等に要する時間に基づき算定されることに留意する必要がある。</p> <p>なお、当初の居宅介護計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに居宅介護計画の見直し、変更を行うことが必要であること。</p> <p>② 基準単価の適用について</p> <p>居宅介護計画上のサービス提供時間と実際のサービス提供時間に大幅な乖離があり、かつ、これが継続する場合は、当然に居宅介護計画の見直しを行う必要があること。</p> <p>③ 居宅介護の所要時間</p> <p>(-) 居宅介護の報酬単価については、短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて、所要時間 30 分未満の「居宅における身体介護が中心である場合」（以下「身体介護中心型」という。）など短時間サービスが高い単価設定になっているが、これは、1日に短時間の訪問を複数回行うことにより、居宅における介護サービスの提供体制を強化するために設定されているものであり、利用者の生活パターンに合わせて居宅介護を行うためのものである。したがって、単に1回の居宅介護を複数回に区分して行うことは適切ではなく、1日に居宅介護を複</p>

改正後	現 行
<p>(二) (略)</p> <p>(三) (略)</p> <p>④ 「家事援助中心型」の単位を算定する場合について (略)</p>	<p>数回算定する場合にあつては、概ね2時間以上の間隔を空けなければならないものとする。別のサービス類型を使う場合は、間隔が2時間未満の場合もあり得るが、身体介護中心型を30分、連続して「家事援助が中心である場合」（以下「家事援助中心型」という。）を30分、さらに連続して身体介護中心型を算定するなど、別のサービス類型を組み合わせることにより高い単価を複数回算定することは、単価設定の趣旨とは異なる不適切な運用であり、この場合、前後の身体介護を1回として算定する。なお、身体の状態等により、短時間の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行わなければならない場合や、別の事業者の提供する居宅介護との間隔が2時間未満である場合はこの限りではない。</p> <p>(二) 1人の利用者に対して複数の居宅介護従業者が交代して居宅介護を行った場合も、1回の居宅介護としてその合計の所要時間に応じた所定単位数を算定する。</p> <p>(三) 「所要時間30分未満の場合」で算定する場合の所要時間は20分程度以上とする。ただし、夜間、深夜及び早朝の時間帯に提供する指定居宅介護等にあつてはこの限りでない。所要時間とは、実際に居宅介護を行った時間をいうものであり、居宅介護のための準備に要した時間等は含まない。</p> <p>④ 「家事援助中心型」の単位を算定する場合 「家事援助中心型」の単位を算定することができる場合として、「利用者が一人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされたが、こ</p>

改正後	現 行
<p>⑤ 「通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合」（以下「通院等介助（身体介護を伴う場合）」という。）又は「通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合」（以下「通院等介助（身体介護を伴わない場合）」という。）（以下「通院等介助」と総称する。）の単位を算定する場合について （略）</p> <p>⑥ 「通院等乗降介助」の単位を算定する場合について</p>	<p>れは、家族等の障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合を含むものであること。</p> <p>⑤ 「通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合」（以下「通院等介助（身体介護を伴う場合）」という。）又は「通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合」（以下「通院等介助（身体介護を伴わない場合）」という。）（以下「通院等介助」と総称する。）の単位を算定する場合 利用目的について、「通院等又は官公署（国、都道府県及び市町村の機関、外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。）並びに指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所）への移動（公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。以下単に「通院等」という。）のため」とは、病院への通院等を行う場合、公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために官公署に訪れる場合、指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所を訪れる場合をいうものであるが、相談の結果、見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合を含むものとする。なお、「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」（以下「通院等乗降介助」という。）としての通院等の介助と同じものである。</p> <p>⑥ 「通院等乗降介助」の単位を算定する場合</p>

改正後	現 行
(略)	<p>(一) 指定居宅介護事業所等が「通院等乗降介助」を行う場合には、当該所定単位数を算定することとし、身体介護中心型、通院等介助の所定単位数は算定できない。当該所定単位数を算定するに当たっては、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）等他の法令等に抵触しないよう留意すること。なお、移送行為そのもの、すなわち運転時間中は当該所定単位数の算定対象ではなく、移送に係る経費（運賃）は評価しない。</p> <p>(二) 当該所定単位数を算定することができる場合、片道につき所定単位数を算定する。よって、乗車と降車のそれぞれについて区分して算定することはできない。</p> <p>(三) 複数の利用者に「通院等乗降介助」を行った場合であって、乗降時に 1 人の利用者に対して 1 対 1 で行う場合には、それぞれ算定できる。なお、効率的なサービスの観点から移送時間を極小化すること。</p> <p>(四) サービス行為について、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先での受診等の手続、移動等の介助」とは、それぞれ具体的に介助する行為を要することとする。例えば、利用者の日常生活動作能力などの向上のために、移動時、転倒しないように側について歩き、介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る場合は算定対象となるが、乗降時に車両内から見守るのみでは算定対象とならない。</p> <p>また、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」に加えて、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」</p>

改正後	現 行
<p>⑦ 「通院等乗降介助」と「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の区分について （略）</p>	<p>を行うか、又は、「通院先での受診等の手続、移動等の介助」を行う場合に算定対象となるものであり、これらの移動等の介助又は受診等の手続を行わない場合には算定対象とならない。</p> <p>(五) 「通院等乗降介助」は、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先での受診等の手続、移動等の介助」を一連のサービス行為として含むものであり、それぞれの行為によって細かく区分し、「通院等乗降介助」又は「通院等介助」として算定できない。例えば、通院等に伴いこれに関連して行われる、居室内での「声かけ・説明」・「病院等に行くための準備」や通院先等での「院内の移動等の介助」は、「通院等乗降介助」に含まれるものであり、別に「通院等介助」として算定できない。</p> <p>なお、同一の事業所において、1人の利用者に対して複数の居宅介護従業者が交代して「通院等乗降介助」を行った場合も、1回の「通院等乗降介助」として算定し、居宅介護従業者ごとに細かく区分して算定できない。</p> <p>(六) 「通院等乗降介助」を算定するに当たっては、適切なアセスメントを通じて、生活全般の解決すべき課題に対応した様々なサービス内容の一つとして、総合的な援助の一環としてあらかじめ居宅介護計画に位置付けられている必要がある。</p> <p>⑦ 「通院等乗降介助」と「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の区分 「通院等乗降介助」を行うことの前後に連続して相当の所要時</p>

改正後	現 行
<p>⑧ 「通院等乗降介助」等と「身体介護中心型」の区分について (略)</p> <p>⑨ サービス区分及び居宅介護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについてについて (-) 「身体介護中心型」の単位を算定する場合 ア (略)</p>	<p>間(20分～30分程度以上)を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合には、その所要時間に応じた「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等乗降介助」の所定単位数は算定できない。</p> <p>(例) (乗車の介助の前に連続して)寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合。</p> <p>⑧ 「通院等乗降介助」等と「身体介護中心型」の区分 「通院等乗降介助」又は「通院等介助(身体介護を伴う場合)」を行うことの前後において、居宅における外出に直接関連しない身体介護(入浴介助、食事介助など)に30分～1時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、これらを通算した所要時間に応じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等乗降介助」及び「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の所定単位数は算定できない。なお、本取扱いは、「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」の対象者には適用しないものであること。</p> <p>⑨ サービス区分及び居宅介護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて (-) 「身体介護中心型」の単位を算定する場合 ア 介護福祉士、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号)附則第2条第2項の規定により行うことができることとされた同法第2条の2の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62</p>

改正後	現 行
<p>イ (略)</p> <p>ウ 重度訪問介護従業者養成研修課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。)(以下「重度訪問介護研修修了者」という。)であって、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有</p>	<p>年法律第 30 号) 第 40 条第 2 項第 2 号の指定を受けた学校又は養成施設において一月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者(以下「実務者研修修了者」という。)、居宅介護職員初任者研修課程(相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程修了者については、相当する研修課程修了者に含むものとする。)(以下「初任者研修課程修了者等」と総称する。) → 「所定単位数」</p> <p>イ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成 24 年厚生労働省令第 25 号)による改正前の介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する訪問介護に関する 3 級課程修了者については、相当する研修課程修了者に含むものとする。)及び実務経験を有する者(平成 18 年 3 月 31 日において身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたものをいう。)(以下「基礎研修課程修了者等」と総称する。) → 「所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数」</p> <p>ウ 重度訪問介護従業者養成研修課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。)(以下「重度訪問介護研修修了者」という。)であって、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有</p>

改正後	現行
<p>する者 → 「所要時間 3 時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数、所要時間 3 時間以上の場合は <u>632</u> 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに <u>84</u> 単位を加算した単位数」</p> <p>(二) 「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の単位を算定する場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 重度訪問介護研修修了者であって、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者 → 「所要時間 3 時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数、所要時間 3 時間以上の場合は <u>632</u> 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに <u>84</u> 単位を加算した単位数」</p> <p>(三) 「家事援助中心型」の単位を算定する場合</p> <p>ア 初任者研修課程修了者等及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 22 条の 23 第 1 項に規定する生活援助従事者研修課程修了者（以下「生活援助従事者研修修了</p>	<p>する者 → 「所要時間 3 時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数、所要時間 3 時間以上の場合は <u>629</u> 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに <u>83</u> 単位を加算した単位数」</p> <p>(二) 「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の単位を算定する場合</p> <p>ア 初任者研修課程修了者等 → 「所定単位数」</p> <p>イ 基礎研修課程修了者等及び廃止前の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修及び知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者（これらの研修課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を含む。）（以下「旧外出介護研修修了者」という。） → 「所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数」</p> <p>ウ 重度訪問介護研修修了者であって、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者 → 「所要時間 3 時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数、所要時間 3 時間以上の場合は <u>629</u> 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに <u>83</u> 単位を加算した単位数」</p> <p>(三) 「家事援助中心型」の単位を算定する場合</p> <p>ア 初任者研修課程修了者等 → 「所定単位数」</p>

改正後	現行
<p>者」という。) → 「所定単位数」</p> <p>イ (略)</p> <p>(四) 「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」の単位を算定する場合</p> <p>ア 初任者研修課程修了者等及び生活援助従事者研修修了者 → 「所定単位数」</p> <p>イ (略)</p> <p>(五) (略)</p> <p>(六) (略)</p>	<p>イ 基礎研修課程修了者等及び重度訪問介護研修修了者 → 「所定単位数の100分の90に相当する単位数」</p> <p>(四) 「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」の単位を算定する場合</p> <p>ア 初任者研修課程修了者等 → 「所定単位数」</p> <p>イ 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者及び旧外出介護研修修了者 → 「所定単位数の100分の90に相当する単位数」</p> <p>(五) 「通院等乗降介助」の単位を算定する場合</p> <p>ア 初任者研修課程修了者等 → 「所定単位数」</p> <p>イ 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者及び旧外出介護研修修了者 → 「所定単位数の100分の90に相当する単位数」</p> <p>(六) その他</p> <p>居宅介護従業者の資格要件については、居宅介護が短時間に集中して支援を行う業務内容であることを踏まえ、初任者研修課程修了者等を基本とし、基礎研修課程修了者等がサービスを提供する場合には報酬の減算を行うこととしているものである。なお、重度訪問介護研修修了者は、専ら重度訪問介護に従事することを目的として養成されるものであることから、重度訪問介護研修修了者がサービス提供を行う場合にあつては、早朝・深夜帯や年末年始などにおいて、一時的に人材確保の観点</p>

改正後	現 行
<p>⑩ 居宅介護計画上派遣が予定されている種別の従業者と異なる種別の従業者により居宅介護が行われた場合の所定単位数の取扱いについて</p> <p>(-) (略)</p>	<p>から市町村がやむを得ないと認める場合に限るものとする こと。</p> <p>⑩ 居宅介護計画上派遣が予定されている種別の従業者と異なる種別の従業者により居宅介護が行われた場合の所定単位数の取扱い</p> <p>(-) 「身体介護中心型」又は「通院等介助(身体介護を伴う場合)」 次のアからウまでに掲げる場合に応じた所定単位数を算定 する。</p> <p>ア 居宅介護計画上初任者研修課程修了者等が派遣されるこ ととされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業 者が派遣される場合</p> <p>(i) 基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派 遣される場合 基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派 遣される場合の単位数</p> <p>(ii) 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支 援業務の従事経験を有する者が派遣される場合 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支 援業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数</p> <p>イ 居宅介護計画上基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研 修修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事 情によりそれ以外の居宅介護従業者が派遣される場合</p> <p>(i) 初任者研修課程修了者等が派遣される場合 基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派</p>

改正後	現 行
<p>(二) 「家事援助中心型」又は「通院等介助（身体介護を伴わない場合）」</p> <p>ア 居宅介護計画上初任者研修課程修了者等又は生活援助従事者研修課程修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合</p> <p>基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数</p> <p>イ (略)</p>	<p>遣される場合の単位数</p> <p>(ii) 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合</p> <p>重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数</p> <p>ウ 居宅介護計画上重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の居宅介護従業者が派遣される場合</p> <p>重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数</p> <p>(二) 「家事援助中心型」、「通院等介助（身体介護を伴わない場合）」又は「通院等乗降介助」</p> <p>ア 居宅介護計画上初任者研修課程修了者等が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合</p> <p>基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数</p> <p>イ 居宅介護計画上基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合</p> <p>基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数</p>

改正後	現 行
<p>(三) <u>「通院等乗降介助」</u></p> <p>ア <u>居宅介護計画上初任者研修課程修了者等が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合</u> <u>基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数</u></p> <p>イ <u>居宅介護計画上基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合</u> <u>基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数</u></p> <p>⑪ <u>居宅介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づき、居宅介護を提供した場合の取扱いについて</u> <u>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成18年12月6日付け障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の第三の1の(2)の④において、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものである。」とされており、サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、将来に向け当該暫定措置を解消することとしている。このため、指定居宅介護事</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>業所等において、居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置しており、かつ、当該者が作成した居宅介護計画に基づいてサービス提供した場合に居宅介護サービス費を減算することとしたところであり、当該者を配置する指定居宅介護事業所等は、早期にこれらの者に介護福祉士の資格取得等をさせるよう努めること。</u></p> <p>⑫ <u>指定居宅介護事業所等と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護事業所等と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）等に居住する利用者に対する取扱いについて</u></p> <p><u>(一) 同一敷地内建物等の定義</u></p> <p><u>注9の3における「同一敷地内建物等」とは、当該指定居宅介護事業所等と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該指定居宅介護事業所等と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に指定居宅介護事業所等がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。</u></p> <p><u>(二) 同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。以下同じ。）の定義</u></p> <p><u>ア 「当該指定居宅介護事業所等における利用者が同一建物に</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>20人以上居住する建物」とは、(一)に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該指定居宅介護事業所等の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。</u></p> <p><u>イ この場合の利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>(三) 当該減算は、指定居宅介護事業所等と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。</u></p> <p><u>(同一敷地内建物等該当しないものの例)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合</u> <u>・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合</u> <p><u>(四) (一)及び(二)のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定居宅介護事業所等の指定居宅介護事業者等と異なる場合であっても該当する</u></p>	

改正後	現行
<p><u>ものであること。</u></p> <p>(五) <u>同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義</u></p> <p>ア <u>同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定居宅介護事業所等の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものである。</u></p> <p>イ <u>この場合の利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。</u></p> <p>⑬ <u>2人の居宅介護従業者による居宅介護の取扱い等について</u> (略)</p>	<p>⑪ 2人の居宅介護従業者による居宅介護の取扱い等</p> <p>(一) 2人の居宅介護従業者による居宅介護について、それぞれの居宅介護従業者が行う居宅介護について所定単位数が算定される場合のうち、厚生労働大臣が定める要件（平成18年厚生労働省告示第546号。以下「第546号告示」という。）第一号に該当する場合としては、体重が重い利用者に入浴介助等の重介護を内容とする居宅介護を提供する場合等が該当し、第三号に該当する場合としては、例えば、エレベーターのない建物の2階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合等が該当するものであること。したがって、単に安全確保のために深夜の時間帯に2人の居宅介護従業者によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、この取扱いは適用しない。</p> <p>(二) 居宅介護従業者のうち1人が基礎研修課程修了者等、重度訪</p>

改正後	現 行
<p>⑭ 早朝、夜間、深夜の居宅介護の取扱いについて (略)</p>	<p>問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者である場合の取扱い</p> <p>派遣された2人の居宅介護従業者のうちの1人が基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者で、1人がそれ以外の者である場合については、基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者については、基礎研修課程修了者等が派遣される場合の単位数(当該居宅介護従業者が重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者である場合には、それぞれ重度訪問介護研修修了者が派遣される場合の単位数又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数)を、それ以外のヘルパーについては所定単位数を、それぞれ別に算定すること。</p> <p>⑫ 早朝、夜間、深夜の居宅介護の取扱いについて</p> <p>早朝、夜間、深夜の居宅介護の取扱いについては、原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定されるものであること。</p> <p>ただし、基準額の最小単位(最初の30分とする。)までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること)。また、基準額の最小単位以降の30分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該30分の開始時刻が属する時間帯により算定すること(当該30分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、当該30</p>

改正後	現 行
<p>⑮ 特定事業所加算の取扱いについて (略)</p> <p>(-) 体制要件 ア (略)</p>	<p>分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること)。なお、「家事援助」については、基準額の最小単位以降の15分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該15分の開始時刻が属する時間帯により算定すること(当該15分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が8分未満である場合には、当該15分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること)。</p> <p>また、「通院等乗降介助」については、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間(運転時間を除く。)が15分未満である場合には、多くの時間(運転時間を除く。)を占める時間帯の算定基準により算定すること)。</p> <p>なお、土日祝日等におけるサービス提供を行った場合であっても、土日祝日等を想定した加算はないこと。</p> <p>⑬ 特定事業所加算の取扱い</p> <p>特定事業所加算の各算定要件については、次に定めるところによる。</p> <p>(-) 体制要件</p> <p>ア 計画的な研修の実施</p> <p>厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第543号。以下「第543号告示」という。)第1号イ(1)の「居宅介護従業者ごとに研修計画を作成」又は同号ニ(2)の「サービス提供責任者ごとに研修計画を作成」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を</p>

改正後	現 行
<p>イ 会議の定期的開催</p> <p>第 543 号告示第 1 号イ (2) (一) の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定居宅介護事業所又は当該共生型居宅介護事業所における居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる居宅介護従業者のすべてが参加するものでなければならない。また、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。</p> <p>なお、利用者に対して、原則として土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者が従業者 1 人ひとりと個別に、又は数人ごとに開催する方法により開催することで差し支えない。</p> <p>また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、概ね 1 月に 1 回以上開催されている必要がある。</p> <p>ウ (略)</p>	<p>定めるとともに、居宅介護従業者又はサービス提供責任者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 会議の定期的開催</p> <p>第 543 号告示第 1 号イ (2) (一) の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定居宅介護事業所における居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる居宅介護従業者のすべてが参加するものでなければならない。また、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。</p> <p>なお、利用者に対して、原則として土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者が従業者 1 人ひとりと個別に、又は数人ごとに開催する方法により開催することで差し支えない。</p> <p>また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、概ね 1 月に 1 回以上開催されている必要がある。</p> <p>ウ 文書等による指示及びサービス提供後の報告</p> <p>第 543 号告示第 1 号イ (2) (二) の「当該利用者に関する情</p>

改正後	現 行
	<p>報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者のADLや意欲 ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・ 家族を含む環境 ・ 前回のサービス提供時の状況 ・ その他サービス提供に当たって必要な事項 <p>「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については変更があった場合に記載することで足りるものとし、1日のうち、同一の居宅介護従業者が同一の利用者に複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、当該利用者に係る文書等の指示及びサービス提供後の報告を省略することも差し支えないものとする。</p> <p>サービス提供責任者が事業所に不在時のサービス提供に係る文書等による指示及びサービス提供後の報告については、サービス提供責任者が事前一括指示を行い、適宜事後に報告を受けることも差し支えないものとする。この場合、前回のサービス提供時の状況等については、居宅介護従業者の間で引継ぎを行う等、適切な対応を図るとともに、利用者の体調の急変等の際の対応のためサービス提供責任者との連絡体制を適切に確保すること。</p> <p>同(二)の「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも</p>

改正後	現 行
<p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p>	<p>可能である。</p> <p>また、利用者に対して、原則として土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者の勤務時間外にもサービス提供が行われることから、サービス提供責任者の勤務時間内に対応可能な範囲での伝達で差し支えない。</p> <p>なお、同(二)の居宅介護従業者から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存しなければならない。</p> <p>エ 定期健康診断の実施</p> <p>第543号告示第1号イ(3)の健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない居宅介護従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに、加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。</p> <p>オ 緊急時における対応方法の明示</p> <p>第543号告示第1号イ(4)の「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。なお、交付すべき文書については、重要事項説</p>

改正後	現行
<p>カ (略)</p> <p>(二) 人材要件</p> <p>ア (略)</p>	<p>明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。</p> <p>カ 熟練した居宅介護従業者の同行による研修</p> <p>第543号告示第1号イ(5)の「熟練した居宅介護従業者の同行による研修」については、サービス提供責任者又はサービス提供責任者と同等と認められる居宅介護従業者(当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある居宅介護従業者)が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。</p> <p>(二) 人材要件</p> <p>ア 居宅介護従業者要件</p> <p>第543号告示第1号イ(6)の介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。</p> <p>なお、介護福祉士、実務者研修修了者又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする。</p> <p>看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1級課程又は居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等</p>

改正後	現行
<p>イ サービス提供責任者要件</p> <p>第543号告示第1号イ(7)の「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修修了前の従事期間も含めるものとする。</p> <p>「5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者若しくは1級課程修了者」について、看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1級課程又は居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、同(7)の要件に含むものとする。</p> <p>また、同(8)については、指定障害福祉サービス基準第5条第2項の規定により常勤のサービス提供責任者を2人配置することとされている事業所において、同項ただし書により常勤のサービス提供責任者を1人配置し、非常勤のサービス提供責任者を常勤換算方法で必要とされる員数配置す</p>	<p>については、同(6)の要件に含むものとする。</p> <p>また、同(6)の「常勤の居宅介護従業者」とは、サービス提供時間に含まれるすべての常勤の居宅介護従業者が対象となる。</p> <p>なお、常勤の居宅介護従業者とは、事業所で定めた勤務時間（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）のすべてを勤務している居宅介護従業者をいう。</p> <p>イ サービス提供責任者要件</p> <p>第543号告示第1号イ(7)の「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修修了前の従事期間も含めるものとする。</p> <p>「5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者若しくは1級課程修了者」について、看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1級課程又は居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、同(7)の要件に含むものとする。</p> <p>また、同(8)については、指定障害福祉サービス基準第5条第2項の規定により常勤のサービス提供責任者を2人配置することとされている事業所において、同項ただし書により常勤のサービス提供責任者を1人配置し、非常勤のサービス提供責任者を常勤換算方法で必要とされる員数配置す</p>

改正後	現行
<p>ることで基準を満たすことになるが、本要件を満たすためには、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置しなければならないとしているものである。</p> <p>なお、同号ニ（3）については、指定障害福祉サービス基準第5条第2項の規定により配置されることとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所であって、基準により配置することとされている常勤のサービス提供責任者の数（サービス提供責任者の配置について、常勤換算方法を採用する事業所を除く。）を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置しなければならないこととしているものである。</p> <p>(三) (略)</p>	<p>ることで基準を満たすことになるが、本要件を満たすためには、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置しなければならないとしているものである。</p> <p>なお、同号ニ（3）については、指定障害福祉サービス基準第5条第2項の規定により配置されることとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の指定居宅介護事業所であって、基準により配置することとされている常勤のサービス提供責任者の数（サービス提供責任者の配置について、常勤換算方法を採用する事業所を除く。）を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置しなければならないこととしているものである。</p> <p>(三) 重度障害者対応要件</p> <p>第543号告示第1号イ（9）の障害支援区分5以上である者又は同号ニ（4）の障害支援区分4以上である者、喀痰吸引等（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養をいう。以下同じ。）を必要とする者の割合については、前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。</p> <p>また、本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られること。</p>

改正後	現 行
<p>(四) (略)</p> <p>⑩ 特別地域加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑪ 緊急時対応加算の取扱いについて (略)</p>	<p>(四) 割合の計算方法</p> <p>(二) アの職員の割合及び(三)の利用実人員の割合の計算は、次の取扱いによるものとする。</p> <p>ア 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。</p> <p>イ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員又は利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。</p> <p>また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。</p> <p>⑭ 特別地域加算の取扱い</p> <p>特別地域加算を算定する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第31条第5号に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、指定障害福祉サービス基準第21条第3項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。</p> <p>⑮ 緊急時対応加算の取扱い</p> <p>(一) 「緊急に行った場合」とは、居宅介護計画に位置付けられていない居宅介護(身体介護が中心である場合及び通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合に限る。)を、利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合をいうものとする。</p>

改正後	現 行
<p>⑱ 初回加算の取扱いについて (略)</p>	<p>(二) 当該加算は、1回の要請につき1回を限度として算定できるものとする。</p> <p>(三) 当該加算の対象となる居宅介護の所要時間については、③(一)及び(二)の規定は適用されないものとする。したがって、所要時間が20分未満であっても、30分未満の身体介護中心型の所定単位数の算定及び当該加算の算定は可能であり、当該加算の対象となる居宅介護と当該居宅介護の前後に行われた居宅介護の間隔が2時間未満であった場合であっても、それぞれの所要時間に応じた所定単位数を算定する(所要時間を合算する必要はない)ものとする。</p> <p>(四) 緊急時対応加算の対象となる指定居宅介護等の提供を行った場合は、指定障害福祉サービス基準第19条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該居宅介護の提供時刻及び緊急時対応加算の算定対象である旨等を記録するものとする。</p> <p>⑲ 初回加算の取扱い</p> <p>(一) 本加算は、利用者が過去2月に、当該指定居宅介護事業所等から指定居宅介護等の提供を受けていない場合に算定されるものである。</p> <p>(二) サービス提供責任者が、居宅介護に同行した場合については、指定障害福祉サービス基準第19条に基づき、同行訪問した旨を記録するものとする。また、この場合において、当該サービス提供責任者は、居宅介護に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。</p>

改正後	現行
<p>⑱ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第1の3の利用者負担上限額管理加算の注中、「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。</p> <p>なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。</p> <p>⑳ 福祉専門職員等連携加算について</p> <p>(一) 「利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合」とは、サービス提供責任者が当該利用者に関わったサービス事業所、指定障害者支援施設等又は医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、公認心理師、作業療法士、言語聴覚士、看護師、保健師等の国家資格を有する者（以下「社会福祉士等」という。）との連携に基づき、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、居宅介護従業者が当該行為を可能な限り、より適切に行うことができるよう、利用者が有する能力、現在の状況、その改善及び維持の可能性の評価等（以下「アセスメント」という。）を勘案した上で居宅介護従業者が提供する指定居宅介護等の内容を定めた居宅介護計画を作成した場合をいう。</p> <p>(二) (略)</p>	<p>⑰ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第1の3の利用者負担上限額管理加算の注中、「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。</p> <p>なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。</p> <p>⑱ 福祉専門職員等連携加算について</p> <p>(一) 「利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合」とは、サービス提供責任者が当該利用者に関わったサービス事業所、指定障害者支援施設等又は医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、保健師等の国家資格を有する者（以下「社会福祉士等」という。）との連携に基づき、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、居宅介護従業者が当該行為を可能な限り、より適切に行うことができるよう、利用者が有する能力、現在の状況、その改善及び維持の可能性の評価等（以下「アセスメント」という。）を勘案した上で居宅介護従業者が提供する指定居宅介護等の内容を定めた居宅介護計画を作成した場合をいう。</p> <p>(二) 社会福祉士等は、利用者の同意を得た上で、居宅介護計画が</p>

改正後	現行
<p>(三) (略)</p> <p>(四) (略)</p> <p>(五) (略)</p> <p>⑳ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて</p> <p>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成 30 年 3 月 30 日付け障障発 0330 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知））を参照すること。</p> <p>(2) 重度訪問介護サービス費</p> <p>① 重度訪問介護の対象者について</p>	<p>利用者の障害特性及び、社会福祉士等が既に把握している利用者個人の状態や状況に応じたより適切な計画となるように、サービス提供責任者に対して詳細な情報提供を行うこと。</p> <p>(三) 社会福祉士等は、(一)の「アセスメント」及び(二)の当該利用者の特性に関する情報を踏まえて、サービス提供責任者に具体的な助言を行い、居宅介護計画の作成に協力すること。</p> <p>(四) 本加算は、社会福祉士等が居宅介護事業所のサービス提供責任者と同時帯に訪問する初回の日から起算して 90 日以内で上限 3 回まで、当該居宅介護計画に基づき支援した回数に応じて所定単位数を加算する。</p> <p>(五) 指定居宅介護事業所等からサービス事業所、指定障害者支援施設等、医療機関等への支払いは、個々の契約に基づくものとする。</p> <p>⑲ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて</p> <p>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成 29 年 3 月 28 日付け障障発 0328 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知））を参照すること。</p> <p>(2) 重度訪問介護サービス費</p> <p>① 重度訪問介護の対象者について</p>

改正後	現行
<p><u>(一) 病院等に入院又は入所をしている障害者以外の障害者に対して提供した場合</u></p> <p>区分4以上に該当し、次のア又はイのいずれかに該当する者</p> <p>ア 二肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。）別表第一における調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されているもの</p> <p>イ 第543号告示の別表第二に掲げる行動関連項目の合計点数が10点以上である者</p> <p><u>(二) 病院等に入院又は入所をしている障害者に対して提供した場合</u></p> <p><u>(一)のうち、区分6に該当し、病院等へ入院又は入所する前から重度訪問介護を利用している者</u></p> <p>② 重度訪問介護サービス費の算定について</p> <p>重度訪問介護は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものに対して、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、食事や排せつ等の身体介護、調理や洗濯等の家事援助、コミュニケーション支援や家電製品等の操作等の援助及び外出時における移動中の介護が、総合的かつ断続的に提供されるような支援をいうものである。</p> <p>したがって、重度訪問介護については、比較的長時間にわたり、</p>	<p>区分4以上に該当し、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する者</p> <p><u>(一) 二肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）別表第一における調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されているもの</u></p> <p><u>(二) 第543号告示の別表第二に掲げる行動関連項目の合計点数が10点以上である者</u></p> <p>② 重度訪問介護サービス費の算定について</p> <p>重度訪問介護は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものに対して、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、食事や排せつ等の身体介護、調理や洗濯等の家事援助、コミュニケーション支援や家電製品等の操作等の援助及び外出時における移動中の介護が、総合的かつ断続的に提供されるような支援をいうものである。</p> <p>したがって、重度訪問介護については、比較的長時間にわたり、</p>

改正後	現 行
<p>日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、身体介護や家事援助等の援助が断続的に行われることを総合的に評価して設定しており、同一の事業者がこれに加えて身体介護及び家事援助等の居宅介護サービス費を算定することはできないものであること。</p> <p>ただし、当該者にサービスを提供している事業所が利用者の希望する時間帯にサービスを提供することが困難である場合であって、他の事業者が身体介護等を提供する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>また、外出時において、行動援護サービスを利用する場合の方が適している場合にあつては、重度訪問介護に加えて、行動援護サービス費を算定することは差し支えないこととする。</p> <p><u>なお、病院等に入院又は入所中の障害者に重度訪問介護を行った場合の重度訪問介護サービス費の算定については以下のとおりとする。</u></p> <p><u>(一) 病院等に入院又は入所中には、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の規定による療養の給付や介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による介護給付等（以下「他法給付」という。）が行われることなどから、重度訪問介護により提供する支援は、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本とする。なお、意思疎通の支援の一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されることに留意されたい。</u></p>	<p>日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、身体介護や家事援助等の援助が断続的に行われることを総合的に評価して設定しており、同一の事業者がこれに加えて身体介護及び家事援助等の居宅介護サービス費を算定することはできないものであること。</p> <p>ただし、当該者にサービスを提供している事業所が利用者の希望する時間帯にサービスを提供することが困難である場合であつて、他の事業者が身体介護等を提供する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>また、外出時において、行動援護サービスを利用する場合の方が適している場合にあつては、重度訪問介護に加えて、行動援護サービス費を算定することは差し支えないこととする。</p>

改正後	現 行
<p><u>なお、他法給付のうち、健康保険法の規定による療養の給付を受けている患者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）第 20 条第 7 号において、「保険医は、患者の負担により、患者に保険医療機関の従業者以外の者による看護を受けさせてはならない。」と、介護保険法の規定による介護給付を受けている入所者等についても、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）等において、「介護老人保健施設は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。」等と規定されている。</u></p> <p><u>このため、病院等に入院又は入所中の利用者に対する重度訪問介護の提供に当たっては、病院等との連携のもとに行うことを報酬算定上の要件としている。当該要件は、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等で提供される治療等に影響がないように病院等の職員と十分に調整した上で行う必要があるために設けたものであることに留意されたい。</u></p> <p><u>また、入院又は入所中の病院等からの外出する場合の支援（他法給付と重複しないものに限る。）についても重度訪問介護を利用できるものであることに留意されたい。</u></p> <p><u>(二) 重度訪問介護従業者は、利用者との意思疎通を図ることができる者とする。</u></p> <p><u>(三) 入院又は入所中の病院等における支援等に当たっては、原</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>則として、指定重度訪問介護事業所等と当該病院等が、利用者の病状等や病院等が行う治療等及び重度訪問介護の支援の内容について共有した上で行うこととする。</u></p> <p><u>(四) 入院又は入所した病院等において利用を開始した日から起算して90日を超えて支援を行う場合は、障害者へのコミュニケーション支援等の必要性について、市町村が認めた場合に限り、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定する。</u> <u>90日を超える利用に当たっては、30日ごとに、重度訪問介護の必要性について市町村が認める必要があるものとする。</u></p> <p><u>また、当該日数について、入院又は入所していた病院等から利用者が転院する等により、意思疎通の支援等の必要性が改めて認められる場合にあっては、転院先の病院等において利用を開始した日から改めて起算するものとする。</u></p> <p>③ 重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する者に対する重度訪問介護について</p> <p>ア ①の(一)のイに規定する者については、行動障害に専門性を有する行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整などを行った上で、重度訪問介護を行った場合に所定単位数が算定できるものであること。</p> <p>イ (略)</p>	<p>③ 重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する者に対する重度訪問介護について</p> <p>ア ①の(二)に規定する者については、行動障害に専門性を有する行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整などを行った上で、重度訪問介護を行った場合に所定単位数が算定できるものであること。</p> <p>イ 従業者については、専門性を確保するため、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号。以下「居宅介護従業者基準」という。）の別表</p>

改正後	現 行
<p>ウ (略)</p> <p>④ (略)</p>	<p>第五に定める内容以上の研修課程をいう。) 、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(居宅介護従業者基準別表第五に定める内容以上のものをいう。) 、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は行動援護従業者養成研修(居宅介護従業者基準別表第八に定める内容以上の研修課程をいう。)を修了していることが望ましい。</p> <p>ウ 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程及び強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)は、アセスメントを理解してサービスを提供する上で必要な研修と位置づけているところであり、アセスメントを行う側の研修ではないことから、これらの研修のみを修了した者については、アに定める「行動障害に専門性を有する行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整を行う者」としては望ましくない。</p> <p>④ 重度訪問介護の所要時間について</p> <p>(-) 短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて短時間サービスが高い単価設定となっている居宅介護に対し、重度訪問介護については、同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、重度訪問介護従業者の1日当たりの費用(人件費及び事業所に係る経費)を勘案し8時間を区切りとする単価設定としているものである。また、8時間を超えるサービス提供を行う場合には、事業所の管理コストが逡減することを踏まえ、8時間までの報酬単価の95%相当額を算定することとしているものである。したがって、同一の事業者が、1日に複数回の重度訪問介護を行う場合には、1日分の所</p>

改正後	現 行
	<p>要時間を通算して算定する。この場合の1日とは、0時から24時までを指すものであり、翌日の0時以降のサービス提供分については、所要時間1時間から改めて通算して算定する。また、1日の範囲内に複数の事業者が重度訪問介護を行う場合には、それぞれの事業者ごとに1日分の所要時間を通算して算定する。</p> <p>(例) 1日に、所要時間7時間30分、7時間30分の2回行う場合</p> <p>→ 通算時間 7時間30分+7時間30分=15時間</p> <p>→ 算定単位 「所要時間12時間以上16時間未満の場合」</p> <p>(二) 1回のサービスが午前0時をまたいで2日にわたり提供される場合、午前0時が属する30分の範囲内における午前0時を超える端数については、1日目の分に含めて算定する。</p> <p>(例) 22時45分から6時45分までの8時間の連続するサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 22時45分から0時15分までの時間帯の算定方法1日目分1時間30分として算定 ・ 0時15分から6時45分までの時間帯の算定方法2日目分6時間30分として算定 <p>(三) 重度訪問介護にかかる報酬は、事業者が作成した重度訪問介護計画に基づいて行われるべき指定重度訪問介護等に要する時間により算定されることとなるが、当該重度訪問介護計画の作成に当たっては、支給量が30分を単位として決定されること、また、報酬については1日分の所要時間を通算して算定さ</p>

改正後	現行
<p>⑤ 特に重度の障害者に対する加算の取扱いについて</p> <p>重度訪問介護従業者養成研修（居宅介護従業者基準の別表第三に定める内容以上の研修課程又は別表第四に定める内容以上の研修課程をいう。）を修了した者が、①の（-）<u>ア及び（二）</u>に規定する者のうち、重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者に対して重度訪問介護を行った場合にあっては所定単位数の100分の15に相当する単位数を、区分6に該当する者に対して重度訪問介護を行った場合にあっては所定単位数の100分の8.5に相当する単位数を、それぞれ所定単位数に加算する。</p> <p>なお、重度訪問介護従業者養成研修（居宅介護従業者基準第1条第5号に規定する重度訪問介護従業者養成研修をいう。）を修了した者が、加算対象となる重度障害者に対して重度訪問介護を行う場合は、当該加算対象者に対する緊急時の対応等についての付加的な研修である重度訪問介護従事者養成研修追加課程（居宅介護従業者基準の別表第三に定める内容以上の研修課程をいう。）又は重度訪問介護従業者養成研修統合課程（居宅介護従業者基準の別表第四に定める内容以上の研修課程をいう。）を修了している場合についてのみ所定単位数が算定できるものであること。</p> <p>⑥ <u>二人の重度訪問介護従業者による重度訪問介護の取扱い等について</u></p> <p><u>（-） 2の（1）の⑬の（-）の規定を準用する。</u></p> <p><u>（二） 二人の重度訪問介護従業者による重度訪問介護について、</u></p>	<p>れることを踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を十分に踏まえることが重要である。</p> <p>⑤ 特に重度の障害者に対する加算の取扱いについて</p> <p>重度訪問介護従業者養成研修（居宅介護従業者基準の別表第三に定める内容以上の研修課程又は別表第四に定める内容以上の研修課程をいう。）を修了した者が、①の（-）に規定する者のうち、重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者に対して重度訪問介護を行った場合にあっては所定単位数の100分の15に相当する単位数を、区分6に該当する者に対して重度訪問介護を行った場合にあっては所定単位数の100分の8.5に相当する単位数を、それぞれ所定単位数に加算する。</p> <p>なお、重度訪問介護従業者養成研修（居宅介護従業者基準第1条第5号に規定する重度訪問介護従業者養成研修をいう。）を修了した者が、加算対象となる重度障害者に対して重度訪問介護を行う場合は、当該加算対象者に対する緊急時の対応等についての付加的な研修である重度訪問介護従事者養成研修追加課程（居宅介護従業者基準の別表第三に定める内容以上の研修課程をいう。）又は重度訪問介護従業者養成研修統合課程（居宅介護従業者基準の別表第四に定める内容以上の研修課程をいう。）を修了している場合についてのみ所定単位数が算定できるものであること。</p> <p>（新設）</p>

改正後	現 行
<p><u>それぞれの重度訪問介護従業者が行う重度訪問介護について所定単位数が算定される場合のうち、第546号告示第2号口の「当該利用者への支援に熟練した指定重度訪問介護事業所等の従業者の同行が必要であると認められる場合」とは、区分6の利用者に対する支援が、重度訪問介護事業所に新規に採用された従業者(利用者への支援が1年未満となることが見込まれる者及び採用からおよそ6ヶ月を経過した従業者は除く。以下「新任従業者」という。)であるために、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分に受けられないことがないように、当該利用者への支援に熟練した重度訪問介護従業者(当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護が提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある重度訪問介護従業者のことをいう。以下「熟練従業者」という。)が同行してサービス提供を行うことについて、市町村が認める場合を指す。</u></p> <p><u>当該算定に係る考え方は以下のとおりである。</u></p> <p><u>ア 区分6の利用者への重度訪問介護を提供する新任従業者ごとに120時間とする。ただし、原則として、1人の区分6の利用者につき、年間で3人の従業者について算定できるものとする。ただし、地域の重度訪問介護従業者の従事状況等の事情により、市町村が認めた場合には、3人を超えて算定できることとする。</u></p> <p><u>イ 熟練従業者が複数の新任従業者に同行した場合の時間に制限はない。</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>ウ 熟練従業者が同行して支援を行うことの必要性や、当該期間については、利用者の状態像や新任従業者の経験等を踏まえて判断されるものである。</u></p> <p><u>エ 新任従業者が複数の区分6の利用者に支援を行う場合、当該利用者に行う同行支援の合計時間が 120 時間を超えることは認められない。</u></p> <p>⑦ 早朝、夜間、深夜の重度訪問介護の取扱いについて (略)</p> <p>⑧ 特定事業所加算の取扱いについて ア 会議の定期的開催 第 543 号告示第 4 号イ (2) (-) の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定重度訪問介護事業所又は当該共生型重度訪問介護事業所における</p>	<p>⑥ 早朝、夜間、深夜の重度訪問介護の取扱いについて 早朝、夜間、深夜の重度訪問介護の取扱いについては、原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定されるものであること。 ただし、基準額の最小単位（最初の 1 時間とする。）までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること（サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が 30 分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること。）。また、基準額の最小単位以降の 30 分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該 30 分の開始時刻が属する時間帯により算定すること（当該 30 分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が 15 分未満である場合には、当該 30 分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること。）</p> <p>⑦ 特定事業所加算の取扱い ア 会議の定期的開催 第 543 号告示第 4 号イ (2) (-) の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定重度訪問介護事業所における重度訪問介護従業者の技術指導を目</p>

改正後	現 行
<p>重度訪問介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる重度訪問介護従業者のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録することとする。なお、「定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要がある。</p> <p>なお、利用者に対して土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、当該要件のうち「又はサービス提供責任者が重度訪問介護従業者に対して個別に利用者に関する情報若しくはサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。」を適用とするものとし、必ずしも毎月の開催ではなく、必要性が生じた場合に開催することで差し支えない。ただし、この場合においても、会議の開催状況については、その概要を記録する必要がある。</p> <p>イ (略)</p>	<p>的とした会議」とは、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる重度訪問介護従業者のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録することとする。なお、「定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要がある。</p> <p>なお、利用者に対して土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、当該要件のうち「又はサービス提供責任者が重度訪問介護従業者に対して個別に利用者に関する情報若しくはサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。」を適用とするものとし、必ずしも毎月の開催ではなく、必要性が生じた場合に開催することで差し支えない。ただし、この場合においても、会議の開催状況については、その概要を記録する必要がある。</p> <p>イ 文書等による指示</p> <p>第543号告示第4号イ(2)(二)の「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者のADLや意欲

改正後	現 行
<p>ウ (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・ 家族を含む環境 ・ 前月（又は留意事項等に変更があった時点）のサービス提供時の状況 ・ その他サービス提供に当たって必要な事項 <p>また、「毎月定期的」とは、当該サービス提供月の前月末に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を伝達すること。</p> <p>なお、「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。</p> <p>ウ サービスの提供体制</p> <p>第543号告示第4号イ(6)の「常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。」とは、前月の実績において、夜間、深夜、早朝の時間帯についてもサービスが提供されており、また、指定障害福祉サービス基準第31条第3号に規定する営業日及び営業時間において、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずに重度訪問介護従業者の派遣が可能となっている事業所をいう。</p> <p>なお、届出を行った月以降においても、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して、時間帯を問わずにサービスを提供していることが必要であり、サービスが提供できない場合については、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。</p>

改正後	現 行
<p>エ その他の規定については、2の(1)の⑮（(-)のイ及びウを除く。）の規定を準用する。</p> <p>⑨ 特別地域加算の取扱いについて 報酬告示第2の注10の特別地域加算については、2の(1)の⑯の規定を準用する。</p> <p>⑩ 緊急時対応加算の取扱いについて 報酬告示第2の注11の緊急時対応加算については、2の(1)の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑪ 移動介護加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑫ 初回加算の取扱いについて 報酬告示第2の3の初回加算については、2の(1)の⑱の規定を</p>	<p>エ その他の規定については、2の(1)の⑬（(-)のイ及びウを除く。）の規定を準用する。</p> <p>⑧ 特別地域加算の取扱い 報酬告示第2の注10の特別地域加算については、2の(1)の⑭の規定を準用する。</p> <p>⑨ 緊急時対応加算の取扱い 報酬告示第2の注11の緊急時対応加算については、2の(1)の⑮の規定を準用する。</p> <p>⑩ 移動介護加算について (一) 外出時における移動中の介護（以下「移動介護」という。）を行う場合には、外出のための身だしなみ等の準備、移動中及び移動先における確認等の追加的業務が加わることを踏まえ、一定の加算を行うこととしているものであるが、これらの業務については、外出に係る移動時間等が長時間になった場合でも大きく変わる支援内容ではないことから、4時間以上実施される場合は一律の評価としているものである。このため、1日に、移動介護が4時間以上実施されるような場合にあっては、「所要時間3時間以上の場合」の単位を適用する。</p> <p>(二) 同一の事業者が、1日に複数回の移動介護を行う場合には、1日分の所要時間を通算して報酬算定する。また、1日に複数の事業者が移動介護を行う場合には、それぞれの事業者ごとに1日分の所要時間を通算して算定する。</p> <p>⑪ 初回加算の取扱い 報酬告示第2の3の初回加算については、2の(1)の⑯の規定を</p>

改正後	現 行
<p>準用する。</p> <p>⑬ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第2の4の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑭の規定を準用する。</p> <p>⑭ 行動障害支援連携加算の取扱いについて (略)</p>	<p>準用する。</p> <p>⑫ 利用者負担上限額管理加算の取扱い 報酬告示第2の4の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑬ 行動障害支援連携加算の取扱いについて</p> <p>(一) 利用者の引継ぎを行う場合にあっては、「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」（平成26年3月31日付け障障発 0331 第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「重訪対象拡大通知」という。）を参照し行うこと。なお、引継ぎを受けた指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者については、当該引継ぎ内容を従業者に対し、周知すること。</p> <p>(二) 行動障害支援連携加算については、支援計画シート等（重訪対象拡大通知1の(4)に規定する「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」をいう。以下同じ。）を作成した者（以下(4)の⑬において「作成者」という。）における指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者に対する費用の支払いを評価しているものであることから、作成者と指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が同一人の場合は、加算は算定できないものであること。</p> <p>なお、同一事業者であっても、作成者と指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が同一人でない場合は、加算は算定できるものであること。</p> <p>(三) 指定重度訪問介護事業所等から作成者への支払いは、個々の</p>

改正後	現 行
<p>⑮ その他</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 2の(1)の①及び②の規定は、重度訪問介護サービス費について準用する。</p> <p>⑯ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第2の6及び7の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑭の規定を準用する。</p> <p>(3) 同行援護サービス費</p> <p>① 同行援護の対象者について</p> <p>第543号告示に定める別表第一に掲げる調査項目の項の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ同表の0点の項から2点の項までに当てはめて算出した点数のうち、移動障害の欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上に該当する者</p>	<p>契約に基づくものとする。</p> <p>⑭ その他</p> <p>(一) 重度訪問介護は、同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、1日につき3時間を超える支給決定を基本とすることとされているが、利用者のキャンセル等により、1事業者における1日の利用が3時間未満である場合についての報酬請求は3時間未満でも可能である。</p> <p>なお、「所要時間1時間未満の場合」で算定する場合の所要時間は概ね40分以上とする。</p> <p>(二) 2の(1)の①、②及び⑩の(一)の規定は、重度訪問介護サービス費について準用する。</p> <p>⑰ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い</p> <p>報酬告示第2の6及び7の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑮の規定を準用する。</p> <p>(3) 同行援護サービス費</p> <p>① 同行援護の対象者について</p> <p>(一) 身体介護を伴う場合</p> <p>区分2以上に該当し、第543号告示に定める別表第一に掲げる調査項目の項の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ同表の0点の項から2点の項までに当てはめて算出した点数のうち、移動障害の欄に係る点数が</p>

改正後	現 行
<p>② (略)</p> <p>③ 同行援護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて</p> <p>(-) 同行援護従業者養成研修一般課程修了者（相当する研修課程</p>	<p>1点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上に該当する者であつて、<u>区分省令別表第一における調査項目のうち、「歩行」にあつては「全面的な支援が必要」に認定されている者又は「移動」、「排尿」、「排便」のいずれかが「支援が不要」以外に認定されている者</u></p> <p>(二) <u>身体介護を伴わない場合</u></p> <p>第 543 号告示に定める別表第一に掲げる調査項目の項の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ同表の 0 点の項から 2 点の項までに当てはめて算出した点数のうち、<u>移動障害の欄に係る点数が 1 点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが 1 点以上に該当する者</u></p> <p>② サービス内容</p> <p>同行援護は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供（代筆・代読を含む。）するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものである。</p> <p>なお、事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備する必要がある。</p> <p>③ 同行援護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて</p> <p>(-) 「<u>身体介護を伴う場合</u>」の単位を算定する場合</p>

改正後	現行
<p>修了者を含む。) → 「所定単位数」</p> <p>(二) 初任者研修課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者。 → 「所定単位数」</p> <p>(三) 厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）第10号に定める介護給付費等単位数表第10の1の注2の2の厚生労働大臣が定める従業者（厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規定（昭和55年厚生省告示第4号）第4条第1項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者（以下「国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等」という。)) → 「所定単位数」</p>	<p>ア 同行援護従業者養成研修一般課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。）<u>ただし、初任者研修課程修了者等及び居宅介護従業者基準第20号から第22号に掲げる者（相当する研修課程修了者を含む。）（以下「初任者研修課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者」と総称する。）</u>にあつては、平成30年3月31日までの間は、<u>研修の課程を修了したものとみなす。</u> → 「所定単位数」</p> <p>イ 初任者研修課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者。 → 「所定単位数」</p> <p>ウ 厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）第10号に定める介護給付費等単位数表第10の1の注2の2の厚生労働大臣が定める従業者（厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規定（昭和55年厚生省告示第4号）第4条第1項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者（以下「国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等」という。)) → 「所定単位数」</p>

改正後	現行
<p>(四) <u>平成30年3月31日において、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「地域生活支援事業通知」という。）の「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」をいう。）に従事し、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して支援を行った経験を有する者（以下「盲ろう者向け通訳・介助員」という。）</u> → 「<u>所定単位数の100分の90に相当する単位数</u>」</p> <p>(五) <u>基礎研修課程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者</u> → 「<u>所定単位数の100分の90に相当する単位数</u>」</p>	<p>エ <u>基礎研修課程修了者等</u> → 「<u>所定単位数の100分の70に相当する単位数</u>」（ただし、平成30年3月31日までの間に限る。）</p> <p>オ <u>基礎研修課程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者</u> → 「<u>所定単位数の100分の70に相当する単位数</u>」</p> <p>(二) 「<u>身体介護を伴わない場合</u>」の単位を算定する場合</p> <p>ア <u>同行援護従業者養成研修一般課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。）ただし、初任者研修課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者</u>にあっては、平成30年3月31日までの間においては、<u>研修の課程を修了したものとみなす。</u> → 「<u>所定単位数</u>」</p> <p>イ <u>初任者研修課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者</u>であって、<u>視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者。</u> → 「<u>所定単位数</u>」</p> <p>ウ <u>国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学</u></p>

改正後	現行
<p>④ <u>盲ろう者の支援に対する加算の取扱いについて</u> <u>盲ろう者向け通訳・介助員（都道府県地域地域生活支援事業における「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」による研修の修了者等であって、平成30年3月31日時点で盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業において、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して支援を行った経験を有しない者を含む。）が、①に規定する者のうち、聴覚障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令15号）別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の6級に相当する障害を有する者（以下「盲ろう者」という。）に対して同行援護を行った場合にあっては所定単位数の100分の25に相当する単位数を、所定単位数に加算する。なお、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了していない場合は、本加算と③の（四）の減算を併せて算定する必要があることに留意すること。</u></p> <p>⑤ <u>2人の同行援護従業者による同行援護の取扱い等について</u> （略）</p>	<p><u>科修了者等→「所定単位数」</u></p> <p>エ <u>「基礎研修課程修了者等」→「所定単位数の100分の90に相当する単位数」（ただし、平成30年3月31日までの間に限る。）</u></p> <p>オ <u>「基礎研修課程修了者等」であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者。→「所定単位数の100分の90に相当する単位数」</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>④ <u>2人の同行援護従業者による同行援護の取扱い等</u> 2人の同行援護従業者による同行援護について、それぞれの同</p>

改正後	現 行
<p>⑥ <u>同行援護従業者のうち1人が基礎研修課程修了者等又は盲ろう者向け通訳・介助員である場合の取扱いについて</u></p> <p>派遣された2人の同行援護従業者のうち1人が基礎研修課程修了者等<u>又は盲ろう者向け通訳・介助員</u>で、1人がそれ以外のものである場合について、<u>基礎研修課程修了者等又は盲ろう者向け通訳・介助員</u>が派遣される場合の単位数を、それ以外のヘルパーについては所定単位数を、それぞれ別に算定する。</p> <p>⑦ <u>同行援護の所要時間について</u></p> <p>(略)</p>	<p>行援護従業者が行う同行援護について所定単位数が算定される場合のうち、第546号告示の第一号に該当する場合としては、移動中や外出先等において、体重が重い利用者に排泄介助等を提供する場合等が該当し、第三号に該当する場合としては、例えば、エレベーターのない建物の2階以上の居室等から歩行困難な利用者を移動や外出させる場合等が該当するものであること。したがって、単に安全確保のために深夜の時間帯に二人の同行援護従業者によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、この取扱いは適用しない。</p> <p>⑤ <u>同行援護従業者のうち1人が基礎研修課程修了者等である場合の取扱い</u></p> <p>派遣された2人の同行援護従業者のうち1人が基礎研修課程修了者等で、1人がそれ以外のものである場合について、<u>基礎研修課程修了者等</u>が派遣される場合の単位数を、それ以外のヘルパーについては所定単位数を、それぞれ別に算定する。</p> <p>⑥ <u>同行援護の所要時間について</u></p> <p>1日に同行援護を複数回算定する場合にあつては、概ね2時間以上の間隔を空けなければならないものとする。居宅介護等の別のサービス類型を使う場合は、間隔が2時間未満の場合もあり得るが、短時間のサービスを組み合わせることにより高い単価を複数回算定することは適当ではないことから、同行援護の利用の間隔が2時間未満の場合は、前後の同行援護を1回として算定する。</p>

改正後	現 行
<p>⑧ 早朝、夜間、深夜の同行援護の取扱いについて (略)</p> <p>⑨ 特定事業所加算の取扱いについて 報酬告示第3の注7の特定事業所加算については、2の(1)の⑮の規定を準用する。</p> <p>⑩ 特別地域加算の取扱いについて 報酬告示第3の注8の特別地域加算については、2の(1)の⑯の</p>	<p>なお、身体の状態等により、やむを得ず短時間の間隔で短時間のサービス提供を行わなければならない場合や、別の事業者の提供する同行援護との間隔が2時間未満である場合はこの限りではない。</p> <p>⑦ 早朝、夜間、深夜の同行援護の取扱いについて 早朝、夜間、深夜の同行援護の取扱いについては、原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定されるものであること。 ただし、基準額の最小単位（最初の30分とする。）までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること（サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること。）。また、基準額の最小単位以降の30分単位の中で時間帯がまたがる場合には、当該30分の開始時刻が属する時間帯により算定すること（当該30分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、当該30分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること。）。 なお、土日祝日等におけるサービス提供を行った場合であっても、土日祝日等を想定した加算はないこと。</p> <p>⑧ 特定事業所加算の取扱い 報酬告示第3の注7の特定事業所加算については、2の(1)の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑨ 特別地域加算の取扱い 報酬告示第3の注8の特別地域加算については、2の(1)の⑭の</p>

改正後	現行
<p>規定を準用する。</p> <p>⑪ 緊急時対応加算の取扱いについて 報酬告示第3の注9の緊急時対応加算については、2の(1)の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑫ 初回加算の取扱いについて 報酬告示第3の2の初回加算については、2の(1)の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑬ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第3の3の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑲の規定を準用する。</p> <p>⑭ <u>平成30年度中の報酬の取扱いについて</u> <u>平成30年3月31日以前に同行援護の「身体介護を伴う場合」又は「身体介護を伴わない場合」の支給決定を受けた者については、支給決定を受け直すことによる利用者の申請手続き及び市町村の事務処理に係る負担を考慮し、従前の支給決定の有効期間に限り、従前の「身体介護を伴う場合」又は「身体介護を伴わない場合」の分類による報酬を算定できる取扱いとする。</u> <u>この場合、以下のことに留意されたい。なお、利用者の意向により、支給決定の有効期間中に、支給変更決定等を行うことも可能とする。</u> <u>ア 区分3の利用者に対して提供した場合の加算、区分4以上の利用者に対して提供した場合の加算及び盲ろう者支援加算については、支給決定の更新等を行い、かつ、当該加算の要件に該当する利用者に同行援護を提供した場合に算定できるものであ</u></p>	<p>規定を準用する。</p> <p>⑩ 緊急時対応加算の取扱い 報酬告示第3の注9の緊急時対応加算については、2の(1)の⑮の規定を準用する。</p> <p>⑪ 初回加算の取扱い 報酬告示第3の2の初回加算については、2の(1)の⑯の規定を準用する。</p> <p>⑫ 利用者負担上限額管理加算の取扱い 報酬告示第3の3の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑰の規定を準用する。 (新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>ること。</u></p> <p><u>イ 盲ろう者向け通訳・介助員は、「身体介護を伴う場合」又は「身体介護を伴わない場合」の支給決定を受けた者に対しても同行援護を提供できること。同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了していない盲ろう者向け通訳・介助員が提供した場合の報酬は、いずれの者に対する場合であっても、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。</u></p> <p>⑮ その他 （略）</p> <p>⑯ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて 報酬告示第3の5及び6の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑮の規定を準用する。</p> <p>(4) 行動援護サービス費</p> <p>① （略）</p> <p>② サービス内容について （略）</p>	<p>⑬ その他 2の(1)の①及び②、③の(二)及び(三)の規定は、同行援護サービス費について準用する。</p> <p>⑭ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い 報酬告示第3の5及び6の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑱の規定を準用する。</p> <p>(4) 行動援護サービス費</p> <p>① 行動援護の対象者について 区分3以上に該当する者であって、第543号告示の別表第二に掲げる行動関連項目の合計点数が10点以上（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）である者</p> <p>② サービス内容 行動援護は、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難がある者に対して、次のようなサービスを行うものである。</p>

改正後	現 行
	<p>事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン、感覚の過敏性等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備し、それらを活用して適切に支援を行うための支援計画シート等を作成するとともに、支援内容を記録用紙に記録する必要がある。</p> <p>(一) 予防的対応</p> <p>ア 行動の予定が分からない等のため、不安定になったり、不安を紛らわすために不適切な行動が出ないように、あらかじめ日常生活の行動の順番や、外出する場合の目的地、道順、目的地での行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ち着いた行動がとれるように理解させること</p> <p>イ 視覚、聴覚等に与える影響が行動障害の引き金となる場合に、本人の視界に入らないよう工夫するなど、どんな条件のときに行動障害が起こるかを熟知したうえで環境調整を行う等の予防的対応等を行うことなど</p> <p>(二) 制御的対応</p> <p>ア 何らかの原因で本人が行動障害を起こしてしまった時に本人や周囲の人の安全を確保しつつ行動障害を適切におさめること</p> <p>イ 危険であることを認識できないために突然飛び出してしまふといった不適切な行動、自分を傷つける行為を適切におさめること</p> <p>ウ 本人の意思や思い込みにより、突然動かなくなったり、特</p>

改正後	現 行
<p>③ 単価適用の留意点 (略)</p> <p>④ 所定単位数等の取扱いについて 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に1年以上の従事経験を有する者が行動援護を行う場合に所定単位数を算定する。ただし、初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者にあつては、平成33年3月31日までの間は、当該基準に適合するものとみなす。</p> <p>⑤ 支援計画シート等の作成に係る業務が適切に行われていない場</p>	<p>定のものに強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際の対応</p> <p>(三) 身体介護的対応</p> <p>ア 便意の認識ができない者の介助や排便後の後始末等の対応</p> <p>イ 食事を摂る場合の食事介助</p> <p>ウ 入浴及び衣服の着脱介助など</p> <p>③ 単価適用の留意点 行動援護で提供されるサービスは、その性格上、一般的に半日の範囲内にとどまると想定されるが、8時間以上実施されるような場合にあつては、「7時間30分以上の場合」の単位を適用する。 また、行動援護は、主として日中に行われるサービスであることから、早朝・夜間・深夜の加算は算定されないので留意されたい。</p> <p>④ 所定単位数等の取扱いについて 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に1年以上の従事経験を有する者が行動援護を行う場合に所定単位数を算定する。ただし、初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者にあつては、平成30年3月31日までの間は、当該基準に適合するものとみなす。</p> <p>⑤ 支援計画シート等の作成に係る業務が適切に行われていない場</p>

改正後	現 行
<p>合の所定単位数の算定について（支援計画シート等未作成減算）</p> <p>(一) 算定される単位数</p> <p>所定単位数の100分の95とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものでないことに留意すること。</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) (略)</p> <p>⑥ 2人の行動援護従業者による行動援護の取扱い等について 2の(1)の⑬の(-)の規定を準用する。</p>	<p>合の所定単位数の算定について（支援計画シート等未作成減算）</p> <p>(一) 算定される単位数</p> <p>所定単位数の100分の95とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものでないことに留意すること。 <u>ただし、平成30年3月31日までの間は支援計画シート等が作成されていない場合であっても所定単位数を算定できるものであること。</u></p> <p>(二) 支援計画シート等未作成減算については、行動障害を有する者への支援について、関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うために、支援計画シート等を作成することが重要であることに鑑み、支援計画シート等の作成が適切に行われていない場合に、報酬告示の規定に基づき、介護給付費を減算することとしているものである。</p> <p>(三) 支援計画シート等未作成減算の具体的取扱い</p> <p>具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算するものであること。</p> <p>ア サービス提供責任者等による指揮の下、支援計画シート等が作成されていないこと。</p> <p>イ 支援計画シート等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。</p> <p>⑥ 2人の行動援護従業者による行動援護の取扱い等 2の(1)の⑪の(-)の規定を準用する。</p>

改正後	現 行
<p>⑦ 特定事業所加算の取扱いについて 報酬告示第4の注6の特定事業所加算については、2の(1)の⑮の規定を準用する。</p> <p>⑧ 特別地域加算の取扱いについて 報酬告示第4の注7の特別地域加算については、2の(1)の⑯の規定を準用する。</p> <p>⑨ 緊急時対応加算の取扱いについて 報酬告示第4の注8の緊急時対応加算については、2の(1)の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑩ 初回加算の取扱いについて 報酬告示第4の2の初回加算については、2の(1)の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑪ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第4の3の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の㉑の規定を準用する。</p> <p>⑫ (略)</p> <p>⑬ (略)</p>	<p>⑦ 特定事業所加算の取扱い 報酬告示第4の注6の特定事業所加算については、2の(1)の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑧ 特別地域加算の取扱い 報酬告示第4の注7の特別地域加算については、2の(1)の⑭の規定を準用する。</p> <p>⑨ 緊急時対応加算の取扱い 報酬告示第4の注8の緊急時対応加算については、2の(1)の⑮の規定を準用する。</p> <p>⑩ 初回加算の取扱い 報酬告示第4の2の初回加算については、2の(1)の⑯の規定を準用する。</p> <p>⑪ 利用者負担上限額管理加算の取扱い 報酬告示第4の3の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑫ その他 (-) 行動援護は、1日1回しか算定できないものである。 (二) 2の(1)の①及び②、③の(二)及び(三) (ただし書を除く。)の規定は、行動援護サービス費について準用する。</p> <p>⑬ 行動障害支援指導連携加算の取扱いについて (-) 利用者の引継ぎを行う場合にあっては、「重訪対象拡大通知」を参照し行うこと。 (二) 行動障害支援指導連携加算については、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が作成者から、重度訪問介護計画</p>

改正後	現 行
<p>⑭ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第4の5及び6の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p> <p>(5) 療養介護サービス費</p> <p>① (略)</p>	<p>を作成する上での指導及び助言を受けるための行動援護利用者宅までの費用の支払いを評価しているものであることから、作成者と指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が同一人の場合は、加算は算定できないものであること。</p> <p>なお、同一事業者であっても、作成者と指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が同一人でない場合は、加算は算定できるものであること。</p> <p>(三) 指定行動援護事業所等から指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者への支払いは、個々の契約に基づくものとする。</p> <p>⑭ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い</p> <p>報酬告示第4の5及び6の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の㉑の規定を準用する。</p> <p>(5) 療養介護サービス費</p> <p>① 療養介護の対象者について</p> <p>療養介護については、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。</p> <p>(一) 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者である場合 区分5以上</p> <p>(二) 気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている場合 区分6以上</p>

改正後	現 行
<p>② (略)</p>	<p>(三) 旧重症心身障害児施設(障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)第5条による改正前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」という。)第43条の4に規定する重症心身障害児施設をいう。以下同じ。)に入所した者又は指定医療機関(旧児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。)に入院した者(以下「旧重症心身障害児施設等入所者」と総称する。)であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する(一)及び(二)以外の者</p> <p>② 療養介護サービス費の区分について</p> <p>療養介護サービス費の区分については、指定療養介護事業所ごと(サービス提供単位を複数設置する場合にあっては当該サービス提供単位ごと)の重度障害者割合及び厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号。以下「第551号告示」という。)に規定する人員基準に応じ算定する(療養介護サービス費(V)を除く。)こととされており、具体的には、次のとおりであること。</p> <p>(一) 療養介護サービス費(I)</p> <p>ア 区分6に該当する利用者が利用者の数の50%以上であること。</p> <p>イ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2で除して得た数以上であること。</p>

改正後	現 行
<p>③ 地域移行加算の取扱いについて</p> <p>(-) 報酬告示第5の2に規定する地域移行加算の注中、退院前の</p>	<p>ウ ①の(-)又は(二)に該当する者について算定すること。</p> <p>(二) 療養介護サービス費(Ⅱ) 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を3で除して得た数以上であること。</p> <p>(三) 療養介護サービス費(Ⅲ) 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を4で除して得た数以上であること。</p> <p>(四) 療養介護サービス費(Ⅳ) 従業者の員数が利用者の数を4で除して得た数を満たすことができない特定旧法指定施設等について算定することとし、常勤換算方法により、従業者の員数が利用者を6で除して得た数以上であること。</p> <p>(五) 療養介護サービス費(Ⅴ) ア ①に該当しない特定旧法受給者等について算定すること。 イ 常勤換算方法により、従業者の員数が①に該当しない特定旧法受給者等を6で除して得た数以上であること。</p> <p>(六) 経過的療養介護サービス費(I) ア ①に該当する者について算定すること。 イ 従業者の員数が利用者の数を2で除して得た数以上である指定療養介護事業所(指定障害福祉サービス基準第50条第7項又は第8項の規定による指定療養介護事業所に限る。)について算定すること。</p> <p>③ 地域移行加算の取扱い</p> <p>(-) 報酬告示第5の2に規定する地域移行加算の注中、退院前の</p>

改正後	現 行
<p>相談援助については、入院期間が1月を超えると見込まれる利用者の居宅生活(福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。)に先立って、退院後の生活に関する相談援助を行い、かつ、利用者が退院後生活する居宅を訪問して退院後の居宅サービス等について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入院中<u>2</u>回に限り加算を算定するものである。</p> <p>また、利用者の退院後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退院後1回を限度として加算を算定するものである。</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) (略)</p> <p>(四) (略)</p> <p>(五) (略)</p>	<p>相談援助については、入院期間が1月を超えると見込まれる利用者の居宅生活(福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。)に先立って、退院後の生活に関する相談援助を行い、かつ、利用者が退院後生活する居宅を訪問して退院後の居宅サービス等について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入院中<u>1</u>回に限り加算を算定するものである。</p> <p>また、利用者の退院後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退院後1回を限度として加算を算定するものである。</p> <p>(二) 地域移行加算は退院日に算定し、退院後の訪問相談については訪問日に算定するものであること。</p> <p>(三) 地域移行加算は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。</p> <p>ア 退院して病院又は診療所へ入院する場合 イ 退院して他の社会福祉施設等へ入所する場合 ウ 死亡退院の場合</p> <p>(四) 地域移行加算の対象となる相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。</p> <p>(五) 地域移行加算に係る相談援助の内容は、次のようなものであること。</p> <p>ア 退院後の障害福祉サービスの利用等に関する相談援助 イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する相談援助</p>

改正後	現 行
<p>(六) (略)</p> <p>④ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第5の3の福祉専門職員配置等加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 福祉専門職員配置等加算 (I) 指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、<u>社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師</u>である従業者の割合が100分の35以上であること。</p> <p>なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。(二)及び(三)において同じ。)</p> <p>(二) 福祉専門職員配置等加算 (II) 指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、<u>社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師</u>である従業者</p>	<p>助 ウ 退院する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助 エ 住宅改修に関する相談援助 オ 退院する者の介護等に関する相談援助</p> <p>(六) 退院前の相談援助に係る加算を算定していない場合であっても、退院後の訪問による相談援助を行えば、当該支援について加算を算定できるものであること。</p> <p>④ 福祉専門職員配置等加算の取扱い 報酬告示第5の3の福祉専門職員配置等加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 福祉専門職員配置等加算 (I) 指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、<u>社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士</u>である従業者の割合が100分の35以上であること。</p> <p>なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。(二)及び(三)において同じ。)</p> <p>(二) 福祉専門職員配置等加算 (II) 指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、<u>社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士</u>である従業者の割合が</p>

改正後	現 行
<p>者の割合が100分の25以上であること。</p> <p>(三) (略)</p> <p>(四) (略)</p>	<p>100分の25以上であること。</p> <p>(三) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)</p> <p>次のいずれかに該当する場合であること。</p> <p>ア 直接処遇職員として配置されている従業者の総数(常勤換算方法により算出された従業者数をいう。)のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。</p> <p>イ 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p> <p>なお、イ中「3年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める障害福祉サービス事業を行う事業所(旧法施設を含む。)、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の地域活動支援センター等、障害者就業・生活支援センター、児童福祉法に規定する障害児通所支援事業を行う事業所、障害児入所施設、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。</p> <p>また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含めることとする。</p> <p>(四) 多機能型事業所等における本加算の取扱いについて</p>

改正後	現 行
<p>⑤ 人員配置体制加算の取扱いについて (略)</p>	<p>多機能型事業所又は障害者支援施設については、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合には全ての利用者に対して加算を算定することとする。</p> <p>なお、この場合において、当該多機能型事業所等の中で複数の直接処遇職員として、常勤の時間を勤務している者（例：生活介護の生活支援員を0.5人分、就労移行支援の職業指導員を0.5人分勤務している者）については、「常勤で配置されている従業者」に含めることとする。</p> <p>⑤ 人員配置体制加算の取扱い</p> <p>(一) 報酬告示第5の4の人員配置体制加算(I)又は(II)については、次のア又はイごとに以下の条件をそれぞれ満たした場合に、算定できることとする。</p> <p>ア 人員配置体制加算(I)</p> <p>旧重症心身障害児施設又は指定医療機関（以下「旧重症心身障害児施設等」という。）から転換する指定療養介護事業所の中で、経過的療養介護サービス費(I)を算定している場合であって、常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。</p> <p>イ 人員配置体制加算(II)</p> <p>旧重症心身障害児施設等から転換する指定療養介護事業所の中で、療養介護サービス費(II)を算定している場合であって、常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2.5で除して得た数以上であること。</p>

改正後	現 行
<p>⑥ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて (略)</p>	<p>(二) 人員配置体制加算については、利用者全員につき算定することとする。</p> <p>⑥ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱い 報酬告示第5の5の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、指定療養介護事業所の利用者が、地域生活への移行に向けて指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合であって、指定療養介護事業所の従業員が以下のいずれかの支援を行う場合に加算するものとする（当該支援を行った場合には当該支援の内容を記録すること。）。</p> <p>(一) 体験的な利用支援の利用日に当該指定療養介護事業所において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合</p> <p>(二) 以下に掲げる体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合</p> <p>ア 体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整</p> <p>イ 体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等</p> <p>ウ 利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談援助</p> <p>なお、指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外の指定療養介護に係る基本報酬等は算定できないことに留意すること。</p> <p>また、当該加算は、体験利用日に算定することが原則であるが、</p>

改正後	現 行
<p>⑦ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い<u>について</u> 報酬告示第5の6及び7の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の<u>⑳</u>の規定を準用する。</p> <p>(6) 生活介護サービス費</p> <p>① (略)</p> <p>② 生活介護サービス費について</p> <p>(-) (略)</p> <p>(二) <u>共生型生活介護サービス費について</u> <u>共生型生活介護の指定を受けた共生型生活介護事業所が共</u></p>	<p>上記(二)の支援を、体験利用日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定して差し支えない。</p> <p>⑦ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い 報酬告示第5の6及び7の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の<u>⑲</u>の規定を準用する。</p> <p>(6) 生活介護サービス費</p> <p>① 生活介護の対象者について 生活介護については、次の(-)から(三)までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。</p> <p>(-) 50歳未満の利用者である場合 区分3(施設入所支援を併せて受ける者にあつては区分4)以上</p> <p>(二) 50歳以上の利用者である場合 区分2(施設入所支援を併せて受ける者にあつては区分3)以上</p> <p>(三) 厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第556号(以下「第556号告示」という。)第二号から第五号までのいずれかに該当する者)であつて、(-)及び(二)以外の者</p> <p>② 生活介護サービス費について</p> <p>(-) 生活介護サービス費の基本報酬については、利用者の障害支援区分及び利用定員に応じた報酬単価を算定することとする。 (新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>共生型生活介護を提供した場合には、共生型生活介護サービス費を算定するが、具体的な取扱いは、次のとおりであること。</u></p> <p><u>ア 対象となる事業</u> 指定障害福祉サービス基準第93条の2第1号に規定する指定児童発達支援事業所等、第93条の3第1号に規定する指定通所介護事業所等又は第93条の4第1号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う共生型生活介護</p> <p><u>イ 共生型生活介護サービス費の区分について</u></p> <p><u>(i) 共生型生活介護サービス費(I)</u> 指定障害福祉サービス基準第93条の2第1号に規定する指定児童発達支援事業所又は第93条の3第1号に規定する指定通所介護事業所等が行う共生型生活介護</p> <p><u>(ii) 共生型生活介護サービス費(II)</u> 指定障害福祉サービス基準第93条の4第1号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う共生型生活介護</p> <p><u>(三) 営業時間が6時間未満に該当する場合の所定単位数の算定について</u> (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p>	<p><u>(二) 営業時間が6時間未満に該当する場合の所定単位数の算定について</u> 運営規程に定める営業時間が6時間未満である場合は、減算することとしているところであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。</p> <p>イ 個々の利用者の実利用時間は問わないものであり、例えば、</p>

改正後	現 行
<p>ウ 算定される単位数は、4時間未満の場合は所定単位数の100分の<u>50</u>とし、4時間以上6時間未満の場合は所定単位数の100分の<u>70</u>とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。</p> <p><u>(四) 利用時間が5時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体の100分の50以上に該当する場合の所定単位数の算定について</u></p> <p><u>利用時間が5時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体の100分の50以上に該当する場合の減算については、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p><u>ア ここでいう「利用時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。</u></p> <p><u>イ 送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定から除く。なお、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定に当たっては、やむを得ない事情により5時間未満の利用となった利用者を除く。</u></p> <p>ウ 算定される単位数は、所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、</p>	<p>6時間以上開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が6時間未満となった場合は、減算の対象とならないこと。また、5時間開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が4時間未満となった場合は、4時間以上6時間未満の場合の割合を乗ずること。</p> <p>ウ 算定される単位数は、4時間未満の場合は所定単位数の100分の<u>70</u>とし、4時間以上6時間未満の場合は所定単位数の100分の<u>85</u>とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p><u>各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。</u></p> <p><u>(五) (三)及び(四)の双方の減算事由に該当する場合の取扱いについて</u></p> <p><u>(三)及び(四)の双方の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行うこと。</u></p> <p><u>(六) 注7中「一体的な運営」とは、従業者の勤務体制が一体的で区分されていないものをいうものとする。すなわち、複数単位で運営されており、かつ、生活支援員等の勤務体制が当該単位ごとに明確に区分されている場合にあつては、当該単位ごとの定員が81人以上のものに限られるものであること。</u></p> <p><u>(七) 医師が配置されていない場合の減算について</u> (略)</p> <p><u>(八) 共生型生活介護事業所にサービス管理責任者が配置されている等の場合の所定単位数の算定について</u> <u>サービス管理責任者を1名以上配置しており、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た場合に算定できることとする。</u></p>	<p>(三) 注7中「一体的な運営」とは、従業者の勤務体制が一体的で区分されていないものをいうものとする。すなわち、複数単位で運営されており、かつ、生活支援員等の勤務体制が当該単位ごとに明確に区分されている場合にあつては、当該単位ごとの定員が81人以上のものに限られるものであること。</p> <p><u>(四) 医師が配置されていない場合の減算について</u> 指定生活介護事業所において看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱いとすることができることとし、その場合にあつては所定単位数を減算するものであること。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p>なお、<u>地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや交流会等）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入れや活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。</u></p> <p>③ 人員配置体制加算の取扱いについて</p> <p>（一）（略）</p> <p>ア 人員配置体制加算（I）</p> <p>（i）（略）</p>	<p>③ 人員配置体制加算の取扱い</p> <p>（一）報酬告示第6の2の人員配置体制加算（I）から（Ⅲ）までについては、次のア、イ、ウごとに以下の条件をそれぞれ満たした場合に、いずれかのみを算定できることとする。</p> <p>ア 人員配置体制加算（I）</p> <p>（i）指定生活介護事業所において生活介護を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の100分の60以上であること。 <p>なお、「これに準ずる者」とは、区分4以下であつて、第543号告示別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上である者又は区分4以下であつて喀痰吸引等を必要とする者とする。以下この③において同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を

改正後	現 行
<p>(ii) (略)</p> <p>(iii) <u>共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び当該共生型生活介護事業所において行う指定児童発達支援等、指定通所介護等又は指定小規模多機能型居宅介護等（以下「共生型本体事業」という。）の利用者の数の合計数の100分の60以上であること。</u> ・ <u>常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。</u> <p>イ 人員配置体制加算(Ⅱ)</p> <p>(i) 指定生活介護事業所において生活介護を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の<u>総数</u>が利用者の数の合計数の100分の50以上であること。 ・ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2で除して得た数以上であること。 <p>(ii) (略)</p>	<p>1.7で除して得た数以上であること。</p> <p>(ii) 指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。 (新設)</p> <p>イ 人員配置体制加算(Ⅱ)</p> <p>(i) 指定生活介護事業所において生活介護を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の50以上であること。 ・ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2で除して得た数以上であること。 <p>(ii) 指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2</p>

改正後	現 行
<p><u>(iii) 共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び共生型本体事業の利用者の数の合計数の100分の50以上であること。</u> ・ <u>常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を2で除して得た数以上であること。</u> <p>ウ 人員配置体制加算 (iii)</p> <p><u>(i) 指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合</u> 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2.5で除して得た数以上であること。</p> <p><u>(ii) 共生型生活介護事業所において生活介護を行う場合</u> <u>常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を2.5で除して得た数以上であること。</u></p> <p>(ii) 人員配置体制加算については、生活介護又は共生型生活介護の単位ごとに、生活介護又は共生型生活介護の単位の利用定員に応じた加算単位数を、当該生活介護の利用者全員（厚生労働大臣が定める者（第556号告示）は除く。）につき算定することとする。</p>	<p>で除して得た数以上であること。 (新設)</p> <p>ウ 人員配置体制加算 (iii) 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2.5で除して得た数以上であること。</p> <p>(ii) 人員配置体制加算については、生活介護の単位ごとに、生活介護の単位の利用定員に応じた加算単位数を、当該生活介護の利用者全員（厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）は除く。）につき算定することとする。</p>

改正後	現 行
<p>(三) 新規に事業を開始した場合、開始した際の利用者数等の推計に応じて算定要件を満たしている場合については、加算を算定できる。</p> <p>④ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑤ 常勤看護職員等配置加算の取扱いについて 報酬告示第6の3の2の常勤看護職員等配置加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)については、<u>次のア又はイごとに以下の条件をそれぞれ満たした場合に、指定生活介護等の単位ごとの利用定員に応じ、いずれかのみを算定できることとする。</u></p> <p>なお、本加算は指定生活介護等の単位ごとの看護職員の配置に応じて算定されるものであるため、要件を満たしていない単位については加算は算定されないことに留意すること。</p> <p>ア 常勤看護職員等配置加算(Ⅰ) <u>常勤換算方法で1以上の看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この⑤において同じ。)を配置している場合</u></p> <p>イ 常勤看護職員等配置加算(Ⅱ) <u>常勤換算方法で2以上の看護職員を配置しており、第556号告示の別表第1に掲げる状態のいずれかに該当する者に対して指定生活介護等を行っている場合</u> 第556号告示別表第1</p>	<p>(三) 新規に事業を開始した場合、<u>又は旧体系施設から移行した場合についても、開始した際の利用者数等の推計や旧体系時の利用実績</u>に応じて算定要件を満たしている場合については、加算を算定できる。</p> <p>④ 福祉専門職員配置等加算の取扱い 報酬告示第6の3の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の④の規定を準用する。</p> <p>⑤ 常勤看護職員等配置加算の取扱い 報酬告示第6の3の2の常勤看護職員等配置加算については、常勤換算方法で1以上の看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。)を配置している場合に、指定生活介護等の単位ごとの利用定員に応じ、算定できるものであること。</p> <p>なお、本加算は指定生活介護等の単位ごとの看護職員の配置に応じて算定されるものであるため、要件を満たしていない単位については加算は算定されないことに留意すること。</p>

改正後	現 行
<p>(1) <u>レスピレーター管理</u></p> <p>(2) <u>気管内挿管、気管切開</u></p> <p>(3) <u>鼻咽頭エアウェイ</u></p> <p>(4) <u>O₂吸入又は spO₂90 パーセント以下の状態が 10 パーセント以上</u></p> <p>(5) <u>6 回／日以上</u>の頻回の吸引</p> <p>(6) <u>ネブライザー 6 回／日以上又は継続使用</u></p> <p>(7) <u>IVH</u></p> <p>(8) <u>経管（経鼻・胃ろうを含む。）</u></p> <p>(9) <u>腸ろう・腸管栄養</u></p> <p>(10) <u>持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）</u></p> <p>(11) <u>継続する透析（腹膜灌流を含む）</u></p> <p>(12) <u>定期導尿 3 回／日以上</u></p> <p>(13) <u>人工肛門</u></p> <p>⑥ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて</p> <p>(-) (略)</p> <p>ア 視覚障害者</p> <p>身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の障害の程度が 1 級又は 2 級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害を</p>	<p>⑥ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い</p> <p>(-) 報酬告示第 6 の 4 の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、注中「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者」とあるが、具体的には次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 視覚障害者</p> <p>身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の障害の程度が 1 級又は 2 級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障がある</p>

改正後	現 行
<p>有する者</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) (略)</p>	<p>と認められる視覚障害を有する者</p> <p>イ 聴覚障害者 身体障害者手帳の障害の程度が2級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害を有する者</p> <p>ウ 言語機能障害者 身体障害者手帳の障害の程度が3級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障害を有する者</p> <p>(二) 「重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者」については、当該利用者1人で2人分の視覚障害者等として数えて算定要件（全利用者の100分の30が視覚障害者等）に該当するか否かを計算することとしているが、この場合の「知的障害」は「重度」の知的障害である必要はない。 また、多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障害者等の数が利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を50で除して得た数以上なされていれば満たされるものであること。</p> <p>(三) 「視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者」とは、具体的には次のア又はイのいずれかに該当する者であること。</p>

改正後	現 行
<p>⑦ 初期加算の取扱いについて (略)</p>	<p>ア 視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者</p> <p>イ 聴覚障害又は言語機能障害 手話通訳等を行うことができる者</p> <p>⑦ 初期加算の取扱い</p> <p>(一) 報酬告示第6の5の初期加算については、サービスの利用の初期段階においては、利用者の居宅を訪問し、生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に手間を要することから、サービスの利用開始から30日の間、加算するものであること。なお、この場合の「30日の間」とは、暦日で30日間をいうものであり、加算の算定対象となるのは、30日間のうち、利用者が実際に利用した日数となることに留意すること。</p> <p>なお、初期加算の算定期間が終了した後、同一の敷地内の他の指定障害福祉サービス事業所等へ転所する場合にあっては、この加算の対象としない。</p> <p>(二) 指定障害者支援施設等における過去の入所及び短期入所との関係</p> <p>初期加算は、利用者が過去3月間に、当該指定障害者支援施設等に入所したことがない場合に限り算定できることとする。</p> <p>なお、当該指定障害者支援施設等の併設又は空床利用の短期入所を利用していた者が日を空けることなく、引き続き当該指定障害者支援施設等に入所した場合（短期入所から退所した翌日に当該指定障害者支援施設等に入所した場合を含む。）については、初期加算は入所直前の短期入所の利用日数を30日か</p>

改正後	現 行
<p>⑧ 訪問支援特別加算の取扱いについて (略)</p>	<p>ら差し引いて得た日数に限り算定するものとする。</p> <p>(三) 30日(入院・外泊時加算が算定される期間を含む。)を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合には、初期加算が算定されるものであること。</p> <p>ただし、指定生活介護事業所等の同一の敷地内に併設する病院又は診療所へ入院した場合についてはこの限りではない。</p> <p>(四) 旧法施設支援における「入所時特別支援加算」が算定されていた特定旧法受給者については、「入所時特別支援加算」が初期加算と同趣旨の加算であることから、初期加算の対象とはならないものであること。なお、特定旧法指定施設において、旧法施設支援における「入所時特別支援加算」を算定する者が利用している場合であって、当該「入所時特別支援加算」の算定期間中に指定障害者支援施設へ転換した場合にあっては、30日間から「入所時特別支援加算」を算定した日数を差し引いた残りの日数について、初期加算を算定して差し支えない。</p> <p>⑧ 訪問支援特別加算の取扱い</p> <p>報酬告示第6の6の訪問支援特別加算については、指定生活介護等の利用により、利用者の安定的な日常生活を確保する観点から、概ね3ヶ月以上継続的に当該指定生活介護等を利用していた者が、最後に当該指定生活介護等を利用した日から中5日間以上連続して当該指定生活介護等の利用がなかった場合に、あらかじめ利用者の同意を得た上で、当該利用者の居宅を訪問し、家族等との連絡調整、引き続き指定生活介護等を利用するための働きかけ、当該利用者に係る生活介護計画の見直し等の支援を行った場</p>

改正後	現 行
<p>⑨ 欠席時対応加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑩ 重度障害者支援加算の取扱いについて (一) 報酬告示第6の7の2の重度障害者支援加算については、強</p>	<p>合に、1回の訪問に要した時間に応じ、算定するものであること。 なお、この場合の「5日間」とは、当該利用者に係る利用予定日にかかわらず、開所日数で5日間をいうものであることに留意すること。</p> <p>なお、所要時間については、実際に要した時間により算定されるのではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護等に要する時間に基づき算定されるものであること。</p> <p>また、この加算を1月に2回算定する場合については、この加算の算定後又は指定生活介護等の利用後、再度5日間以上連続して指定生活介護等の利用がなかった場合にのみ対象となるものであること。</p> <p>⑨ 欠席時対応加算の取扱い 報酬告示第6の7の欠席時対応加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。</p> <p>(二) 「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定生活介護等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者（以下⑩において「実践研修修了者」という。）により支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ支援計画シート等を作成している場合に体制の評価として加算を算定する。ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は算定しない。</u></p> <p><u>さらに、利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者（以下⑩において「基礎研修修了者」という。）を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して日中に個別の支援を行った場合に、当該利用者について個別の評価として加算を算定する。</u></p> <p><u>体制の評価については、サービス管理責任者等の指定基準上配置すべき従業者が実践研修を修了し、支援計画シート等の作成を行う場合も対象とする。</u></p> <p><u>個別の支援の評価については、基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、指定生活介護等の従事者として4時間程度は従事する必要があることに留意すること。</u></p> <p><u>なお、報酬告示第6の7の2の注1中「厚生労働大臣が定める施設基準」第2号のホの（1）の「別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者」とは、第543号告示第22号の規</u></p>	

改正後	現 行
<p>定により準用する第4号の規定により、認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が10点以上に該当する者をいうものである。</p> <p>(二) <u>重度障害者支援加算については、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数にさらに700単位を加算することとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。</u></p> <p>(三) <u>重度障害者支援加算は、行動障害の軽減を目的として各種の支援・訓練を行うものであり、単に、職員を加配するための加算ではないことに留意すること。</u></p> <p>⑪ <u>リハビリテーション加算の取扱いについて</u> 報酬告示第6の8のリハビリテーション加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) リハビリテーション加算については、以下の手順で実施する</p>	<p>⑩ リハビリテーション加算の取扱い 報酬告示第6の8のリハビリテーション加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) リハビリテーション加算に係るリハビリテーションは、利用者ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意すること。</p> <p>(二) (三)により作成されるリハビリテーション実施計画を作成した利用者について、当該指定生活介護等を利用した日に算定することとし、必ずしもリハビリテーションが行われた日とは限らないものであること。</p> <p>(三) リハビリテーション加算については、以下の手順で実施する</p>

改正後	現行
<p>こと。</p> <p>ア 利用開始時にその者に対するリハビリテーションの実施に必要な情報を収集しておき、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者（以下この⑩において「関連スタッフ」という。）が暫定的に、リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握（以下この⑩において「アセスメント」という。）とそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により開始時リハビリテーションカンファレンスを行ってリハビリテーション実施計画原案を作成すること。また、作成したリハビリテーション実施計画原案については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、生活介護サービスにおいては、リハビリテーション実施計画原案に相当する内容を個別支援計画に記載する場合は、その記録をもってリハビリテーション実施計画原案の作成に代えることができるものとする。</p> <p>イ （略）</p>	<p>こと。</p> <p>ア 利用開始時にその者に対するリハビリテーションの実施に必要な情報を収集しておき、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者（以下この⑩において「関連スタッフ」という。）が暫定的に、リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握（以下この⑩において「アセスメント」という。）とそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により開始時リハビリテーションカンファレンスを行ってリハビリテーション実施計画原案を作成すること。また、作成したリハビリテーション実施計画原案については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、生活介護サービスにおいては、リハビリテーション実施計画原案に相当する内容を個別支援計画に記載する場合は、その記録をもってリハビリテーション実施計画原案の作成に代えることができるものとする。</p> <p>イ リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね二週間以内及び概ね三月ごとに関連スタッフがアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により、リハビリテーションカンファレンスを行って、リハビリテーション実施計画を作成すること。なお、この場合にあつては、リハビリテーション実施計画を新たに作成する必要はなく、リハビリテーション実施計画原案の変更等をもってリハビリテーション実施計画の作成に代えることができるものとし、変更等がない場合に</p>

改正後	現 行
<p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p>	<p>っても、リハビリテーション実施計画原案をリハビリテーション実施計画に代えることができるものとする。また、作成したリハビリテーション実施計画については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。また、リハビリテーションカンファレンスの結果、必要と判断された場合は、関係する指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所等に対してリハビリテーションに関する情報伝達（日常生活上の留意点、サービスの工夫等）や連携を図ること。</p> <p>ウ 利用を終了する前に、関連スタッフによる終了前リハビリテーションカンファレンスを行うこと。その際、終了後に利用予定の指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者等の参加を求めること。</p> <p>エ 利用終了時には指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や利用者の主治の医師に対してリハビリテーションに必要な情報提供を行うこと。</p> <p>オ 指定障害福祉サービス基準第 93 条において準用する同基準第 19 条第 1 項に規定するサービス提供の記録において利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が利用者の状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別にリハビリテーション加算の算定のために利用者の状態を定期的に記録する必要はないものとする。</p>

改正後	現 行
<p>⑫ <u>利用者負担上限額管理加算の取扱いについて</u> 報酬告示第6の9の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑬ <u>食事提供体制加算の取扱いについて</u> (略)</p> <p>⑭ <u>延長支援加算の取扱いについて</u> (略)</p>	<p>⑪ 利用者負担上限額管理加算の取扱い 報酬告示第6の9の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑭の規定を準用する。</p> <p>⑫ 食事提供体制加算の取扱い 報酬告示第6の10の食事提供体制加算については、原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。なお、施設外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理（真空パック）により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められるものである。 この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とはならないものである。 なお、利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が日単位で支給されることから、この加算は算定できないものであることに留意すること。</p> <p>⑬ 延長支援加算の取扱い 報酬告示第6の11の延長支援加算については、運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間（以下「延長時間帯」という。）において、指定生活介護等を行った場合に、1日の延長支援に要した時間に応じ、算定するものであるが、以</p>

改正後	現 行
<p>⑮ 送迎加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第6の12の送迎加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p>	<p>下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。</p> <p>(二) 個々の利用者の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となるものであること。</p> <p>(三) 延長時間帯に、障害福祉サービス基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を1名以上配置していること。</p> <p>⑭ 送迎加算の取扱い</p> <p>報酬告示第6の12の送迎加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 多機能型事業所又は同一敷地内に複数の事業所が存する場合については、原則として一の事業所として取り扱うこととする。ただし、事業所ごとに送迎が行われている場合など、都道府県知事が特に必要と認める場合についてはこの限りではないこと。</p> <p>(二) 報酬告示第6の12の送迎加算のうち、送迎加算（Ⅰ）については、当該月において、次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当する場合に算定が可能であること。</p> <p>また、送迎加算（Ⅱ）については、当該月において、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合に算定が可能であること。</p> <p>（ア）1回の送迎につき、平均10人以上（ただし、利用定員が20人未満の事業所にあつては、1回の送迎につき、平均</p>

改正後	現 行
<p>(三) <u>指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u>（以下「<u>指定共同生活援助事業所等</u>」という。）と<u>指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合についても、対象となること。</u></p> <p>(四) (略)</p> <p><u>(五) 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定する。なお、当該所定単位数は、報酬告示第6の12の注2の加算がなされる前の単位数とし、当該加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。</u></p> <p>(六) 「これに準ずる者」とは、区分4以下であって、第543号告示別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上である者又は喀痰吸引等を必要とする者とする。</p> <p>⑯ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱い</p> <p><u>(一) 報酬告示第6の13の障害福祉サービスの体験利用支援加算に</u></p>	<p>的に定員の100分の50以上)の利用者が利用</p> <p>(イ) 週3回以上の送迎を実施</p> <p>なお、居宅以外であっても、事業所の最寄り駅や集合場所との間の送迎も対象となるが、事前に利用者と合意のうえ、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。</p> <p>(三) <u>指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u>と<u>指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合についても、対象となること。</u></p> <p>(四) 送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象とならないこと。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(五) 「これに準ずる者」とは、区分4以下であって、第543号告示別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上である者又は喀痰吸引等を必要とする者とする。</u></p> <p>⑮ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱い</p> <p>報酬告示第6の13の障害福祉サービスの体験利用支援加算に</p>

改正後	現行
<p>については、<u>指定障害者支援施設等における指定生活介護等の利用者が、地域生活への移行に向けて指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合であって、指定障害者支援施設等の従業員が以下のいずれかの支援を行う場合に、体験的な利用支援の日数に応じて所定の単位数を加算するものとする（当該支援を行った場合には当該支援の内容を記録すること。）。</u></p> <p><u>ア 体験的な利用支援の利用日に当該指定障害者支援施設等において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合</u></p> <p><u>イ 以下に掲げる体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合</u></p> <p><u>(i) 体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整</u></p> <p><u>(ii) 体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等</u></p> <p><u>(iii) 利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談援助</u></p> <p><u>なお、指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外の指定生活介護等に係る基本報酬等は算定できないことに留意すること。</u></p> <p><u>また、当該加算は、体験利用日に算定することが原則であるが、上記イの支援を、体験利用日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定して差し支えない。</u></p>	<p>については、<u>2の(5)の⑥の規定を準用する。</u></p>

改正後	現 行
<p><u>(二) 障害福祉サービスの体験利用支援加算については、運営規程に、地域生活支援拠点等に位置づけられていることが規定されているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、1日につき所定単位数にさらに50単位を加算する。</u></p> <p>⑰ <u>就労移行支援体制加算の取扱いについて</u></p> <p><u>(一) 報酬告示第6の13の2の就労移行支援体制加算については、生活介護を経て企業等（就労継続支援A型事業所は除く。）に雇用されてから、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度にしている場合、利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</u></p> <p><u>(二) 注中「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が6月に達した者である。例えば、平成29年10月1日に就職した者は、平成30年3月31日に6月に達した者となる。</u></p> <p>⑱ <u>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて</u></p> <p>報酬告示第6の14及び15の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p> <p>(7) 短期入所サービス費</p> <p>① 短期入所の対象者について</p>	<p>(新設)</p> <p>⑩ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い</p> <p>報酬告示第6の14及び15の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の㉑の規定を準用する。</p> <p>(7) 短期入所サービス費</p> <p>① 短期入所の対象者について</p>

改正後	現 行
<p>(略)</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 障害児 障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成 18 年厚生労働省告示第 572 号）に規定する区分（(7)において「<u>障害児支援区分</u>」という。）1 以上</p> <p>② <u>福祉型強化短期入所サービス費について</u></p> <p><u>①の(一)又は(二)のいずれかに該当し、かつ、第 556 号告示の別表第 1 に掲げる状態のいずれかに該当する者等を支援するために、指定短期入所事業所に看護職員を常勤で 1 以上配置する場合は福祉型強化短期入所サービス費を算定する。</u></p> <p><u>第 556 号告示別表第 1</u></p> <p>(1) <u>レスピレーター管理</u></p> <p>(2) <u>気管内挿管、気管切開</u></p> <p>(3) <u>鼻咽頭エアウェイ</u></p> <p>(4) <u>O₂吸入又は spO₂90 パーセント以下の状態が 10 パーセント以上</u></p> <p>(5) <u>6 回／日以上</u>の頻回の吸引</p>	<p>短期入所については、次の(一)又は(二)のいずれかに該当し、かつ、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、指定障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする者が対象となるものであること。</p> <p>ただし、介護を行う者との同居をサービス利用の要件とするものではなく、単身の利用者であっても、本人の心身の状況等から市町村が特に必要と認める場合には、短期入所サービス費を算定することは可能であること。</p> <p>(一) 18 歳以上の利用者 区分 1 以上</p> <p>(二) 障害児 障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成 18 年厚生労働省告示第 572 号）に規定する区分 1（(2)において「<u>障害児支援区分 1</u>」という。）以上</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p>(6) <u>ネブライザー6回／日以上又は継続使用</u></p> <p>(7) <u>I V H</u></p> <p>(8) <u>経管（経鼻・胃ろうを含む。）</u></p> <p>(9) <u>腸ろう・腸管栄養</u></p> <p>(10) <u>持続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時)</u></p> <p>(11) <u>継続する透析(腹膜灌流を含む)</u></p> <p>(12) <u>定期導尿3回／日以上</u></p> <p>(13) <u>人工肛門</u></p> <p>③ 医療機関において実施する短期入所サービス費について (略)</p>	<p>② 医療機関において実施する短期入所サービス費について 遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児等に係る短期入所の需要に対応するため、医療機関を利用する場合の単価が設定されているが、具体的な対象者は、次のとおりであること。</p> <p>(一) 医療型短期入所サービス費 (I) 若しくは (II) 又は医療型特定短期入所サービス費 (I)、 (II)、 (IV) 若しくは (V)</p> <p>ア 18歳以上の利用者 次の (i) 又は (ii) のいずれかに該当すること。</p> <p>(i) 区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者</p> <p>(ii) 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者若しくは区分5以上に該当する重症心身障害者</p> <p>イ 障害児 重症心身障害児</p> <p>(二) 医療型短期入所サービス費 (III) 又は医療型特定短期入所サー</p>

改正後	現 行
<p>④ <u>共生型短期入所サービス費について</u> <u>共生型短期入所の指定を受けた共生型短期入所事業所が共生型短期入所を提供した場合には、共生型短期入所サービス費を算定するが、具体的な取扱いは、次のとおりであること。</u></p> <p>(一) <u>対象となる事業</u> <u>指定障害福祉サービス基準第 125 条の 2 第 1 号に規定する指定短期入所生活介護事業所又は第 125 条の 3 第 1 号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う共生型短期入所</u></p> <p>(二) <u>①の(一)又は(二)のいずれかに該当し、かつ、第 556 号告示の別表第 1 に掲げる状態のいずれかに該当する者等を支援するために、共生型短期入所事業所に看護職員を常勤で 1 以上配置する場合は共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定する。</u></p>	<p>ビス費(Ⅲ)若しくは(Ⅳ) 区分 1 又は障害児支援区分 1 以上に該当し、かつ、次のア又はイのいずれかに該当すること。</p> <p>ア 厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年厚生労働省告示第 236 号）に規定する基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等又はこれに準ずる者（(-)のアの(ii)に掲げる基準に該当しない重症心身障害者等及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 1 条で定める特殊の疾病による障害を有する者のうち、常時医学的管理を必要とする者）</p> <p>イ 医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属すると診断された者</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p>第 556 号告示別表第 1</p> <p>(1) <u>レスピレーター管理</u></p> <p>(2) <u>気管内挿管、気管切開</u></p> <p>(3) <u>鼻咽頭エアウェイ</u></p> <p>(4) <u>O₂吸入又は spO₂90 パーセント以下の状態が 10 パーセント以上</u></p> <p>(5) <u>6 回／日以上</u>の頻回の吸引</p> <p>(6) <u>ネブライザー 6 回／日以上又は継続使用</u></p> <p>(7) <u>I V H</u></p> <p>(8) <u>経管（経鼻・胃ろうを含む。）</u></p> <p>(9) <u>腸ろう・腸管栄養</u></p> <p>(10) <u>持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）</u></p> <p>(11) <u>継続する透析（腹膜灌流を含む）</u></p> <p>(12) <u>定期導尿 3 回／日以上</u></p> <p>(13) <u>人工肛門</u></p> <p>⑤ 入所の日数の数え方について</p> <p>短期入所の日数については、入所した日及び退所した日の両方を含むものとする。</p> <p>ただし、同一の敷地内における指定短期入所事業所、<u>共生型短期入所事業所、指定共同生活援助事業所等</u>、指定障害者支援施設等の中で、又は隣接若しくは近接する敷地における指定短期入所事業所等であって相互に職員の兼務や設備の共用等が行われているもの（以下「隣接事業所等」と総称する。）の間で、利用者が一の隣接事業所等から退所したその日に他の隣接事業所等に入所</p>	<p>③ 入所の日数の数え方について</p> <p>短期入所の日数については、入所した日及び退所した日の両方を含むものとする。</p> <p>ただし、同一の敷地内における指定短期入所事業所、<u>指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所、指定障害者支援施設等</u>（以下「指定短期入所事業所等」という。）の間で、又は隣接若しくは近接する敷地における指定短期入所事業所等であって相互に職員の兼務や設備の共用等が行われているもの（以下「隣接事業所等」と総称する。）の間で、利用者が一</p>

改正後	現 行
<p>する場合については、入所の日を含み、退所の日は含まれない。したがって、例えば、短期入所の利用者がそのまま併設の指定障害者支援施設等に入所したような場合は、入所に切り替えた日について、短期入所サービス費は算定しない。</p> <p>⑥ 短期入所サービス費と他の日中活動サービスに係る介護給付費等の算定関係について</p> <p>ア <u>福祉型短期入所サービス費(I)、福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)、福祉型強化短期入所サービス費(I)、福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)、共生型短期入所(福祉型)サービス費(I)又は共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(I)</u>については、1日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価していることから、福祉型短期入所サービス費(I)、福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)、福祉型強化短期入所サービス費(I)、福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)、共生型短期入所(福祉型)サービス費(I)又は共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(I)を算定する場合には、同一日に他の日中活動サービスに係る報酬は算定できない。</p> <p>イ <u>福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)、福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)、福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)、福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)、共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)又は共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ)</u>については、同一日に他の日中活動サービスを利用する場合を想定して日中の時間帯を除くサービスを提供する場合に算定するものである。日中活動サービスについては、同一敷地内の日中活動はもとより、他の</p>	<p>の隣接事業所等から退所したその日に他の隣接事業所等に入所する場合については、入所の日を含み、退所の日は含まれない。したがって、例えば、短期入所の利用者がそのまま併設の指定障害者支援施設等に入所したような場合は、入所に切り替えた日について、短期入所サービス費は算定しない。</p> <p>④ 短期入所サービス費と他の日中活動サービスに係る介護給付費等の算定関係について</p> <p>ア <u>福祉型短期入所サービス費(I)又は福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)</u>については、1日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価していることから、福祉型短期入所サービス費(I)又は福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)を算定する場合には、同一日に他の日中活動サービスに係る報酬は算定できない。</p> <p>イ <u>福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)又は福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)</u>については、同一日に他の日中活動サービスを利用する場合を想定して日中の時間帯を除くサービスを提供する場合に算定するものである。日中活動サービスについては、同一敷地内の日中活動はもとより、他の事業所の日中活動との組み合わせも認められるものであること。</p>

改正後	現 行
<p>事業所の日中活動との組み合わせも認められるものであること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>⑦ <u>定員規模による所定単位数の算定について</u> <u>単独型の指定短期入所事業所において、運営規程に定める利用定員が 20 人以上の場合は、利用者全員につき所定単位数の 100 分の 90 を算定する。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。</u></p>	<p>ウ 医療型短期入所サービス費 (I)、(II) 及び (III) については、1 日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価しており、医療型特定短期入所サービス費 (I)、(II) 及び (III) については、日中における支援に必要な費用を評価していることから、医療型短期入所サービス費 (I)、(II) 若しくは (III) 又は医療型特定短期入所サービス費 (I)、(II) 若しくは (III) を算定する場合には、同一日に他の日中活動サービスに係る報酬は算定できない。なお、医療型短期入所サービス費 (I)、(II) 又は (III) を算定しながら、相互の合議による報酬の配分により指定生活介護等の他のサービスを利用することを妨げるものではない。</p> <p>エ 医療型特定短期入所サービス費 (IV)、(V) 及び (VI) については、同一日に他の日中活動サービスを利用する場合を想定して日中の時間帯を除くサービスを提供する場合に算定するものである。日中活動サービスについては、同一敷地内の日中活動はもとより、他の事業所の日中活動との組み合わせも認められるものであること。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p>⑧ <u>共生型短期入所事業所に社会福祉士等が配置されている場合の 所定単位数の算定について</u> <u>指定基準の規定により配置することとされている従業者として 常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福 祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者が一定の割合 以上であり、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府 県知事に届け出た場合に、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福 祉士又は公認心理師の割合に応じて算定できることとする。</u> <u>なお、地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペー スや交流会等）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地 域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボラ ンティアの受入れや活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、 「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域 住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わり を持つためのものとするよう努めること。</u></p> <p>⑨ <u>短期利用加算の取扱いについて</u> 報酬告示第7の2の短期利用加算については、指定短期入所等 の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について算定 を認めているが、例えば過去に利用実績のある利用者が、一定の 期間が経過した後、再度利用する場合にも算定可能である。例え ば4月1日から連続40日間利用した後、5月15日から新たに利 用を開始した場合も30日目までは算定可能とする。また、定期的 に利用している場合であっても連続30日を超えない限り算定可 能である。ただし、1年間に通算して30日を限度として算定する。</p>	<p>(新設)</p> <p>⑤ 短期利用加算の取扱い 報酬告示第7の2の短期利用加算については、指定短期入所の 利用を開始した日から起算して30日以内の期間について算定を 認めているが、例えば過去に利用実績のある利用者が、一定の期 間が経過した後、再度利用する場合にも算定可能である。例え ば4月1日から連続40日間利用した後、5月15日から新たに利 用を開始した場合も30日目までは算定可能とする。また、定期的 に利用している場合であっても連続30日を超えない限り算定可 能である。</p>

改正後	現 行
<p><u>なお、平成30年3月31日までに指定短期入所等を利用していた利用者については、平成31年3月31日までの間は、1年間に通算して30日を超えての算定を可能とする。</u></p> <p>⑩ <u>常勤看護職員等配置加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第7の2の2の常勤看護職員等配置加算については、常勤換算方法で1以上の看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。）を配置している場合に、利用定員に応じ、算定できるものであること。</u></p> <p>⑪ <u>医療的ケア対応支援加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第7の2の3の医療的ケア対応支援加算については、福祉型強化短期入所サービス費又は共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定する指定短期入所事業所等において、第556号告示の別表第1に掲げる状態のいずれかに該当する者等に対して指定短期入所等を提供する場合に算定可能とする。</u></p> <p><u>第556号告示別表第1</u></p> <p>(1) <u>レスピレーター管理</u></p> <p>(2) <u>気管内挿管、気管切開</u></p> <p>(3) <u>鼻咽頭エアウェイ</u></p> <p>(4) <u>O₂吸入又はspO₂90パーセント以下の状態が10パーセント以上</u></p> <p>(5) <u>6回／日以上の頻回の吸引</u></p> <p>(6) <u>ネブライザー6回／日以上又は継続使用</u></p> <p>(7) <u>I V H</u></p> <p>(8) <u>経管（経鼻・胃ろうを含む。）</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p>⑨ 腸ろう・腸管栄養</p> <p>⑩ 持続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時)</p> <p>⑪ 継続する透析(腹膜灌流を含む)</p> <p>⑫ 定期導尿3回／日以上</p> <p>⑬ 人工肛門</p> <p>⑫ 重度障害児・障害者対応支援加算の取扱いについて 報酬告示第7の2の4の重度障害児・障害者対応支援加算については、福祉型強化短期入所サービス費又は共生型短期入所(福祉型強化)サービス費を算定する指定短期入所事業所等において、<u>区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3の利用者の数が、当該指定短期入所事業所等の利用者数の100分の50以上である場合に算定可能とする。</u></p> <p>⑬ 重度障害者支援加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑭ 単独型加算の取扱いについて 報酬告示第7の4の単独型加算については、利用者が日中活動を利用する等により、福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)、<u>Ⅳ</u>、福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)又は<u>Ⅳ</u>を算定している日(入所日</p>	<p>(新設)</p> <p>⑥ 重度障害者支援加算の取扱い 報酬告示第7の3の重度障害者支援加算については、強度行動障害を有する者に対して、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者若しくは重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者(以下「基礎研修修了者」という。)又は行動援護従業者養成研修修了者が支援を行った日は、さらに10単位を算定可能とするが、指定基準上置くべき従業者に加え、別に職員の配置を求めるものではないことに留意すること。</p> <p>⑦ 単独型加算の取扱い 報酬告示第7の4の単独型加算については、利用者が日中活動を利用する等により、福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)又は<u>Ⅳ</u>を算定している日(入所日及び退所日を除く。)であって、短期入所</p>

改正後	現行
<p>及び退所日を除く。)であって、<u>指定短期入所事業所</u>における支援が18時間(就寝の時間を含む。)を超える場合については、さらに100単位を算定可能とする。ただし、指定障害福祉サービス基準第115条第3項第1号に定める単独型事業所については、同一敷地内の日中活動系サービス(別法人の場合を除く。)を利用した日については算定しない。</p> <p>⑮ <u>医療連携体制加算の取扱いについて</u></p> <p>(一) 報酬告示第7の5の医療連携体制加算(I)、(II)及び(III)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ当該看護職員が障害者に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。</p> <p>ア 指定短期入所事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害者に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。このサービスは指定短期入所事業所等として行うものであるから連携する医療機関の医師から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。</p> <p>イ 指定短期入所事業所等は、当該障害者に関する必要な情報を保護者等、主治医等を通じ、あらかじめ入手し本人の同意を得て連携する医療機関等に提供するよう努めるものとする。</p> <p>ウ 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務</p>	<p>事業所における支援が18時間(就寝の時間を含む。)を超える場合については、さらに100単位を算定可能とする。ただし、指定障害福祉サービス基準第115条第3項第1号に定める単独型事業所については、同一敷地内の日中活動系サービス(別法人の場合を除く。)を利用した日については算定しない。</p> <p>⑧ <u>医療連携体制加算の取扱い</u></p> <p>報酬告示第7の5の医療連携体制加算(I)、(II)及び(III)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ当該看護職員が障害者に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。</p> <p>(一) 指定短期入所事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害者に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。このサービスは指定短期入所事業所等として行うものであるから連携する医療機関の医師から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。</p> <p>(二) 指定短期入所事業所等は、当該障害者に関する必要な情報を保護者等、主治医等を通じ、あらかじめ入手し本人の同意を得て連携する医療機関等に提供するよう努めるものとする。</p> <p>(三) 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務す</p>

改正後	現 行
<p>する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けてサービスの提供を行うこと。</p> <p>エ 看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。（「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日付け保医発0331002号厚生労働省保険局医療課長通知）を参照のこと。）</p> <p>② 報酬告示第7の5の医療連携体制加算(V)については、3の(8)（共同生活援助サービス費）の⑳の医療連携体制加算(V)の規定を準用する。</p> <p>③ 報酬告示第7の5の医療連携体制加算(VI)又は(VII)について、報酬告示第7の5の注6又は注7における「1日当たりの訪問時間」については、連続した時間である必要はなく、1日における訪問時間を合算したものであること。なお報酬告示第7の5の医療連携体制加算(I)、(II)を算定している場合には、当該加算は算定できないものであること。</p> <p>⑩ 栄養士配置加算の取扱いについて 報酬告示第7の6の栄養士配置加算のうち、栄養士配置加算(I)の算定に当たっては、常勤の管理栄養士又は栄養士が、指定短期入所事業所等に配置されていること（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第</p>	<p>る看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けてサービスの提供を行うこと。</p> <p>④ 看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。（「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日保医発0331002号）を参照のこと。）</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>⑨ 栄養士配置加算の取扱い 報酬告示第7の6の栄養士配置加算のうち、栄養士配置加算(I)の算定に当たっては、常勤の管理栄養士又は栄養士が、指定短期入所事業所に配置されていること（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第</p>

改正後	現行
<p>88号)の規定による労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を含む。)が必要であること。なお、調理業務の委託先にのみ管理栄養士等が配置されている場合は、この加算を算定できないこと。ただし、併設事業所又は空床利用型事業所にあつては、本体施設である障害者支援施設等において、報酬告示第9の1の注4のイ及びロが算定されていない場合には栄養士配置加算(I)、報酬告示第9の1の注4のロが算定されている場合には、栄養士配置加算(II)を算定することが可能である。</p> <p>⑰ <u>利用者負担上限額管理加算の取扱いについて</u> 報酬告示第7の7の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑱ <u>食事提供体制加算の取扱いについて</u> 報酬告示第7の8の食事提供体制加算については、2の(6)の⑲の規定を準用する。</p> <p>なお、1日に複数回食事の提供をした場合(複数の隣接事業所等において食事の提供をした場合を含む。)の取扱いについては、当該加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。ただし、食材料費については、複数食分を利用者から徴収して差し支えないものである。</p> <p>(削除)</p>	<p>88号)の規定による労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を含む。)が必要であること。なお、調理業務の委託先にのみ管理栄養士等が配置されている場合は、この加算を算定できないこと。ただし、併設事業所又は空床利用型事業所にあつては、本体施設である障害者支援施設等において、報酬告示第9の1の注4のイ及びロが算定されていない場合には栄養士配置加算(I)、報酬告示第9の1の注4のロが算定されている場合には、栄養士配置加算(II)を算定することが可能である。</p> <p>⑩ <u>利用者負担上限額管理加算の取扱い</u> 報酬告示第7の7の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑪ <u>食事提供体制加算の取扱い</u> 報酬告示第7の8の食事提供体制加算については、2の(6)の⑳の規定を準用する。</p> <p>なお、1日に複数回食事の提供をした場合(複数の隣接事業所等において食事の提供をした場合を含む。)の取扱いについては、当該加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。ただし、食材料費については、複数食分を利用者から徴収して差し支えないものである。</p> <p>⑫ <u>緊急短期入所体制確保加算の取扱い</u> ア <u>報酬告示第7の9の緊急短期入所体制確保加算は、緊急に指定短期入所を受ける必要がある者を受け入れるために利用定員の100分の5に相当する空床を確保している事業所(指定障害福祉サービス基準第115条第2項に規定する事業所を除く。以</u></p>

改正後	現 行
	<p><u>下同じ。）の利用者全員に対し加算する。</u></p> <p><u>イ 100 分の5に相当する空床を確保するとは、各月ごとに利用定員の100分の5に相当する空床（以下「緊急利用枠」という。）を確保するということであり、一日当たりの利用定員の5%に当該月の営業日数を乗じて得た数とする（端数切り上げ）。例えば、利用定員20人の事業所の場合においては、$20 \times 5\% \times 30$日（四月の場合）=30となる。</u></p> <p><u>ウ 短期入所の利用者は数日間連続利用することが一般的であり、当該利用者を円滑に受け入れる必要があることにかんがみ、一月の間（暦月）においては、緊急利用枠は同一ベッドとすること（例えば、四月において緊急利用枠が30の場合、毎日、同じベッドを緊急利用枠とすること）。なお、イにより算出した緊急利用枠の数が、毎日一床を確保するための数に満たない端数の場合や、毎日一床を確保するための数を超えて端数が生じる場合は、当該端数分について、連続する期間の同一ベッドを緊急利用枠とすること（例えば四月において緊急利用枠が15の場合、15日間連続して同一ベッドを緊急利用枠とすること。また、緊急利用枠が四十の場合、30日間連続する同一ベッドと10日間連続する同一ベッドを緊急利用枠とすること）。また、緊急利用枠の数が、毎日一床を確保するための数に満たない事業所の場合は、毎日一床を確保するために必要な数を上限として、緊急利用枠とすることができる。</u></p> <p><u>エ 前三月における稼働率が100分の90以上であることが必要であるが、前三月における実績は各月で満たす必要はなく、三月</u></p>

改正後	現 行
<p>⑭ 緊急短期入所受入加算の取扱いについて</p> <p>(-) 報酬告示第7の9のイの緊急短期入所受入加算(1)については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア 緊急短期入所受入加算(1)は、緊急利用者を受け入れたときに、当該緊急利用者のみ加算する。</p> <p>イ (略)</p>	<p><u>平均で差し支えない。</u></p> <p><u>当該要件は、当該加算に該当するものとして届出を行う際に満たしていればよく、その後も維持しなければならないものではない。ただし、当該加算を算定しなくなった後に再度当該加算を算定しようとする場合は、当該要件を満たす必要がある。</u></p> <p><u>なお、ここでいう利用延人数については、入所した日及び退所した日の両方を含むものとする。</u></p> <p>オ <u>緊急利用枠を確保していることについて、事業所内の見やすい場所に掲示するとともに、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所や近隣の他事業所との情報共有に努め、緊急的な利用ニーズに対応する事業所であることを明確化すること。また、緊急利用者の受入促進及び空床の有効活用を図る観点から、当該事業所のホームページ又は、基幹相談支援センターへの情報提供その他適切な方法により、月一回程度、空床情報を公表するよう努めること。</u></p> <p>⑬ 緊急短期入所受入加算の取扱い</p> <p>(-) 報酬告示第7の10のイの緊急短期入所受入加算(1)については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア 緊急短期入所受入加算(1)は、<u>緊急利用枠に緊急利用者を受け入れたときに、当該緊急利用者のみ加算する。</u></p> <p>イ 「緊急利用者」とは、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、利用を開始した日の前々日、前日又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合の利用者</p>

改正後	現 行
<p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ <u>本加算の算定対象期間は原則として7日以内とする。ただし、利用者の介護を行う家族等の疾病が当初の想定を超えて長期間に及んだことにより在宅への復帰が困難となったこと等やむを得ない事情により、7日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で14日を限度に引き続き加算を算定することができる。その場合であっても、利用者負担軽減に配慮する観点から、機械的に加算算定を継続するのではなく、随時、適切なアセスメントによる代替手段の確保等について、十分に検討すること。</u></p> <p>(二) 報酬告示第7の<u>9</u>のロの緊急短期入所受入加算(Ⅱ)については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(略)</p>	<p>をいう。なお、新規の利用者に限られるものではなく、既に当該事業所で緊急短期入所受入加算の算定実績のある利用者也算定対象となるものである。</p> <p>ウ 緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録しておくこと。</p> <p>エ 既に緊急利用者を受け入れているために緊急の利用を希望している者を受け入れることが困難な場合は、利用希望者に対し、別の事業所を紹介するなど適切な対応を行うこと。</p> <p>オ <u>本加算の算定対象期間は入所した日に限る。</u></p> <p>(二) 報酬告示第7の<u>10</u>のロの緊急短期入所受入加算(Ⅱ)については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア 緊急短期入所受入加算(Ⅱ)は、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により短期入所が必要となった場合であって、かつ、利用を開始した日の前々日、前日、又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合に算定できる。</p>

改正後	現 行
<p>⑳ <u>定員超過特例加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第7の10の定員超過特例加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p><u>(一) 緊急利用者を受け入れ、かつ、運営規程に定める利用定員を上回る利用者に指定短期入所等を行った場合に、利用者全員につき算定可能とする。</u></p> <p><u>(二) 「緊急利用者」とは、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、利用を開始した日の前々日、前日又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合の利用者をいう。なお、新規の利用者に限られるものではなく、既に当該事業所で定員</u></p>	<p>イ 緊急に受入れを行った事業所については、当該利用者が速やかに居宅における生活に復帰できるよう、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所と密接な連携を行い、相談すること。</p> <p>ウ 緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録しておくこと。</p> <p>エ 緊急受入に対応するため、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所や近隣の他事業所との情報共有に努め、緊急的な利用ニーズの調整を行うための窓口を明確化すること。また、空床の有効活用を図る観点から、当該事業所のホームページ又は基幹相談支援センターへの情報提供等により、空床情報を公表するよう努めること。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>超過特例加算の算定実績のある利用者も算定対象となるものである。</u></p> <p><u>(三) 定員超過特例加算は、10日を限度として算定する。</u></p> <p><u>(四) 定員超過特例加算を算定している場合にあつては、報酬告示第7の1の注16の定員超過減算及び第7の1の注15の2の大規模減算は適用しない。</u></p> <p>㉑ 特別重度支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第7の11のイの特別重度支援加算(I)については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(略)</p> <p>(二) 報酬告示第7の11のロの特別重度支援加算(II)については、<u>第556号告示第7号の別に厚生労働大臣の定める者の状態にある利用者に対して、計画的な医学的管理を行い、指定短期入</u></p>	<p>⑭ 特別重度支援加算の取扱い</p> <p>(一) 報酬告示第7の11のイの特別重度支援加算(I)については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア 規定の状態が6ヶ月以上継続する場合であることを原則とするが、新生児集中治療室を退室した児であつて当該治療室での状態が引き続き継続する児については、当該状態が1か月以上継続する場合とする。ただし、新生児集中治療室を退室した後の症状増悪、又は新たな疾患の発生についてはその後の状態が6か月以上継続する場合とすること。</p> <p>イ 判定スコアの(1)については、毎日行う機械的気道加圧を要するカマシ・NIPPV・CPAPなどは、レスピレーター管理に含むものとする。</p> <p>ウ 判定スコアの(8)及び(9)については、経口摂取、経管、腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択すること。</p> <p>エ 判定スコアの(14)については、人工膀胱を含むこと。</p> <p>(二) 報酬告示第7の11のロの特別重度支援加算(II)については、別に厚生労働大臣の定める者(平成18年厚生労働省告示第556号。以下「第556号告示」という。)の状態にある利用者に対</p>

改正後	現行
<p>所を行った場合に、所定単位数を加算する。当該加算を算定する場合にあっては、当該医学的管理の内容等を診療録に記載しておくこと。また、当該加算を算定できる利用者は、次のいずれかについて、当該状態が一定の期間や頻度で継続している者であること。</p> <p>ア 第 556 号告示第<u>8</u>号(1)の「常時頻回の喀痰吸引を実施している状態」とは当該月において1日当たり8回（夜間を含め約3時間に1回程度）以上実施している日が20日を超える場合をいうものであること。</p> <p>イ 第 556 号告示第<u>8</u>号(2)の「呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態」については、当該月において1週間以上人工呼吸又は間歇的陽圧呼吸を行っていること。</p> <p>ウ 第 556 号告示第<u>8</u>号(3)の「中心静脈注射を実施している状態」については、中心静脈注射により薬剤の投与をされている利用者又は中心静脈栄養以外に栄養維持が困難な利用者であること。</p> <p>エ 第 556 号告示第<u>8</u>号(4)の「人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態」については、人工腎臓を各週2日以上実施しているものであり、かつ、下記に掲げるいずれかの合併症をもつものであること。</p> <p>a 透析中に頻回の検査、処置を必要とするインスリン注射を行っている糖尿病</p> <p>b 常時低血圧（収縮期血圧が90mmHg以下）</p> <p>c 透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈</p>	<p>して、計画的な医学的管理を行い、指定短期入所を行った場合に、所定単位数を加算する。当該加算を算定する場合にあっては、当該医学的管理の内容等を診療録に記載しておくこと。また、当該加算を算定できる利用者は、次のいずれかについて、当該状態が一定の期間や頻度で継続している者であること。</p> <p>ア 第 556 号告示第<u>6</u>号(1)の「常時頻回の喀痰吸引を実施している状態」とは当該月において1日当たり8回（夜間を含め約3時間に1回程度）以上実施している日が20日を超える場合をいうものであること。</p> <p>イ 第 556 号告示第<u>6</u>号(2)の「呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態」については、当該月において1週間以上人工呼吸又は間歇的陽圧呼吸を行っていること。</p> <p>ウ 第 556 号告示第<u>6</u>号(3)の「中心静脈注射を実施している状態」については、中心静脈注射により薬剤の投与をされている利用者又は中心静脈栄養以外に栄養維持が困難な利用者であること。</p> <p>エ 第 556 号告示第<u>6</u>号(4)の「人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態」については、人工腎臓を各週2日以上実施しているものであり、かつ、下記に掲げるいずれかの合併症をもつものであること。</p> <p>a 透析中に頻回の検査、処置を必要とするインスリン注射を行っている糖尿病</p> <p>b 常時低血圧（収縮期血圧が90mmHg以下）</p> <p>c 透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈</p>

改正後	現行
<p>するもの</p> <p>d 出血性消化器病変を有するもの</p> <p>e 骨折を伴う2次性副甲状腺機能亢進症のもの</p> <p>f うっ血性心不全 (NYHA Ⅲ度以上) のもの</p> <p>オ 第556号告示第<u>8</u>号(5)の「重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態」については、持続性心室性頻拍や心室細動等の重症不整脈発作を繰り返す状態、収縮期血圧90mmHg以下が持続する状態、又は酸素吸入を行っても動脈血酸素飽和度が90%以下の状態で、常時、心電図、血圧、動脈血酸素飽和度のいずれかを含むモニタリングを行っていること。</p> <p>カ 第556号告示第<u>8</u>号(6)の「膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態」については、当該利用者に対して、皮膚の炎症等に対するケアを行った場合に算定できるものであること。</p> <p>キ 第556号告示第<u>8</u>号(7)の「経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態」については、経口摂取が困難で経腸栄養以外に栄養維持が困難な利用者に対して、経腸栄養を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>ク 第556号告示第<u>8</u>号(8)の「褥瘡に対する治療を実施している状態」については、以下の分類で第三度以上に該当し、かつ、当該褥瘡に対して必要な処置を行った場合に限る。</p>	<p>するもの</p> <p>d 出血性消化器病変を有するもの</p> <p>e 骨折を伴う2次性副甲状腺機能亢進症のもの</p> <p>f うっ血性心不全 (NYHA Ⅲ度以上) のもの</p> <p>オ 第556号告示第<u>6</u>号(5)の「重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態」については、持続性心室性頻拍や心室細動等の重症不整脈発作を繰り返す状態、収縮期血圧90mmHg以下が持続する状態、又は酸素吸入を行っても動脈血酸素飽和度が90%以下の状態で、常時、心電図、血圧、動脈血酸素飽和度のいずれかを含むモニタリングを行っていること。</p> <p>カ 第556号告示第<u>6</u>号(6)の「膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態」については、当該利用者に対して、皮膚の炎症等に対するケアを行った場合に算定できるものであること。</p> <p>キ 第556号告示第<u>6</u>号(7)の「経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態」については、経口摂取が困難で経腸栄養以外に栄養維持が困難な利用者に対して、経腸栄養を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>ク 第556号告示第<u>6</u>号(8)の「褥瘡に対する治療を実施している状態」については、以下の分類で第三度以上に該当し、かつ、当該褥瘡に対して必要な処置を行った場合に限る。</p>

改正後	現行
<p>第一度：皮膚の発赤が持続している部分があり、圧迫を取り除いても消失しない（皮膚の損傷はない）</p> <p>第二度：皮膚層の部分的喪失（びらん、水疱、浅いくぼみとして表れるもの）</p> <p>第三度：皮膚層がなくなり潰瘍が皮下組織にまで及ぶ。深くぼみとして表れ、隣接組織まで及んでいることあれば、及んでいないこともある</p> <p>第四度：皮膚層と皮下組織が失われ、筋肉や骨が露出している</p> <p>ケ 第 556 号告示第<u>8</u>号(9)の「気管切開が行われている状態」については、気管切開が行われている利用者について、気管切開の医学的管理を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>⑳ <u>送迎加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 7 の 12 の送迎加算については、<u>以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p><u>(一) 送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象とならないこと。</u></p> <p><u>(二) 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の 100 分の 70 を算定する。</u></p> <p>㉑ <u>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 7 の 13 及び 14 の福祉・介護職員処遇改善加算及び</p>	<p>第一度：皮膚の発赤が持続している部分があり、圧迫を取り除いても消失しない（皮膚の損傷はない）</p> <p>第二度：皮膚層の部分的喪失（びらん、水疱、浅いくぼみとして表れるもの）</p> <p>第三度：皮膚層がなくなり潰瘍が皮下組織にまで及ぶ。深くぼみとして表れ、隣接組織まで及んでいることあれば、及んでいないこともある</p> <p>第四度：皮膚層と皮下組織が失われ、筋肉や骨が露出している</p> <p>ケ 第 556 号告示第<u>6</u>号(9)の「気管切開が行われている状態」については、気管切開が行われている利用者について、気管切開の医学的管理を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>⑮ 送迎加算の取扱い 報酬告示第 7 の 12 の送迎加算については、送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象とならないこと。</p> <p>(新設)</p> <p>⑯ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い 報酬告示第 7 の 13 及び 14 の福祉・介護職員処遇改善加算及び</p>

改正後	現 行				
<p>福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p> <p>(8) 重度障害者等包括支援サービス費</p> <p>① 重度障害者等包括支援の対象者について (略)</p> <p>(-) 第二の2の(2)の①の(-)のアに規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者であって、四肢すべてに麻痺等があり、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次のア又はイのいずれかに該当すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(二) (略)</p>	<p>福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の㉑の規定を準用する。</p> <p>(8) 重度障害者等包括支援サービス費</p> <p>① 重度障害者等包括支援の対象者について 区分6（障害児にあつては、これに相当する支援の度合）に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であつて、次の(-)又は(二)に該当すること。なお、対象者の判断基準は下表のとおりとする。</p> <p>(-) 第二の2の(2)の①の(-)に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者であつて、四肢すべてに麻痺等があり、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次のア又はイのいずれかに該当すること。</p> <p>ア 人工呼吸器による呼吸管理を行っている者（Ⅰ類型）</p> <p>イ 最重度の知的障害のある者（Ⅱ類型）</p> <p>(二) 第543号告示の別表第二に掲げる行動関連項目の合計点数が10点以上である者（Ⅲ類型）</p> <table border="1" data-bbox="1296 1034 2078 1369"> <thead> <tr> <th data-bbox="1296 1034 1451 1082">類 型</th> <th data-bbox="1451 1034 2078 1082">判 定 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1296 1082 1451 1369">Ⅰ類型</td> <td data-bbox="1451 1082 2078 1369"> ① 区分6の「重度訪問介護」対象者 ② 医師意見書「2. 身体の状態に関する意見」の「(3)麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること） </td> </tr> </tbody> </table>	類 型	判 定 基 準	Ⅰ類型	① 区分6の「重度訪問介護」対象者 ② 医師意見書「2. 身体の状態に関する意見」の「(3)麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること）
類 型	判 定 基 準				
Ⅰ類型	① 区分6の「重度訪問介護」対象者 ② 医師意見書「2. 身体の状態に関する意見」の「(3)麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること）				

改正後	現 行		
			<p>なお、医師意見書「2. 身体の状態に関する意見」の「(2) 四肢欠損」、「(4) 筋力の低下」、「(5) 関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。</p> <p>③ 認定調査項目「1群 起居動作 寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定</p> <p>④ 認定調査項目「10群 特別な医療 レスピレーター」において「ある」と認定</p> <p>⑤ 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定</p>
		II 類型	<p>① 概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認</p> <p>② 区分6の「重度訪問介護」対象者</p> <p>③ 医師意見書「2. 身体の状態に関する意見」の「(3) 麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること）</p> <p>なお、医師意見書「2. 身体の状態に関する意見」の「(2) 四肢欠損」、「(4) 筋力の低下」、「(5) 関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。</p> <p>④ 認定調査項目「1群 起居動作 寝返り」</p>

改正後	現 行	
<p>② 重度障害者等包括支援サービス費の算定について</p> <p><u>重度障害者等包括支援の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービス内容を記載した重度障害者等包括支援計画に基づいて行われる必要があるが、障害者の状態等に応じて柔軟にサービスを提供する重度障害者等包括支援の趣旨を踏まえ、重度障害者等包括支援を行った場合には、実際に要した時間により算定することとする。</u></p> <p><u>なお、重度障害者等包括支援計画で定めたサービス提供時内容や提供時間に大幅な乖離があり、実際のサービス提供と合致しない状況が続く場合には、当然に重度障害者等包括支援計画の見直しを行う必要があること。</u></p> <p>③ 2人の重度障害者等包括支援従業者による重度障害者等包括支</p>		<p>において「全面的な支援が必要」と認定</p> <p>⑤ 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定</p> <p>Ⅲ類型</p> <p>① 区分6の「行動援護」対象者</p> <p>② 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定</p> <p>③ 「行動援護項目得点」が「10点以上」と認定</p>
	<p>② 重度障害者等包括支援サービス費の</p>	<p><u>所定単位数について</u></p> <p><u>1月における実績単位数（厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等（平成18年厚生労働省告示第552号）に定める算定方法により算定した単位数）が支給決定単位数（同告示に定める算定方法により支給決定した1日当たりの単位数に当該月の日数を乗じて得た単位数）の100分の95以上である場合は支給決定単位数を、100分の95を超えない場合は実績単位数に95分の100を乗じて得た単位数をそれぞれ算定する。</u></p> <p><u>(例) 支給決定単位数30,000単位に対して実績単位数29,000単位(96.7%) → 算定単位数：30,000単位</u></p> <p><u>支給決定単位数30,000単位に対して実績単位数28,000単位(93.3%) → 算定単位数：29,474単位(28,000×100/95(小数点以下四捨五入))</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>援の取扱い等について</u> 報酬告示第8の1の注2の2人の重度障害者等包括支援従業者による重度障害者等包括支援（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。）を行った場合の取扱いについては、2の2の(1)の⑬の(-)の規定を準用する。</p> <p>④ <u>特別地域加算の取扱いについて</u> 報酬告示第8の1の注3の特別地域加算については、2の(1)の⑩の規定を準用する。</p> <p>⑤ <u>早朝、夜間、深夜の重度障害者等包括支援の取扱いについて</u> 報酬告示第8の1の注4の早朝、夜間、深夜に重度障害者等包括支援（短期入所及び共同生活援助を除く。）を行った場合の取扱いについては、2の(2)の⑦の規定を準用する。</p> <p>⑥ <u>初回加算の取扱いについて</u> 報酬告示第8の2の2の初回加算については、2の(1)の⑱の(-)の規定を準用する。</p> <p>⑦ <u>医療連携体制加算の取扱いについて</u> 報酬告示第8の2の3の医療連携体制加算については、2の(7)の⑮の規定(二)を除く)を準用する。この場合において、2の(7)の⑮の(三)中「医療連携体制加算Ⅵ又はⅦ」とあるのは、「医療連携体制加算Ⅴ又はⅥ」と読み替えるものとする。</p> <p>⑧ <u>送迎加算の取扱いについて</u> 報酬告示第8の2の4の送迎加算については、2の(7)の⑳の規定を準用する。</p> <p>⑨ <u>地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>報酬告示第8の2の5の地域生活移行個別支援特別加算については、3の(6)の⑰の規定を準用する。</u></p> <p>⑩ <u>精神障害者地域移行特別加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第8の2の6の精神障害者地域移行特別加算については、3の(6)の⑱の規定を準用する。</u></p> <p>⑪ <u>強度行動障害者地域移行特別加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第8の2の7の強度行動障害者地域移行特別加算については、3の(6)の⑲の規定を準用する。</u></p> <p>⑫ <u>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて</u> 報酬告示第8の3及び4の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p> <p>(9) 施設入所支援サービス費 ① (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>③ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い 報酬告示第8の3及び4の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑲の規定を準用する。</p> <p>(9) 施設入所支援サービス費 ① 施設入所支援の対象者について 施設入所支援については、次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。 (一) 50歳未満の利用者である場合 区分4以上 (二) 50歳以上の利用者である場合 区分3以上 (三) 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型(指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成の手続きを経て、就労継続支援B型と施設入所支援の組み合わせが必要と市町村が認めた者に限る。)を受ける者であって、入所によって</p>

改正後	現 行
<p>② (略)</p> <p>③ (略)</p>	<p>訓練等を実施することが必要かつ効果的であるもの又は通所によって訓練等を受けることが困難なもの</p> <p>(四) 特定旧法指定施設（法附則第 21 条第 1 項に規定する特定旧法施設をいう。以下同じ。）に入所した者であり継続して指定障害者支援施設等に入所している者又は当該施設を退所後に再度入所する者</p> <p>(五) 区分 3 以下（50 歳未満の利用者である場合は区分 2 以下）であって、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成の手続きを経て、地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって介護等を受けることが困難として、生活介護と施設入所支援の組み合わせが必要と市町村が認めた者</p> <p>(六) 第 556 号告示第五号に規定する者</p> <p>② 施設入所支援サービス費の区分について 施設入所支援サービス費については、入所者の障害支援区分及び施設の定員規模に応じ、算定する。 なお、①の(三)又は(四)に該当する者であって、訓練等給付のうち自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型を利用する者については、障害支援区分の判定を行い、区分が 3 以上に該当する者については、当該障害支援区分に応じた施設入所支援サービス費を算定して差し支えないものとする。</p> <p>③ 施設入所支援サービス費の栄養士の配置について 施設入所支援サービス費については、労働者派遣事業の適正な</p>

改正後	現 行
<p>④ 夜勤職員配置体制加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑤ 重度障害者支援加算の取扱いについて (一) (略)</p>	<p>運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)の規定による労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を配置している場合については、配置されているものとして取り扱うこと。なお、調理業務の委託先のみ管理栄養士等が配置されている場合は、減算の対象となること。</p> <p>④ 夜勤職員配置体制加算の取扱い 報酬告示第9の2の夜勤職員配置体制加算の取扱いは、以下の(一)から(三)のいずれかの夜勤職員の配置基準を満たす場合に、都道府県知事に届け出ている利用定員の区分に応じて加算が算定できるものとする。</p> <p>(一) 前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合 夜勤2人以上</p> <p>(二) 前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合 夜勤3人以上</p> <p>(三) 前年度の利用者の数の平均値が61人以上の場合 夜勤3人に、前年度の利用者の数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>⑤ 重度障害者支援加算の取扱い (一) 報酬告示第9の3のイの重度障害者支援加算(1)については、昼間、生活介護を受ける利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員配置に加えて、常勤換算方法で1人以上の従業者を確保した場合に、指定障害者支援施設等ごと(サービス提供単位を複数設置している場合にあつては当該サービス提供単位ごと)に生活</p>

改正後	現 行
<p>(二) 報酬告示第9の3のロの重度障害者支援加算(Ⅱ)については、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者(以下「実践研修修了者」という。)により支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ支援計画シート等を作成している場合に体制の評価として加算を算定する。ただし強度行動障害を有する者が入所していない場合は算定しない。</p> <p>さらに、利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員と生活介護の人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合に、当該利用者について個別の評価として加算を行う。</p> <p>体制の評価については、サービス管理責任者等の指定基準上</p>	<p>介護に係る全ての利用者について加算するものである。なお、報酬告示第9の3の注1中「医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者」とは、医師意見書における特別な医療に係る項目(当分の間、「褥瘡の処置」及び「疼痛の看護」を含める取扱いとする。)中、いずれか1つ以上に該当する者とする。なお、「これに準ずる者」とは、「医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者」以外の者であって、経管栄養(腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養に限る。)を必要とする者とする。</p> <p>(二) 報酬告示第9の3のロの重度障害者支援加算(Ⅱ)については、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者(以下「実践研修修了者」という。)により支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ支援計画シート等を作成している場合に体制の評価として加算を算定する。ただし強度行動障害を有する者が入所していない場合は算定しない。</p> <p>さらに、利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員と生活介護の人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合に、当該利用者について個別の評価として加算を行う。</p> <p>体制の評価については、サービス管理責任者等の指定基準上</p>

改正後	現 行
<p>配置すべき従業者が実践研修を修了し、支援計画シート等の作成を行う場合も対象とする。なお、平成27年3月31において重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定していた事業所については、経過措置として平成<u>31</u>年3月31日までの間は、実践研修修了者が配置されていない場合であっても、今後の研修受講計画を作成している場合については加算の対象とする。ただし、経過措置期間中であっても、実践研修修了者を配置している場合であっても、支援計画シート等を作成するよう努めること。</p> <p><u>なお、支援計画シート等については、対象となる利用者に対して関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うために、1日の活動の支援に係る支援計画シート等の作成が適切に行われるよう留意すること。</u></p> <p>個別の支援の評価については、基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、施設入所支援の従事者として4時間程度は従事する必要があることに留意すること。なお、従来の重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定していた事業所については、経過措置として平成<u>31</u>年3月31日までの間は、基礎研修修了者が配置されていない場合であっても、今後の研修受講計画を作成している場合については研修受講予定者による支援についても加算対象とする。</p> <p>なお、報酬告示第9の3の注3中「厚生労働大臣が定める施設基準」<u>第3号のハ</u>の(1)の「別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者」とは、第543号告示第<u>22</u>号の規定により準用する第4号の規定により、認定調査票等における行動関連</p>	<p>配置すべき従業者が実践研修を修了し、支援計画シート等の作成を行う場合も対象とする。なお、平成27年3月31において重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定していた事業所については、経過措置として平成<u>30</u>年3月31日までの間は、実践研修修了者が配置されていない場合であっても、今後の研修受講計画を作成している場合については加算の対象とする。ただし、経過措置期間中であっても、実践研修修了者を配置している場合であっても、支援計画シート等を作成するよう努めること。</p> <p>個別の支援の評価については、基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、施設入所支援の従事者として4時間程度は従事する必要があることに留意すること。なお、従来の重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定していた事業所については、経過措置として平成<u>30</u>年3月31日までの間は、基礎研修修了者が配置されていない場合であっても、今後の研修受講計画を作成している場合については研修受講予定者による支援についても加算対象とする。</p> <p>なお、報酬告示第9の3の注3中「厚生労働大臣が定める施設基準」(1)の「別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者」とは、第543号告示第<u>25</u>号の規定により準用する第4号の規定により、認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が10点以上に該当する者をいうものである。</p>

改正後	現 行
<p>項目の点数の合計が10点以上に該当する者をいうものである。</p> <p>(三) (略)</p> <p>(四) (略)</p> <p>⑥ 夜間看護体制加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑦ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて (略)</p>	<p>(三) 重度障害者支援加算(Ⅱ)については、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、施設入所支援の提供を行った場合にさらに700単位を加算することができることとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、入所の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。</p> <p>(四) 重度障害者支援加算(Ⅰ)を算定している指定障害者支援施設等において、重度障害者支援加算(Ⅱ)は算定できないものであること。また、重度障害者支援加算(Ⅱ)は、行動障害の軽減を目的として各種の支援・訓練を行うものであり、単に、職員を加配するための加算ではないことに留意すること。</p> <p>⑥ 夜間看護体制加算の取扱い 報酬告示第9の4の夜間看護体制加算については、施設入所支援を提供する時間帯を通じ、看護職員(保健師、看護師又は准看護師をいう。)を1以上配置する体制を確保している場合に、昼間生活介護を受けている利用者について加算の算定ができるものであること。 なお、原則として毎日夜間看護体制を確保していることを評価するものであり、通常は夜間看護体制を取っていない施設において不定期に看護職員が夜勤を行う場合は算定できない。</p> <p>⑦ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い 報酬告示第9の4の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に</p>

改正後	現 行
<p>⑧ 入所時特別支援加算の取扱い<u>について</u> (略)</p> <p>⑨ 入院・外泊時加算の取扱い<u>について</u> (-) (略)</p>	<p>については、2の(6)の⑥の(-)及び(三)の規定を準用する。</p> <p>また、「重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者」については、当該利用者1人で2人分の視覚障害者等として数えて算定要件（全利用者の100分の30が視覚障害者等）に該当するか否かを計算することとしているが、この場合の「知的障害」は「重度」の知的障害である必要はない。</p> <p>なお、昼間実施サービスにおいて本加算を算定している場合であっても施設入所支援として本加算を算定できるが、この場合、昼間実施サービスにおいて配置されている従業者に加え、施設入所支援の従業者として加配することが必要である。</p> <p>⑧ 入所時特別支援加算の取扱い</p> <p>報酬告示第9の5の入所時特別支援加算の取扱いについては、以下のとおりとする。</p> <p>(-) 入所者については、指定障害者支援施設へ入所した当初には、施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、入所日から30日間に限って、1日につき30単位を加算することとする。</p> <p>(二) 入所時特別支援加算は、日中活動サービスの初期加算に相当する加算である。</p> <p>(三) 初期加算に係る2の(6)の⑦の規定は、施設入所支援に係る入所時特別支援加算について準用する。</p> <p>⑨ 入院・外泊時加算の取扱い</p> <p>(-) 報酬告示第9の6の入院・外泊時加算については、入院又は</p>

改正後	現 行
<p>(二) (略)</p> <p>(三) (略)</p> <p>(四) (略)</p> <p>(五) 指定障害者支援施設等の入所者が、地域生活への移行へ向け て、<u>指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助</u> 若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助(以下「指定共</p>	<p>外泊の期間に初日及び最終日は含まないので、連続して9泊の 入院又は外泊を行う場合は、8日と計算されること。</p> <p>(二) 9日を超える入院にあつては指定障害者支援施設等の従業 者が、特段の事情(利用者の事情により、病院又は診療所を訪 問することができない場合を主として指すものであること。)の ない限り、原則として1週間に1回以上、病院又は診療所を 訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、 日常生活上の支援を行い、入院以外の外泊にあつては、家族等 との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合、入院又は外泊 期間(入院又は外泊の初日及び最終日を除く。)について、1日 につき所定単位数を算定するものであること。</p> <p>(三) 入院・外泊の際に支援を行った場合は、その支援の内容を記 録しておくこと。また、入院の場合において、(二)の特段の事 情により訪問ができなくなった場合については、その具体的な 内容を記録しておくこと。</p> <p>(四) 入所者の入院又は外泊の期間中で、かつ、入院・外泊時加算 の算定期間中にあつては、当該利用者が使用していたベッドを 他のサービスに利用することなく空けておくことが原則であ るが、当該利用者の同意があれば、そのベッドを短期入所サー ビスに活用することは可能であること。ただし、この場合、入 院・外泊時加算は算定できないこと。</p> <p>(五) 指定障害者支援施設等の入所者が、地域生活への移行へ向け て、<u>指定共同生活援助若しくは外部サービス利用型指定共同生 活援助</u>の体験的な利用を行う場合又は指定地域移行支援の体</p>

改正後	現 行
<p>同生活援助等」という。)の体験的な利用を行う場合又は指定地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合にあっては、当該体験利用を行っている間について、当該加算を算定して差し支えない。</p> <p>(六) (略)</p> <p>⑩ 入院時支援特別加算の取扱いについて (略)</p>	<p>験的な宿泊支援を利用する場合にあっては、当該体験利用を行っている間について、当該加算を算定して差し支えない。</p> <p>(六) 当該加算を算定する日においては、特定障害者特別給付費(補足給付)の算定が可能であること。</p> <p>⑩ 入院時支援特別加算の取扱い 報酬告示第9の7の入院時支援特別加算については、長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定障害者支援施設等の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、1月の入院日数の合計数(入院の初日及び最終日並びに入院・外泊時加算が算定される期間を除く。)に応じ、加算する。ただし、利用者が入所する指定障害者支援施設等の近隣に家族等の居宅がある場合であって、家族等からの支援を受けることが可能である者についてはこの加算の対象としない。</p> <p>また、報酬告示第9の7の(1)が算定される場合にあっては少なくとも1回以上、7の(2)が算定される場合にあっては少なくとも2回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。</p> <p>なお、入院期間が4日以上の場合であって、病院又は診療所への訪問回数が1回である場合については、7の(1)を算定する。</p> <p>また、当該加算を算定する日においては、特定障害者特別給付</p>

改正後	現 行
<p>⑪ <u>地域移行加算の取扱いについて</u> (略)</p> <p>⑫ <u>体験宿泊支援加算の取扱いについて</u> 報酬告示第9の8の2の体験宿泊支援加算については、運営規程に、<u>地域生活支援拠点等に位置づけられていることが規定されているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p>(一) <u>施設障害福祉サービス計画に基づき、以下に掲げる体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に算定するものであること（当該支援を行った場合には当該支援の内容を記録すること。）。</u></p> <p>ア <u>体験的な宿泊支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整</u></p> <p>イ <u>体験的な宿泊支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等</u></p> <p>ウ <u>利用者に対する体験的な宿泊支援に係る相談援助</u></p> <p>(二) <u>体験宿泊支援加算については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号。地域相談支援報酬告示。以下「地域相談支援報酬告示」という。）</u></p>	<p>費（補足給付）の算定が可能であること。</p> <p>⑪ 地域移行加算の取扱い 報酬告示第9の8の地域移行加算については、2の(5)の③の規定を準用する。 (新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>第1の5の体験宿泊加算を算定している期間に限り、1日につき所定単位数に代えて算定できるものであること。体験宿泊支援加算の算定期間中にあるのは、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算を併せて算定できるものであること。なお、外泊の期間に初日及び最終日は含まないので、体験的な宿泊支援の利用開始日及び終了日は体験宿泊支援加算を算定しないものであること。</u></p> <p><u>(三) 体験宿泊支援加算を算定する日においては、特定障害者特別給付費（補足給付）の算定が可能であること。</u></p> <p>⑬ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて （略）</p> <p>(一) （略）</p>	<p>⑫ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱い 報酬告示第9の9の地域生活移行個別支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(一) 地域生活移行個別支援特別加算 (I) 加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではないが、常に新たな利用者を受け入れる可能性があることを踏まえた関係機関との連携等のための体制、加算対象者の受入時には必要な数の人員を確保することが可能な体制又は有資格者による指導体制及び精神科を担当する医師により月2回以上の定期的な指導体制（当該施設の運営規程における主たる対象とする障害の種類が精神障害である場合に限り。）が整えられていること。</p> <p>また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者</p>

改正後	現 行
<p>(二) 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)</p> <p>ア 地域生活移行個別支援特別加算の対象者については、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退院、退所、釈放又は仮釈放（以下この(9)において「退所等」という。）の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知）の別添16「地域生活定着促進事業実施要領」に基づく地域生活定着支援センター（以下「地域生活定着支援センター」という。）との調整により、指定障害者支援施設を利用することとなった者をいうものである。</p> <p>なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定障害者支援施設を利用することになっ</p>	<p>が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）等を退所した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。</p> <p>(二) 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)</p> <p>ア 地域生活移行個別支援特別加算の対象者については、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退院、退所、釈放又は仮釈放（以下この(9)において「退所等」という。）の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知）の別添16「地域生活定着促進事業実施要領」に基づく地域生活定着支援センター（以下「地域生活定着支援センター」という。）との調整により、指定障害者支援施設を利用することとなった者をいうものである。</p> <p>なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定障害者支援施設を利用することになっ</p>

改正後	現 行
<p>た場合、指定障害者支援施設の利用を開始してから3年以内 で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。</p> <p>イ (略)</p> <p>⑭ 栄養マネジメント加算の取扱いについて (略)</p>	<p>た場合、指定障害者支援施設の利用を開始してから3年以内 で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。</p> <p>イ 加算の対象となる施設については、以下の支援を行うもの とする。</p> <p>(ア) 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等 によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を 理解し、これを誘発しないような環境調整と地域生活への 移行に向けた必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込 まれた施設障害福祉サービス計画の作成</p> <p>(イ) 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の 開催</p> <p>(ウ) 日常生活や人間関係に関する助言</p> <p>(エ) 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院 の支援</p> <p>(オ) 他のサービス等を利用する時間帯も含めた緊急時の対 応</p> <p>(カ) その他必要な支援</p> <p>⑬ 栄養マネジメント加算の取扱い</p> <p>(一) 報酬告示第9の10の栄養マネジメント加算は、栄養健康状 態の維持や食生活の向上を図るため、個別の障害者の栄養、健 康状態に着目した栄養ケア・マネジメントの実施（以下「栄養 ケア・マネジメント」という。）を評価しているところである。</p> <p>(二) 栄養ケア・マネジメントは、入所者ごとに行われる個別支援 計画の一環として行われることに留意すること。</p>

改正後	現 行
	<p>また、栄養ケア・マネジメントは、低栄養状態のリスクにかかわらず、原則として入所者全員に対して実施すべきものであること。</p> <p>(三) 施設に常勤の管理栄養士を1名以上配置して行うものであること。</p> <p>なお、調理業務の委託先にのみ管理栄養士が配置されている場合は、当該加算を算定できないこと。</p> <p>(四) 常勤の管理栄養士が、同一敷地内の複数の障害福祉サービスの栄養ケア・マネジメントを行う場合は、当該管理栄養士が所属する施設のみ算定できること。</p> <p>(五) 栄養ケア・マネジメントについては、以下のアからキまでに掲げるとおり、実施すること。</p> <p>ア 入所者ごとの低栄養状態のリスクを、施設入所時に把握すること（以下「栄養スクリーニング」という。）。</p> <p>イ 栄養スクリーニングを踏まえ、入所者ごとの解決すべき課題を把握すること（以下「栄養アセスメント」という。）。</p> <p>ウ 栄養アセスメントを踏まえ、施設長の管理の下、医師、管理栄養士、看護職員、サービス管理責任者その他の職種の者が共同して、入所者ごとに、栄養補給に関する事項（栄養補給量、補給方法等）、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき事項に対し関連職種が共同して取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。また、作成した栄養ケア計画については、栄養ケア・マネジメントの対象となる入所者又はその家族に説明し、そ</p>

改正後	現 行
	<p>の同意を得ること。なお、指定施設入所支援においては、栄養ケア計画に相当する内容を個別支援計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。</p> <p>エ 栄養ケア計画に基づき、入所者ごとに栄養ケア・マネジメントを実施するとともに、栄養ケア計画に実施上の問題（栄養補給方法の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等）があれば直ちに当該計画を修正すること。</p> <p>オ 入所者ごとの栄養状態に応じて、定期的に、入所者の生活機能の状況を検討し、栄養状態のモニタリングを行うこと。その際、栄養スクリーニング時に把握した入所者ごとの低栄養状態のリスクのレベルに応じ、それぞれのモニタリング間隔を設定し、入所者ごとの栄養ケア計画に記載すること。当該モニタリング間隔の設定に当たっては、低栄養状態のリスクの高い者及び栄養補給方法の変更の必要性がある者（経管栄養法から経口栄養法への変更等）については、概ね二週間ごと、低栄養状態のリスクが低い者については、概ね三月ごとに行うこと。なお、低栄養状態のリスクが低い者も含め、少なくとも月一回、体重を測定するなど、入所者の栄養状態の把握を行うこと。</p> <p>カ 入所者ごとに、概ね三月を目途として、低栄養状態のリスクについて、栄養スクリーニングを実施し、栄養ケア計画の見直しを行うこと。</p>

改正後	現行
<p>⑮ 経口移行加算の取扱いについて (略)</p>	<p>キ 指定障害者支援施設基準第17条に規定するサービスの提供の記録において利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養マネジメント加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとする。</p> <p>(六) 栄養ケア計画を作成し、入所者又はその家族に説明し、その同意を得られた日から栄養マネジメント加算は算定を開始するものとする。</p> <p>⑭ 経口移行加算の取扱い</p> <p>(一) 報酬告示第9の11の経口移行加算のうち経管栄養から経口栄養に移行しようとする者に係るものについては、次に掲げるアからウまでのとおり、実施するものとする。</p> <p>ア 現に経管により食事を摂取している者であって、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要であるとして、医師の指示を受けた者を対象とすること。医師、歯科医師、管理栄養士、看護職員、言語聴覚士、サービス管理責任者その他の職種の者が共同して、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理の方法等を示した経口移行計画を作成すること(栄養マネジメント加算を算定している入所者にあつては、栄養ケア計画と一体のものとして作成すること。)。また、当該計画については、栄養管理の対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、指定施設入所支援においては、経口移行計画に相当する内容を個別支援計画の中に記載する場合は、その記載をもって経口移行計画の作</p>

改正後	現 行
	<p>成に代えることができるものとする。</p> <p>イ 当該計画に基づき、栄養管理を実施すること。経口移行加算の算定期間は、経口からの食事の摂取が可能となり経管による食事の摂取を終了した日までの期間とするが、その期間は入所者又はその家族の同意を得た日から起算して180日以内の期間に限るものとし、それを超えた場合においては、原則として当該加算は算定しないこと。</p> <p>ウ 経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が、入所者又はその家族の同意を得られた日から起算して、180日を超えて実施される場合でも、経口による食事の摂取が一部可能なものであって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされる場合にあっては、引き続き当該加算を算定できるものとする。ただし、この場合において、医師の指示は概ね二週間ごとに受けるものとする。</p> <p>(二) 経管栄養法から経口栄養法への移行は、場合によっては、誤嚥性肺炎の危険も生じうることから、次のアからエまでについて確認した上で実施すること。</p> <p>ア 全身状態が安定していること（血圧、呼吸、体温が安定しており、現疾患の病態が安定していること。）。</p> <p>イ 刺激しなくても覚醒を保っていられること。</p> <p>ウ 嚥下反射が見られること（唾液嚥下や口腔、咽頭への刺激による喉頭挙上が認められること。）。</p> <p>エ 咽頭内容物を吸引した後は唾液を嚥下しても「むせ」がな</p>

改正後	現 行
<p>⑩ 経口維持加算の取扱いについて (略)</p>	<p>いこと。</p> <p>(三) 経口移行加算を180日間にわたり算定した後、経口摂取に移行できなかった場合に、期間を空けて再度経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合は、当該加算は算定できないものとする。</p> <p>⑮ 経口維持加算の取扱い</p> <p>(一) 報酬告示第9の12の経口維持加算のうち、経管栄養は行われていないが、著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる者(経口維持加算Ⅰ)及び摂食機能障害を有し誤嚥が認められる者(経口維持加算Ⅱ)に係るものについては、次に掲げるアからエまでの通り、実施するものとする。</p> <p>ア 経口維持加算Ⅰについては、現に経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食機能障害を有し、造影撮影(診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1医科診療報酬点数表(以下「医科診療報酬点数表」という。)中「造影剤使用撮影」をいう。以下同じ。)又は内視鏡検査(医科診療報酬点数表中「喉頭ファイバースコープ」をいう。以下同じ。)により誤嚥が認められる(喉頭侵入が認められる場合を含む。)ことから、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要であるものとして、医師又は歯科医師の指示を受けたものを対象とすること。ただし、歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が、対象となる入所者に対する療養のために必要な栄養の指導を行うに当たり、主治の医師の指導を</p>

改正後	現 行
	<p>受けている場合に限る（以下同じ。）。</p> <p>経口維持加算(Ⅱ)については、現に経口により食事を摂取している者であって、摂食機能障害を有し、水飲みテスト（「氷碎片飲み込み検査」、「食物テスト（food test）」、「改訂水飲みテスト」などを含む。以下同じ。）、頸部聴診法等により誤嚥が認められることから、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要であるものとして、医師又は歯科医師の指示を受けたものを対象とすること。</p> <p>イ 医師、歯科医師、管理栄養士、看護職員、言語聴覚士、サービス管理責任者その他の職種の者が共同して、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理の方法等を示した経口維持計画を作成すること（ただし、栄養マネジメント加算を算定している入所者にあつては、栄養ケア計画と一体のものとして作成すること。）。また、当該計画については、栄養管理の対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、指定施設入所支援においては、経口維持計画に相当する内容を個別支援計画に記載する場合は、その記載をもって経口維持計画の作成に代えることができるものとする。</p> <p>ウ 当該経口維持計画に基づき、栄養管理を実施すること。「特別な栄養管理」とは、入所者の誤嚥を防止しつつ、継続して経口による食事の摂取を進めるための食物形態、摂食方法等における適切な配慮のことをいう。経口維持加算(Ⅰ)及び経口維持加算(Ⅱ)の算定期間は、継続して経口による食事の摂取を</p>

改正後	現 行
<p>⑰ 療養食加算の取扱いについて</p>	<p>進めるための特別な栄養管理により、当該入所者に誤嚥が認められなくなったと医師又は歯科医師が判断した日までの期間とするが、その期間は入所者又はその家族の同意を得られた日から起算して180日以内の期間に限るものとし、それを超えた場合においては、原則として当該加算は算定しないこと。</p> <p>エ 入所者又はその家族の同意を得られた月から起算して180日を超えた場合でも、引き続き、</p> <p>(ア) 経口維持加算(I)の対象者については、造影撮影又は内視鏡検査により、引き続き、誤嚥が認められ(喉頭侵入が認められる場合を含む。)継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な栄養管理が必要であるものとして医師又は歯科医師の指示がなされ、また、当該特別な栄養管理を継続することについての入所者の同意が得られた場合</p> <p>(イ) 経口維持加算(II)の対象者にあつては、水飲みテスト、頸部聴診法等により引き続き、誤嚥が認められ、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要であるものとして、医師又は歯科医師の指示がなされ、また、当該特別な栄養管理を継続することについての入所者の同意が得られた場合にあつては、引き続き当該加算を算定できるものとする。</p> <p>ただし、(ア)又は(イ)における医師又は歯科医師の指示は、概ね一月ごとに受けるものとする。</p> <p>⑰ 療養食加算の取扱い</p>

改正後	現 行
(略)	<p>(一) 報酬告示第9の13の療養食加算については、利用者の病状等に応じて、主治の医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める療養食（平成21年厚生労働省告示第177号）に示された療養食が提供された場合に算定すること。なお、当該加算を行う場合は、療養食の献立表が作成されている必要があること。</p> <p>(二) 加算の対象となる療養食は、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づいて提供される利用者の年齢、病状等に対応した栄養量及び内容を有する治療食（糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食（流動食は除く。）、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食をいうものであること。</p> <p>(三) 前記の療養食の摂取の方法については、経口又は経管の別を問わないこと。</p> <p>(四) 減塩食療法等について 心臓疾患等に対して減塩食療法を行う場合は、腎臓病食に準じて取り扱うことができるものであるが、高血圧症に対して減塩食療法を行う場合は、加算の対象とはならないこと。 また、腎臓病食に準じて取り扱うことができる心臓疾患等の減塩食については、総量6.0g未満の減塩食をいうこと。</p> <p>(五) 肝臓病食について</p>

改正後	現 行
	<p>肝臓病食とは、肝庇護食、肝炎食、肝硬変食、閉鎖性黄症食（胆石症及び胆嚢炎による閉鎖性黄症の場合を含む。）等をいうこと。</p> <p>(六) 胃潰瘍食について 十二指腸潰瘍の場合も胃潰瘍食として取り扱って差し支えないこと。手術前後に与える高カロリー食は加算の対象としなが、侵襲の大きな消化管手術の術後において胃潰瘍食に準ずる食事を提供する場合は、療養食の加算が認められること。また、クローン病、潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している入所者等に対する低残さ食については、療養食として取り扱って差し支えないこと。</p> <p>(七) 貧血食の対象者となる入所者等について 療養食として提供される貧血食の対象となる入所者等は、血中ヘモグロビン濃度が10g/dl以下であり、その原因が鉄分の欠乏に由来する者であること。</p> <p>(八) 高度肥満症に対する食事療法について 高度肥満症（肥満度が+70%以上又はBMI（Body Mass Index）が35以上）に対して食事療法を行う場合は、脂質異常症食に準じて取り扱うことができること。</p> <p>(九) 特別な場合の検査食について 特別な場合の検査食とは、潜血食のほか、大腸X線検査・大腸内視鏡検査のために特に残さの少ない調理済食品を使用した場合は、「特別な場合の検査食」として取り扱って差し支えないこと。</p>

改正後	現 行
<p>⑱ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第9の14及び15の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p> <p>3. 訓練等給付費</p> <p>(1) 機能訓練サービス費</p> <p>① (略)</p> <p>(-) (略)</p> <p>(二) (略)</p>	<p>(十) 脂質異常症食の対象となる入所者等について</p> <p>療養食として提供される脂質異常症食の対象となる入所者等は、空腹時定常状態におけるLDL-Cコレステロール値が140mg/dl以上である者又はHDL-Cコレステロール値が40mg/dl未満若しくは血清中性脂肪値が150mg/dl以上である者であること。</p> <p>⑰ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い</p> <p>報酬告示第9の14及び15の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑱の規定を準用する。</p> <p>3. 訓練等給付費</p> <p>(1) 機能訓練サービス費</p> <p>① 機能訓練サービス費の区分について</p> <p>(-) 機能訓練サービス費(I)については、利用者を通所させて自立訓練(機能訓練)を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、自立訓練(機能訓練)を提供した場合に算定する。</p> <p>(二) 機能訓練サービス費(II)については、自立訓練(機能訓練)計画に基づき、日中活動サービスを利用する日以外の日に、利用者の居宅を訪問して自立訓練(機能訓練)を提供した場合に算定する。なお、「居宅を訪問して自立訓練(機能訓練)を提供した場合」とは、具体的には次のとおりであること。</p>

改正後	現行
<p>(三) 「視覚障害者に対する専門的訓練」とは、視覚障害者である利用者に対し、以下の研修等を受講した者が行う、歩行訓練や日常生活訓練等をいうものである。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 「視覚障害生活訓練指導員研修事業について」(平成13年3月30日付<u>障発第141号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知</u>)に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施している視覚障害生活訓練指導員研修</p> <p>ウ 廃止前の「視覚障害生活訓練指導員研修事業について」(平成6年7月27日付<u>社援更第192号厚生省社会・援護局長通知</u>)に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた視覚障害生活訓練指導員研修</p> <p>エ 廃止前の「盲人歩行訓練指導員研修事業について」(昭和47年7月6日付<u>社更第107号厚生省社会・援護局長</u>)に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた盲人歩行訓練指導員研修</p>	<p>ア 運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等及びこれらに関する相談援助</p> <p>イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する訓練及び相談援助</p> <p>ウ 住宅改修に関する相談援助</p> <p>エ その他必要な支援</p> <p>(三) 「視覚障害者に対する専門的訓練」とは、視覚障害者である利用者に対し、以下の研修等を受講した者が行う、歩行訓練や日常生活訓練等をいうものである。</p> <p>ア 国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科(平成10年度までの間実施していた視覚障害生活訓練専門職員養成課程を含む。)</p> <p>イ 「視覚障害生活訓練指導員研修事業について」(平成13年3月30日障発第141号)に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施している視覚障害生活訓練指導員研修</p> <p>ウ 廃止前の「視覚障害生活訓練指導員研修事業について」(平成6年7月27日社援更第192号)に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた視覚障害生活訓練指導員研修</p> <p>エ 廃止前の「盲人歩行訓練指導員研修事業について」(昭和47年7月6日社更第107号)に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた盲人歩行訓練指導員研修</p>

改正後	現 行
<p>オ (略)</p> <p><u>(四) 共生型機能訓練サービス費については、次のいずれかに該当する利用者を介護保険法による指定通所介護事業所若しくは指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所である共生型自立訓練（機能訓練）事業所に通所させて、自立訓練（機能訓練）を提供した場合に算定する。</u></p> <p>ア <u>50歳未満の者であって、区分2以下のもの</u></p> <p>イ <u>50歳以上の者であって、区分1以下のもの</u></p> <p><u>(五) 共生型自立訓練（機能訓練）事業所にサービス管理責任者を1名以上配置しており、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た場合については、所定単位数を加算する。</u></p> <p><u>なお、地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや交流会等）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入れや活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。</u></p> <p>(六) (略)</p>	<p>オ その他、上記に準じて実施される、視覚障害者に対する歩行訓練及び生活訓練を行う者を養成する研修</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(四) 基準該当機能訓練サービス費については、次のいずれかに該当する利用者を介護保険法による指定通所介護事業所若しくは</u></p>

改正後	現 行
<p>② 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第10の1の2の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の④の規定を準用する。</p> <p>③ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて (略)</p> <p>④ 初期加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑤ 欠席時対応加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑥ リハビリテーション加算の取扱いについて ア (略)</p>	<p>指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所である基準該当自立訓練（機能訓練）事業所に通所させて、自立訓練（機能訓練）を提供した場合に算定する。</p> <p>ア 50歳未満の者であって、区分2以下のもの イ 50歳以上の者であって、区分1以下のもの</p> <p>② 福祉専門職員配置等加算の取扱い 報酬告示第10の1の2の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の④の規定を準用する。<u>この場合において、対象職種は社会福祉士及び介護福祉士である。</u></p> <p>③ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い 報酬告示第10の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2の(6)の⑥の規定を準用する。</p> <p>④ 初期加算の取扱い 報酬告示第10の3の初期加算については、2の(6)の⑦の規定を準用する。</p> <p>⑤ 欠席時対応加算の取扱い 報酬告示第10の4の欠席時対応加算については、2の(6)の⑨の規定を準用する。</p> <p>⑥ リハビリテーション加算の取扱い ア 報酬告示第10の4の2のリハビリテーション加算については、利用者ごとに個別のリハビリテーションを行った場合に算定するものであるが、原則として利用者全員に対して実施すべきものであること。</p>

改正後	現 行
<p>イ 2の(6)の⑪の規定は、自立訓練（機能訓練）に係るリハビリテーション加算について準用する。</p> <p>⑦ <u>利用者負担上限額管理加算の取扱いについて</u> 報酬告示第10の5の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑧ <u>食事提供体制加算の取扱いについて</u> 報酬告示第10の6の食事提供体制加算については、2の(6)の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑨ <u>送迎加算の取扱いについて</u> 報酬告示第10の7の送迎加算については、2の(6)の⑮の(-)から⑮までの規定を準用する。</p> <p>⑩ <u>障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて</u> 報酬告示第10の8の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2の⑥の⑯の規定を準用する。</p> <p>⑪ <u>社会生活支援特別加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第10の8の2の社会生活支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p><u>(-) 対象者の要</u> <u>医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから3年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定自立訓練（機能訓練）事業所等を利用することになった者をいうものである。</u></p>	<p>イ 2の(6)の⑩の規定は、自立訓練（機能訓練）に係るリハビリテーション加算について準用する。</p> <p>⑦ 利用者負担上限額管理加算の取扱い 報酬告示第10の5の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑧ 食事提供体制加算の取扱い 報酬告示第10の6の食事提供体制加算については、2の(6)の⑫の規定を準用する。</p> <p>⑨ 送迎加算の取扱い 報酬告示第10の7の送迎加算については、2の(6)の⑭の(-)から⑭までの規定を準用する。</p> <p>⑩ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱い 報酬告示第10の8の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2の⑤の⑥の規定を準用する。 (新設)</p>

改正後	現行
<p><u>なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定自立訓練（機能訓練）等を利用することになった場合、指定自立訓練（機能訓練）等の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。</u></p> <p>(二) <u>施設要件</u></p> <p><u>加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対して適切な支援を行うことが可能であること。</u></p> <p><u>なお、こうした支援体制については、協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。</u></p> <p><u>また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けた対象者及び矯正施設等を出所等した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。</u></p> <p>(三) <u>支援内容</u></p>	

改正後	現行
<p>加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。</p> <p>ア <u>本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、再び犯罪行為に及ばないための生活環境の調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた、自立訓練（機能訓練）計画等の作成</u></p> <p>イ <u>指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催等</u></p> <p>ウ <u>日常生活や人間関係に関する助言</u></p> <p>エ <u>医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援</u></p> <p>オ <u>日中活動の場における緊急時の対応</u></p> <p>カ <u>その他必要な支援</u></p> <p>⑫ <u>就労移行支援体制加算の取扱いについて</u> 報酬告示第10の8の3の就労移行支援体制加算については、2の(6)の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑬ <u>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて</u> 報酬告示第10の9及び10の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p> <p>(2) 生活訓練サービス費</p>	<p>(新設)</p> <p>⑪ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い 報酬告示第10の9及び10の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑱の規定を準用する。</p> <p>(2) 生活訓練サービス費</p>

改正後	現 行
<p>① (略)</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 生活訓練サービス費(Ⅱ)については、自立訓練(生活訓練)計画に基づき、日中活動サービスを利用する日以外の日に、利用者の居宅を訪問して自立訓練(生活訓練)を提供した場合に算定することができるものとする。なお、「居宅を訪問して自立訓練(生活訓練)を提供した場合」とは、具体的には次のとおりであること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ その他必要な支援</p> <p>また、ここでいう「居宅」とは、<u>指定共同生活援助事業所</u>における共同生活住居は含まれないものであるが、エのうち、共同生活住居外で実施する訓練については、<u>指定共同生活援助等</u>の利用者であっても対象となるものとする。</p>	<p>① 生活訓練サービス費の区分について</p> <p>(一) 生活訓練サービス費(I)については、利用者を通所させて自立訓練(生活訓練)を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、自立訓練(生活訓練)を提供した場合に算定する。</p> <p>(二) 生活訓練サービス費(Ⅱ)については、自立訓練(生活訓練)計画に基づき、日中活動サービスを利用する日以外の日に、利用者の居宅を訪問して自立訓練(生活訓練)を提供した場合に、<u>訪問を開始した日から起算して180日の間に50回を上限として算定することができるものとする</u>。なお、「居宅を訪問して自立訓練(生活訓練)を提供した場合」とは、具体的には次のとおりであること。</p> <p>ア 日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等及びこれらに関する相談援助</p> <p>イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する訓練及び相談援助</p> <p>ウ 地域生活のルール、マナーに関する相談援助</p> <p>エ 交通機関、金融機関、役所等の公共機関活用に関する訓練及び相談援助</p> <p>オ その他必要な支援</p> <p>また、ここでいう「居宅」とは、<u>指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u>における共同生活住居は含まれないものであるが、エのうち、共同生活住居外で実施する訓練については、<u>指定共同生活援助利用者及び外</u></p>

改正後	現 行
<p>(三) <u>「視覚障害者に対する専門的訓練」については、3の(1)の(三)の規定を準用する。</u></p> <p>(四) (略)</p> <p>(五) <u>共生型生活訓練サービス費については、次のいずれかに該当する利用者を介護保険法による指定通所介護事業所若しくは指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所である共生型自立訓練</u></p>	<p><u>部サービス利用型指定共同生活援助利用者</u>であっても対象となるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(三) 生活訓練サービス費(Ⅲ)及び生活訓練サービス費(Ⅳ)については、日中、一般就労又は障害福祉サービスを利用する者を対象者として想定しており、具体的には、特別支援学校を卒業して就職した者、障害者支援施設又は日中の自立訓練(生活訓練)において一定期間訓練を行ってきた者等に対して、指定宿泊型自立訓練を行った場合に算定する。生活訓練サービス費(Ⅳ)については、長期間、指定障害者支援施設等の入所施設に入所又は精神科病院等に入院していた者はもとより、長期間のひきこもり等により社会生活の経験が乏しいと認められる者や発達障害のある者など2年間の利用期間では十分な成果が得られないと認められる者等についても算定対象となるものとする。</p> <p>なお、指定宿泊型自立訓練を利用している日に、日中、外部又は同一敷地内の障害福祉サービス等を利用した場合は、生活訓練サービス費(Ⅲ)又は生活訓練サービス費(Ⅳ)と当該障害福祉サービスの報酬いずれも算定できる。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>(生活訓練) 事業所に通所させて、自立訓練 (生活訓練) を提供した場合に算定する。</u></p> <p><u>ア 50 歳未満の者であって、区分 2 以下のもの</u></p> <p><u>イ 50 歳以上の者であって、区分 1 以下のもの</u></p> <p><u>(六) 共生型自立訓練 (生活訓練) 事業所にサービス管理責任者を 1 名以上配置しており、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た場合については、所定単位数を加算する。</u></p> <p><u>なお、地域に貢献する活動は、「地域の交流の場 (開放スペースや交流会等) の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入れや活動 (保育所等における清掃活動等) の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。</u></p> <p><u>(七) (略)</u></p> <p>② 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて</p>	<p><u>(四) 基準該当生活訓練サービス費については、次のいずれかに該当する利用者を介護保険法による指定通所介護事業所若しくは指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所である基準該当自立訓練 (生活訓練) 事業所に通所させて、自立訓練 (生活訓練) を提供した場合に算定する。</u></p> <p><u>ア 50 歳未満の者であって、区分 2 以下のもの</u></p> <p><u>イ 50 歳以上の者であって、区分 1 以下のもの</u></p> <p>② 福祉専門職員配置等加算の取扱い</p>

改正後	現 行
<p>(略)</p> <p>③ 地域移行支援体制強化加算の取扱いについて (略)</p> <p>④ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑤ 初期加算の取扱いについて (略)</p>	<p>報酬告示第 11 の 1 の 2 の福祉専門職員配置等加算については、2 の (5) の④の規定を準用する。</p> <p>③ 地域移行支援体制強化加算の取扱い 報酬告示第 11 の 1 の 3 の地域移行支援体制強化加算については、指定宿泊型自立訓練の利用者の数を 15 で除して得た数以上の地域移行支援員を配置しており、当該地域移行支援員のうち 1 人以上が常勤で配置されている事業所について算定するものであるが、当該地域移行支援員については、以下の支援を行うものとする。</p> <p>ア 利用者が地域生活への移行後に入居する住まいや利用可能な福祉サービス等に関する情報提供</p> <p>イ 共同生活援助等の体験的な利用を行うための連絡調整</p> <p>ウ 地域生活への移行後の障害福祉サービス利用等のための指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所との連絡調整</p> <p>エ 地域生活への移行の際の公的手続等への同行等の支援</p> <p>オ その他利用者の地域生活への移行のために必要な支援</p> <p>④ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い 報酬告示第 11 の 2 の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2 の (6) の⑥の規定を準用する。(指定宿泊型自立訓練を除く。なお、指定宿泊型自立訓練を行う場合については、2 の (9) の⑦の規定を準用する。)</p> <p>⑤ 初期加算の取扱い 報酬告示第 11 の 3 の初期加算については、2 の (6) の⑦の規定を準用する。</p>

改正後	現 行
<p>⑥ <u>欠席時対応加算の取扱いについて</u> (略)</p> <p>⑦ <u>医療連携体制加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 11 の 4 の 2 の医療連携体制加算については、2 の(7)の⑮の規定を準用する。</p> <p>⑧ <u>個別計画訓練支援加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 11 の 4 の 3 の個別計画訓練支援加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) <u>個別計画訓練支援加算に係る訓練は、利用者ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意すること。</u></p> <p>(二) <u>(三)により作成される個別訓練実施計画を作成した利用者について、当該指定自立訓練（生活訓練）等を利用した日に算定することとし、必ずしも個別訓練実施計画に位置づけられた訓練が行われた日とは限らないものであること。</u></p> <p>(三) <u>個別計画訓練支援加算については、以下の手順で実施すること。</u></p> <p>ア <u>利用開始にあたり、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者（視覚障害者を対象とする場合にあつ</u></p>	<p>なお、指定宿泊型自立訓練を利用している者が同一敷地内の日中活動サービスを利用している場合については、指定宿泊型自立訓練のみについて初期加算を算定するものとし、指定宿泊型自立訓練の利用を開始した日から 30 日の間算定できるものであること。</p> <p>⑥ 欠席時対応加算の取扱い 報酬告示第 11 の 4 の欠席時対応加算については、2 の(6)の⑨の規定を準用する。</p> <p>⑦ 医療連携体制加算の取扱い 報酬告示第 11 の 4 の 2 の医療連携体制加算については、2 の(7)の⑧の規定を準用する。 (新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>ては、第 556 号告示第 10 号に規定する厚生労働大臣が定める従業者をもって代えることができるものとする。以下イにおいて同じ。）が、暫定的に、訓練に関する解決すべき課題の把握（以下この⑧において「アセスメント」という。）とそれに基づく評価を行い、その後、カンファレンスを行って多職種協働により、認定調査項目中「応用日常生活動作」、「認知機能」及び「行動上の障害」に係る個別訓練実施計画の原案を作成すること。</u></p> <p><u>また、作成した個別訓練実施計画の原案については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。</u></p> <p><u>イ 個別訓練実施計画の原案に基づいた訓練を実施しながら、概ね 2 週間以内及び毎月ごとに社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者がアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により、カンファレンスを行って、個別訓練実施計画を作成すること。なお、この場合にあっては、個別訓練実施計画を新たに作成する必要はなく、個別訓練実施計画の原案の変更等をもって個別訓練実施計画の作成に代えることができるものとし、変更等がない場合にあっても、個別訓練実施計画の原案を個別訓練実施計画に代えることができるものとする。</u></p> <p><u>また、作成した個別訓練実施計画については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。</u></p> <p><u>なお、カンファレンスの結果、必要と判断された場合は、関係する指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>害福祉サービス事業所等に対して訓練に関する情報伝達（日常生活上の留意点、サービスの工夫等）や連携を図ること。</u></p> <p><u>ウ 利用を終了する前に、関連スタッフによる終了前カンファレンスを行うこと。その際、終了後に利用予定の指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者等の参加を求めること。</u></p> <p><u>エ 利用終了時には指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所等に対して必要な情報提供を行うこと。</u></p> <p>⑨ <u>短期滞在加算の取扱いについて</u> (略)</p> <p>⑩ <u>日中支援加算の取扱いについて</u> (略)</p>	<p>⑧ 短期滞在加算の取扱い</p> <p>(一) 報酬告示第 11 の 5 の短期滞在加算については、第 551 号告示に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定自立訓練（生活訓練）を利用している者であって、心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められる者に対して、宿泊の提供を行った場合に、算定する。</p> <p>(二) 短期滞在加算 (I) については、夜間の時間帯を通じて生活支援員が 1 人以上配置されている場合に算定する。</p> <p>(三) 短期滞在加算 (II) については、夜間の時間帯を通じて宿直勤務を行う職員が 1 人以上配置されている場合に算定する。</p> <p>⑨ 日中支援加算の取扱い</p> <p>報酬告示第 11 の 5 の 2 の日中支援加算については、指定宿泊型自立訓練と併せて支給決定されている日中活動サービスを利用することとなっている日に利用することができないとき、サービス</p>

改正後	現 行
	<p>等利用計画若しくは自立訓練（生活訓練）計画に位置付けて計画的に地域活動支援センター、介護保険法に規定する通所介護、通所リハビリテーション、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防通所介護に相当するもの若しくは介護予防通所リハビリテーション、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアを利用している者が利用することとなっている日に利用することができないとき又は就労している利用者が出勤予定日に出勤できないときに、当該利用者に対し、昼間の時間帯において介護等の支援を行った場合であって、当該支援を行った日数の合計が1月につき2日を超える場合、3日目以降について算定する。</p> <p>ア 日中支援従事者の配置</p> <p>(7) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所は、当該利用者に対して昼間の時間帯に支援を行う場合には、日中活動サービス事業所等との十分な連携を図り、当該支援の内容について日中活動サービス等との整合性を図った上、自立訓練（生活訓練）計画に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する従業者の員数に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の従業者を加配しなければならないものであること。なお、この場合の昼間の時間帯の支援に係る従業者の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する従業者の員数を算定する際の勤務時間には含めてはならないものであること。</p> <p>(イ) 日中支援従事者は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所</p>

改正後	現 行
<p>⑪ 通勤者生活支援加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑫ 入院時支援特別加算の取扱いについて (一) (略)</p>	<p>に従事する従業者以外の者であって昼間の時間帯における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>ただし、別途報酬等により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できないものであること。</p> <p>イ 加算の算定方法</p> <p>加算の算定は、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、昼間の時間帯における支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する。</p> <p>⑩ 通勤者生活支援加算の取扱い</p> <p>(一) 報酬告示第 11 の 5 の 3 の通勤者生活支援加算については、指定宿泊型自立訓練の利用者のうち、100 分の 50 以上の者が通常の事業所に雇用されている場合に加算を算定するものであるが、この場合の「通常の事業所に雇用されている」とは、一般就労のことをいうものであって、指定就労移行支援、指定就労継続支援 A 型及び指定就労継続支援 B 型の利用者は除くものであること。</p> <p>(二) 通勤者生活支援加算を算定する事業所においては、主として日中の時間帯において、勤務先その他の関係機関との調整及びこれに伴う利用者に対する相談援助を行うものとする。</p> <p>⑪ 入院時支援特別加算の取扱い</p> <p>(一) 報酬告示第 11 の 5 の 4 の入院時支援特別加算については、長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服</p>

改正後	現 行
<p>(二) (略)</p> <p>(三) (略)</p> <p>(四) (略)</p> <p>(五) 入院時支援特別加算は、⑬の長期入院時支援特別加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で長期入院時支援特別加算を算定した場合であっても、1回の入院における2月目以降の月について、入院時支援特別加算を算定することは可能であること。</p>	<p>等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、1月の入院日数の合計数（入院の初日及び最終日を除く。）に応じ、加算する。</p> <p>(二) 報酬告示第11の5の4のイが算定される場合にあつては少なくとも1回以上、5の4のロが算定される場合にあつては少なくとも2回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、入院期間が7日以上の場合であつて、病院又は診療所への訪問回数が1回である場合については、5の4のイを算定する。</p> <p>(三) 入院期間が複数月にまたがる場合の2月目以降のこの加算の取扱いについては、当該2月目において、入院日数の合計が、3日に満たない場合、当該2月目については、この加算を算定しない。</p> <p>(四) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続や家族等への連絡調整などの支援を行った場合は、その支援内容を記録しておくこと。</p> <p>(五) 入院時支援特別加算は、⑫の長期入院時支援特別加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で長期入院時支援特別加算を算定した場合であっても、1回の入院における2月目以降の月について、入院時支援特別加算を算定することは可能であること。</p>

改正後	現 行
<p>⑬ 長期入院時支援特別加算の取扱いについて</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) (略)</p> <p>(四) (略)</p>	<p>⑫ 長期入院時支援特別加算の取扱い</p> <p>(一) 報酬告示第 11 の 5 の 5 の長期入院時支援特別加算については、長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合、入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)に応じ、1日につき所定単位数を算定する。</p> <p>(二) 報酬告示第 11 の 5 の 5 が算定される場合にあつては、特段の事情のない限り、原則、1週に1回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、「特段の事情」とは、利用者の事情により、病院又は診療所を訪問することができない場合を主として指すものであること。</p> <p>また、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。</p> <p>(三) 長期入院時支援特別加算の算定に当たって、1回の入院で月をまたがる場合は、当該加算を算定できる期間の属する月を含め、最大3月間まで算定が可能であること。また、2月目以降のこの加算の取扱いについては、当該月の2日目までは、この加算は算定できないこと。</p> <p>(四) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者は、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続や家族等への連絡調整</p>

改正後	現 行
<p>(五) 長期入院時支援特別加算は、<u>⑫</u>の入院時支援特別加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で入院時支援特別加算を算定した場合であっても、1回の入院における2月目以降の月について、長期入院時支援特別加算を算定することは可能であること。</p> <p>(六) 長期入院時支援特別加算は、長期帰宅時支援加算と同一日に算定することはできないこと。</p> <p><u>⑭</u> 帰宅時支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) (略)</p>	<p>などの支援を行った場合は、その支援内容を記録しておくこと。</p> <p>(五) 長期入院時支援特別加算は、<u>⑪</u>の入院時支援特別加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で入院時支援特別加算を算定した場合であっても、1回の入院における2月目以降の月について、長期入院時支援特別加算を算定することは可能であること。</p> <p>(六) 長期入院時支援特別加算は、長期帰宅時支援加算と同一日に算定することはできないこと。</p> <p><u>⑬</u> 帰宅時支援加算の取扱い</p> <p>(一) 報酬告示第11の5の6の帰宅時支援加算については、利用者が自立訓練（生活訓練）計画に基づき、家族等の居宅等において外泊した場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が当該利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に、当該利用者の1月における外泊の日数（外泊の初日及び最終日を除く。）に応じ、算定する。</p> <p>(二) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、当該利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握するとともに、その内容については、記録しておくこと。また、必要に応じ自立訓練（生活訓練）計画の見直しを行う必要があること。</p> <p>(三) 外泊期間が複数月にまたがる場合の2月目以降のこの加算</p>

改正後	現 行
<p>(四) 帰宅時支援加算は、⑮の長期帰宅時支援加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で長期帰宅時支援加算を算定した場合であっても、1回の外泊における2月目以降の月について、帰宅時支援加算を算定することは可能であること。</p> <p>(五) 共同生活援助の体験的な利用に伴う外泊の場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所と同一敷地内の<u>指定共同生活援助事業所等</u>を利用する場合は算定しないものとする。</p> <p>⑮ 長期帰宅時支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p>	<p>の取扱いについては、当該2月目において、外泊日数の合計が、3日に満たない場合、当該2月目については、この加算を算定しない。</p> <p>(四) 帰宅時支援加算は、⑭の長期帰宅時支援加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で長期帰宅時支援加算を算定した場合であっても、1回の外泊における2月目以降の月について、帰宅時支援加算を算定することは可能であること。</p> <p>(五) 共同生活援助の体験的な利用に伴う外泊の場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所と同一敷地内の<u>指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u>を利用する場合は算定しないものとする。</p> <p>⑭ 長期帰宅時支援加算の取扱い</p> <p>(一) 報酬告示第11の5の7の長期帰宅時支援加算については、利用者が自立訓練（生活訓練）計画に基づき、家族等の居宅等において長期間外泊した場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が当該利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合、外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）に応じ、1日につき所定単位数を算定する。</p> <p>(二) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、当該利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等</p>

改正後	現 行
<p>(三) (略)</p> <p>(四) 長期帰宅時支援加算は、<u>⑭</u>の帰宅時支援加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で帰宅時支援加算を算定した場合であっても、1回の外泊における2月目以降の月について、長期帰宅時支援加算を算定することは可能であること。</p> <p>(五) (略)</p> <p>(六) 共同生活援助への体験的な利用の場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所と同一敷地内の<u>指定共同生活援助事業所等</u>を利用する場合は算定しないものとする。</p> <p><u>⑰</u> 地域移行加算の取扱いについて (略)</p> <p><u>⑱</u> 地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて (略)</p>	<p>を十分把握するとともに、その内容については、記録しておくこと。また、必要に応じ自立訓練（生活訓練）計画の見直しを行う必要があること。</p> <p>(三) 長期帰宅時支援加算の算定に当たって、1回の外泊で月をまたがる場合は、当該加算を算定できる期間の属する月を含め、最大3月間まで算定が可能であること。また、2月目以降のこの加算の取扱いについては、当該月の2日目までは、この加算は算定できないこと。</p> <p>(四) 長期帰宅時支援加算は、<u>⑬</u>の帰宅時支援加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で帰宅時支援加算を算定した場合であっても、1回の外泊における2月目以降の月について、長期帰宅時支援加算を算定することは可能であること。</p> <p>(五) 長期帰宅時支援加算は、長期入院時支援特別加算と同一日に算定することはできないこと。</p> <p>(六) 共同生活援助への体験的な利用の場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所と同一敷地内の<u>指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u>を利用する場合は算定しないものとする。</p> <p><u>⑮</u> 地域移行加算の取扱い 報酬告示第11の5の8の地域移行加算については、2の(5)の③の規定を準用する。</p> <p><u>⑰</u> 地域生活移行個別支援特別加算の取扱い 報酬告示第11の5の9の地域生活移行個別支援特別加算につ</p>

改正後	現 行
	<p>いては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(一) 対象者の要件</p> <p>医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所を利用することとなった者をいうものである。</p> <p>なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定宿泊型自立訓練を利用することになった場合、指定宿泊型自立訓練の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。</p> <p>(二) 施設要件</p> <p>加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対して適切な支援を行うことが可能であること。</p> <p>なお、こうした支援体制については、協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。</p> <p>また、従業者に対する研修会については、原則として事業所</p>

改正後	現 行
<p>⑱ <u>精神障害者地域移行特別加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第11の5の10の精神障害者地域移行特別加算につい</u> <u>ては、次のとおり取り扱うものとする。</u></p>	<p>の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設等を退所した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。</p> <p>(三) 支援内容</p> <p>加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。</p> <p>ア 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた、自立訓練（生活訓練）計画の作成</p> <p>イ 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催</p> <p>ウ 日常生活や人間関係に関する助言</p> <p>エ 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援</p> <p>オ 日中活動の場における緊急時の対応</p> <p>カ その他必要な支援</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p>(一) <u>対象者の要件</u> <u>精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって、退院してから1年以内の者であること。</u> <u>また、本加算は、長期入院精神障害者の地域移行を進めることを趣旨としたものであることから、原則として、長期入院精神障害者が精神科病院から退院するに当たり、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が当該精神障害者の受入れを行うことを想定しており、退院日から1年以内について、加算の算定ができるものとする。</u> <u>なお、1年以上精神科病院に入院し、退院後、一定期間居宅等で生活した精神障害者であっても、退院から1年以内について、加算を算定できるものである。</u></p> <p>(二) <u>施設要件</u> <u>事業所が定める運営規程において、主たる対象とする障害の種類に精神障害者を含む指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であること。</u> <u>また、当該事業所の従業者として、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師若しくは心理に関する支援を要する者に対する相談、助言、指導等の援助を行う能力を有する者を1人以上配置するとともに、精神障害者の地域生活を支援するための体制を確保していること。</u></p> <p>(三) <u>支援内容</u> <u>加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。</u></p>	

改正後	現 行
<p>ア <u>社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師若しくは心理に関する支援を要す者に対する相談、助言、指導等の援助を行う能力を有する者である従業者による、本人、家族、精神科病院その他関係者からの聞き取り等によるアセスメント及び地域生活に向けた自立訓練（生活訓練）計画の作成</u></p> <p>イ <u>精神科病院との日常的な連携（通院支援を含む）</u></p> <p>ウ <u>対象利用者との定期及び随時の面談</u></p> <p>エ <u>日中活動の選択、利用、定着のための支援</u></p> <p>オ <u>その他必要な支援</u></p> <p>⑱ <u>強度行動障害者地域移行特別加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第 11 の 5 の 11 の強度行動障害者地域移行特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p><u>(一) 対象者の要件</u> <u>障害支援区分認定調査の結果に基づき、当該認定調査の項目中、行動関連項目（第 543 号告示別表第 2 に規定する行動関連項目をいう。）について、算出した点数の合計が 10 点以上の者（以下この⑱において「強度行動障害を有する者」という。）であって、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に 1 年以上入所していたもののうち、退所してから 1 年以内の障害者であること。</u></p> <p><u>また、本加算は、強度行動障害を有する者の地域移行を進めることを趣旨としたものであることから、原則として、1 年以上指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に入所した強度行動障害を有する者が当該施設から退所するに当たり、</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現行
<p><u>指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が当該強度行動障害を有する者の受入れを行うことを想定しており、退所日から1年以内について、加算の算定ができるものとする。</u></p> <p><u>なお、1年以上指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に入所し、退所後、一定期間居宅等で生活した強度行動障害を有する者であっても、退所から1年以内について、加算を算定できるものである。</u></p> <p>(二) <u>施設要件</u></p> <p><u>以下のいずれにも該当する指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、強度行動障害を有する者に対して、自立訓練（生活訓練）計画に基づき、当該利用者の障害特性を踏まえた地域生活のための相談援助や個別の支援を行うものであること。</u></p> <p>(7) <u>指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を1以上配置していること。</u></p> <p>(1) <u>指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者の割合が100分の20以上であること。</u></p> <p>⑳ <u>利用者負担上限額管理加算の取扱いについて</u> 報酬告示第11の6の利用者負担上限額管理加算については、2</p>	<p>⑰ <u>利用者負担上限額管理加算の取扱い</u> 報酬告示第11の6の利用者負担上限額管理加算については、2</p>

改正後	現 行
<p>の(1)の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑳ 食事提供体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) このほか、報酬告示第 11 の 7 のイの食事提供体制加算 (I) 及びロの食事提供体制加算 (II) については、2 の (6) の⑭の規定を準用する。</p> <p>㉑ 精神障害者退院支援施設加算の取扱いについて</p> <p>(略)</p>	<p>の(1)の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑱ 食事提供体制加算の取扱い</p> <p>(一) 報酬告示第 11 の 7 のイの食事提供体制加算 (I) については、短期滞在加算が算定される者及び指定宿泊型自立訓練の利用者について算定するものである。</p> <p>なお、1日に複数回食事の提供をした場合については、この加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。ただし、食材料費については、複数食分を利用者から徴収して差し支えないものであること。</p> <p>(二) 報酬告示第 11 の 7 のロの食事提供体制加算 (II) については、食事提供体制加算 (I) が算定される者以外の者について算定するものであること。</p> <p>(三) このほか、報酬告示第 11 の 7 のイの食事提供体制加算 (I) 及びロの食事提供体制加算 (II) については、2 の (6) の⑱の規定を準用する。</p> <p>㉒ 精神障害者退院支援施設加算の取扱い</p> <p>報酬告示第 11 の 8 の精神障害者退院支援施設加算については、第 551 号告示に適合しているものとして都道府県知事に届け出た、精神病院の精神病床を転換した事業所において、精神病床に概ね1年以上入院していた精神障害者等に対して居住の場を提供した場合につき、夜間の勤務体制に応じ、次のとおりそれぞれ算定する。</p> <p>(一) 精神障害者退院支援施設加算 (I) については、夜間の時間帯を通じて生活支援員が1人以上配置されている場合に算定す</p>

改正後	現 行
<p>⑳ 夜間支援等体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第 11 の 9 のイの夜間支援等体制加算(I)については、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯（指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻まで（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間は最低限含むものとする。）を基本として、設定するものとする。以下この㉓において同じ。）を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</p> <p>ア （略）</p>	<p>る。</p> <p>(二) 精神障害者退院支援施設加算 (II)については、夜間の時間帯を通じて宿直勤務を行う職員が 1 人以上配置されている場合に算定する。</p> <p>また、このほか、精神障害者退院支援施設の運営に係る留意事項については、別途通知する。</p> <p>㉑ 夜間支援等体制加算の取扱い</p> <p>(一) 報酬告示第 11 の 9 のイの夜間支援等体制加算(I)については、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯（指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻まで（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間は最低限含むものとする。）を基本として、設定するものとする。以下この㉑において同じ。）を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置</p> <p>(ア) 夜間支援従事者は、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に配置される必要があること。ただし、これにより難い特別な事情がある場合であって、適切な夜間支援体制が確保できるものとして都道府県知事が認めた場合は、この限りではないこと。</p>

改正後	現 行
<p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>(ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。</p> <p>また、夜間支援従事者は、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に従事する生活支援員又は地域移行支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>なお、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、<u>指定共同生活援助事業所</u>等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p>	<p>(イ) 1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は、30人までを上限とする。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>(ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。</p> <p>また、夜間支援従事者は、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に従事する生活支援員又は地域移行支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>なお、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、<u>指定共同生活援助事業所</u>又は<u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u>等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>(イ) 夜間支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。</p> <p>(ウ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、就寝準備の確</p>

改正後	現 行
<p>ウ (略)</p>	<p>認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行うこととし、夜間支援の内容については、個々の利用者ごとに自立訓練（生活訓練）計画に位置付ける必要があること。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において指定宿泊型自立訓練を利用している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に指定宿泊型自立訓練を利用している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。</p> <p>指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)の規定を準用して算定する当該指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所を利用している利用者数を按分して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入するものとする。</p> <p>なお、夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の利用者は、報酬告示第11の9のロの夜間支援等体制加算Ⅱ及び同ハの</p>

改正後	現 行
<p>(二) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>(ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。</p> <p>また、夜間支援従事者は、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に従事する生活支援員又は地域移行支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p>	<p>夜間支援等体制加算(Ⅲ)を算定できないものであること。</p> <p>(例) 夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う20人定員の指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、前年度の全利用者数の延べ数が1,570人、前年度の開所日数が365日の場合の加算額</p> <p>→ 1,570人÷365日=4.3人。小数点第1位を四捨五入のため、夜間支援対象利用者が4人以上6人以下の加算額(269単位)を算定</p> <p>(二) 報酬告示第11の9のロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)については、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について算定する。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置</p> <p>(-) のアの規定を準用する。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>(ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。</p> <p>また、夜間支援従事者は、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に従事する生活支援員又は地域移行支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p>

改正後	現 行
<p>なお、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、<u>指定共同生活援助事業所等</u>における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならない。</p> <p>ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>ウ (略)</p>	<p>なお、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、<u>指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所等</u>における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならない。</p> <p>ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>(イ) 夜間支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、宿直を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。</p> <p>(ウ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うものとする。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において指定宿泊型自立訓練を利用している利用者数の総数とし、当該利</p>

改正後	現行
<p>(三) (略)</p>	<p>利用者数の総数は、現に指定宿泊型自立訓練を利用している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。</p> <p>指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)の規定を準用して算定する当該指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の利用者数を按分して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入するものとする。</p> <p>なお、宿直を行う夜間支援従事者が支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の利用者は、報酬告示第11の9のイの夜間支援等体制加算(I)及び同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)を算定できないものであること。</p> <p>(三) 報酬告示第11の9のハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)については、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な防災体制又は利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保しているものとして都道府県知事が認める場合に算定するものであるが、具体的には次の体制をいうものである。</p> <p>ア 夜間防災体制の内容</p> <p>警備会社と指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生</p>

改正後	現 行
	<p>活訓練) 事業所に係る警備業務の委託契約を締結している場合に算定できるものであること。</p> <p>なお、警備会社に委託する際には、利用者の状況等について伝達しておくこと。</p> <p>イ 常時の連絡体制の内容</p> <p>常時の連絡体制については、当該事業所の従業者が常駐する場合のほか、次の場合にも算定できるものであること。</p> <p>(ア) 携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制が確保されている場合</p> <p>(イ) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に従事する生活支援員又は地域移行支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合</p> <p>ただし、この場合、指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等（報酬告示第15の1の5のハの夜間支援等体制加算（Ⅲ）及び地域相談支援報酬告示第2の地域定着支援サービス費を除く。）により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制はこの加算の算定対象とはしないこと。</p> <p>なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所内の見やすい場所に掲示する必要があること。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p>

改正後	現 行
<p>②④ 看護職員配置加算の取扱いについて (略)</p> <p>②⑤ 送迎加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 11 の送迎加算については、2 の (6) の⑮の(-)から⑮の規定までを準用する。</p> <p>②⑥ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 12 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の (6) の⑯の規定を準用する。</p>	<p>常時の連絡体制又は防災体制を確保している指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の利用者について、加算額を算定する。</p> <p>なお、常時の連絡体制又は防災体制を確保している指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の利用者は、報酬告示第 11 の 9 のイの夜間支援等体制加算 (I) 及び同ロの夜間支援等体制加算 (II) を算定できないものであること。</p> <p>②① 看護職員配置加算の取扱い 報酬告示第 11 の 10 のイの看護職員配置加算 (I) 及びロの看護職員配置加算 (II) については、常勤換算方法で 1 以上の看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。）を配置している場合に、指定自立訓練（生活訓練）又は指定宿泊型自立訓練の利用者の数に応じ、算定できるものであること。</p> <p>当該加算の算定対象となる指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所については、報酬告示第 11 の 4 の 2 の医療連携体制加算の算定対象とはならないこと。</p> <p>②② 送迎加算の取扱い 報酬告示第 11 の 11 の送迎加算については、2 の (6) の⑭の(-)から⑭の規定までを準用する。</p> <p>②③ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱い 報酬告示第 11 の 12 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の (5) の⑥の規定を準用する。</p>

改正後	現 行
<p>⑳ <u>社会生活支援特別加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 11 の 12 の 2 の社会生活支援特別加算については、 3 の (1) の㉑の規定を準用する。</p> <p>㉒ <u>就労移行支援体制加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 11 の 12 の 3 の就労移行支援体制加算については、 2 の (6) の㉓の規定を準用する。</p> <p>㉔ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別 加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 13 及び 14 の福祉・介護職員処遇改善加算及び 福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2 の (1) の㉕の規定 を準用する。</p> <p>(3) 就労移行支援サービス費</p> <p>① 就労移行支援サービス費について</p> <p>(-) 就労移行支援サービス費の区分について</p> <p>ア 就労移行支援サービス費 (I) については、利用者を通所さ せて就労移行支援を提供した場合又は施設入所支援を併せ て利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定 し、利用者が就職した日の前日まで算定が可能であること。 <u>ただし、通常の事業所に雇用されている障害者が休職した 場合には、(ア)から(ウ)の条件をいずれも満たす場合に限り算定 することが可能であり、復職した場合には一般就労への移行 者として差し支えない。</u></p> <p><u>(ア) 当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>㉔ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別 加算の取扱い 報酬告示第 11 の 13 及び 14 の福祉・介護職員処遇改善加算及び 福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2 の (1) の㉕の規定 を準用する。</p> <p>(3) 就労移行支援サービス費</p> <p>① 就労移行支援サービス費について</p> <p>(-) 就労移行支援サービス費の区分について</p> <p>ア 就労移行支援サービス費 (I) については、利用者を通所さ せて就労移行支援を提供した場合又は施設入所支援を併せ て利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定 し、利用者が就職した日の前日まで算定が可能であること。</p>

改正後	現 行
<p><u>や医療機関等による復職支援の実施が見込めない場合又は困難である場合</u></p> <p>(イ) <u>休職中の障害者本人が復職を希望し、企業及び主治医が復職に関する支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合</u></p> <p>(ウ) <u>休職中の障害者にとって、就労移行支援を実施することにより、より効果的かつ確実に復職につなげることが可能であると市区町村が判断した場合</u></p> <p><u>また、就労移行支援サービス費 (I) は、当該年度の利用定員及び前年度の就労定着者の割合（当該年度の前年度において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の利用定員で除して得た割合をいう。以下「イ」において同じ。）に応じ、基本報酬を算定する。</u></p> <p>イ <u>就労移行支援サービス費 (II) については、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所が、利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定する。また、就労移行支援サービス費 (II) は、当該年度の利用定員及び前年度の就労定着者の割合に応じ、基本報酬を算定する。</u></p>	<p>イ 就労移行支援サービス費 (II) については、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所が、利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定する。</p>

改正後	現 行
<p><u>(二) 指定を受けた日から2年間の就労移行支援サービス費の区分について</u></p> <p><u>報酬告示第12の1の注4の2については、新規指定の就労移行支援事業所等において指定を受けた日から2年間は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合として、基本報酬を算定し、年度途中で指定された事業所については、当該年度、翌年度及び翌々年度は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合として、基本報酬を算定する。</u></p> <p><u>また、指定を受けた日から利用者がいない場合は、利用者を受け入れた日から2年間は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合として、基本報酬を算定し、年度途中で利用者を受け入れた事業所については、当該年度、翌年度及び翌々年度は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合として、基本報酬を算定する。</u></p> <p><u>なお、指定を受けた日から2年目において、前年度の就労定着者の割合が100分の40以上となる場合は、前年度の実績に応じて基本報酬を算定しても差し支えないこととする。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(新設)</p> <p><u>(二) 就労移行者数又は就労定着者数が0である場合の所定単位数の算定について</u></p> <p><u>ア 報酬告示第12の1の注5の(4)中「就労移行者」とは、就労移行支援を経て企業等に雇用された者であること(ただし、平成28年4月1日以降においては、報酬告示第13の1の注2又は注3に規定する就労継続支援A型事業所等に雇用された者を除く。)</u></p>

改正後	現 行
<p>② 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて (略)</p> <p>③ 就労定着支援体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) (略)</p>	<p><u>イ 報酬告示第12の1の注5の(5)及び(6)中「就労定着者」とは、就労移行支援を経て企業等に雇用されてから、当該企業等に連続して6月以上雇用されている者であること(ただし、平成28年4月1日以降においては、報酬告示第13の1の注2又は注3に規定する就労継続支援A型事業所等に雇用された者を除く。)</u>。</p> <p><u>ウ 同注5の(4)中「過去2年間」、(5)中「過去3年間」及び(6)中「過去4年間」とは、就労移行支援のあった日の属する年度の直近の過去2年度、3年度又は4年度をいう。</u></p> <p>② 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い 報酬告示第12の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2の(6)の⑥の規定を準用する。</p> <p>③ 就労定着支援体制加算の取扱い</p> <p>(一) 報酬告示第12の3の就労定着支援体制加算については、就労移行支援を経て企業等に雇用されてから6月を経過した日、12月を経過した日又は24月を経過した日が属する年度における就労定着者の数で算定すること。</p> <p>(二) 注中「イからハマまでに掲げる期間継続して就労している者又は就労していた者」とは、就労移行支援を受けた後、就労した企業等に連続して6月以上、12月以上又は24月以上雇用されている者又は雇用されていた者であること(ただし、就労継続支援A型事業所等に雇用された者又は雇用されていた者は除く。)</p> <p>(三) 注中「利用定員」とは、就労移行支援のあった日の属する年</p>

改正後	現 行
<p>(四) (略)</p> <p>(五) (略)</p> <p><u>(六) 報酬告示第12の3の就労定着支援体制加算については平成30年9月30日までの間、算定できるものとする。ただし、就労定着支援の指定を受けた日以降は、就労定着支援体制加算は算定できない。</u></p> <p>④ 初期加算の取扱い<u>について</u> (略)</p> <p>⑤ 訪問支援特別加算の取扱い<u>について</u> (略)</p> <p>⑥ 利用者負担上限額管理加算の取扱い<u>について</u> 報酬告示第12の6の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑦ 食事提供体制加算の取扱い<u>について</u> 報酬告示第12の7の食事提供体制加算については、2の(6)の</p>	<p>度の前年度における数であること。</p> <p>(四) 報酬告示第12の3における就労定着者の定着率の算定に当たって、注中における算定の際、各計算において小数点以下の端数が生じる場合には、小数点以下第1位を四捨五入すること。</p> <p>(五) 報酬告示第12の3の就労定着支援体制加算について、就労移行支援事業所において、暫定支給決定により就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントを行った後、一般就労した者については、当該加算の算定の対象に含まないものとする。 (新設)</p> <p>④ 初期加算の取扱い 報酬告示第12の4の初期加算については、2の(6)の⑦の規定を準用する。</p> <p>⑤ 訪問支援特別加算の取扱い 報酬告示第12の5の訪問支援特別加算については、2の(6)の⑧の規定を準用する。</p> <p>⑥ 利用者負担上限額管理加算の取扱い 報酬告示第12の6の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑦ 食事提供体制加算の取扱い 報酬告示第12の7の食事提供体制加算については、2の(6)の</p>

改正後	現 行
<p><u>⑬</u>の規定を準用する。</p> <p>⑧ 精神障害者退院支援施設加算の取扱いについて 報酬告示第 12 の 8 の精神障害者退院支援施設加算については、 3 の (2) の<u>⑫</u>の規定を準用する。</p> <p>⑨ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第 12 の 9 の福祉専門職員配置等加算については、<u>以下 のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p><u>(一) 福祉専門職員配置等加算 (I)</u> <u>指定基準の規定により配置することとされている直接処遇 職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福 祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理 師である従業者の割合が 100 分の 35 以上であること。</u> <u>なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正 規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者 が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。(二)及び(三) において同じ。)</u></p> <p><u>(二) 福祉専門職員配置等加算 (II)</u> <u>指定基準の規定により配置することとされている直接処遇 職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福 祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理 師である従業者の割合が 100 分の 25 以上であること。</u></p> <p><u>(三) 福祉専門職員配置等加算 (III)</u> <u>2 の (5) の④の(三)の規定を準用する。</u></p> <p><u>(四) 多機能型事業所等における本加算の取扱いについて</u></p>	<p><u>⑫</u>の規定を準用する。</p> <p>⑧ 精神障害者退院支援施設加算の取扱い 報酬告示第 12 の 8 の精神障害者退院支援施設加算については、 3 の (2) の<u>⑪</u>の規定を準用する。</p> <p>⑨ 福祉専門職員配置等加算の取扱い 報酬告示第 12 の 9 の福祉専門職員配置等加算については、<u>2 の (5) の④の規定を準用する。</u></p>

改正後	現行
<p style="text-align: center;"><u>2の(5)の④の(四)の規定を準用する。</u></p> <p>⑩ 欠席時対応加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑪ 医療連携体制加算の取扱いについて 報酬告示第12の11の医療連携体制加算については、2の(7)の⑮の(一)の規定を準用する。</p> <p>⑫ 就労支援関係研修修了加算の取扱いについて <u>(一) 報酬告示第12の12の就労支援関係修了加算については、当該就労移行支援事業所等における就労定着者の割合が零である場合は算定できないことから、新たに指定を受けた日から1年間は算定できない。なお、新たに指定を受けてから2年目においては、前年度において就労定着者がいた場合には当該加算を算定することができる。</u></p> <p><u>(二) 報酬告示第12の12の就労支援関係修了加算の注中「就労支援に従事する者として1年以上の実務経験」とは、就労移行支援事業における就労支援員としての1年以上の実務経験のほか、障害者の就労支援を実施する機関、医療・保健・福祉・教育に関する機関、障害者団体、障害者雇用事業所等における障害者の就職又は雇用継続のために行ういずれかの業務についての1年以上の実務経験を指すものとする。</u></p> <p>(ア) 職業指導、作業指導等に関する業務 (イ) 職場実習のあっせん、求職活動の支援に関する業務 (ウ) 障害者の就職後の職場定着の支援等に関する業務</p>	<p>⑩ 欠席時対応加算の取扱い 報酬告示第12の10の欠席時対応加算については、2の(6)の⑨の規定を準用する。</p> <p>⑪ 医療連携体制加算の取扱い 報酬告示第12の11の医療連携体制加算については、2の(7)の⑧の規定を準用する。</p> <p>⑫ 就労支援関係研修修了加算の取扱い (新設)</p> <p>報酬告示第12の12の就労支援関係修了加算の注中「就労支援に従事する者として1年以上の実務経験」とは、就労移行支援事業における就労支援員としての1年以上の実務経験のほか、障害者の就労支援を実施する機関、医療・保健・福祉・教育に関する機関、障害者団体、障害者雇用事業所等における障害者の就職又は雇用継続のために行ういずれかの業務についての1年以上の実務経験を指すものとする。</p> <p>(ア) 職業指導、作業指導等に関する業務 (イ) 職場実習のあっせん、求職活動の支援に関する業務 (ウ) 障害者の就職後の職場定着の支援等に関する業務</p>

改正後	現行
<p>また、「別に厚生労働大臣が定める研修」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成 21 年厚生労働省告示第 178 号。以下「研修告示」という。）において定めているところであり、具体的には次のとおりである。</p> <p>ア 研修告示の<u>一のイ</u>に定める障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる地域障害者職業センターにおいて指定障害福祉サービス基準第 175 条第 1 項第 2 号の規定により置くべき就労支援員が就労支援を行うに当たって必要な基礎的知識及び技能を習得させるものとして行う研修については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において実施されている研修であること。</p> <p>イ 研修告示の<u>一のロ</u>に定める障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号）第 20 条の 2 の 3 第 2 項各号に規定する研修については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において行う第 1 号職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める第 1 号職場適応援助者養成研修を指し、平成 21 年 4 月 1 日以前に実施されたものも含むものとする。なお、次の(ア)及び(エ)に掲げる研修についても、研修告示の<u>一のロ</u>に定めるものとして取り扱っても差し支えない。</p>	<p>また、「別に厚生労働大臣が定める研修」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成 21 年厚生労働省告示第 178 号。以下「研修告示」という。）において定めているところであり、具体的には次のとおりである。</p> <p>ア 研修告示の<u>二</u>に定める障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる地域障害者職業センターにおいて指定障害福祉サービス基準第 175 条第 1 項第 2 号の規定により置くべき就労支援員が就労支援を行うに当たって必要な基礎的知識及び技能を習得させるものとして行う研修については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において実施されている研修であること。</p> <p>イ 研修告示の<u>二</u>に定める障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号）第 20 条の 2 の 3 第 2 項各号に規定する研修については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において行う第 1 号職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める第 1 号職場適応援助者養成研修を指し、平成 21 年 4 月 1 日以前に実施されたものも含むものとする。なお、次の(ア)及び(イ)に掲げる研修についても、研修告示の<u>二</u>に定めるものとして取り扱っても差し支えない。</p>

改正後	現 行
<p>(ア) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う配置型職場適応援助者養成研修</p> <p>(イ) 障害者の雇用の促進に関する法律施行規則第20条の2の3第3項各号に掲げる研修（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う第2号職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める第2号職場適応援助者養成研修）</p> <p>(ウ) <u>雇用保険法施行規則第118条の3第5項第1号に掲げる研修</u></p> <p>(エ) <u>雇用保険法施行規則第118条の3第5項第2号に掲げる研修</u></p> <p>ウ 研修告示の<u>一のハ</u>に定めるア又はイと同等以上の内容を有すると厚生労働大臣が認める研修については、都道府県がア又はイと同等以上であると認めたものとして厚生労働省に協議し、同等以上の内容を有すると認められたものを指すものであること。なお、協議の方法等については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修のうち「厚生労働大臣が認める研修」の協議方法等について」（平成22年5月10日付障発0510第5号）を参照すること。</p> <p>⑬ 移行準備支援体制加算の取扱いについて (略)</p>	<p>(ア) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う配置型職場適応援助者養成研修</p> <p>(イ) 障害者の雇用の促進に関する法律施行規則第20条の2の3第3項各号に掲げる研修（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う第2号職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める第2号職場適応援助者養成研修）</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ウ 研修告示の<u>三</u>に定めるア又はイと同等以上の内容を有すると厚生労働大臣が認める研修については、都道府県がア又はイと同等以上であると認めたものとして厚生労働省に協議し、同等以上の内容を有すると認められたものを指すものであること。なお、協議の方法等については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修のうち「厚生労働大臣が認める研修」の協議方法等について」（平成22年5月10日付障発0510第5号）を参照すること。</p> <p>⑬ 移行準備支援体制加算の取扱い (-) 報酬告示第12の13のイの移行準備支援体制加算(I)について</p>

改正後	現 行
	<p>ては、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア 注1の(1)中「職場実習等」とは、具体的には次のとおりであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 企業及び官公庁等における職場実習 (イ) アに係る事前面接、期間中の状況確認 (ウ) 実習先開拓のための職場訪問、職場見学 (エ) その他必要な支援 <p>イ 注1の(2)中「求職活動等」とは、具体的には次のとおりであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) ハローワークでの求職活動 (イ) 地域障害者職業センターによる職業評価等 (ウ) 障害者就業・生活支援センターへの登録等 (エ) その他必要な支援 <p>ウ ア又はイについては、職員が同行又は職員のみにより活動を行った場合に算定すること。</p> <p>エ 下記(二)の移行準備支援体制加算(Ⅱ)が算定されている間にあつては、算定しない。</p> <p>(二) 報酬告示第12の13のロの移行準備支援体制加算(Ⅱ)については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>注2中「事業所内における必要な支援等」とは、具体的には次のとおりであること。</p> <p>ア サービス管理責任者及び施設外就労の場に同行する支援職員と各利用者による施設外就労における就労状況や環境状況等に関する共通理解の確立</p>

改正後	現 行
<p>⑭ <u>送迎加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 12 の 14 の送迎加算については、2 の (6) の⑮の(-)から(五)までの規定を準用する。</p> <p>⑮ <u>障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 12 の 15 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の (6) の⑯の規定を準用する。</p> <p>⑯ <u>通勤訓練加算の取扱いについて</u> (-) <u>報酬告示第 12 の 15 の 2 の通勤訓練加算については、当該就労移行支援事業所以外の事業所に従事する専門職員を外部から招いた際に、当該費用を支払う場合に加算するものであること。</u> (-) <u>注中「専門職員」とは、3 の (1) の①の(三)のアからオに掲げる研修等を受講した者とする。</u></p> <p>⑰ <u>在宅時生活支援サービス加算について</u> (-) <u>報酬告示第 12 の 15 の 3 の在宅時生活支援サービス加算については、通所利用が困難で在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した在宅利用者に対し、当該就労移行支援事業所が費用を負担することで、在宅利用者の居宅に居宅介護事業所や重度訪問介護事業所に従事する者を派遣し、在宅利用者の生活</u></p>	<p>イ アを踏まえ、各利用者の施設外就労における問題点の把握・調整及び今後の施設外就労の継続の可否の検討</p> <p>ウ 施設外就労を実施する場合における各利用者の個別支援計画の実施状況及び目標の達成状況の確認並びに個別支援計画の必要な見直しのために必要な援助</p> <p>エ その他必要な支援</p> <p>⑭ 送迎加算の取扱い 報酬告示第 12 の 14 の送迎加算については、2 の (6) の⑭の(-)から(四)までの規定を準用する。</p> <p>⑮ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱い 報酬告示第 12 の 15 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の (5) の⑥の規定を準用する。 (新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>に関する支援を提供した場合に加算する。</u></p> <p><u>(二) 報酬告示第12の15の3の在宅時生活支援サービス加算については、居宅介護や重度訪問介護を利用している者であって、就労移行支援を在宅で利用する際に、支援を受けなければ在宅利用が困難な場合に加算する。</u></p> <p>⑱ <u>社会生活支援特別加算の取扱いについて</u> 報酬告示第12の15の4の社会生活支援特別加算については、<u>3の(1)の㉑の規定を準用する。</u></p> <p>⑲ <u>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて</u> 報酬告示第12の16及び17の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の㉒の規定を準用する。</p> <p>(4) 就労継続支援A型サービス費</p> <p>① 就労継続支援A型サービス費について</p> <p>(-) 就労継続支援A型サービス費の区分について 就労継続支援A型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援A型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援A型を提供した場合（特定旧法指定施設を利用していた者に限る。）に、当該指定就労継続支援A型事業所における人員配置及び前年度に雇用契約を締結していた利用者の1日の平均労働時間数に応じ、算定する。</p> <p>なお、指定就労継続支援A型事業所に雇用される障害者以外</p>	<p>(新設)</p> <p>⑲ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い 報酬告示第12の16及び17の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の㉒の規定を準用する。</p> <p>(4) 就労継続支援A型サービス費</p> <p>① 就労継続支援A型サービス費について</p> <p>(-) 就労継続支援A型サービス費の区分について 就労継続支援A型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援A型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援A型を提供した場合（特定旧法指定施設を利用していた者に限る。）に、当該指定就労継続支援A型事業所における人員配置に応じ、算定する。</p> <p>なお、指定就労継続支援A型事業所に雇用される障害者以外</p>

改正後	現行
<p>の者については、就労継続支援A型サービス費の算定対象とならないものであること。</p> <p>ア 就労継続支援A型サービス費(I)については、指定就労継続支援A型であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。</p> <p>イ 就労継続支援A型サービス費(II)については、就労継続支援A型サービス費(I)以外の指定就労継続支援A型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を10で除して得た以上であること。</p> <p><u>また、前年度に雇用契約を締結していた利用者の1日の平均労働時間数は、雇用契約を締結していた全ての利用者における延べ労働時間を延べ利用人数で除して算出するものとする。</u></p> <p><u>ただし、利用開始時には予見できない事由により短時間労働(1日の労働時間が4時間未満のことをいう。以下同じ。)となった場合、当該短時間労働となった者については、短時間労働となった日から90日分を限度として、延べ労働時間数及び延べ利用者数から除外しても差し支えないこととし、短時間労働となってしまった事由について都道府県に届け出ること。</u></p> <p><u>利用開始時には予見できない事由とは、具体的には以下の事由などを想定している。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>筋ジストロフィーを罹患している利用者が、利用開始時には予見できない病状の進行により短時間労働となってしまった場合</u> ・ <u>利用開始後に病気等で入院し、退院直後の労働が短時間と</u> 	<p>の者については、就労継続支援A型サービス費の算定対象とならないものであること。</p> <p>ア 就労継続支援A型サービス費(I)については、指定就労継続支援A型であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。</p> <p>イ 就労継続支援A型サービス費(II)については、就労継続支援A型サービス費(I)以外の指定就労継続支援A型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を10で除して得た以上であること。</p>

改正後	現 行
<p><u>なってしまう場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>家族の介護を受けながら利用していたが、家族の病気等により、居宅介護等のサービスによる介護が必要となってしまった場合</u> ・ <u>精神障害者等で、利用開始時には予見できない体調の変動により短時間労働となってしまった場合</u> <p><u>なお、延べ労働時間数は、実際に利用者が労働した時間数の前年度の総計をいうものであって、休憩時間、遅刻、早退、欠勤、健康面や生活面の助言及び指導といった面談に要した時間等により実際に労働していない時間であって賃金の支払いが生じない時間については労働時間数に含めない。</u></p> <p><u>年次有給休暇を取得した場合（時間単位で取得した場合も含む。）や健康面や生活面の助言及び指導といった面談に要した時間等であっても労働時間とし賃金を支払っている場合は労働時間数に含めるものとする。</u></p> <p><u>(二) 指定を受けた日から1年間の就労継続支援A型サービス費の区分について</u></p> <p><u>報酬告示第13の1の注3の2については、新規指定の就労継続支援A型事業所において指定を受けた日から1年間は、1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合として、基本報酬を算定し、年度途中で指定された事業所については、当該年度及び翌年度は、1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合として、基本報酬を算定する。</u></p> <p><u>また、指定を受けた日から利用者がいない場合は、利用者を</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>受け入れた日から1年間は、1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合として、基本報酬を算定し、年度途中に利用者を受け入れた事業所については、当該年度及び翌年度は、1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合として、基本報酬を算定する。</u></p> <p><u>ただし、新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、指定を受けた日から6月間における雇用契約を締結していた利用者の1日の平均労働時間数に応じ、基本報酬を算定することができる。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(二) <u>短時間利用者が一定割合以上である場合の所定単位数の算定について</u></p> <p>ア <u>報酬告示第13の1の就労継続支援A型サービス費の注4の(8)及び(9)の短時間利用者数が一定割合である場合の減算の取扱いについては、「現員数(雇用契約を締結している利用者で一週間のうち1日でも利用のあった者の合計数のことをいう。)」のうち「短時間利用者(週20時間未満の利用者のことをいう。)」の占める割合が、100分の50以上100分の80未満である場合又は100分の80以上である場合に減算を行うものとする。</u></p> <p>イ <u>アの割合は直近の過去3月間において、1週間ごとの割合を求め、当該期間の週平均の割合をもって算定する。ただし、算定対象となる3月間の最初の週と最終の週が、算定対象外の月をまたぐ場合は、当該週を除いて計算するものとする。</u></p> <p>ウ <u>平成27年9月30日までの取扱いであること。</u></p>

改正後	現 行
<p>(削除)</p> <p>② 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて (略)</p> <p>③ 就労移行支援体制加算の取扱いについて</p>	<p><u>(三) 事業所における1日の平均利用時間が一定の場合の所定単位数の算定について</u></p> <p><u>ア 報酬告示第13の1の就労継続支援A型サービス費の注4の(3)から(7)までの1日の平均利用時間が一定の場合における減算の取扱いについては、事業所における雇用契約を締結している利用者の1日当たり利用時間の平均が、1時間未満、1時間以上2時間未満、2時間以上3時間未満、3時間以上4時間未満又は4時間以上5時間未満である場合に減算を行うものとする。</u></p> <p><u>イ アの平均利用時間は、雇用契約を締結している全ての利用者における直近の過去3月間の延べ利用時間を直近の過去3月間の延べ利用人数で除して算出するものとする。ただし、利用開始時には予見できない事由により短時間利用（1日の利用時間が5時間未満の利用のことをいう。以下同じ。）となってしまった場合、当該短時間利用となってしまった者について、短時間利用となった日から90日を限度として平均利用時間の算出から除外しても差し支えないこととする。なお、短時間利用となってしまった事由について都道府県に届け出ること。</u></p> <p><u>ウ 平成27年10月1日以降からの施行であること。</u></p> <p>② 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い 報酬告示第13の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2の(6)の⑥の規定を準用する。</p> <p>③ 就労移行支援体制加算の取扱い</p>

改正後	現 行
<p>(一) 報酬告示第 13 の 3 の就労移行支援体制加算については、就労継続支援 A 型を経て企業等（他の就労継続支援 A 型事業所を除く。）に雇用された後、当該企業等での雇用が継続している期間が 6 月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度においている場合、利用定員及び人員配置に基づき算定する就労継続支援 A 型サービス費の区分に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</p> <p>(二) <u>注 1 中「6 月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が 6 月に達した者である。例えば、平成 29 年 10 月 1 日に就職した者は、平成 30 年 3 月 31 日に 6 月に達した者となる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>④ 初期加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑤ 訪問支援特別加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑥ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 6 の利用者負担上限額管理加算については、2 の (1) の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑦ 食事提供体制加算の取扱いについて</p>	<p>(一) 報酬告示第 13 の 3 の就労移行支援体制加算については、就労継続支援 A 型を経て企業等に雇用されてから 6 月を経過した日が属する年度における利用者の数で算定すること。</p> <p>(二) <u>注中「6 月を超える期間継続して就労している者」とは、就労継続支援 A 型を受けた後、就労した企業等に連続して 6 月以上雇用されている者であること。</u></p> <p>(三) <u>この加算の算定対象となる利用定員は、(一)の利用者の数と同様、就労継続支援 A 型のあった日の属する年度の前年度における数であること。</u></p> <p>④ 初期加算の取扱い 報酬告示第 13 の 4 の初期加算については、2 の (6) の⑦の規定を準用する。</p> <p>⑤ 訪問支援特別加算の取扱い 報酬告示第 13 の 5 の訪問支援特別加算については、2 の (6) の⑧の規定を準用する。</p> <p>⑥ 利用者負担上限額管理加算の取扱い 報酬告示第 13 の 6 の利用者負担上限額管理加算については、2 の (1) の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑦ 食事提供体制加算の取扱い</p>

改正後	現 行
<p>報酬告示第 13 の 7 の食事提供体制加算については、2 の (6) の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑧ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑨ 欠席時対応加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑩ 医療連携体制加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 10 の医療連携体制加算については、2 の (7) の⑮の (-) の規定を準用する。</p> <p>⑪ 施設外就労加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 11 の施設外就労加算を算定する場合には、<u>事業所内又は施設外就労の場において、以下の支援を行うものであること。</u> (略)</p>	<p>報酬告示第 13 の 7 の食事提供体制加算については、2 の (6) の⑫の規定を準用する。</p> <p>⑧ 福祉専門職員配置等加算の取扱い 報酬告示第 13 の 8 の福祉専門職員配置等加算については、2 の (5) の④の規定を準用する。</p> <p>⑨ 欠席時対応加算の取扱い 報酬告示第 13 の 9 の欠席時対応加算については、2 の (6) の⑨の規定を準用する。</p> <p>⑩ 医療連携体制加算の取扱い 報酬告示第 13 の 10 の医療連携体制加算については、2 の (7) の⑧の規定を準用する。</p> <p>⑪ 施設外就労加算の取扱い 報酬告示第 13 の 11 の施設外就労加算の注中「<u>事業所内における必要な支援等</u>」とは、<u>具体的には次のとおりであること。</u></p> <p>(-) サービス管理責任者及び施設外就労の場に同行する支援職員と各利用者による施設外就労における就労状況や環境状況等に関する共通理解の確立</p> <p>(二) (-) を踏まえ、各利用者の施設外就労における問題点の把握・調整及び今後の施設外就労の継続の可否の検討</p> <p>(三) 施設外就労を実施する場合における各利用者の個別支援計画の実施状況及び目標の達成状況の確認並びに個別支援計画の必要な見直しのために必要な援助</p> <p>(四) その他必要な支援</p>

改正後	現 行
<p>⑫ 重度者支援体制加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑬ <u>賃金向上達成指導員配置加算の取扱いについて</u> (一) <u>報酬告示第13の12の2の賃金向上達成指導員配置加算については、指定基準で定める人員配置に加え、賃金向上達成指導員を常勤換算方法で1以上配置した場合に、当該事業所の利用定員に応じた所定単位数を、1日つき当該事業所を利用した利用者全員に対して加算する。</u> (二) <u>注中「賃金向上計画」は、「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」(平成29年3月30日障障発0330第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「指定基準の見直し等通知」という。)の1の(2)で示す経営改善計画書を「賃金向上計画」とすることができる。なお、経営改善計画書を提出する必要のない事業所においては、指定基準の見直し等通知の1の(2)で示す別紙様式2-1の経営改善計画書の1に関して、現在の生産活動収入を維持又は増やす取組を行うための具体的取組を記載し、そのことを達成するための事項を2から6に記載することで、賃金向上計画とする</u></p>	<p>⑫ 重度者支援体制加算の取扱い (一) 報酬告示第13の12のイの重度者支援体制加算(I)については、障害基礎年金1級受給者が利用者の数の100分の50以上である指定就労継続支援A型事業所である場合、算定する。 (二) 同ロの重度者支援体制加算(II)については、障害基礎年金1級受給者が利用者の数の100分の25以上100分の50未満である指定就労継続支援A型事業所である場合、算定する。 (新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>ことができる。</u></p> <p><u>(三) 注中「キャリアアップを図るための措置を講じている」とは、将来の職務上の地位や賃金の改善を図るため、昇格、昇進、昇給といった仕組みが就業規則に記載されていることが必要であり、実際にキャリアアップした利用者がいない場合でも差し支えないが、仕組みがあるにも関わらず合理的な理由なく該当者がいない場合は、賃金向上達成指導員配置加算の算定要件を満たしていないとすることもできる。</u></p> <p>⑭ <u>送迎加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 13 の 13 の送迎加算については、2 の (6) の⑮の(-)から(五)までの規定を準用する。</p> <p>⑮ <u>障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 13 の 14 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の (6) の⑯の規定を準用する。</p> <p>⑯ <u>在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 13 の 14 の 2 の在宅時生活支援サービス加算については、3 の (3) の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑰ <u>社会生活支援特別加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 13 の 14 の 3 の社会生活支援特別加算については、3 の (1) の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑱ <u>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 13 の 15 及び 16 の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2 の (1) の㉑の規定</p>	<p>⑬ 送迎加算の取扱い 報酬告示第 13 の 13 の送迎加算については、2 の (6) の⑭の(-)から (四) までの規定を準用する。</p> <p>⑭ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱い 報酬告示第 13 の 14 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の (5) の⑥の規定を準用する。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>⑮ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い 報酬告示第 13 の 15 及び 16 の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2 の (1) の⑲の規定</p>

改正後	現行
<p>を準用する。</p> <p>(5) 就労継続支援B型サービス費</p> <p>① (略)</p> <p>② 就労継続支援B型サービス費について</p> <p><u>(一) 就労継続支援B型サービス費の区分について</u></p> <p>就労継続支援B型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援B型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援B型を提供した場合に、当該指定就労継続支援B型事業所における人員配置及び前年度の平均工賃月額に応じ、算定する。</p> <p><u>ア</u> (略)</p> <p><u>イ</u> (略)</p>	<p>を準用する。</p> <p>(5) 就労継続支援B型サービス費</p> <p>① 就労継続支援B型の対象者について</p> <p>就労継続支援B型については、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。</p> <p>(一) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>(二) 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者</p> <p>(三) (一)及び(二)のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者</p> <p>② 就労継続支援B型サービス費の<u>区分</u>について</p> <p>就労継続支援B型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援B型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援B型を提供した場合に、当該指定就労継続支援B型事業所における人員配置に応じ、算定する。</p> <p><u>(一)</u> 就労継続支援B型サービス費(I)については指定就労継続支援B型事業所であって、従業員の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。</p> <p><u>(二)</u> 就労継続支援B型サービス費(II)については、就労継続支援B型サービス費(I)以外の指定就労継続支援B型事業所であつ</p>

改正後	現 行
<p> <u>ウ</u> 基準該当就労継続支援B型サービス費については、社会福祉法及び生活保護法に規定する授産施設（以下「社会事業授産施設等」という。）利用者のうち、社会事業授産施設等に係る事務費の対象とならない障害者を通所させて基準該当就労継続支援B型を提供した場合に算定する。 <u>また、前年度の平均工賃月額は、以下の方法で算出すること。</u> <u>(ア) 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出する。</u> <u>ただし、月の途中において、利用開始又は終了した者に関しては、当該月の工賃支払対象者から除外する。また、就労継続支援B型以外の支給決定を受けて複数の日中活動に係る障害福祉サービス（当該就労継続支援B型事業所以外の就労継続支援B型事業所を除く。）を利用している者については、工賃支払い対象者の総数から除外する。</u> <u>(例：50人定員で、工賃支払い対象者が、4月45人、5月50人、6月48人、7月50人、8月50人、9月50人、10月49人、11月50人、12月45人、1月47人、2月50人、3月50人の場合は、45人+50人+48人+50人+50人+50人+49人+50人+45人+47人+50人+50人=584人となる。)</u> <u>(イ) 前年度に支払った工賃総額を算出する。</u> </p>	<p> て、従業者の員数が利用者の数を10で除して得た数以上であること。 <u>(ニ)</u> 基準該当就労継続支援B型サービス費については、社会福祉法及び生活保護法に規定する授産施設（以下「社会事業授産施設等」という。）利用者のうち、社会事業授産施設等に係る事務費の対象とならない障害者を通所させて基準該当就労継続支援B型を提供した場合に算定する。 </p>

改正後	現 行
<p><u>ただし、月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月の工賃は、工賃総額から除外する。また、就労継続支援B型以外の支給決定を受けて複数の日中活動に係る障害福祉サービス（当該就労継続支援B型事業所以外の就労継続支援B型事業所を除く。）を利用している者に支払った工賃は、工賃総額から除外する。</u></p> <p><u>(ウ) (イ)÷(ア)により1人あたり平均工賃月額（円未満四捨五入）を算出する。</u></p> <p><u>ただし、報酬告示第14の12のイの重度者支援体制加算(I)を算定している場合は、(イ)÷(ア)により算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を、就労継続支援B型サービス費を算定する際の平均工賃月額とすることができる。</u></p> <p><u>なお、原材料費等の高騰により、年間の直接経費に著しい変動があった場合など、同一都道府県内の就労継続支援B型事業所のうち、8割の就労継続支援B型事業所において工賃実績が低下した場合であって、都道府県がやむを得ないと認めた場合は、同一都道府県内全ての事業者について、前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができる。</u></p> <p><u>(二) 指定を受けた日から1年間の就労継続支援B型サービス費の区分について</u></p> <p><u>報酬告示第14の1の注4の2については、新規指定の就労継続支援B型事業所において指定を受けた日から1年間は、平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合として、基本報酬を</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>算定し、年度途中で指定された事業所については、当該年度及び翌年度の1年間は、1日の5千円以上1万円未満の場合として、基本報酬を算定する。</u></p> <p><u>また、指定を受けた日から利用者がいない場合は、利用者を受け入れた日から1年間は、5千円以上1万円未満の場合として、基本報酬を算定し、年度途中で利用者を受け入れた事業所については、当該年度及び翌年度の1年間は、5千円以上1万円未満の場合として、基本報酬を算定する。</u></p> <p><u>ただし、新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、指定を受けた日から6月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することができる。</u></p> <p>③ <u>視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて</u> (略)</p> <p>④ <u>就労移行支援体制加算の取扱いについて</u> (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>③ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い 報酬告示第14の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2の(6)の⑥の規定を準用する。</p> <p>④ 就労移行支援体制加算の取扱い 報酬告示第14の3の就労移行支援体制加算については、3の(4)の③の規定を準用する。</p> <p>⑤ <u>目標工賃達成加算の取扱い</u> <u>報酬告示第14の4の目標工賃達成加算については、次のとおり取り扱うものとする。また、このほか、この加算に関する留意事項については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照されたい。</u></p>

改正後	現 行
	<p>(一) <u>目標工賃の設定及び届出</u></p> <p>ア <u>目標工賃は、時間当たりの工賃、1日当たりの工賃又は1月当たりの工賃の中から実際の工賃支払い方法に応じ選択すること。</u></p> <p>イ <u>目標工賃については、目標工賃達成加算の要件を満たさない額でも設定できること。</u></p> <p>(二) <u>工賃実績報告の提出</u></p> <p><u>目標工賃を設定する前年度の工賃の平均額を、目標工賃の設定に合わせた工賃の支払い体系（時間当たりの工賃、1日当たりの工賃又は1月当たりの工賃）で報告すること。</u></p> <p>(三) <u>申請時期及び申請先</u></p> <p><u>加算に関する申請と同時に、当該年度の目標工賃及び前年度の工賃実績を都道府県知事に提出すること。</u></p> <p>(四) <u>目標工賃達成加算の要件</u></p> <p>ア <u>目標工賃達成加算（I）については、次の（ア）から（エ）までの全てに該当する場合に算定する。</u></p> <p><u>（ア）前年度の工賃実績（※1）が、地域の最低賃金の2分の1（※2）以上であること。</u></p> <p><u>（イ）前年度の工賃実績が目標工賃以上であること。</u></p> <p><u>（ウ）各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成しており、目標工賃達成に向けた業務、作業内容等の見直しなど工賃向上計画に基づく取組を実施していること。</u></p> <p><u>（エ）原則として、前年度の工賃実績が前々年度の工賃実績以</u></p>

改正後	現 行
	<p><u>上であること（経済状況等により低下する場合（※3）を除く。）。</u></p> <p><u>イ 目標工賃達成加算（Ⅱ）については、次の（ア）から（エ）までの全てに該当する場合に算定する。</u></p> <p><u>（ア） 前年度の工賃実績（※1）が、地域の最低賃金の3分の1（※4）以上であること。</u></p> <p><u>（イ） 前年度の工賃実績が目標工賃以上であること。</u></p> <p><u>（ウ） 各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成しており、目標工賃達成に向けた業務、作業内容等の見直しなど工賃向上計画に基づく取組を実施していること。</u></p> <p><u>（エ） 原則として、前年度の工賃実績が前々年度の工賃実績以上であること（経済状況等により低下する場合（※3）を除く。）。</u></p> <p><u>ウ 目標工賃達成加算（Ⅲ）については、次の（ア）から（ウ）までの全てに該当する場合に算定する。</u></p> <p><u>（ア） 前年度の工賃実績が、各都道府県の施設種別平均工賃（※5）以上であること。</u></p> <p><u>（イ） 各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成しており、目標工賃達成に向けた業務、作業内容等の見直しなど工賃向上計画に基づく取組を実施していること。</u></p> <p><u>（ウ） 原則として、前年度の工賃実績が前々年度の工賃実績以上であること（経済状況等により低下する場合（※3）を除く。）。</u></p>

改正後	現 行
	<p>除く。)。。</p> <p>※1 <u>前年度の工賃実績</u></p> <p>(i) <u>前年度の工賃実績に基づくものとする。</u></p> <p>(ii) <u>月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月の工賃は、工賃実績から除外する。</u></p> <p>※2 (i) <u>時間当たりの工賃の場合</u> <u>前年度の工賃実績が各都道府県の最低賃金の2分の1</u> <u>(円未満四捨五入) 以上</u></p> <p>(ii) <u>1日当たり及び1月当たりの工賃の場合</u> <u>平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省</u> <u>社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における</u> <u>留意事項について」に定める「事業所毎の平均工賃(賃</u> <u>金)の算定方法(事業所から各都道府県(指定都市にあ</u> <u>っては都道府県及び指定都市、中核市にあっては都道府</u> <u>県及び中核市)への報告)」に従い算出した時給額(以</u> <u>下「算出時給額」という。)が、前年度の各都道府県の</u> <u>最低賃金の2分の1以上</u></p> <p>※3 <u>同一都道府県内の就労継続支援B型事業所のうち、8割の</u> <u>就労継続支援B型事業所において工賃実績が低下した場合は、</u> <u>同一都道府県内全ての事業者についてこの規定は適用し</u> <u>ない。また、以下の(i)又は(ii)のいずれかに該当する</u> <u>ものとして都道府県がやむを得ないと認めた場合は、この規</u> <u>定を適用しない。</u></p>

改正後	現 行
	<p>(i) <u>個別の事業者にとって、原材料費等の高騰により、年間の直接経費に著しい変動があった場合</u></p> <p>(ii) <u>個別の事業者にとって、特別な事情により前々年度の工賃実績が大幅に増加した場合であって、前年度の工賃実績が当該前々年度の工賃実績を下回った場合。ただし、この場合であっても、特別な事情により工賃実績が大幅に増加した年度の前年度の工賃実績以上であること。</u></p> <p>※4 (i) <u>時間当たりの工賃の場合</u> <u>前年度の工賃実績が各都道府県の最低賃金の3分の1（円未満四捨五入）以上</u></p> <p>(ii) <u>1日当たり及び1月当たりの工賃の場合</u> <u>算出時給額が、前年度の各都道府県の最低賃金の3分の1以上</u></p> <p>※5 <u>各都道府県の施設種別平均工賃</u></p> <p>(i) <u>施設種別平均工賃の算出に当たっては、都道府県内の工賃実績が上位25%の事業所及び下位25%の事業所を除いて算出するものとする。</u></p> <p>(ii) <u>前年度の年度途中で就労移行支援事業所等から就労継続支援B型事業所へ移行した場合、前年度の当初において該当する施設種別での工賃実績と移行後の工賃実績を合算して算出し、上記（i）の施設種別平均工賃と比較すること。</u></p> <p>(iii) <u>各都道府県の施設種別平均工賃は前年度のものを使用すること。</u></p>

改正後	現 行
<p>⑤ 初期加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の <u>4</u> の初期加算については、2 の (6) の⑦の規定を準用する。</p> <p>⑥ 訪問支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の <u>5</u> の訪問支援特別加算については、2 の (6) の⑧の規定を準用する。</p> <p>⑦ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の <u>6</u> の利用者負担上限額管理加算については、2 の (1) の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑧ 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の <u>7</u> の食事提供体制加算については、2 の (6) の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑨ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の <u>8</u> の福祉専門職員配置等加算については、2 の (5) の④の規定を準用する。</p> <p>⑩ 欠席時対応加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の <u>9</u> の欠席時対応加算については、2 の (6) の⑨の規定を準用する。</p> <p>⑪ 医療連携体制加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の <u>10</u> の医療連携体制加算については、2 の (7) の⑮の (-) の規定を準用する。</p> <p>⑫ 施設外就労加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の <u>11</u> の施設外就労加算については、3 の (4) の⑩の規定を準用する。</p>	<p>⑥ 初期加算の取扱い 報酬告示第 14 の <u>5</u> の初期加算については、2 の (6) の⑦の規定を準用する。</p> <p>⑦ 訪問支援特別加算の取扱い 報酬告示第 14 の <u>6</u> の訪問支援特別加算については、2 の (6) の⑧の規定を準用する。</p> <p>⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱い 報酬告示第 14 の <u>7</u> の利用者負担上限額管理加算については、2 の (1) の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑨ 食事提供体制加算の取扱い 報酬告示第 14 の <u>8</u> の食事提供体制加算については、2 の (6) の⑫の規定を準用する。</p> <p>⑩ 福祉専門職員配置等加算の取扱い 報酬告示第 14 の <u>9</u> の福祉専門職員配置等加算については、2 の (5) の④の規定を準用する。</p> <p>⑪ 欠席時対応加算の取扱い 報酬告示第 14 の <u>10</u> の欠席時対応加算については、2 の (6) の⑨の規定を準用する。</p> <p>⑫ 医療連携体制加算の取扱い 報酬告示第 14 の <u>11</u> の医療連携体制加算については、2 の (7) の⑧の規定を準用する。</p> <p>⑬ 施設外就労加算の取扱い 報酬告示第 14 の <u>12</u> の施設外就労加算については、3 の (4) の⑪の規定を準用する。</p>

改正後	現 行
<p>⑬ <u>重度者支援体制加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 14 の <u>12</u> の重度者支援体制加算については、3 の (4) の⑫の規定を準用する。</p> <p>⑭ <u>目標工賃達成指導員配置加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 14 の <u>13</u> の目標工賃達成指導員配置加算については、就労継続支援 B 型サービス費 (I) を算定する指定就労継続支援 B 型において、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で 1 人以上配置し、当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が利用者の数を 6 で除して得た数以上である場合に、加算する。</p> <p>⑮ <u>送迎加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 14 の <u>14</u> の送迎加算については、2 の (6) の⑮の(-)から⑮までの規定を準用する。</p> <p>⑯ <u>障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 14 の <u>15</u> の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の (6) の⑯の規定を準用する。</p> <p>⑰ <u>在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 14 の 16 の在宅時生活支援サービス加算については、<u>3 の (3) の⑰の規定を準用する。</u></p> <p>⑱ <u>社会生活支援特別加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 14 の 16 の 2 の社会生活支援特別加算については、<u>3 の (1) の⑱の規定を準用する。</u></p> <p>⑲ <u>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 14 の 17 及び 18 の福祉・介護職員処遇改善加算及び</p>	<p>⑭ 重度者支援体制加算の取扱い 報酬告示第 14 の <u>13</u> の重度者支援体制加算については、3 の (4) の⑫の規定を準用する。</p> <p>⑮ 目標工賃達成指導員配置加算の取扱い 報酬告示第 14 の <u>14</u> の目標工賃達成指導員配置加算については、就労継続支援 B 型サービス費 (I) を算定する指定就労継続支援 B 型において、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で 1 人以上配置し、当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が利用者の数を 6 で除して得た数以上である場合に、加算する。</p> <p>⑯ 送迎加算の取扱い 報酬告示第 14 の <u>15</u> の送迎加算については、2 の (6) の⑭の(-)から⑭までの規定を準用する。</p> <p>⑰ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱い 報酬告示第 14 の <u>16</u> の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の (5) の⑯の規定を準用する。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>⑱ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い 報酬告示第 14 の 17 及び 18 の福祉・介護職員処遇改善加算及び</p>

改正後	現 行
<p>福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p> <p>(6) <u>就労定着支援サービス費</u></p> <p>① <u>就労定着支援の対象者について</u></p> <p><u>就労定着支援については、報酬告示第14の2の1の注1に規定する生活介護等を受けて通常の事業所（就労継続支援A型事業所は除く。）に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者が対象となる。この場合、例えば、平成30年4月1日に就職した者は、平成30年9月31日に6月に達した者となることから、平成30年10月1日から就労定着支援を利用できるようになる必要がある。</u></p> <p><u>なお、就労定着支援の指定を新たに受けた事業所においては、一体的に運営する指定生活介護、指定自立訓練、指定就労移行支援又は指定就労継続支援（以下「指定就労移行支援等」という。）を受けた後に就労し、就労を継続している期間が6月以上42月未満の障害者が利用対象者となるが、その場合の就労定着支援の利用期間は42月から就労を継続している期間を除いた期間とする。</u></p> <p>② <u>就労定着支援サービス費について</u></p> <p>(-) <u>就労定着支援サービス費の区分について</u></p> <p><u>就労定着支援サービス費については、生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者に対して、月1回以上の対面による支援を行った場合に、当該指定就労定着支援事業所における利用者数及び</u></p>	<p>福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の㉑の規定を準用する。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>就労定着率に応じ、算定することとし、就労定着率の具体的な計算方法は以下による。</u></p> <p><u>ア 当該前年度末日から起算して過去3年間に就労定着支援を利用した総数を算出する。</u></p> <p><u>イ アの過去3年間に就労定着支援を利用した総数のうち当該前年度末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、以下は就労が継続している者として取り扱う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 就労定着支援の利用が終了しているが、就労が継続している者</u> <u>・ 就労定着支援の利用中に、離職した後1月以内に他の通常の事業所に雇用された場合であって、就労が継続している者（就労定着支援の利用中1回限りの転職について認める。）</u> <p><u>ウ イ÷アにより就労定着率を算出することとなるが、以下の場合はア及びイの対象から除外することとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 障害者を雇用する事業所で障害者に対する虐待があり、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第26条に基づく措置が講じられた場合であって、本人が離職を希望する場合</u> <u>・ 雇用された事業所が倒産した場合</u> <u>・ 利用者が死亡した場合</u> <p><u>なお、新たに指定を受ける場合の就労定着率については、指定を受ける就労定着支援と一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、指定を受ける前月末日から起算して過去3年間に</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>一般就労した者の総数のうち指定を受ける前月末日において就労が継続している者の数の割合とし、具体的な計算方法は以下による。</u></p> <p><u>エ 指定を受ける前月末日から起算して過去3年間に指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数を算出する。</u></p> <p><u>オ エのうち指定を受ける前月末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、②の(-)のイの規定を準用して算出する。</u></p> <p><u>カ エ÷オにより新たに指定を受ける場合の就労定着率を算出する。この場合、②の(-)のウの規定を準用して算出する。</u></p> <p><u>(二) 就労定着支援サービス費の報酬算定について</u></p> <p><u>ア 就労定着支援の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準第206条の8第2項の規定による利用者との対面による支援を1月に1回以上行わなかった場合は、就労定着支援サービス費に係る所定単位数を算定することができない。</u></p> <p><u>イ 就労定着支援サービス費は、就労定着支援事業所又は当該就労定着支援事業所を運営する同一の法人内の他の事業所（指定就労定着支援事業所以外の就労移行支援等事業所を含む。）に配置されている訪問型職場適応援助者養成研修修了者が、就労定着支援の利用者に対して支援を実施し、雇用安定助成金（障害者職場適応援助コースのことをいう。）の申請を行う場合は、当該申請に係る援助を行った利用者に対する当該月の就労定着支援サービス費は算定することができない。</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>ウ 就労定着支援は、障害者が新たに雇用された通常の事業所での就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行うものであり、自立生活援助の支援内容を包含するため、自立生活援助との併給はできない。</u></p> <p><u>また、就労定着支援を利用する障害者は、一般企業に6月以上就労が継続している障害者であるため、自立訓練（生活訓練）との併給はできない。</u></p> <p>③ <u>特別地域加算の取扱いについて</u></p> <p><u>報酬告示第14の2の1の注4については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第176号）に居住している利用者の居宅又は当該地域に利用者が雇用された通常の事業所において、利用者との対面により就労定着支援を行った場合に、加算する。</u></p> <p><u>なお、特別地域加算を算定する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第206条の10に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、指定障害福祉サービス基準第206条の12において準用する指定障害福祉サービス基準第21条第3項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。</u></p> <p>④ <u>企業連携等調整特別加算の取扱い</u></p> <p><u>報酬告示第14の2の2の企業連携等調整特別加算については、</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>職場への定着支援について、支援開始1年間は障害者本人に対する支援回数も頻回になる傾向があると同時に、雇用された企業、医療機関等との関係機関との関係性を構築するなど、時間や労力を要することから、就労定着支援の利用を開始した日から起算して1年間に限り加算する。</u></p> <p><u>例えば、平成30年4月から指定を受けて就労定着支援を開始する場合には、就労定着支援の利用者は支援開始1年目となるので当該加算の算定が可能となる。</u></p> <p>⑤ <u>初期加算の取扱いについて</u></p> <p><u>報酬告示第14の2の3の初期加算については、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「生活介護等」という。）と一体的に運営される就労定着支援事業所において、一体的に運営される生活介護等以外を利用して通常の事業所に雇用された障害者に対して、就労定着支援を行う場合には、アセスメント等に時間や労力を要することから、1回に限り加算する。</u></p> <p><u>なお、同一法人内の他の就労定着支援事業所を利用する際は、アセスメント等の情報共有や連携が可能と考えられることから、初期加算を算定することはできない。</u></p> <p>⑥ <u>就労定着実績体制加算の取扱いについて</u></p> <p>(-) <u>報酬告示第14の2の4の就労定着実績体制加算については、前年度末日から起算して過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、前年度において障害者が雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の割合が前年度において100分の70以上の場合</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>に、就労定着支援の利用者全員に対して加算する。</u></p> <p><u>(二) 注中「指定就労定着支援の利用を終了した者」とは、3年間の支援期間未滿で利用を終了した者も含むものとする。</u></p> <p><u>(三) 就労定着実績体制加算については、指定を受けた日から1年間は算定できないが、例えば、平成30年4月から就労定着支援を実施する場合であって、平成30年度中に利用を終了した者がいた場合、翌年度において、当該者が「前年度において障害者が雇用された通常の事業所に42月以上78月未滿の期間継続して就労している者又は就労していた者」に該当し、そのような者の割合が100分の70以上の場合は、平成31年度から就労定着実績体制加算を算定できる。</u></p> <p><u>⑦ 職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算の取扱いについて報酬告示第14の2の5の職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算については、3の(3)の⑫のイに掲げる職場適応援助者養成研修の修了者を就労定着支援員として配置した場合に、就労定着支援の利用者全員に対して加算する。</u></p> <p><u>⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて報酬告示第14の2の6の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑨の規定を準用する。</u></p> <p><u>(7) 自立生活援助サービス費</u></p> <p><u>① 自立生活援助サービス費について</u></p> <p><u>(一) 自立生活援助サービス費の対象者について</u></p> <p><u>ア 自立生活援助サービス費(I)については、障害者支援施設、</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者、指定共同生活援助事業所等又は福祉ホームに入居していた障害者、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む。）に入院していた障害者、救護施設又は更生施設に入所していた障害者、刑事施設、少年院又は更生保護施設に収容されていた障害者、保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設等に宿泊していた障害者又は更生保護法の規定による委託を受けた者が当該委託に係る応急救護若しくは更生緊急保護として利用させる宿泊施設に宿泊していた障害者（以下「施設退所者」という。）であって、退所等をしてから1年以内（退所等した日から1年を経過した日の属する月まで）の期間について、指定自立生活援助事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合に算定する。</u></p> <p><u>イ 自立生活援助サービス費（Ⅱ）については、施設退所者であって、退所等した日から1年を超える者又は現に居宅において単身であるため、若しくは同居している家族等が障害、疾病等のため、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある者であって、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者に対し、指定自立生活援助事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合に算定する。</u></p>	

改正後	現 行
<p>(二) <u>自立生活援助サービス費の算定について</u> <u>自立生活援助サービス費については、指定自立生活援助事業所が都道府県知事に届け出た、指定障害福祉サービス基準第 206 条の 14 第 1 項に掲げる地域生活支援員 1 人当たりの利用者数に応じ、算定するものとする。</u> <u>なお、地域生活支援員が、指定障害福祉サービス基準第 206 条の 18 の規定による定期的な訪問による支援を 1 月に 2 日以上行わなかった場合は、算定しないものとする。</u></p> <p>② <u>福祉専門職員配置等加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第 14 の 3 の 2 の福祉専門職員配置等加算については、2 の (5) の④（㊦を除く。）の規定を準用する。</u></p> <p>③ <u>初回加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第 14 の 3 の 3 の初回加算については、サービスの利用の初期段階においては、利用者の生活状況等の把握や関係機関との連絡調整等に手間を要することから、サービス利用開始月において算定できるものであること。</u> <u>ただし、当該利用者が過去 3 月間に、当該指定自立生活援助事業所を利用したことがない場合に限り算定できることとする。</u></p> <p>④ <u>同行支援加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第 14 の 3 の 4 の同行支援加算については、障害者の理解力や生活力等を補う観点から、居宅への訪問以外に、自立生活援助事業所の従業者が利用者の外出に同行し、当該利用者が地域で自立した生活を営む上で必要な情報提供や助言等の支援を行った場合に、実施した月について算定できるものであること。</u></p>	

改正後	現 行
<p>⑤ <u>利用者負担上限額管理加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 14 の 3 の 5 の利用者負担上限額管理加算については、2 の (1) の⑱の規定を準用する。</p> <p>(8) <u>共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費</u></p> <p>① <u>共同生活援助サービス費について</u></p> <p>(-) 共同生活援助の対象者について</p> <p>共同生活援助については、障害者を対象とするが、このうち身体障害者にあつては、65 歳未満の者又は 65 歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限るものとする。</p> <p>この場合の「準ずるもの」とは、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者に対して支援等を行う事業であつて国若しくは地方公共団体等の負担若しくは補助により実施される事業をいう。</p> <p>なお、これらの事業には、身体障害者福祉法第 15 条第 4 項に基づく身体障害者手帳の交付、国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号) 第 30 条の 4 第 1 項に基づく障害基礎年金の支給等を含むものとする。</p> <p>また、指定障害福祉サービス基準附則第 7 条に規定する地域移行支援型ホームの利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームを行う事業者が当該事業を開始した日において、精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを</p>	<p>(6) 共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費</p> <p>① 共同生活援助サービス費</p> <p>(-) 共同生活援助の対象者について</p> <p>共同生活援助については、障害者を対象とするが、このうち身体障害者にあつては、65 歳未満の者又は 65 歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限るものとする。</p> <p>この場合の「準ずるもの」とは、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者に対して支援等を行う事業であつて国若しくは地方公共団体等の負担若しくは補助により実施される事業をいう。</p> <p>なお、これらの事業には、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号。) 第 15 条第 4 項に基づく身体障害者手帳の交付、国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号。) 第 30 条の 4 第 1 項に基づく障害基礎年金の支給等を含むものとする。</p> <p>また、指定障害福祉サービス基準附則第 7 条に規定する地域移行支援型ホームの利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームを行う事業者が当該事業を開始した日において、精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む。)</p>

改正後	現行
<p>含む。)に1年以上入院している精神障害者に限るものとする。</p> <p>(二) 共同生活援助サービス費について</p> <p>ア 共同生活援助サービス費については、指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を提供した場合、指定障害福祉サービス基準第 208 条第 1 項第 1 号に掲げる世話人の員数及び利用者の障害支援区分に応じ、算定する。</p> <p>ただし、次の (ア) 又は (イ) に該当するものに対し、指定共同生活援助を行った場合にあつては、居宅介護等を利用した日について、報酬告示第 15 の 1 の注 5 の (1) から (3) までに定める単位数を算定する(平成 33 年 3 月 31 日までの経過措置)。この場合、指定共同生活援助事業所は、指定居宅介護事業所等から居宅介護等の提供実績を確認することとする。</p> <p>なお、居宅介護等を利用していない日については、報酬告示第 15 の 1 のイからニまでに定める単位数を算定する。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p>	<p>に1年以上入院している精神障害者に限るものとする。</p> <p>(二) 共同生活援助サービス費について</p> <p>ア 共同生活援助サービス費については、指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を提供した場合、指定障害福祉サービス基準第 208 条第 1 項第 1 号に掲げる世話人の員数及び利用者の障害支援区分に応じ、算定する。</p> <p>ただし、次の (ア) 又は (イ) に該当するものに対し、指定共同生活援助を行った場合にあつては、居宅介護等を利用した日について、報酬告示第 15 の 1 の注 5 の (1) から (3) までに定める単位数を算定する(平成 30 年 3 月 31 日までの経過措置)。この場合、指定共同生活援助事業所は、指定居宅介護事業所等から居宅介護等の提供実績を確認することとする。</p> <p>なお、居宅介護等を利用していない日については、報酬告示第 15 の 1 のイからニまでに定める単位数を算定する。</p> <p>(ア) 重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る介護給付費の支給決定を受けることができる者であつて、区分 4、区分 5 又は区分 6 に該当する者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する者(以下「指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項の適用を受ける利用者」という。)</p> <p>(イ) 区分 4、区分 5 又は区分 6 に該当する者であり、次の (i) 及び (ii) のいずれにも該当する者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による</p>

改正後	現行
<p>イ 共同生活援助サービス費の区分について (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 共同生活援助サービス費(Ⅳ) (i) (略)</p>	<p>居宅介護(居宅における身体介護が中心である場合に限る。)の利用を希望する者(以下「指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第2項の適用を受ける利用者」という。)</p> <p>(i) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること</p> <p>(ii) 居宅介護の利用について、市町村が必要と認めること</p> <p>イ 共同生活援助サービス費の区分について 共同生活援助サービス費については、指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を提供した場合に、指定障害福祉サービス基準第208条第1項第1号に掲げる世話人の員数に応じ、算定するものとし、具体的には以下のとおりであること。</p> <p>(ア) 共同生活援助サービス費(Ⅰ) 常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を4で除して得た数以上であること。</p> <p>(イ) 共同生活援助サービス費(Ⅱ) 常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を5で除して得た数以上であること。</p> <p>(ウ) 共同生活援助サービス費(Ⅲ) 常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を6で除して得た数以上であること。</p> <p>(エ) 共同生活援助サービス費(Ⅳ) (i) 指定障害者支援施設等の入所施設に入所若しくは精神科病院等に入院している者又は家族等と同居している者等であって、共同生活住居への入居を希望している者が、体験</p>

改正後	現 行
<p>(ii) (略)</p> <p>(iii) 共同生活援助サービス費(Ⅳ)を算定している場合、<u>⑫</u>の自立生活支援加算は算定しない。また、病院又は入所施設に入院又は入所している者が体験的な入居中に入院した場合、入院中の支援は元の病院又は入所施設が行うものであるから、<u>⑬</u>の入院時支援特別加算及び<u>⑭</u>の長期入院時支援特別加算は算定しない。また、入院又は入所している者については、<u>⑮</u>の帰宅時支援加算及び<u>⑯</u>の長期帰宅時支援加算は算定しない。</p> <p>(オ) (略)</p>	<p>的な入居を行うに当たって、継続的な利用に移行するための課題、目標、体験期間及び留意事項等を共同生活援助計画に位置付けて、体験的な入居を行う場合に算定できるものであること。</p> <p>(ii) 施設入所者の体験的な入居については、施設入所支援等の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算等の算定が可能なものであるが、共同生活住居の入居日及び退居日については、施設入所支援サービス費等を合わせて算定することが可能であること。ただし、共同生活住居が同一敷地内にある場合は、共同生活住居の入居日は共同生活援助サービス費を算定し、共同生活住居の退居日は施設入所支援サービス費等を算定する。(病院に入院している者についても同様の取扱いとする。)</p> <p>(iii) 共同生活援助サービス費(Ⅳ)を算定している場合、<u>⑧</u>の自立生活支援加算は算定しない。また、病院又は入所施設に入院又は入所している者が体験的な入居中に入院した場合、入院中の支援は元の病院又は入所施設が行うものであるから、<u>⑨</u>の入院時支援特別加算及び<u>⑩</u>の長期入院時支援特別加算は算定しない。また、入院又は入所している者については、<u>⑪</u>の帰宅時支援加算及び<u>⑫</u>の長期帰宅時支援加算は算定しない。</p> <p>(オ) 指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者が、共同生活住居内において居宅介護又は重度訪問介護(指定障害福祉サービス基準附則第18条の</p>

改正後	現 行
<p>(三) (略)</p>	<p>2第1項の適用を受ける利用者に限る。)を利用した場合には、併せて居宅介護サービス費又は重度訪問介護サービス費(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項の適用を受ける利用者に限る。)を算定することができる。</p> <p>(三) 大規模住居等減算の取扱い</p> <p>共同生活援助サービス費については、共同生活住居の入居定員の規模に応じ、次のとおり所定単位数を減算する。</p> <p>なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数を減算するものではないことに留意すること。</p> <p>ア 共同生活住居の入居定員が8人以上 21人未満である場合 当該共同生活住居に係る利用者の共同生活援助サービス費に100分の95を乗じて得た数</p> <p>イ 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 当該共同生活住居に係る利用者の共同生活援助サービス費に100分の93を乗じて得た数</p> <p>ウ 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員(サテライト型住居に係る入居定員を含む。)の合計数が21人以上である場合 当該共同生活住居に係る利用者の共同生活援助サービス費に100分の95を乗じて得た数</p> <p>なお、ウの場合の「一体的な運営が行われている共同生活住居」とは、同一敷地内又は近接的な位置関係にある共同生活住居であって、かつ、世話人又は生活支援員の勤務体制がそれぞれの共同生活住居の間で明確に区分されていない共同生活住</p>

改正後	現 行
<p>② <u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費について</u></p> <p>(一) <u>日中サービス支援型共同生活援助の対象者について</u></p> <p><u>共同生活援助については、障害者を対象とするが、このうち身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限るものとする。</u></p> <p><u>この場合の「準ずるもの」とは、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者に対して支援等を行う事業であつて国若しくは地方公共団体等の負担若しくは補助により実施される事業をいう。</u></p> <p><u>なお、これらの事業には、身体障害者福祉法第15条第4項に基づく身体障害者手帳の交付、国民年金法第30条の4第1項に基づく障害基礎年金の支給等を含むものとする。</u></p> <p><u>また、日中サービス支援型指定共同生活援助は、日中活動サービス等を利用することが困難な利用者に対して、常時の支援体制を確保した上で、共同生活住居において日常生活等の支援を行うものであることから、常時の介護を要する状態にある者等を対象者として想定するものである。</u></p> <p>(二) <u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費について</u></p> <p>ア <u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費については、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合、指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項第1号に掲げる世話人の員数及</u></p>	<p>居をいうものとする。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>び利用者の障害支援区分に応じ算定する。</u></p> <p><u>ただし、障害支援区分3以上の利用者が、日中サービス支援型指定共同生活援助と併せて支給決定されている日中活動サービス等を利用した日若しくは日中に介護保険サービス、精神科デイ・ケア等を利用し共同生活住居以外で過ごした日に、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合又は障害支援区分2以下の利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合については、報酬告示第15の1の2の注5に掲げる単位数を算定する。</u></p> <p><u>なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合にあっては、居宅介護等を利用した日について、当該利用者の日中の活動状況等に応じ、報酬告示第15の1の2の注6又は7に掲げる単位数を算定する。</u></p> <p><u>イ 日中サービス支援型指定共同生活援助サービス費の区分について</u></p> <p><u>日中サービス支援型指定共同生活援助サービス費については、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合に、指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項第1号に掲げる世話人の員数に応じ、算定するものとし、具体的には以下のとおりであること。</u></p> <p><u>(ア) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(1)</u></p> <p><u>常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を3で除</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>して得た数以上であること。</u></p> <p>(イ) <u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)</u> <u>常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を4で除して得た数以上であること。</u></p> <p>(ウ) <u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ)</u> <u>常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を5で除して得た数以上であること。</u></p> <p>(エ) <u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)</u> <u>報酬告示第15の1の2のニの日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)については、①の(二)のイの(エ)の規定を準用する。</u></p> <p><u>なお、障害支援区分3以上の利用者が、日中サービス支援型指定共同生活援助と併せて支給決定されている日中活動サービス等を利用した日若しくは日中に介護保険サービス、精神科デイ・ケア等を利用し共同生活住居以外で過ごした日に日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合又は障害支援区分2以下の利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合については、報酬告示第15の1の2の注9に掲げる単位数を算定する。</u></p> <p>(オ) <u>指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者が、共同生活住居内において居宅介護又は重度訪問介護（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項の適用を受ける利用者に限る。）を利用した場合には、併せて居宅介護サービス費又は重度訪問介護サービ</u></p>	

改正後	現 行
<p style="text-align: center;"><u>ス費（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項の適用を受ける利用者に限る。）を算定することができる。</u></p> <p><u>(三) 大規模住居減算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第15の1の2の注10の(3)及び(4)については、①の(三)（アを除く。）の規定を準用する。</u></p> <p><u>③ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費について</u></p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費の区分について 外部サービス利用型共同生活援助サービス費については、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した場合に、指定障害福祉サービス基準第213条の14第1項第1号に掲げる世話人の員数に応じ、算定するものとし、具体的には以下のとおりであること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p>	<p><u>② 外部サービス利用型共同生活援助サービス費</u></p> <p>(一) 外部サービス利用型共同生活援助の対象者について 外部サービス利用型共同生活援助の対象者については、①の(一)の規定を準用する。</p> <p>(二) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費の区分について 外部サービス利用型共同生活援助サービス費については、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した場合に、指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項第1号に掲げる世話人の員数に応じ、算定するものとし、具体的には以下のとおりであること。</p> <p>ア 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I) 常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を4で除して得た数以上であること。</p> <p>イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II) 常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を5で除して得た数以上であること。</p> <p>ウ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(III) 常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を6で除して得た数以上であること。</p>

改正後	現 行
<p>エ (略)</p> <p>オ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅴ) 報酬告示第15の1の2の2のホの外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅴ) については、①の (二) のイの (エ) の規定を準用する。</p> <p>(三) 大規模住居減算の取扱いについて 報酬告示第15の1の2の2の注7の (3) 及び (4) については、①の (三) の規定を準用する。この場合において、「各種加算」とあるのは「④の受託居宅介護サービス費及び各種加算」と読み替えるものとする。また、減算の割合については、共同生活住居の入居定員の規模に応じ、次のとおりとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>④ 受託居宅介護サービス費について</p>	<p>エ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅳ) アからウまでに定める以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所 (地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令 (平成25年厚生労働省令第124号。) 附則第4条の適用を受ける外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に限る。) であること。</p> <p>オ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅴ) 報酬告示第15の1の2のホの外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅴ) については、①の (二) のイの (エ) の規定を準用する。</p> <p>(三) 大規模住居減算の取扱い 報酬告示第15の1の2の注7の (3) 及び (4) については、①の (三) の規定を準用する。この場合において、「各種加算」とあるのは「③の受託居宅介護サービス費及び各種加算」と読み替えるものとする。また、減算の割合については、共同生活住居の入居定員の規模に応じ、次のとおりとする。</p> <p>ア 共同生活住居の入居定員が8人以上 21人未満である場合 当該共同生活住居に係る利用者の外部サービス利用型共同生活援助サービス費に100分の90を乗じて得た数</p> <p>イ 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 当該共同生活住居に係る利用者の外部サービス利用型共同生活援助サービス費に100分の87を乗じて得た数</p> <p>③ 受託居宅介護サービス費</p>

改正後	現 行
(略)	<p>(一) 受託居宅介護サービスの対象者について 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者のうち区分2以上に該当する障害者とする。</p> <p>(二) 受託居宅介護サービス費の算定について 受託居宅介護サービス費については、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者に対して、受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービス（身体介護を伴う場合に限る。）を行った場合に、算定する。</p> <p>受託居宅介護サービスの提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した外部サービス利用型共同生活援助計画に基づいて行われる必要がある。</p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、市町村の定める受託居宅介護サービスの支給量の範囲内で、外部サービス利用型共同生活援助計画を作成することになるが、その作成に当たっては、相談支援専門員やサービス管理責任者が行う適切なアセスメント及びマネジメントにより、利用者の意向や状態像に従い設定されるべきものであることを踏まえ、硬直的な運用にならないよう十分に留意し、利用者にとって真に必要なサービスが必要に応じて提供されるよう配慮すること。</p> <p>受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービスを行った場合には、実際に要した時間により算定されるのではなく、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供時間帯において外部サービス利用型共同生活援助計画に基づいて行</p>

改正後	現 行
	<p>われるべき受託居宅介護サービスに要する時間に基づき算定されることに留意する必要がある。このため、受託居宅介護サービス事業所の従業者が行う外部サービス利用型共同生活援助計画に基づかない支援は、受託居宅介護サービス費を算定できないものであること。</p> <p>また、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づく支援であっても、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供時間帯以外の時間帯の支援や、支援の内容が掃除、洗濯、調理などの家事援助や安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護を行う場合には、算定できないものであること。</p> <p>なお、当初の外部サービス利用型共同生活援助計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに受託居宅介護サービス事業者と協議等を行った上で、外部サービス利用型共同生活援助計画の見直し、変更を行うことが必要であること。</p> <p>(三) 基準単価の適用について</p> <p>外部サービス利用型共同生活援助計画上の受託居宅介護サービスの提供時間と実際の受託居宅介護サービスの提供時間に大幅な乖離があり、かつ、これが継続する場合は、当然に外部サービス利用型共同生活援助計画の見直しを行う必要があること。</p> <p>(四) 受託居宅介護サービスの所要時間について</p> <p>ア 受託居宅介護サービスの報酬単価については、短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて、所要時間の短</p>

改正後	現 行
	<p>い サービスが高い単価設定になっているが、これは、1日に短時間の訪問を複数回行うことにより、共同生活住居における介護サービスの提供体制を強化するために設定されているものであり、利用者の生活パターンに合わせて受託居宅介護サービスを行うためのものである。したがって、単に1回の受託居宅介護サービスを複数回に区分して行うことは適切ではなく、1日に受託居宅介護サービスを複数回算定する場合には、概ね2時間以上の間隔を空けないなければならないものとする。</p> <p>なお、身体の状態等により、短時間の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行わなければならない場合等はこの限りではない。</p> <p>イ 1人の利用者に対して複数の受託居宅介護サービス事業所の従業者が交代して受託居宅介護サービスを行った場合も、1回の受託居宅介護サービスとしてその合計の所要時間に応じた所定単位数を算定する。</p> <p>ウ 受託居宅介護サービスは、1人の利用者に対して受託居宅介護サービス事業所の従業者が1対1で行うことが基本であるが、利用者の意向や状態等を踏まえた上で、利用者の支援に支障がない場合には、1人の従業者が複数の利用者に対して受託居宅介護サービスを行うこととして差し支えないものとする。この場合、各利用者の受託居宅介護サービスの所要時間が不明確となるため、1回の受託居宅介護サービスの所要時間を1回の利用者の人数で除した結果の利用者1人当た</p>

改正後	現 行
	<p>りの所要時間に応じた所定単位数をそれぞれの利用者について算定する。</p> <p>なお、この計算の結果、利用者1人当たりの所要時間がエの要件を満たさない場合は、受託居宅介護サービス費の算定はできないものであること。</p> <p>エ 「所要時間15分未満の場合」で算定する場合の所要時間は10分程度以上とする。所要時間とは、実際に受託居宅介護サービスを行う時間をいうものであり、受託居宅介護サービスのための準備に要した時間等は含まない。</p> <p>(五) 受託居宅介護サービス事業者への委託料について 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が受託居宅介護サービス事業者に支払う委託料は、個々の委託契約に基づくものとする。</p> <p>(六) 委託する受託居宅介護サービス事業者の数について 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が委託する受託居宅介護サービス事業者は、受託居宅介護サービス事業者に対する委託に係る業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保する観点から、1つの指定居宅介護事業者とすることが考えられるが、次に掲げる場合等については、複数の指定居宅介護事業者に委託するなど利用者の状況に応じて柔軟な運用や配慮を行うこと。</p> <p>ア 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における受託居宅介護サービスの利用者数や受託居宅介護事業所の体制等により、1つの指定居宅介護事業者では対応が困難であ</p>

改正後	現 行
<p>⑤ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第15の1の4の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の④(四を除く。)の規定を準用する。</p> <p>⑥ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑦ 看護職員配置加算の取扱いについて 報酬告示第15の1の4の3の看護職員配置加算については、<u>指定共同生活援助事業所等において、指定障害福祉サービス基準第208条第1項、第213条の4第1項又は第213条の14第1項に定める員数に加え、専ら当該指定共同生活援助事業所等の職務に従事する看護職員を、常勤換算方法で1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について、加算を算定できるものであること。</u> ただし、<u>複数の共同生活住居を有する指定共同生活援助事業所等においては、適切な支援を行うために必要な数の人員を確保する観点から、常勤換算方法により、看護職員の員数が1以上かつ利用者の数を20で除して得た数以上であること。</u> なお、当該加算は、<u>指定共同生活援助事業所等に看護職員を配置することにより、日常的な利用者の健康管理、看護の提供、喀</u></p>	<p>ると認められる場合 イ 利用者の心身の状況や利用に関する意向、介護の内容等を 勘案の上、特定の指定居宅介護事業者による支援が特に必要 と認められる場合</p> <p>④ 福祉専門職員配置等加算の取扱い 報酬告示第15の1の4の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の④の規定を準用する。</p> <p>⑤ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い 報酬告示第15の1の4の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2の(9)の⑦の規定を準用する。 (新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>痰吸引等に係る指導及び医療機関との連絡調整等を行える体制を整備する事業所を評価するものであるため、加算の対象となる指定共同生活援助事業所等については、当該事業所の利用者の状況に応じて、以下の支援を行うものとする。</u></p> <p><u>ア 利用者に対する日常的な健康管理</u></p> <p><u>イ 医療ニーズが必要な利用者への看護の提供等</u></p> <p><u>ウ 定期又は緊急時における医療機関との連絡調整及び受診等の支援</u></p> <p><u>エ 看護職員による常時の連絡体制の確保</u></p> <p><u>オ 重度化した利用者の対応に係る指針の作成及び入居時における利用者又は家族への説明並びに同意</u></p> <p><u>また、当該加算の算定対象となる指定共同生活援助事業所等については、報酬告示第15の7の医療連携体制加算（医療連携体制加算Ⅳを除く。）の算定対象とはならないこと。</u></p> <p>⑧ <u>夜間支援等体制加算の取扱いについて</u></p> <p>(-) (略)</p>	<p>⑥ 夜間支援等体制加算の取扱い</p> <p>(-) 報酬告示第 15 の 1 の 5 の イ の 夜間支援等体制加算 (I) については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯（指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻まで（午後10時から翌日の午前5時までの間は最低限含むものとする。）を基本として、設定するものとする。以下この⑤において同じ。）を通じて必要な介護等の支援を提</p>

改正後	現 行
<p>ア (略)</p>	<p>供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置</p> <p>(ア) 夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居(サテライト型住居を除く。)に配置される必要があること。ただし、これにより難い特別な事情がある場合であって、適切な夜間支援体制が確保できるものとして都道府県知事が認めた場合は、この限りではないこと。</p> <p>(イ) 夜間支援従事者が複数の共同生活住居に居住する利用者に対して夜間支援を行っている場合には、夜間支援従事者が配置されている共同生活住居と、その他の共同生活住居が概ね 10 分以内の地理的条件にあり、かつ、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、特別な連絡体制(非常通報装置、携帯電話等)が確保される必要があること。</p> <p>(ウ) 1 人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は、</p> <p>(i) 複数の共同生活住居(5カ所まで(サテライト型住居の数は本体住居と併せて1カ所とする。)に限る。)における夜間支援を行う場合にあつては20人まで、</p> <p>(ii) 1カ所の共同生活住居内において夜間支援を行う場合にあつては30人まで</p>

改正後	現 行
<p>イ (略)</p>	<p>を上限とする。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>(7) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。</p> <p>また、夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならず、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホーム（従前の地域移行型ホームを含む。以下同じ。）については、共同生活住居内に専従の夜間支援従事者が配置されている場合のみ、加算の対象とする。ただし、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>(イ) 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌</p>

改正後	現 行
<p>ウ (略)</p>	<p>朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を受託居宅介護サービス事業所の従業者に委託することも差し支えないが、その場合は、報酬告示第 15 の 1 の 3 の受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定すること。</p> <p>(ウ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行うこととし、夜間支援の内容については、個々の利用者ごとに共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付ける必要があること。</p> <p>(エ) 1 人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合にあっては、少なくとも一晩につき 1 回以上は共同生活住居を巡回する必要があること。ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1 人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数</p>

改正後	現 行
<p>(二) (略)</p>	<p>は、現に入居している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。</p> <p>1 カ所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)の規定を準用して算定する当該共同生活住居に入居している利用者数を按分して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入するものとする。</p> <p>なお、夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5の口の夜間支援等体制加算(Ⅱ)及び同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)を算定できないものであること。</p> <p>(例) 夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う5人定員の共同生活住居において、前年度の全利用者数の延べ数が1,570人、前年度の開所日数が365日の場合の加算額 → 1,570人÷365日=4.3人。小数点第1位を四捨五入のため、夜間支援対象利用者が4人の加算額(336単位)を算定</p> <p>(二) 報酬告示第15の1の5の口の夜間支援等体制加算(Ⅱ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保してい</p>

改正後	現 行
<p>ア 夜間支援従事者の配置 (略)</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態 (7) (略)</p> <p>(1) (略)</p>	<p>る場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置 (一) のアの規定を準用する。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態 (7) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。</p> <p>また、夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならず、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホームについては、共同生活住居内に専従の夜間支援従事者が配置されている場合にのみ、加算の対象とする。</p> <p>ただし、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあつては、当該指定短期入所事業の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>(1) 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝</p>

改正後	現 行
<p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ウ (略)</p>	<p>の起床後までの間、宿直を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。</p> <p>(ウ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うものとする。</p> <p>(エ) 1人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合にあつては、少なくとも一晩につき1回以上は共同生活住居を巡回する必要があること。</p> <p>ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。</p> <p>1カ所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)の規定を準用して算定する当該共同生活住居に入居している利用者数を按分して算定するものとする。これらの計算の過程</p>

改正後	現 行
<p>(三) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 常時の連絡体制の内容 常時の連絡体制については、当該事業所の従業者が常駐する 場合のほか、次の場合にも算定できるものであること。 (ア) 携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制 が確保されている場合</p>	<p>において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数 点第1位を四捨五入するものとする。</p> <p>なお、宿直を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住 居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5のイの 夜間支援等体制加算(I)及び同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ) を算定できないものであること。</p> <p>(三) 報酬告示第15の1の5のハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)につ いては、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定 共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯を通じ て、必要な防災体制又は利用者に病状の急変その他の緊急の事 態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよ う、常時の連絡体制を確保しているものとして都道府県知事が 認める場合に算定するものであるが、具体的には次の体制をい うものである。</p> <p>ア 夜間防災体制の内容 警備会社と共同生活住居に係る警備業務の委託契約を締 結している場合に算定できるものであること。 なお、警備会社に委託する際には、利用者の状況等につい て伝達しておくこと。</p> <p>イ 常時の連絡体制の内容 常時の連絡体制については、当該事業所の従業者が常駐す る場合のほか、次の場合にも算定できるものであること。 (ア) 携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制 が確保されている場合</p>

改正後	現 行
<p>(イ) 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合</p> <p>ただし、この場合、指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等（報酬告示第11の9のハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)、<u>報酬告示第14の3の1の自立生活援助サービス費</u>及び地域相談支援報酬告示第2の地域定着支援サービス費を除く。）により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制はこの加算の算定対象とはしないこと。</p> <p>なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに共同生活住居内の見やすい場所に掲示する必要があること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>⑨ <u>夜勤職員加配加算の取扱いについて</u></p> <p><u>報酬告示第15の1の5の2の夜勤職員加配加算</u>については、<u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所</u>において、<u>指定障害福祉サービス基準第213条の4第2項</u>に定める夜間支援従事者に加</p>	<p>(イ) 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合</p> <p>ただし、この場合、指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等（報酬告示第11の9のハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)及び地域相談支援報酬告示第2の地域定着支援サービス費を除く。）により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制はこの加算の算定対象とはしないこと。</p> <p>なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに共同生活住居内の見やすい場所に掲示する必要があること。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>常時の連絡体制又は防災体制を確保している共同生活住居に入居している利用者について、加算額を算定する。</p> <p>なお、常時の連絡体制又は防災体制を確保している共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5のイの夜間支援等体制加算(I)及び同ロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)を算定できないものであること。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>え、夜勤を行う夜間支援従事者を1以上配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次の(一)から(三)までの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</u></p> <p><u>(一) 夜間支援従事者の加配</u></p> <p><u>加配される夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居に配置され、専らその職務に従事する必要がある、複数の共同生活住居又は他の事業所等における夜間業務を行うことで、この加算を算定することはできないものであること。</u></p> <p><u>ただし、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所が設置する指定短期入所事業所（併設事業所に限る。）の従業者が、当該夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>(二) 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</u></p> <p><u>加配される夜間支援従事者の業務は、指定障害福祉サービス基準第213条の4第2項に定める夜間支援従事者と同じとする。なお、常勤、非常勤を問わないものであること。</u></p> <p><u>また、当該夜間支援従事者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>(三) 加算の算定方法</u></p> <p><u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定</u></p>	

改正後	現行
<p><u>障害福祉サービス基準第213条の4第2項に定める夜間支援従事者に加え、夜勤を行う夜間支援従事者を1以上配置した共同生活住居に居住する利用者について、当該加算を算定できるものとする。</u></p> <p>⑩ 重度障害者支援加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第15の1の6の重度障害者支援加算については、次のアからウのいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者に対し、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に算定する。</p> <p>なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者については、この加算を算定することができない。</p> <p>ア 指定障害福祉サービス基準第208条第1項第2号又は第213条の4第1項第2号に規定する生活支援員の員数に加えて、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員が配置されていれば足りるものである。</p> <p>(例) 区分6の利用者が2人、区分5の利用者が2人入居する指定共同生活援助事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区分6：2人÷2.5=0.8人 ・ 区分5：2人÷4=0.5人 ・ 指定障害福祉サービス基準上の生活支援員の必要数（常勤換算） 	<p>⑦ 重度障害者支援加算の取扱い</p> <p>報酬告示第15の1の6の重度障害者支援加算については、次のアからウのいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所において、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に算定する。</p> <p>なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者については、この加算を算定することができない。</p> <p>ア 指定障害福祉サービス基準第208条に規定する生活支援員の員数に加えて、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員が配置されていれば足りるものである。</p> <p>(例) 区分6の利用者が2人、区分5の利用者が2人入居する指定共同生活援助事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区分6：2人÷2.5=0.8人 ・ 区分5：2人÷4=0.5人 ・ 指定障害福祉サービス基準上の生活支援員の必要数（常勤換算） 0.8人+0.5人=1.3人

改正後	現行
<p>勤換算) 0.8人+0.5人=1.3人 → 1.4人以上の生活支援員を配置した場合に、この加算の対象となる。</p> <p>イ <u>指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所</u>に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修(第二号)修了者(以下この⑩において「実践研修修了者」という。)であること。その際、喀痰吸引等研修(第一号)修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修(第二号)修了者が配置されているものとみなす。また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。</p> <p>ただし、平成31年3月31日までの間においては、実践研修修了者が配置されていない場合であっても、サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上に強度行動障害支援者養成研修(実践研修)、行動援護従業者養成研修、喀痰吸引等研修(第一号)又は喀痰吸引等研修(第二号)のいずれかを年度内に受講させる計画を作成し、都道府県知事に届け出ている場合は、当該届出を行った年度のうち当該届出を行った月以降について、この要件を満たすものとする。</p> <p>ウ <u>指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所</u>に配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度</p>	<p>→ 1.4人以上の生活支援員を配置した場合に、この加算の対象となる。</p> <p>イ 指定共同生活援助事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修(第二号)修了者(以下この⑦において「実践研修修了者」という。)であること。その際、喀痰吸引等研修(第一号)修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修(第二号)修了者が配置されているものとみなす。また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。</p> <p>ただし、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間においては、実践研修修了者が配置されていない場合であっても、サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上に強度行動障害支援者養成研修(実践研修)、行動援護従業者養成研修、喀痰吸引等研修(第一号)又は喀痰吸引等研修(第二号)のいずれかを年度内に受講させる計画を作成し、都道府県知事に届け出ている場合は、当該届出を行った年度のうち当該届出を行った月以降について、この要件を満たすものとする。</p> <p>ウ 指定共同生活援助事業所に配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者、</p>

改正後	現行
<p>行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修（第三号）修了者（以下この⑩において「基礎研修修了者」という。）であること。その際、喀痰吸引等研修（第一号）修了者又は喀痰吸引等研修（第二号）修了者が配置されている場合は当該者を痰吸引等研修（第三号）修了者が配置されているものとみなす。</p> <p><u>ただし、基礎研修修了者が20%以上配置されていない場合でも、平成31年3月31日までの間においては、生活支援員のうち10%以上が基礎研修修了者であって、かつ、生活支援員のうち他の10%以上に基礎研修等のいずれかを年度内に受講させる計画を作成し、都道府県知事に届け出ていること。</u></p>	<p>重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修（第三号）修了者（以下この⑦において「基礎研修修了者」という。）であること。その際、喀痰吸引等研修（第一号）修了者又は喀痰吸引等研修（第二号）修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修（第三号）修了者が配置されているものとみなす。</p> <p><u>ただし、次に該当する場合については、基礎研修修了者が20%以上配置されていない場合でも、この要件を満たすものとする。</u></p> <p><u>(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間においては、生活支援員のうち10%以上に強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程、行動援護従業者養成研修、喀痰吸引等研修（第一号）、喀痰吸引等研修（第二号）又は喀痰吸引等研修（第三号）（以下この⑦において「基礎研修等」という。）のいずれかを年度内に受講させる計画を作成し、都道府県知事に届け出ていること。</u></p> <p><u>(4) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間においては、生活支援員のうち20%以上に基礎研修等のいずれかを年度内に受講させる計画を作成し、都道府県知事に届け出ていること。</u></p> <p><u>(7) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間においては、生活支援員のうち10%以上が基礎研修修了者であって、かつ、生活支援員のうち他の10%以上に基礎研修等のいずれかを年度内に受講させる計画を作成し、都道府県知事に届け出</u></p>

改正後	現 行
<p>エ (略)</p> <p>⑪ 日中支援加算の取扱いについて (-) (略)</p>	<p>ていること。</p> <p>エ 上記イ及びウにおけるサービス管理責任者及び生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、例えば、世話人と生活支援員を兼務している者についても生活支援員の数に含めること。</p> <p>(例) 指定共同生活援助事業所に生活支援員として従事する従業者の人数が13名の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記ウ (ア) の場合 13名×10%=1.3名 よって、2名以上について研修を受講させる計画を定める。 <p>⑧ 日中支援加算の取扱い</p> <p>(-) 報酬告示第15の1の7のイの日中支援加算(I)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、高齢又は重度の障害者(65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者をいう。)であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けた上で、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じて、算定する。</p> <p>ア 日中支援従事者の配置</p> <p>(ア) 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は、当該利用者に対して日中に支援を行う場合には、当該支援の内容について、当該利用者のサー</p>

改正後	現 行
	<p>ビス等利用計画と整合性を図った上で、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、日中に支援を行う日中支援従事者を加配しなければならないものであること。なお、この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間には含めてならないものであること。</p> <p>(イ) 日中支援従事者は、当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、日中の支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>ただし、別途報酬等（報酬告示第 15 の 1 の 5 のロの日中支援加算(Ⅱ)を除く。）により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できないものであること。</p> <p>イ 加算の算定方法</p> <p>加算の算定は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、日中に支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する。この場合の日中支援対象利用者数には、報酬告示第 15 の 1 の 5 のロの日中支援加算(Ⅱ)の日中支援対象利用者の数を含めること。</p> <p>なお、指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項又</p>

改正後	現 行
<p>(二) 報酬告示第15の1の7のロの日中支援加算(Ⅱ)については、<u>指定共同生活援助等</u>と併せて支給決定されている日中活動サービスを利用することとなっている日に当該サービスを利用することができないとき、サービス等利用計画又は共同生活援助計画、<u>日中サービス支援型共同生活援助計画若しくは外部サービス利用型共同生活援助計画</u>(以下「<u>共同生活援助計画等</u>」という。)に位置付けて計画的に地域活動支援センター、介護保険法に規定する通所介護、通所リハビリテーション、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防通所介護に相当するもの若しくは介護予防通所リハビリテーション、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアを利用している者が利用することとなっている日に利用することができないとき又は就労している利用者が出勤予定日に出勤できないときに、当該利用者に対し、日中に介護等の支援を行った場合であって、当該支援を行った日数の合計が1月につき2日を超える場合、3日目以降について算定する。</p> <p>ア 日中支援従事者の配置</p> <p>(ア) <u>指定共同生活援助事業所等</u>は、当該利用者に対して日中</p>	<p>は第2項の適用を受ける利用者については、この加算を算定することができない。</p> <p>また、指定共同生活援助事業所の利用者にあつては、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に支援を行った場合については、この加算を算定することができない。</p> <p>(二) 報酬告示第15の1の7のロの日中支援加算(Ⅱ)については、<u>指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助</u>と併せて支給決定されている日中活動サービスを利用することとなっている日に当該サービスを利用することができないとき、サービス等利用計画若しくは<u>共同生活援助計画若しくは外部サービス利用型共同生活援助計画</u>に位置付けて計画的に地域活動支援センター、介護保険法に規定する通所介護、通所リハビリテーション、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防通所介護に相当するもの若しくは介護予防通所リハビリテーション、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアを利用している者が利用することとなっている日に利用することができないとき又は就労している利用者が出勤予定日に出勤できないときに、当該利用者に対し、日中に介護等の支援を行った場合であつて、当該支援を行った日数の合計が1月につき2日を超える場合、3日目以降について算定する。</p> <p>ア 日中支援従事者の配置</p> <p>(ア) <u>指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定</u></p>

改正後	現行
<p>に支援を行う場合には、日中活動サービス事業所等との十分な連携を図り、当該支援の内容について日中活動サービス等との整合性を図った上、<u>共同生活援助計画等</u>に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員又は世話人を加配しなければならないものであること。</p> <p>なお、この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間には含めてはならないものであること。</p> <p><u>ただし、日中サービス支援型指定共同生活事業所においては、指定障害福祉サービス基準第213条の4に規定する人員を確保する場合には、加算の算定に当たって生活支援員又は世話人の加配を要しないこととする。</u></p> <p>(イ) 日中支援従事者は、当該<u>指定共同生活援助事業所等</u>に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって日中の支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>ただし、別途報酬等（報酬告示第15の1の5のイの日中支援加算(I)を除く。）により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できないものであること。</p> <p>イ 加算の算定方法</p>	<p><u>共同生活援助事業所</u>は、当該利用者に対して日中に支援を行う場合には、日中活動サービス事業所等との十分な連携を図り、当該支援の内容について日中活動サービス等との整合性を図った上、<u>共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画</u>に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員又は世話人を加配しなければならないものであること。</p> <p>なお、この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間には含めてはならないものであること。</p> <p>(イ) 日中支援従事者は、当該<u>指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u>に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって日中の支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>ただし、別途報酬等（報酬告示第15の1の5のイの日中支援加算(I)を除く。）により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できないものであること。</p> <p>イ 加算の算定方法</p>

改正後	現行
<p>加算の算定は、<u>指定共同生活援助事業所等</u>ごとに、日中に支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する。この場合の日中支援対象利用者の数には、報酬告示第15の1の5のイの日中支援加算(Ⅰ)の日中支援対象利用者の数を含めること。</p> <p>なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者については、この加算を算定することができない。</p> <p>⑫ <u>自立生活支援加算の取扱いについて</u></p> <p>報酬告示第15の2の自立生活支援加算については、療養介護サービス費の「地域移行加算」と同趣旨であるため、2の(5)の③を参照されたい。</p> <p>ただし、退居して他の<u>指定共同生活援助等</u>を行う住居に入居する場合については、この加算を算定できない。</p> <p>⑬ <u>入院時支援特別加算の取扱いについて</u></p> <p>報酬告示第15の3の入院時支援特別加算については、3の(2)の⑫の規定を準用する。</p> <p>なお、<u>共同生活援助サービス費(Ⅳ)、日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)、報酬告示第15の1の2の注9に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)</u>を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p>	<p>加算の算定は、<u>指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u>ごとに、日中に支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する。この場合の日中支援対象利用者の数には、報酬告示第15の1の5のイの日中支援加算(Ⅰ)の日中支援対象利用者の数を含めること。</p> <p>なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者については、この加算を算定することができない。</p> <p>⑨ <u>自立生活支援加算の取扱い</u></p> <p>報酬告示第15の2の自立生活支援加算については、療養介護サービス費の「地域移行加算」と同趣旨であるため、2の(5)の③を参照されたい。</p> <p>ただし、退居して他の<u>指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助</u>を行う住居に入居する場合については、この加算を算定できない。</p> <p>⑩ <u>入院時支援特別加算の取扱い</u></p> <p>報酬告示第15の3の入院時支援特別加算については、3の(2)の⑩の規定を準用する。</p> <p>なお、<u>共同生活援助サービス費(Ⅳ)又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)</u>を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p>

改正後	現 行
<p>⑭ 長期入院時支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第15の3の2の長期入院時支援特別加算については、3の(2)の⑬の規定を準用する。</p> <p>指定共同生活援助事業所はイの加算額を、<u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所はロの加算額を</u>、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所はハの加算額を算定するものとする。</p> <p>なお、共同生活援助サービス費(Ⅳ)、<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)</u>、報酬告示第15の1の2の注9に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p> <p>⑮ 帰宅時支援加算の取扱いについて 報酬告示第15の4の帰宅時支援加算については、3の(2)の⑭の規定を準用する。</p> <p>なお、共同生活援助サービス費(Ⅳ)、<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)</u>、報酬告示第15の1の2の注9に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p> <p>⑯ 長期帰宅時支援加算の取扱いについて 報酬告示第15の5の長期帰宅時支援加算については、3の(2)の⑮の規定を準用する。</p>	<p>⑪ 長期入院時支援特別加算の取扱い 報酬告示第15の3の2の長期入院時支援特別加算については、3の(2)の⑫の規定を準用する。</p> <p>指定共同生活援助事業所はイの加算額を、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所はロの加算額を算定するものとする。</p> <p>なお、共同生活援助サービス費(Ⅳ)又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p> <p>⑫ 帰宅時支援加算の取扱い 報酬告示第15の4の帰宅時支援加算については、3の(2)の⑬の規定を準用する。</p> <p>なお、共同生活援助サービス費(Ⅳ)又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p> <p>⑬ 長期帰宅時支援加算の取扱い 報酬告示第15の5の長期帰宅時支援加算については、3の(2)の⑭の規定を準用する。</p>

改正後	現 行
<p>指定共同生活援助事業所はイの加算額を、<u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所はロの加算額を</u>、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所はハの加算額を算定するものとする。</p> <p>なお、共同生活援助サービス費(Ⅳ)、<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)</u>、報酬告示第15の1の2の注9に定める<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費</u>又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p> <p>⑰ <u>地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて</u> 報酬告示第15の6の地域生活移行個別支援特別加算については、3の(2)の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑱ <u>精神障害者地域移行特別加算の取扱いについて</u> 報酬告示第15の6の2の精神障害者地域移行特別加算については、3の(2)の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑲ <u>強度行動障害者地域移行特別加算の取扱いについて</u> 報酬告示第15の6の3の強度行動障害者地域移行特別加算については、3の(2)の⑲の規定を準用する。</p> <p>⑳ <u>医療連携体制加算の取扱いについて</u> 報酬告示第15の7の医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までについては、2の(7)の⑳の規定を準用する。 報酬告示第15の7の医療連携体制加算(Ⅴ)については、環境の変化に影響を受けやすい障害者が、可能な限り継続して<u>指定共同生活援助事業所等</u>で生活を継続できるように、日常的な健康管理</p>	<p>指定共同生活援助事業所はイの加算額を、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は<u>ロ</u>の加算額を算定するものとする。</p> <p>なお、共同生活援助サービス費(Ⅳ)又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p> <p>⑭ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱い 報酬告示第15の6の地域生活移行個別支援特別加算については、3の(2)の⑭の規定を準用する。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>⑮ 医療連携体制加算の取扱い 報酬告示第15の7の医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までについては、2の(7)の⑮の規定を準用する。 報酬告示第15の7の医療連携体制加算(Ⅴ)については、環境の変化に影響を受けやすい障害者が、可能な限り継続して<u>指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u></p>

改正後	現行
<p>を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するものである。</p> <p>したがって、</p> <p>(一) 利用者の状態の判断や、<u>指定共同生活援助事業所等</u>の従業者に対し医療面からの適切な指導、援助を行うことが必要であることから、看護師配置を要することとしており、准看護師ではこの加算は認められない。</p> <p>(二) 看護師の配置については、同一法人の他の施設に勤務する看護師を活用する場合は、当該<u>指定共同生活援助事業所等</u>の職員と他の事業所の職員を併任する職員として配置することも可能である。</p> <p>(三) 医療連携体制をとっている事業所が行うべき具体的なサービスとしては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に対する日常的な健康管理 ・ 通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整 <p>等を想定しており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要である。</p> <p>なお、医療連携体制加算の算定要件である「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、①急性期における医師や医療機関との連携体制、②入院期間中における<u>指定共同生活援助等</u>における家賃や食材料費の</p>	<p>で生活を継続できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するものである。</p> <p>したがって、</p> <p>(一) 利用者の状態の判断や、<u>指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u>の従業者に対し医療面からの適切な指導、援助を行うことが必要であることから、看護師配置を要することとしており、准看護師ではこの加算は認められない。</p> <p>(二) 看護師の配置については、同一法人の他の施設に勤務する看護師を活用する場合は、当該<u>指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u>の職員と他の事業所の職員を併任する職員として配置することも可能である。</p> <p>(三) 医療連携体制をとっている事業所が行うべき具体的なサービスとしては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に対する日常的な健康管理 ・ 通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整 <p>等を想定しており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要である。</p> <p>なお、医療連携体制加算の算定要件である「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、①急性期における医師や医療機関との連携体制、②入院期間中における<u>指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定</u></p>

改正後	現 行
<p>取扱いなどが考えられる。</p> <p>⑳ 通勤者生活支援加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 8 の通勤者生活支援加算については、3 の (2) の㉑の規定を準用する。</p> <p>㉒ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 9 及び 10 の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2 の (1) の㉓の規定を準用する。</p> <p>第三 地域相談支援報酬告示に関する事項</p> <p>1. 指定地域移行支援</p> <p>(1) 地域移行支援サービス費について</p> <p>① 地域移行支援サービス費の区分について</p> <p>(-) 地域移行支援サービス費 (I) については、専門職を配置し、 関係機関と日常的な連携を図り、地域移行の実績を上げている事業所を評価するものであり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成30年厚生労働省告示第114号）に適合しているものとして</p>	<p>共同生活援助における家賃や食材料費の取扱いなどが考えられる。</p> <p>㉑ 通勤者生活支援加算の取扱い 報酬告示第 15 の 8 の通勤者生活支援加算については、3 の (2) の㉒の規定を準用する。</p> <p>㉓ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い 報酬告示第 15 の 9 及び 10 の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2 の (1) の㉔の規定を準用する。</p> <p>第三 地域相談支援報酬告示に関する事項</p> <p>1. 指定地域移行支援 (新設)</p>

改正後	現行
<p><u>都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を行った場合に算定する。なお、当該事業所の具体的な要件は以下のとおりである。</u></p> <p><u>ア 社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は「精神障害関係従事者養成研修事業について（平成26年3月31日付け障発0331第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別添2の3の(2)のイに規定する精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者である相談支援専門員を1人以上配置していること。</u></p> <p><u>イ 当該事業所において、指定地域移行支援を利用した地域相談支援給付決定障害者のうち、前年度に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「地域相談支援基準」という。）第1条第1項第2号から第4号までに規定する施設（以下「対象施設」という。）を退院、退所等し、地域生活に移行した者が1人以上であること。</u></p> <p><u>ウ 対象施設と緊密な連携を図り、地域相談支援給付決定障害者の退院、退所等に向けた会議への参加や地域移行に向けた障害福祉サービスの説明、事業所の紹介、地域移行など同様の経験のある障害当事者（ピアサポーター等）による意欲喚起のための活動等を、いずれかの対象施設に対し、概ね月1回以上行っていること。</u></p> <p><u>(二) 地域移行支援サービス費(Ⅱ)については、(-)に規定する要件</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>を満たさない指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を行った場合に算定する。</u></p> <p>② 指定地域移行支援に係る報酬の算定について 指定地域移行支援の提供に当たっては、<u>地域相談支援基準</u>又は地域相談支援報酬告示に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。</p> <p>(一) <u>地域移行支援計画の作成</u>（地域相談支援基準第20条） (二) <u>利用者への対面による支援を1月に2日以上行わない場合</u>（地域相談支援報酬告示第1の1の注2）</p> <p>(2) <u>特別地域加算の取扱いについて</u> 地域相談支援報酬告示第1の1の注3の特別地域加算については、第二の2の(1)の<u>⑩</u>の規定を準用する。</p> <p>(3) <u>初回加算の取扱いについて</u> (略)</p>	<p>(1) 指定地域移行支援に係る報酬の算定について 指定地域移行支援の提供に当たっては、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「地域相談支援基準」という。）</u>又は地域相談支援報酬告示に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。</p> <p>① 地域移行支援計画の作成（地域相談支援基準第20条） ② 利用者への対面による支援を1月に2日以上行わない場合（地域相談支援報酬告示第1の1の注2）</p> <p>(2) 特別地域加算の取扱い 地域相談支援報酬告示第1の1の注3の特別地域加算については、第二の2の(1)の<u>⑭</u>の規定を準用する。</p> <p>(3) 初回加算の取扱い 地域相談支援報酬告示第1の1の2の初回加算については、サービスの利用の初期段階においては、病院や施設等を訪問し、地域相談支援給付決定障害者の生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に時間を要することから、サービスの利用開始月において算定できるものであること。 ただし、初回加算を算定した後、引き続き当該病院や施設等に入院、入所等している間に地域移行支援の給付決定が更新された場合や他の病院や施設等に転院、転所等して引き続き地域移行支援を利用</p>

改正後	現 行
<p>(4) 集中支援加算の取扱いについて (略)</p> <p>(5) 退院・退所月加算の取扱いについて (略)</p>	<p>用する場合は、再度初回加算を算定することはできず、また、初回加算を算定した後に病院や施設等を退院、退所等し、その後、再度病院や施設等に入院、入所等する場合は、当該退院、退所等した日から再度入院、入所等した日までの間が3月間以上経過している場合に限り再度初回加算を算定できる。ただし、指定地域移行支援事業者が変更となる場合はこの限りでない。</p> <p>(4) 集中支援加算の取扱い 地域相談支援報酬告示第1の2の集中支援加算については、退院・退所月加算が算定される月以外において、対面による支援を月6日以上実施した場合に算定できるものであること。</p> <p>(5) 退院・退所月加算の取扱い ① 地域相談支援報酬告示第1の3の退院・退所月加算については、退院、退所等をする月において、地域生活への移行に向けた各種の支援を集中的に実施できるよう加算するものであるため、当該加算が算定される月においては、利用者との対面による支援を少なくとも2日以上行うこと等が算定に当たっての要件となることに留意すること。 また、退院、退所等をする日が翌月の初日等の場合においては、退院、退所等をする月の前月において支援が行われることとなるため、当該場合であって退院、退所等をするのが確実に見込まれる場合については、退院、退所等をする月の前月において算定できるものであること。 この場合において、結果として翌月に当該者が退院又は退所しなかったときは、当該加算額を返還させるものとする。</p>

改正後	現 行
<p>(6) 障害福祉サービスの体験利用加算の取扱いについて</p> <p>① 地域相談支援報酬告示第1の4の障害福祉サービスの体験利用加算については、障害福祉サービスの利用を希望している者に対し、地域において障害福祉サービスを利用するに当たっての課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に、<u>利用日数に応じ、算定できるものであること。</u></p> <p>また、利用者に対して、委託先の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービスの体験的な利用に係る一定の支援がなされる場合に、算定できるものであること。</p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>地域生活支援拠点等としての機能を担うものとして、都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所の場合、イ又はロに定める単</u></p>	<p>なお、その後の支援の結果、当該者が退院、退所等をした場合は、退院・退所月加算を算定して差し支えない。</p> <p>② 退院・退所月加算については、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。</p> <p>(一) 退院、退所等をして病院又は診療所へ入院する場合</p> <p>(二) 退院、退所等をして他の社会福祉施設等へ入所する場合</p> <p>(三) 死亡による退院、退所等の場合</p> <p>(6) 障害福祉サービスの体験利用加算の取扱い</p> <p>① 地域相談支援報酬告示第1の4の障害福祉サービスの体験利用加算については、障害福祉サービスの利用を希望している者に対し、地域において障害福祉サービスを利用するに当たっての課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>また、利用者に対して、委託先の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービスの体験的な利用に係る一定の支援がなされる場合に、算定できるものであること。</p> <p>② 障害福祉サービスの体験利用加算については、15日を限度として算定できるものであること。</p> <p>なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度15日を限度として算定できることに留意すること。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>位数に、さらに50単位を加算するものとする。</u></p> <p>(7) 体験宿泊加算の取扱いについて</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費に係る体験的な入居については、共同生活援助に係る共同生活住居への入居を希望している者に対する体験的な利用であり、支援の目的が異なるものであるため、利用者に対して各制度の支援の目的を説明し、利用者の意向を確認すること。</u></p> <p>③ (略)</p>	<p>(7) 体験宿泊加算の取扱い</p> <p>① 地域相談支援報酬告示第1の5の体験宿泊加算については、単身での生活を希望している者に対し、単身での生活に向けた課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、体験的な宿泊支援を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>なお、家族等との同居を希望している者に対しては、当該支援を行うことが有効であると認められる場合には、算定して差し支えない。ただし、家族等が生活する場所において体験的に宿泊を行う場合を除く。</p> <p>また、体験的な宿泊支援については、指定障害福祉サービス事業者に委託できるが、当該委託による場合であっても、指定地域移行支援事業者が、委託先の指定障害福祉サービス事業者と緊急時の対応等のための常時の連絡体制を確保して行うこと。</p> <p>② 共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費に係る体験的な入居については、共同生活援助に係る共同生活住居への入居を希望している者に対する体験的な利用であり、支援の目的が異なるものであるため、利用者に対して各制度の支援の目的を説明し、利用者の意向を確認すること。</p> <p>③ 体験宿泊加算の日数については、利用開始日及び終了日の両方を算定できるものであること。</p> <p>なお、体験宿泊加算(I)については、利用者が、地域相談支援基準第23条第1項に規定する要件を満たす場所（以下「体験宿泊場</p>

改正後	現 行
<p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>地域生活支援拠点等としての機能を担うものとして、都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所の場合、イ又はロに定める単</u></p>	<p>所」という。)において、地域での居宅生活を体験するための宿泊によらない一時的な滞在に係る支援を行う場合についても算定して差し支えない。</p> <p>④ 施設入所者の体験的な宿泊については、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算の算定が可能なものであるが、体験的な宿泊支援の開始日及び終了日については、施設入所支援サービス費を併せて算定できるものであること。</p> <p>⑤ 体験宿泊加算(Ⅱ)については、体験的な宿泊支援を利用する者の状況に応じて、夜間及び深夜の時間帯を通じて見守り等の支援が必要な場合であって、当該体験宿泊場所に夜間支援従事者を配置又は少なくとも一晩につき複数回以上、当該体験宿泊場所への巡回による支援を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>なお、夜間支援従事者は、別途、指定居宅介護事業者等に夜間における支援のみを委託する場合であっても差し支えない。</p> <p>夜間支援従事者は、利用者の状況に応じて見守り等の支援を行うほか、指定地域移行支援事業者との密接な連携の下、緊急時の対応等を適切に行うこと。</p> <p>⑥ 体験宿泊加算については、15日を限度として算定できるものであること。</p> <p>なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度15日を限度として算定できることに留意すること。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>位数に、さらに50単位を加算するものとする。</u></p> <p>2. 指定地域定着支援</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急時支援費の取扱いについて</p> <p>① <u>緊急時支援費に係る利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応については、あらかじめ利用者又はその家族等との話し合いにより申し合わせておくこと。</u></p> <p>② <u>地域相談支援報酬告示第2のロの(1)の緊急時支援費(I)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できるものであること。</u></p> <p>③ <u>地域相談支援報酬告示第2のロの(2)の緊急時支援費(II)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)に電話による相談援助を行った場合に算定できるものであること。</u></p>	<p>2. 指定地域定着支援</p> <p>(1) 指定地域定着支援に係る報酬の算定について</p> <p>指定地域定着支援の提供に当たっては、地域相談支援基準に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。</p> <p>① 地域定着支援台帳の作成に係るアセスメントに当たっての利用者との面接等(第42条第3項)</p> <p>② 適宜の利用者の居宅への訪問等による状況把握(第43条第2項)</p> <p>(2) 緊急時支援費の取扱い</p> <p>(新設)</p> <p>① 地域相談支援報酬告示第2のロの<u>緊急時支援費</u>については、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p>ただし、<u>緊急時支援費 (I) を算定する場合は、当該緊急時支援費は算定できないこと。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 一時的な滞在による支援は、短期入所サービスの支給決定を受けている障害者の場合であっても、身近な地域の短期入所事業所が満床である等やむを得ない場合においては、算定できるものであること。</p> <p>(3) 特別地域加算の取扱い 地域相談支援報酬告示第2の注4の特別地域加算については、第二の2の(1)の⑩の規定を準用する。</p> <p>第四 (略)</p> <p>1. 計画相談支援費の算定について (1) 基本的な取扱いについて</p>	<p>② 緊急時支援を行った場合は、地域相談支援基準第45条において準用する第15条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援の算定対象である旨等を記録するものとする。</p> <p>③ 一時的な滞在による支援は、宿泊によらない一時的な滞在による場合についても算定できるものであること。 また、一時的な滞在による支援は、宿泊日及び退所日の両方を算定できるものであること。</p> <p>④ 一時的な滞在による支援は、短期入所サービスの支給決定を受けている障害者の場合であっても、身近な地域の短期入所事業所が満床である等やむを得ない場合においては、算定できるものであること。</p> <p>(3) 特別地域加算の取扱い 地域相談支援報酬告示第2の注4の特別地域加算については、第二の2の(1)の⑭の規定を準用する。</p> <p>第四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表計画相談支援給付費単位数表（平成24年厚生労働省告示第125号。以下「計画相談支援報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>1. 計画相談支援費の算定について (1) 基本的な取扱い</p>

改正後	現 行
<p>(略)</p> <p>① 指定サービス利用支援</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意（同項第9号及び第12号）</p> <p>(三) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は障害児の保護者及び担当者への交付（同項第10号及び第13号）</p> <p>(四) サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取（同項第11号）</p> <p>② 指定継続サービス利用支援</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) サービス等利用計画の変更についての①の(一)から(四)までに準じた手続の実施（同条第3項第3号により準用する同条第2項第6号、第11号から第13号まで）</p> <p><u>(2) 取扱件数の取扱いについて</u></p>	<p>指定計画相談支援の提供に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号。以下「計画相談支援基準」という。）に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。</p> <p>① 指定サービス利用支援</p> <p>(一) サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等（第15条第2項第6号）</p> <p>(二) サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意（同項第8号及び第11号）</p> <p>(三) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は障害児の保護者及び担当者への交付（同項第9号及び第12号）</p> <p>(四) サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取（同項第10号）</p> <p>② 指定継続サービス利用支援</p> <p>(一) 利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者への面接等（同条第3項第2号）</p> <p>(二) サービス等利用計画の変更についての①の(一)から(四)までに準じた手続の実施（同条第3項第3号により準用する同条第2項第6号、第10号から第12号まで）</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>基本単位のサービス利用支援費 (I) 又は (II) 及び継続サービス利用支援費 (I) 又は (II) を区分するための取扱件数については、1月の当該指定特定相談支援事業所全体の計画相談支援対象障害者等の数の前6月の平均値（以下「計画相談支援対象障害者等の平均数」という。）を、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数の前6月の平均値（以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数とする。</u></p> <p><u>なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。</u></p> <p><u>上記方法により算定した取扱件数が40件以上の場合は、40件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。）が、算定月におけるサービス利用支援費 (II) 又は継続サービス利用支援費 (II) を適用する件数となる。</u></p> <p>(3) <u>サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の割り当てについて</u></p> <p><u>サービス利用支援費 (I) 又は (II) 及び継続サービス利用支援費 (I) 又は (II) の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、40件目（相談支援専門員の平均員数が1を超える場合にあっては、40に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。））以降の件数分について、サービス利用支援費 (II) 又は継続サービス利用支援費 (II) を割り当て、それ以外の利用者について、サービス利用支援費 (I) 又は継続サービス利</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>用支援費 (I) を割り当てること。</u></p> <p><u>なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てること。</u></p> <p><u>(4) サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費にかかる経過措置について（経過的サービス利用支援費及び経過的継続サービス利用支援費について）</u></p> <p><u>平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援、就労定着支援、自立生活援助及び日中サービス支援型指定共同生活援助以外の障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する者に対してサービス利用支援又は継続サービス利用支援を実施した場合は、サービス利用支援費 (I) は 1,611 単位、サービス利用支援費 (II) は 806 単位、継続サービス利用支援費 (I) は 1,310 単位、継続サービス利用支援費 (II) は 655 単位（以下「旧単価」という。）を適用するものとし、この場合においては、初回加算は算定できないものとする。なお、旧単価を適用するサービスと改正後の単価を適用するサービスを併せて利用する者に係るサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費については、改正後の単価を算定するものとする。</u></p> <p><u>(5) 継続サービス利用支援費の算定月の取扱いについて</u></p> <p><u>継続サービス利用支援費については、法第 5 条第 23 項に規定する厚生労働省令で定める期間を踏まえ、市町村が障害者の心身の状況等</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(2) 継続サービス利用支援費の算定月の取扱い</p> <p>継続サービス利用支援費については、法第 5 条第 21 項に規定する厚生労働省令で定める期間を踏まえ、市町村が障害者の心身の状況</p>

改正後	現 行
<p>を勘案して柔軟かつ適切に設定する期間ごとに指定継続サービス利用支援を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等により当該期間ごとに設定された指定継続サービス利用支援の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続サービス利用支援費を算定できること。</p> <p><u>(6) 障害児相談支援対象保護者に指定計画相談支援を行う場合の取扱いについて</u></p> <p>指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行う場合には、児童福祉法に基づく障害児相談支援給付費の報酬が算定されるため、所定単位数を算定しないものとする。</p> <p><u>(7) 同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合について</u></p> <p>(略)</p>	<p>等を勘案して柔軟かつ適切に設定する期間ごとに指定継続サービス利用支援を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等により当該期間ごとに設定された指定継続サービス利用支援の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続サービス利用支援費を算定できること。</p> <p><u>(3) 障害児相談支援対象保護者に指定計画相談支援を行う場合の取扱い</u></p> <p>指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行う場合には、児童福祉法<u>(昭和 22 年法律第 164 号)</u>に基づく障害児相談支援給付費の報酬が算定されるため、所定単位数を算定しないものとする。</p> <p><u>(4) 同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合</u></p> <p>計画相談支援費については、障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定等の有効期間の終期月等において、指定継続サービス利用支援を行った結果、支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る指定サービス利用支援を行った場合には、サービス等利用計画作成の一連の支援であることから、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみ算定するものとする。</p> <p>なお、障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定等に当たって指定サービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための指定継続サービス利用支援を行った場合には、サービス利用支援費及び継続サービス利用支</p>

改正後	現 行
<p><u>⑧</u> 居宅介護支援費重複減算及び介護予防支援費重複減算の取扱い 計画相談支援報酬告示1の注6から8までの居宅介護支援費重複減算及び介護予防支援費重複減算については、一人の相談支援専門員が、介護保険法の要介護又は要支援の者に対し、同法の指定居宅介護支援又は指定介護予防支援と一体的に指定計画相談支援を提供する場合に減算するものであること。</p> <p>2. 特別地域加算の取扱いについて 計画相談支援報酬告示1の注9の特別地域加算については、第二の2の(1)の<u>⑩</u>の規定を準用する。</p> <p>3. 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 計画相談支援報酬告示2の利用者負担上限額管理加算については、第二の2の(1)の<u>⑨</u>の規定を準用する。</p> <p>4. 初回加算の取扱いについて <u>初回加算について、具体的には次のような場合に算定される。</u></p> <p><u>(1) 新規にサービス等利用計画を作成する場合</u></p> <p><u>(2) 計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用する月の前6月間において障害福祉サービス及び地域相談支援を利用していない場合</u></p> <p>5. 特定事業所加算の取扱いについて (1) (略)</p>	<p>援費の両方を算定できるものとする。</p> <p><u>(5)</u> 居宅介護支援費重複減算及び介護予防支援費重複減算の取扱い 計画相談支援報酬告示1の注6から8までの居宅介護支援費重複減算及び介護予防支援費重複減算については、一人の相談支援専門員が、介護保険法<u>(平成9年法律第123号)</u>の要介護又は要支援の者に対し、同法の指定居宅介護支援又は指定介護予防支援と一体的に指定計画相談支援を提供する場合に減算するものであること。</p> <p>2. 特別地域加算の取扱い 計画相談支援報酬告示1の注9の特別地域加算については、第二の2の(1)の<u>⑭</u>の規定を準用する。</p> <p>3. 利用者負担上限額管理加算の取扱い 計画相談支援報酬告示2の利用者負担上限額管理加算については、第二の2の(1)の<u>⑰</u>の規定を準用する。 (新設)</p> <p>4. 特定事業所加算の取扱いについて (1) 趣旨 特定事業所加算制度は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資す</p>

改正後	現 行
<p>(2) 基本的取扱方針</p> <p><u>当該加算の対象となる事業所は、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること ・常勤かつ専従の<u>相談支援専門員が配置され、</u>どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な相談支援事業所であることが必要となるものである。 <p>本加算については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、支援困難ケースを中心とした質の高いマネジメントを行うという特定事業所の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。</p> <p>(3) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準</u>（平成 24 年厚生労働省告示第 180 号。以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）の具体的運用方針</p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準における各要件の取扱いについては、次に定めるところによること。</u></p> <p>① <u>特定事業所加算 (I) について</u></p> <p>ア (1) 関係</p> <p>常勤かつ専従の相談支援専門員を 4 名以上配置し、そのうち 1 名以上が主任相談支援専門員であること。ただし、3 名（主任相</p>	<p>ることを目的とするものである。</p> <p>(2) 基本的取扱方針</p> <p><u>この特定事業所加算制度の対象となる事業所については、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること ・常勤かつ専従の<u>相談支援専門員が 3 名以上配置され、</u>どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な相談支援事業所であることが必要となるものである。 <p>本加算については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、支援困難ケースを中心とした質の高いマネジメントを行うという特定事業所の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。</p> <p>(3) 厚生労働大臣の<u>定める基準</u>の具体的運用方針</p> <p>各要件の取扱いについては、次に定めるところによること。</p> <p>① イ関係</p> <p><u>当該加算を算定する事業所においては、少なくとも常勤かつ専従の相談支援専門員を 3 名以上配置し、そのうち 1 名以上が相談</u></p>

改正後	現行
<p>談支援専門員1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</p> <p>イ (2)関係 (略)</p>	<p>支援従事者現任研修を修了していること。なお、2名(相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名以上を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所の場合については、当該相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</p> <p>② ロ関係 「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次の要件を満たすものでなければならないこと。</p> <p>(-) 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。</p> <p>ア 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針</p> <p>イ 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策</p> <p>ウ 地域における事業者や活用できる社会資源の状況</p> <p>エ 保健医療及び福祉に関する諸制度</p> <p>オ アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術</p> <p>カ 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針</p>

改正後	現 行
<p>ウ <u>(3)関係</u> (略)</p> <p>エ <u>(4)関係</u> 主任相談支援専門員の同行による研修については、主任相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。</p> <p>オ <u>(5)関係</u> (略)</p> <p>カ <u>(7)関係</u> 取扱件数については、<u>第四の1の(2)と同様である。</u></p> <p>② <u>特定事業所加算(Ⅱ)について</u> 厚生労働大臣が定める基準第2号ロの(2)については、常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上</p>	<p>キ その他必要な事項</p> <p>(二) 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。</p> <p>(三) 「定期的」とは、概ね週1回以上であること。</p> <p>③ <u>ハ関係</u> 24時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の相談支援専門員が輪番制による対応等も可能であること。</p> <p>④ <u>ニ関係</u> <u>相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修については、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。</u></p> <p>⑤ <u>ホ関係</u> 特定事業所加算算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならないこと。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員であること。ただし、3名（相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u></p> <p><u>なお、厚生労働大臣が定める基準第2号口の（1）及び（3）については、①のイ～カの規定を準用する。この場合において、エに規定する主任相談支援専門員については、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員と読み替えるものとする。</u></p> <p>③ <u>特定事業所加算（Ⅲ）について</u></p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準第2号ハの（3）については、常勤かつ専従の相談支援専門員3名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員であること。ただし、2名（相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務し</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>ても差し支えない。</u></p> <p><u>なお、厚生労働大臣が定める基準第2号ハの（1）及び（2）については、①のイ～カの規定を準用する。この場合において、エに規定する主任相談支援専門員については、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員と読み替えるものとし、また、平成30年3月31日以前に特定事業所加算を算定していた事業所の場合は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、カの規定は適用しない。</u></p> <p>④ <u>特定事業所加算（Ⅳ）について</u></p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準第2号ニの（3）については、常勤かつ専従の相談支援専門員2名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員であること。ただし、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所又は同一敷地内にある指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所の職務への従事を主たる業務とした上で、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u></p> <p><u>なお、厚生労働大臣が定める基準第2号ニの（1）及び（2）</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現行
<p><u>については、①のイ及びエ～カの規定を準用する。この場合において、エに規定する主任相談支援専門員については、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員と読み替えるものとする。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p><u>6. 入院時情報連携加算の取扱いについて</u></p> <p><u>(1) 趣旨</u></p> <p><u>計画相談支援報酬告示の5の入院時情報連携加算の注中「必要な情報」とは、具体的には、当該利用者の心身の状況（例えば障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況をいう。</u></p> <p><u>(2) 算定に当たっての留意事項</u></p> <p><u>当該加算は、次に掲げる区分に応じ、利用者1人につき1月に1回を限度として算定する。</u></p> <p><u>① 入院時情報連携加算 (I)</u></p> <p><u>医療機関へ出向いて、当該医療機関の職員と面談し、必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。</u></p> <p><u>② 入院時情報連携加算 (II)</u></p> <p><u>①以外の方法により必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。</u></p>	<p>(4) 手続</p> <p>本加算を取得した特定相談支援事業所については、毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p>(3) <u>手続</u></p> <p><u>情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX 等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。なお、情報提供の方法としては、サービス等利用計画等の活用が考えられる。</u></p> <p>7. <u>退院・退所加算の取扱いについて</u></p> <p>(1) <u>趣旨</u></p> <p><u>病院若しくは診療所又は障害者支援施設等へ入院、入所等をしてきた障害児が退院、退所し、障害福祉サービス又は地域相談支援（以下、第四において「障害福祉サービス等」という。）を利用する場合において、当該利用者の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行い、当該利用者が障害福祉サービス等の支給決定を受けた場合に加算するものである。ただし、初回加算を算定する場合、当該加算は算定できない。</u></p> <p><u>なお、利用者に関する必要な情報とは、第四の6の(1)の入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中の利用者に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいう。</u></p> <p>(2) <u>算定に当たっての留意事項</u></p> <p><u>退院・退所加算については、入院、入所等の期間中に実施した情報収集又は調整等に関して、当該利用者のサービス等利用計画の作</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>成に係るサービス利用支援費の算定に併せて3回分を限度に加算を算定できるものであること。</u></p> <p><u>(3) 手続</u></p> <p><u>退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</u></p> <p><u>ただし、作成したサービス等利用計画等において、上記の記録すべき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成を行うことは要しない。</u></p> <p><u>8. 居宅介護支援事業所等連携加算の取扱いについて</u></p> <p><u>(1) 趣旨</u></p> <p><u>当該加算は、これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、介護保険サービスを利用する場合において、当該利用者を担当している相談支援専門員が、介護保険法に規定する指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所（以下「指定居宅介護支援事業所等」という。）に出向く等により、指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員による居宅サービス計画等の作成に協力を行った場合に、加算するものである。</u></p> <p><u>ここでいう「作成に協力を行った場合」とは、具体的には、指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員が実施するアセスメントに同行することや、当該利用者に関する直近のサービス等利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、利用者の心身の状況、生</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>活環境及びサービスの利用状況等を介護支援専門員に対して説明を行った場合等をいう。</u></p> <p>(2) <u>算定に当たっての留意事項</u> <u>当該加算を算定した利用者に係る居宅サービス計画等の作成を行った指定居宅介護支援事業所等において、6月以内に再度同一の利用者に関して当該加算を算定することはできないことに留意すること。</u> <u>また、当該加算は、利用者が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援の利用を開始する場合にのみ算定できるものである。</u></p> <p>(3) <u>手続</u> <u>第四の6の(4)の規定を準用する。</u></p> <p>9. <u>医療・保育・教育機関等連携加算の取扱いについて</u></p> <p>(1) <u>趣旨</u> <u>次の要件をいずれも満たすものでなければならないこと。</u> <u>ア 利用者が利用する病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、利用者の状態や支援方法の共有を行うことを目的に実施するものであるから、面談を実施することに限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。</u> <u>イ 連携先と面談するに当たっては、当該利用者やその家族等も出席するよう努めること。</u></p> <p>(2) <u>算定に当たっての留意事項</u> <u>当該加算は、初回加算を算定する場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受け</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>ている場合は算定することができないものであること。</u></p> <p>(3) <u>手続</u> <u>第四の7の(3)の規定を準用する。</u></p> <p>10. <u>サービス担当者会議実施加算の取扱いについて</u></p> <p>(1) <u>趣旨</u> <u>継続サービス利用支援の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者</u> <u>に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付け</u> <u>た福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催</u> <u>し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計</u> <u>画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）につい</u> <u>て説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、</u> <u>サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を</u> <u>行った場合に加算するものである。</u></p> <p>(2) <u>算定に当たっての留意事項</u> <u>サービス担当者会議において検討した結果、サービス等利用計画</u> <u>の変更を行った場合は、サービス利用支援費を算定することとなる</u> <u>ため、当該加算は算定できないものであること。</u></p> <p>(3) <u>手続</u> <u>サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及</u> <u>びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存する</u> <u>とともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しな</u> <u>ければならない。</u></p> <p>11. <u>サービス提供時モニタリング加算の取扱いについて</u></p> <p>(1) <u>趣旨</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>継続サービス利用支援の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等を提供する事業所又は当該障害福祉サービス等の提供場所を訪問し、サービス提供場면을直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものである。</u></p> <p><u>なお、サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録するものとする。</u></p> <p>ア <u>障害福祉サービス等の事業所等におけるサービスの提供状況</u> イ <u>サービス提供時の計画相談支援対象障害者等の状況</u> ウ <u>その他必要な事項</u></p> <p>(2) <u>算定に当たっての留意事項</u></p> <p><u>1人の相談支援専門員が1月に請求できる当該加算の件数は39件を限度とし、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できないものであること。</u></p> <p>(3) <u>手続</u></p> <p><u>(1)における記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</u></p> <p>12. <u>行動障害支援体制加算の取扱いについて</u></p> <p>(1) <u>趣旨</u></p> <p><u>当該加算の対象となる事業所は、行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。</u></p> <p><u>なお、強度行動障害を有する者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</u></p> <p>(2) 手続</p> <p><u>この加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</u></p> <p>13. <u>要医療児者支援体制加算の取扱いについて</u></p> <p>(1) 趣旨</p> <p><u>当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児者等（以下「医療的ケア児等」という。）に対して適切な計画相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。</u></p> <p><u>ここでいう「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙2 地域生活支援促進事業実施要綱別記 15 に定める医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業により行われる研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>なお、医療的ケア児等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</u></p> <p>(2) <u>手続</u> <u>第四の12の(2)の規定を準用する。</u></p> <p>14. <u>精神障害者支援体制加算の取扱いについて</u></p> <p>(1) <u>趣旨</u> <u>当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障害者等及び地域において単身生活等をする精神障害者等に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となるものである。</u></p> <p><u>ここでいう「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記 17 に定める精神障害関係従事者養成研修事業若しくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙2 地域生活支援促進事業実施要綱別記 26 に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。</u></p> <p><u>なお、精神障害者等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>めないものとすることに留意すること。</u></p> <p>(2) <u>手続</u> <u>第四の12の(2)の規定を準用する。</u></p> <p>15. <u>地域生活支援拠点等相談強化加算の取扱いについて</u></p> <p>(1) <u>趣旨</u> <u>当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な相談機能として、地域の生活で生じる障害者等や家族の緊急事態において、迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所の活用により、地域における生活の安心感を担保することを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。</u></p> <p>(2) <u>算定に当たっての留意事項</u> <u>当該加算は、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下「要支援者」という。）又はその家族等からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（以下「連絡・調整」という。）を行った場合に利用者1人につき1月に4回を限度として加算するものである。</u></p> <p><u>また、当該加算は、他の指定特定相談支援事業所において指定計画相談支援を行っている要支援者又はその家族等からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できない。ただし、当該要支援者が指定短期入所を含む障害福祉サービス等を利用していない場合に</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>においては、当該指定特定相談支援事業所によりサービス等利用計画の作成を行った場合は、当該計画作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて算定できるものであること。</u></p> <p><u>なお、指定地域定着支援事業所と一体的に事業を行っている場合であって、かつ、当該指定地域定着支援事業所において当該利用者に係る地域定着支援サービス費を算定する場合は、指定特定相談支援事業所において当該加算を算定できないものとする。</u></p> <p>(3) <u>手続</u></p> <p><u>当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</u></p> <p>16. <u>地域体制強化共同支援加算</u></p> <p>(1) <u>趣旨</u></p> <p><u>当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な地域の体制づくりの機能として、地域の様々なニーズに対応出来るサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行うことを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。</u></p> <p>(2) <u>算定に当たっての留意事項</u></p> <p><u>当該加算は、支援が困難な計画相談支援対象障害者等に対して、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービスを提</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>供する事業者の職員等（以下「支援関係者」という。）が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会等に報告を行った場合に加算するものである。</u></p> <p><u>なお、当該加算は、支援が困難な計画相談支援対象障害者等に係る支援等を行う指定特定相談支援事業所のみが算定できるものであるが、当該指定特定相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、指定特定相談支援事業所が負担することが望ましいものであること。</u></p> <p><u>なお、協議会等への報告の内容については、別途定めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 手続</u></p> <p><u>当該加算の対象となる会議を行った場合は、別途定める内容を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</u></p>	

(別紙2)

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現行
障発第1206001号 平成18年12月6日	障発第1206001号 平成18年12月6日
一部改正 障発第0402002号 平成19年4月2日	一部改正 障発第0402002号 平成19年4月2日
一部改正 障発第0331019号 平成20年3月31日	一部改正 障発第0331019号 平成20年3月31日
一部改正 障発第0331032号 平成21年3月31日	一部改正 障発第0331032号 平成21年3月31日
一部改正 障発1007第3号 平成21年10月7日	一部改正 障発1007第3号 平成21年10月7日
一部改正 障発0601第4号 平成22年6月1日	一部改正 障発0601第4号 平成22年6月1日
一部改正 障発0928第1号 平成23年9月28日	一部改正 障発0928第1号 平成23年9月28日
一部改正 障発0330第5号 平成24年3月30日	一部改正 障発0330第5号 平成24年3月30日
一部改正 障発0329第16号 平成25年3月29日	一部改正 障発0329第16号 平成25年3月29日
一部改正 障発0930第1号 平成25年9月30日	一部改正 障発0930第1号 平成25年9月30日

改正後	現行
一部改正 障 発 0331 第 51 号 平成 26 年 3 月 31 日	一部改正 障 発 0331 第 51 号 平成 26 年 3 月 31 日
一部改正 障 発 1001 第 1 号 平成 26 年 10 月 1 日	一部改正 障 発 1001 第 1 号 平成 26 年 10 月 1 日
一部改正 障 発 1226 第 4 号 平成 26 年 12 月 26 日	一部改正 障 発 1226 第 4 号 平成 26 年 12 月 26 日
一部改正 障 発 0220 第 7 号 平成 27 年 2 月 20 日	一部改正 障 発 0220 第 7 号 平成 27 年 2 月 20 日
一部改正 障 発 0331 第 21 号 平成 27 年 3 月 31 日	一部改正 障 発 0331 第 21 号 平成 27 年 3 月 31 日
一部改正 障 発 0330 第 11 号 平成 28 年 3 月 30 日	一部改正 障 発 0330 第 11 号 平成 28 年 3 月 30 日
<u>一部改正</u> 障 発 0330 第 8 号 平成 29 年 3 月 30 日	<u>最終改正</u> 障 発 0330 第 8 号 平成 29 年 3 月 30 日
<u>最終改正</u> <u>障 発 0330 第 4 号</u> <u>平成 30 年 3 月 30 日</u>	
各 都道府県知事 殿 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長	各 都道府県知事 殿 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

改正後	現行
<p data-bbox="161 212 1088 292">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について</p> <p data-bbox="208 357 259 387">(略)</p> <p data-bbox="618 1177 651 1208">記</p> <p data-bbox="161 1273 374 1303">第一 基準の性格</p>	<p data-bbox="1133 212 2060 292">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について</p> <p data-bbox="1133 357 2083 967"> 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）第 30 条第 1 項第 2 号イ及び第 43 条の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。平成 25 年 4 月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準。以下「基準」という。）については、平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号をもって公布され、本年 10 月 1 日（指定共同生活介護事業所（平成 26 年 4 月 1 日からは指定共同生活援助事業所。）における個人単位での居宅介護等を利用する場合の特例については平成 19 年 4 月 1 日）から施行されたところですが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりですので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにお願いします。 </p> <p data-bbox="1133 984 2083 1114"> なお、平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403009 号当職通知「指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について」は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止します。 </p> <p data-bbox="1592 1177 1626 1208">記</p> <p data-bbox="1133 1273 1346 1303">第一 基準の性格</p>

改正後	現 行
<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>1 基準は、指定障害福祉サービス事業者及び基準該当障害福祉サービス事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）が法に規定する便宜を適切に実施するため、必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定障害福祉サービス事業者等は、常にその運営の向上に努めなければならないこと。</p> <p>2 指定障害福祉サービスを行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定障害福祉サービス事業者等の指定等又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由がなく、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができるものであること。</p> <p>また、③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。なお、③の命令に従わない場合には、当該指定等を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに係る介護給付費等の請求を停止させること）ができる。ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定等を取り消すこと又は指定等の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。</p> <p>(1) 次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき</p>

改正後	現 行
<p>3 (略)</p>	<p>① 指定障害福祉サービス又は基準該当障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）の提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき</p> <p>② 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき</p> <p>③ 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者から、利用者又はその家族に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を収受したとき</p> <p>(2) 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき</p> <p>(3) その他(1)及び(2)に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき</p> <p>3 指定障害福祉サービス事業者等が運営に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定等が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者等から指定障害福祉サービス事業所又は基準該当障害福祉サービス事業所（以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。）についての指定等の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定等を行わないもの</p>

改正後	現 行
<p>4 (略)</p> <p>第二 総論</p> <p>1 事業者指定の単位について</p> <p>(1) (略)</p>	<p>とすること。</p> <p>4 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）において法等の改正がなされ、従来厚生労働省令で定めることとしていた基準について、都道府県の条例で定めることとされたところであるが、その具体的な考え方については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布について」（平成 23 年 10 月 7 日付け障発第 1007 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を参照されたい。</p> <p>第二 総論</p> <p>1 事業者指定の単位について</p> <p>(1) 従たる事業所の取扱いについて</p> <p>指定障害福祉サービス事業者等の指定等は、原則として障害福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行うものとするが、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型（以下「日中活動サービス」という。）については、次の①及び②の要件（特定旧法指定施設における分場であって、平成 18 年 9 月 30 日において現に存するものが行う場合にあつては、「従たる事業所」において専従の従業者が 1 人以上確保されていること及び②の要件とする。）を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、</p>

改正後	現 行
	<p>一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができる取扱いとする。</p> <p>① 人員及び設備に関する要件</p> <p>ア 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用者の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること。</p> <p>イ 「従たる事業所」の利用定員が障害福祉サービスの種類に応じて次のとおりであること。</p> <p>（Ⅰ）生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援 6人以上</p> <p>（Ⅱ）就労継続支援A型又は就労継続支援B型 10人以上</p> <p>ウ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。</p> <p>エ 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。</p> <p>② 運営に関する要件</p> <p>ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。</p> <p>イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあ</p>

改正後	現 行
<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>ること。</p> <p>ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。</p> <p>エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。</p> <p>オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。</p> <p>(2) 出張所等の取扱いについて</p> <p>指定障害福祉サービス事業者等の指定等は、原則として障害福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行うものとするが、例外的に、生産活動等による製品の販売、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、(1)の②の要件を満たすものについては、「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。</p> <p>なお、(1)の①のエは出張所についても同様であること。</p> <p>(3) 多機能型事業所について</p> <p>基準第2条第16号に規定する多機能型による事業所（以下「多機能型事業所」という。）に係る指定については、当該多機能型事業所として行う障害福祉サービスの種類ごとに行うものとする。なお、多機能型事業所に係る具体的な取扱いについては、第十五を参照されたい。</p> <p>(4) 同一法人による複数の事業所が一又は複数の指定障害福祉サービス</p>

改正後	現 行
<p>(5) (略)</p>	<p>(指定通所支援を含む。以下この項において同じ。)を実施する場合の取扱いについて</p> <p>同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の指定障害福祉サービスを実施する場合については、一の指定障害福祉サービス事業所又は一の多機能型事業所として取り扱うこと。なお、特定旧法指定施設に係る例外的な取扱いについては、(5)を参照されたい。</p> <p>また、同一法人による複数の事業所が複数の指定障害福祉サービスを異なる場所で実施する場合は、(1)の①のイ及びウ並びに②の要件を満たしている場合は、一の多機能型事業所として取り扱うことが可能である。</p> <p>(5) 特定旧法指定施設等が指定障害福祉サービス事業所等へ転換する場合の指定の単位について</p> <p>① 原則的な指定の単位</p> <p>特定旧法指定施設が指定障害福祉サービス事業所へ転換する場合については、原則として、当該特定旧法指定施設としての指定の単位ごとに転換すること。ただし、主たる事業所と従たる事業所に係る取扱いについての要件を満たす複数の特定旧法指定施設が指定障害福祉サービス事業所へ転換する場合については、当該施設を一の指定障害福祉サービス事業所とすることも差し支えない。</p> <p>(例) 入所施設にデイサービスセンターが併設している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転換が認められるもの デイサービスセンターのみ指定生活介護事業所へ転換 ・ 転換が認められないもの

改正後	現 行
	<p style="text-align: center;">デイサービスセンターと入所施設の定員の一部を併せて 一の指定生活介護事業所へ転換</p> <p>② 分場の取扱い</p> <p>特定旧法指定施設の分場については、原則として、当該特定旧法指定施設の転換の際に、併せて当該特定旧法指定施設の従たる事業所として取り扱うこととなるが、当該分場が、指定障害福祉サービス事業所としての定員規模や人員等に関する基準を満たす場合については、①にかかわらず、当該分場のみが指定障害福祉サービス事業所へ転換することも差し支えない。</p> <p>③ 同一法人による複数の特定旧法指定施設が同一敷地内において一又は複数の指定障害福祉サービス事業所へ転換する場合の取扱い</p> <p>同一法人による複数の特定旧法指定施設が同一敷地内において一又は複数の指定障害福祉サービス事業所へ転換する場合であって、次に該当する場合については、（４）にかかわらず、当該特定旧法指定施設としての指定の単位ごとに、２以上の独立した指定障害福祉サービス事業所又は多機能型事業所として取り扱うことができるものとする。</p> <p>ア 複数の異なる種別の特定旧法指定施設から複数の同一種別又は異なる種別の指定障害福祉サービス事業所へ転換する場合及び複数の同一種別の特定旧法指定施設から複数の異なる種別の指定障害福祉サービス事業所へ転換する場合であること。この場合、別々の敷地に立地する特定旧法指定施設が片方の敷地へ移築される場合も含むものとする。</p> <p>イ 指定障害福祉サービス事業所ごとに必要な設備が備えているこ</p>

改正後	現 行
	<p>と。ただし、レクリエーション等を行う多目的室など、利用者のサービス提供に直接的な関わりのない設備については、共用して差し支えない。</p> <p>ウ 指定障害福祉サービス事業所ごとに必要な従業者が確保されていること。</p> <p>ただし、管理者については、兼務して差し支えない。</p> <p>(例) 同一敷地内にA通所施設とB通所施設が併設している場合 指定障害福祉サービス事業所への転換に当たって次のいずれの形態も可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A通所施設とB通所施設が指定生活介護と指定自立訓練(機能訓練)を行う多機能型事業所へ転換 ・ A通所施設が指定生活介護事業所へ転換し、B通所施設が指定自立訓練(機能訓練)事業所へ転換 <p>④ 障害者デイサービス事業所が指定障害福祉サービス事業所へ転換する場合の取扱い</p> <p>平成18年9月30日において現に存する障害者デイサービス事業所であって、特定旧法指定施設等に併設されるものについては、利用定員が10人以上であれば、指定障害福祉サービス事業所へ転換することができることとしているが、これは、当該特定旧法指定施設等が指定障害者支援施設等へ転換した場合、当該指定障害者支援施設の昼間実施サービスの利用定員と当該障害者デイサービスの利用定員との合計が20人以上となることが明らかであることを踏まえた経過措置であることから、当該指定障害者支援施設の転換の際に、当該障害者デイサービス事業所から転換した指定障害福祉サービス事業所を廃止し、</p>

改正後	現行
<p>2 用語の定義（基準第2条）</p> <p>(1) (略)</p>	<p>当該指定障害者支援施設の昼間実施サービスの一部として取り扱うこと。</p> <p>⑤ 小規模作業所等が指定障害福祉サービス事業所へ転換する場合の取扱い</p> <p>「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第174号。平成25年4月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準）基準附則第5条第2項の規定により、「将来的にも利用者の確保の見込がないものとして都道府県知事が認める地域」に存在する小規模作業所又は地域活動支援センターであって、平成24年3月31日までの間に障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援B型及び多機能型事業所）へ転換する場合は、利用定員の合計は10人以上とすることができる。</p> <p>2 用語の定義（基準第2条）</p> <p>(1) 「常勤換算方法」</p> <p>指定障害福祉サービス事業所等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該指定障害福祉サービス事業所等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延べ時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。</p>

改正後	現 行
<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(2) 「勤務延べ時間数」</p> <p>勤務表上、指定障害福祉サービス等の提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間又は当該指定障害福祉サービス等の提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者 1 人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。</p> <p>(3) 「常勤」</p> <p>指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1 週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 23 条第 1 項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。</p> <p>また、当該指定障害福祉サービス事業所等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。</p>

改正後	現行
<p>(4) (略)</p> <p>(5)「前年度の平均値」</p> <p>① 基準第 50 条 (療養介護に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)、第 78 条 (生活介護に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)、第 156 条 (自立訓練(機能訓練)に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)、第 166 条 (自立訓練 (生活訓練)に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)、第 175 条 (就労移行支援に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)、第 186 条(第 199 条において準用される場合を含む。)(就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)、第 208 条 (共同生活援助 (指定共同生活援助)に係る従業者の員数を算定す</p>	<p>例えば、一の指定障害福祉サービス事業者によって行われる指定生活介護事業所と指定就労継続支援 B 型事業所が併設されている場合、当該指定生活介護事業所の管理者と当該指定就労継続支援 B 型事業所の管理者とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。</p> <p>(4)「専ら従事する」「専ら提供に当たる」「専従」</p> <p>原則として、サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間 (療養介護及び生活介護については、サービスの単位ごとの提供時間)をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。</p> <p>(5)「前年度の平均値」</p> <p>① 基準第 50 条 (療養介護に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)、第 78 条 (生活介護に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)、第 156 条 (自立訓練 (機能訓練)に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)、第 166 条 (自立訓練 (生活訓練)に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)、第 175 条 (就労移行支援に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)、第 186 条 (第 199 条において準用される場合を含む。)(就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)、第 208 条 (共同生活援助 (指定共同生活援助)に係る従業者の員数を算</p>

改正後	現行
<p>る場合の利用者の数の算定方法)、第213条の4(共同生活援助(日中サービス支援型指定共同生活援助)に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)及び第213条の14(共同生活援助(外部サービス利用型指定共同生活援助)に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の利用者延べ数を開所日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p>	<p>定する場合の利用者の数の算定方法)及び第213条の4(共同生活援助(外部サービス利用型指定共同生活援助)に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の利用者延べ数を開所日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。</p> <p>② 新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者又は施設において、新設又は増床分のベッドに関し、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の利用者の数等は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、利用定員の90%を利用者の数等とし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を当該6月間の開所日数で除して得た数とする。また、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者等の延べ数を当該1年間の開所日数で除して得た数とする。これに対し、減少の場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後の利用者の数等の延べ数を当該3月間の開所日数で除して得た数とする。</p> <p>ただし、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者の数を推定するものとする。</p> <p>③ 特定旧法指定施設が指定障害福祉サービス事業所等へ転換する場合の「前年度の平均値」については、当該指定等を申請した日の前日か</p>

改正後	現行
<p>④ <u>基準第 206 条の 3（就労定着支援に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）及び第 206 条の 14（自立生活援助に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度の利用者の延べ数を開所月数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第 2 位以下を切り上げるものとする。</u></p> <p>⑤ <u>新たに就労定着支援の事業を開始し、又は再開した事業者において、前年度において 1 年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者の数は、新設等の時点から 6 月未満の間は、便宜上、一体的に運営する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を受けた後に一般就労（就労継続支援 A 型事業所への移行は除く。）し、就労を継続している期間が 6 月に達した者の数の過去 3 年間の総数の 70% を利用者数とし、新設等の時点から 6 月以上 1 年未満の間は、直近の 6 月における全利用者の延べ数を 6 で除して得た数とし、新設等の時点から 1 年以上経過している場合は、直近 1 年間における全利用者の延べ数を 12 で除して得た数とする。また、新たに自立生活援助の事業を開始し、又は再開した事業者において、前年度において 1 年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者の数は、新設等の時点から 6 月未満の間は、便宜上、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令</u></p>	<p>ら直近 1 月間の全利用者の延べ数を当該 1 月間の開所日数で除して得た数とする。また、当該指定等後 3 月間の実績により見直すことができることとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>第19号。以下「規則」という。）第34条の18の3の第7号に規定する利用者の推定数の90%を利用者の数とし、新設等の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6月で除して得た数とする。また、新設等の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を12月で除して得た数とする。</u></p> <p><u>ただし、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者の数を推定するものとする。</u></p> <p>第三 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第三 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 従業者の員数（基準第5条第1項）</p> <p>① 適切な員数の職員確保</p> <p>指定居宅介護事業所における従業者の員数については、常勤換算方法で2.5人以上と定められたが、これについては、職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、各地域におけるサービス利用の状況や利用者の数及び指定居宅介護の事業の業務量を考慮し、適切な員数の職員を確保するものとする。</p> <p>なお、指定居宅介護の提供に当たる従業者（ホームヘルパー）の要件については、別に通知するところによる。</p> <p>② 勤務時間数の算定</p> <p>勤務日及び勤務時間が不規則な従業者（以下「登録居宅介護等従業者」という。）についての勤務延べ時間数の算定については、次のと</p>

改正後	現 行
<p>(2) サービス提供責任者（基準第5条第2項）</p> <p>① （略）</p>	<p>おりの取扱いとする。</p> <p>ア 登録居宅介護等従業者によるサービス提供の実績がある事業所については、登録居宅介護等従業者1人当たりの勤務時間数は、当該事業所の登録居宅介護等従業者の前年度の週当たりの平均稼働時間（サービス提供時間及び移動時間をいう。）とすること。</p> <p>イ 登録居宅介護等従業者によるサービス提供の実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない等のためアの方法によって勤務延べ時間数の算定を行うことが適当でないと認められる事業所については、当該登録居宅介護等従業者が確実に稼働できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延べ時間数に算入すること。なお、この場合においても、勤務表上の勤務時間数は、サービス提供の実態に即したものでなければならないため、勤務表上の勤務時間と実態が乖離していると認められる場合には、勤務表上の勤務時間の適正化の指導の対象となるものであること。</p> <p>③ 出張所等の従業者の取扱い</p> <p>出張所等があるときは、常勤換算を行う際の事業所の従業者の勤務延べ時間数には、出張所等における勤務延べ時間数も含めるものとする。</p> <p>(2) サービス提供責任者（基準第5条第2項）</p> <p>① 配置の基準</p> <p>ア 事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこととしているが、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと。なお、これについては、最小限必要な員数として定められたものであり、業務の実態に応じて必要</p>

改正後	現行
	<p>な員数を配置するものとする。</p> <p>また、サービス提供責任者の配置の基準は、次のいずれかに該当する員数を置くこととする。</p> <p>a 当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が 450 時間又はその端数を増すごとに 1 人以上</p> <p>b 当該事業所の従業者の数が 10 人又はその端数を増すごとに 1 人以上</p> <p>c 当該事業所の利用者の数が 40 人又はその端数を増すごとに 1 人以上</p> <p>したがって、例えば、月間の延べサービス提供時間が 450 時間を超えていても、従業者の数が 10 人以下であれば、b の基準、利用者の数が 40 人以下であれば c の基準によりサービス提供責任者は 1 人で足りることとなる。</p> <p>（例）延べサービス提供時間 640 時間、従業者数 12 人（常勤職員 5 人及び非常勤職員 7 人）及び利用者数 20 人である場合、c の基準により、配置すべきサービス提供責任者は 1 人で足りることとなる。</p> <p>d c の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を 3 人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を 1 人以上配置している当該事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が 50 人又はその端数を増すごとに 1 人以上とすることができる。</p>

改正後	現 行
	<p>この場合次の点に留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「サービス提供責任者の業務に主として従事する者」とは、サービス提供責任者である者が当該事業所の居宅介護従業者として行ったサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く。)が、1月あたり30時間以内であること。 ・ 「サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている」場合とは、基準においてサービス提供責任者が行う業務として規定されているものについて、省力化・効率化が図られていることが必要であり、例えば、以下のような取組が行われていることをいうものである。 ・ 居宅介護従業者の勤務調整(シフト管理)について、業務支援ソフトなどの活用により、迅速な調整を可能としていること ・ 利用者情報(居宅介護計画やサービス提供記録等)について、タブレット端末やネットワークシステム等のIT機器・技術の活用により、職員間で円滑に情報共有することを可能としていること ・ 利用者に対して複数のサービス提供責任者が共同して対応する体制(主担当や副担当を定めている等)を構築する等により、サービス提供責任者業務の中で生じる課題に対しチームとして対応することや、当該サービス提供責任者が不在時に別のサービス提供責任者が補完することを可能としていること <p>この場合において、常勤換算方法を採用する事業所で必要となるサービス提供責任者については、イの規定に関わらず、別表5に示すサービス提供責任者数を配置するものとする。</p>

改正後	現 行
	<p>イ 事業の規模に応じて常勤換算方法によることができることとされたが、その具体的取扱いは次のとおりとする。なお、サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）の 2 分の 1 以上に達している者でなければならない。</p> <p>a ①のアの a、b 又は c に基づき、1 人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、常勤換算方法によることができる。この場合において、配置すべきサービス提供責任者の員数は、常勤換算方法で、当該事業所の月間の延べサービス提供時間を 450 で除して得られた数（小数点第一位に切り上げた数）、従業者の数を 10 で除して得られた数又は利用者の数を 40 で除して得られた数（小数点第一位に切り上げた数）以上とする。</p> <p>b a に基づき、常勤換算方法によることとする事業所については、①のアの a、b 又は c に基づき算出されるサービス提供責任者数から 1 を減じて得られた数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。</p> <p>c ①のアの a、b 又は c に基づき、6 人以上のサービス提供責任者を配置しなければならない事業所であって、常勤換算方法によることとする事業所については、①のアの a、b 又は c に基づき算出されるサービス提供責任者の数に 2 を乗じて 3 で除して得られた数（一の位に切り上げた数）以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。</p>

改正後	現 行
<p>② 資格要件</p> <p>サービス提供責任者については、次のいずれかに該当する常勤の従業者から選任すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 2 号の指定を受けた学校又は養成施設において 1 月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修（以下「実務者研修」という。）を修了した者</p> <p>ウ (略)</p>	<p>従って、具体例を示すと別表 1 から 3 までに示す常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。</p> <p>ウ 事業の規模については、前 3 月の平均値を用いる。この場合、前 3 月の平均値は、歴月ごとの数を合算し、3 で除して得た数とする。なお、新たに事業を開始し、又は再開した事業所においては、適切な方法により推定するものとする。</p> <p>エ 当該指定居宅介護事業所が提供する指定居宅介護のうち、通院等乗降介助に該当するもののみを利用した者の当該月における利用者の数については、0.1 人として計算すること。</p> <p>② 資格要件</p> <p>サービス提供責任者については、次のいずれかに該当する常勤の従業者から選任すること。</p> <p>ア 介護福祉士</p> <p>イ <u>社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 125 号）附則第 2 条第 2 項の規定により行うことができることとされた同法第 3 条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 5 号の指定を受けた学校又は養成施設において 6 月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修（以下「実務者研修」という。）を修了した者</u></p> <p>ウ 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 25 号）による改正前の介護保険法施行規則（平成 11 年厚生</p>

改正後	現 行
<p>エ (略)</p> <p>オ 居宅介護職員初任者研修(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号。) 第3号に規定する居宅介護の提供に当たる従業者に係る研修をいう。以下同じ。)の課程を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者(ウ、エに掲げる者を除く。)</p> <p>なお、看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1級課程又は居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、3年以上の実務経験は要件としないこと。</p> <p>また、介護保険法上の指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当するものについても、アからオまでと同様に取り扱って差し支えないものとする。</p> <p>③ (略)</p>	<p>省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修を修了した者</p> <p>エ 居宅介護従業者養成研修(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件(平成25年厚生労働省告示第104号)による改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号。)第2号に規定する1級課程(以下「1級課程」という。)を修了した者</p> <p>オ 居宅介護職員初任者研修(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号。) 第3号に規定する居宅介護の提供に当たる従業者に係る研修をいう。以下同じ。)の課程を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者(ウ、エに掲げる者を除く。)</p> <p>なお、看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1級課程又は居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、3年以上の実務経験は要件としないこと。</p> <p>また、介護保険法上の指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当するものについても、アからオまでと同様に取り扱って差し支えないものとする。</p> <p>③ 留意点</p> <p>②のオに掲げる「居宅介護職員初任者研修課程を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者」とは、社会福祉士及び介護福</p>

改正後	現 行
<p>④ (略)</p>	<p>祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第1号に規定する「3年以上介護等の業務に従事した者」と同様とし、その具体的な取扱いについては、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知)の別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」(以下「業務の範囲通知」という。)を参考とされたい。</p> <p>この場合、3年間の実務経験の要件が達成された時点と居宅介護職員初任者研修課程の研修修了時点との時間的な前後関係は問わないものであること。</p> <p>また、介護等の業務に従事した期間には、ボランティアとして介護等を経験した期間は原則として含まれないものであるが、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づき設立された特定非営利活動法人が法第36条第1項の規定に基づき居宅介護に係る指定を受けている又は受けることが確実に見込まれる場合であって、当該特定非営利活動法人が指定を受けて行うことを予定している居宅介護と、それ以前に行ってきた事業とに連続性が認められるものについては、例外的に、当該特定非営利活動法人及び当該特定非営利活動法人格を付与される前の当該団体が行う事業に従事した経験を有する者の従事期間を、当該者の3年の実務経験に算入して差し支えないものとする。</p> <p>なお、この場合において、介護福祉士国家試験の受験資格としての実務経験に当該従事期間を算入することはできないものであること。</p> <p>④ 暫定的な取扱いに係る留意点</p>

改正後	現 行
<p>(3) (略)</p>	<p>居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものであることから、指定居宅介護事業者は、できる限り早期に、これに該当するサービス提供責任者に実務者研修の研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならないものであること。</p> <p>(3) 管理者（基準第6条）</p> <p>指定居宅介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、指定居宅介護の従業者である必要はないものである。</p> <p>① 当該指定居宅介護事業所の従業者としての職務に従事する場合</p> <p>② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所又は施設等がある場合に、当該他の事業所又は施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所又は施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される指定障害者支援施設等において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、指定障害者支援施設等における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。）</p>

改正後	現 行
<p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(4) 準用（基準第7条）</p> <p>基準第5条及び第6条については、指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所及び指定行動援護事業所に準用されるものであることから、指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所及び指定行動援護事業所については、（1）から（3）までを参照されたい。（指定重度訪問介護事業所については、（2）の①は除く。）</p> <p>(5) 指定重度訪問介護事業所の取扱い</p> <p>① サービス提供責任者の配置の基準</p> <p>ア 事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこととしているが、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと。なお、これについては、最小限必要な員数として定められたものであり、業務の実態に応じて必要な員数を配置するものとする。</p> <p>また、サービス提供責任者の配置の基準は、次のいずれかに該当する員数を置くこととする。</p> <p>a 当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が1,000時間又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>b 当該事業所の従業者の数が20人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>c 当該事業所の利用者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上</p>

改正後	現 行
	<p>イ 事業の規模に応じて常勤換算方法によることができることとされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。なお、サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）の 2 分の 1 以上に達している者でなければならない。</p> <p>a ①のアの a、b 又は c に基づき、1 人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、常勤換算方法によることができる。この場合において、配置すべきサービス提供責任者の員数は、常勤換算方法で、当該事業所の月間の延べサービス提供時間を 1,000 で除して得られた数（小数第一位に切り上げた数）、従業者の数を 20 で除して得られた数（小数点第一位に切り上げた数）又は利用者の数を 10 で除して得られた数以上とする。</p> <p>b a に基づき、常勤換算方法によることとする事業所については、①のアの a、b 又は c に基づき算出されるサービス提供責任者数から 1 を減じて得られた数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。</p> <p>c ①のアの a、b 又は c に基づき、6 人以上のサービス提供責任者を配置しなければならない事業所であって、常勤換算方法によることとする事業所については、①のアの a、b 又は c に基づき算出されるサービス提供責任者の数に 2 を乗じて 3 で除して得られた数（一の位に切り上げた数）以上の常勤のサービ</p>

改正後	現行
<p>(6) 指定同行援護事業所の取扱い</p> <p>① (略)</p> <p>② サービス提供責任者の資格要件</p> <p>指定同行援護事業所のサービス提供責任者は、次のア及びイの要件を満たすもの又は厚生労働大臣が定める者（平成 18 年厚生労働省告</p>	<p>ス提供責任者を配置するものとする。</p> <p>従って、具体例を示すと別表 4 から 6 までに示す常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。</p> <p>② サービス提供責任者の資格要件</p> <p>サービス提供責任者については、(2) の②のアからオまでのうちいずれかに該当する従業者又は当該従業者を確保できないなど、特にやむを得ない事情があると認められる場合には、従業者のうち相当の知識と経験を有する者から選任すること。</p> <p>(6) 指定同行援護事業所の取扱い</p> <p>① サービスを提供する者の実務経験</p> <p>サービスを提供する者に必要とされる実務経験については、業務の範囲通知のうち、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児に関するもの、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市の市長。第三の 1 の（7）②アを除き、以下同じ。）が認める業務として、併せて、従事した期間は業務の範囲通知に基づいて、1 年に換算して認定する。</p> <p>② サービス提供責任者の資格要件</p> <p>指定同行援護事業所のサービス提供責任者は、次のア又はイの要件を満たすものであってウの要件を満たすもの、厚生労働大臣が定める</p>

改正後	現行
<p>示第 556 号) 第十号介護給付費等単位数表第 10 の 1 の注 2 の 2 の厚生労働大臣が定める厚生労働省組織規則 (平成 13 年厚生労働省令第 1 号) 第 625 条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科 (国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規定 (昭和 55 年厚生省告示第四号) 第 4 条第 1 項に規定する視覚障害学科をいう。) の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者</p> <p>ア (2) の②のアからオまでのいずれかの要件に該当するもの</p> <p>イ 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者 (相当する研修課程修了者を含む。)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(7) 指定行動援護事業所の取扱い</p> <p>① (略)</p>	<p>者 (平成 18 年厚生労働省告示第 556 号) 第十号介護給付費等単位数表第 10 の 1 の注 2 の 2 の厚生労働大臣が定める厚生労働省組織規則 (平成 13 年厚生労働省令第 1 号) 第 625 条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科 (国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規定 (昭和 55 年厚生省告示第四号) 第 4 条第 1 項に規定する視覚障害学科をいう。) の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者</p> <p>ア (2) の②のアからオまでのいずれかの要件に該当するもの</p> <p>イ <u>平成 23 年 9 月 30 日において現に地域生活支援事業におけるの移動支援事業に 3 年以上従事したものの。</u></p> <p>ウ <u>同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者 (相当する研修課程修了者を含む。)</u> (ただし、上記ア又はイに該当するものについては、平成 30 年 3 月 31 日までの間においては、当該研修課程を修了したものと見なす。)</p> <p>③ 暫定的な取扱いに係る留意点</p> <p><u>(6) の②のイの地域生活支援事業の移動支援に 3 年以上従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものであることから、平成 30 年 3 月 31 日までの間に、これに該当するサービス提供責任者は (6) の②のア及びウの要件を満たさなければならないものであること。</u></p> <p>(7) 指定行動援護事業所の取扱い</p> <p>① サービスを提供する者の資格要件</p>

改正後	現 行
<p>② サービス提供責任者の資格要件</p> <p>指定行動援護事業所のサービス提供責任者は、行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、業務の範囲通知のうち知的障害者若しくは知的障害児に関するもの、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事が認める業務とし、併せて、従事した期間は、業務の範囲通知に基づいて3年に換算して認定するものとする。（ただし、平成33年3月31日までの間に限り、（2）の②のアからオまでのいずれかの要件に該当し、かつ、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に5年以上従事した経験を有することで足りるものとする。）</p> <p>（8）人員の特例要件について</p> <p>① （略）</p>	<p>指定行動援護事業所のサービスを提供する者は、行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、業務の範囲通知のうち、知的障害者若しくは知的障害児に関するもの、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事が認める業務とし、併せて、従事した期間は業務の範囲通知に基づいて、1年換算して認定するものとする。</p> <p>② サービス提供責任者の資格要件</p> <p>指定行動援護事業所のサービス提供責任者は、行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、業務の範囲通知のうち知的障害者若しくは知的障害児に関するもの、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事が認める業務とし、併せて、従事した期間は、業務の範囲通知に基づいて3年に換算して認定するものとする。（ただし、平成30年3月31日までの間に限り、（2）の②のアからオまでのいずれかの要件に該当し、かつ、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に5年以上従事した経験を有することで足りるものとする。）</p> <p>（8）人員の特例要件について</p> <p>① 指定居宅介護事業者が、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護の事業を併せて行う場合の要件</p> <p>ア 従業者（ホームヘルパー）</p> <p>当該事業所に置くべき従業者の員数は、一の指定居宅介護事業所</p>

改正後	現 行
	<p>として置くべき従業者の員数で足りるものとする。（指定居宅介護事業者、指定重度訪問介護事業者、指定同行援護事業者及び指定行動援護事業者のうち3つ以上の指定を受ける場合も同様とする。）</p> <p>イ サービス提供責任者</p> <p>当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、指定重度訪問介護、指定同行援護及び指定行動援護を合わせた事業の規模に応じて1以上で足りるものとする。（同上）</p> <p>ただし、指定重度訪問介護事業所が指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護の事業を併せて行う場合のサービス提供責任者の配置の基準は、次のいずれかに該当する員数を置くこととする。（同上）</p> <p>a （2）の①の基準のいずれかに該当する員数（ただし、（2）の①のアのc又はdによりサービス提供責任者の員数を算出する場合においては、重度訪問介護の利用者が10人以下の場合に限り、「指定重度訪問介護の利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上」、「指定重度訪問介護の利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上」に読み替えて算出することができるものとする。）</p> <p>b 指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護については（2）の①の基準のいずれかに該当する員数、指定重度訪問介護については（5）の①の基準のいずれかに該当する員数、のそれぞれを合計した員数（ただし、（5）の①のアのbの基準により指定重度訪問介護のサービス提供責任者の員数を算出する場合は、「指定重度訪問介護専従の従業者20人又はその端数を増すごとに1</p>

改正後	現 行
<p>② 介護保険との関係</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）による<u>指定訪問介護の事業又は第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）</u>（以下この②において「指定訪問介護等」という。）を行う者が、指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護（以下この②において「指定居宅介護等」という。）の事業を同一の事業所に</p>	<p>人以上」に読み替えて算出するものとする。この場合、指定重度訪問介護と指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護の双方に従事する従業者については、（2）の①のアのbの基準を適用し員数を算出した上で、「指定重度訪問介護専従の従業者20人又はその端数を増すごとに1人以上」の基準により算出した員数と合計した員数を配置することとする。）</p> <p>ウ 管理者</p> <p>当該事業所に置くべき管理者が、指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所及び指定行動援護事業所の管理者の業務を兼務することは差し支えない。（同上）</p> <p>なお、アからウまでの取扱いについては、指定重度訪問介護事業者が指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護を、指定同行援護事業者が指定居宅介護、指定重度訪問介護又は指定行動援護を、指定行動援護事業者が指定居宅介護、指定重度訪問介護又は指定同行援護を併せて行う場合も同様とする。</p> <p>② 介護保険との関係</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）による指定訪問介護又は<u>指定介護予防訪問介護</u>（以下この②において「指定訪問介護等」という。）の事業を行う者が、指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護（以下この②において「指定居宅介護等」という。）の事業を同一の事業所において併せて行う場合は、指定訪問介護等の事業に係る指定を受けていることをもって、指定居宅介護等の事業に係る基準を満たしているものと判断し、指定を行って差し支えないものとする。</p>

改正後	現行
<p>において併せて行う場合は、指定訪問介護等の事業に係る指定を受けていることをもって、指定居宅介護等の事業に係る基準を満たしているものと判断し、指定を行って差し支えないものとする。</p> <p>この場合において、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、次のいずれかに該当する員数を置くものとする。</p> <p>ア 当該事業所における指定訪問介護等及び指定居宅介護等の利用者数の合計数に応じて必要とされる員数以上</p> <p>指定重度訪問介護については、①のイの a の基準を適用し、員数を算出するものとする。</p> <p>イ 指定訪問介護等と指定居宅介護等のそれぞれの基準により必要とされる員数以上</p> <p>なお、指定居宅介護等のサービス提供責任者と指定訪問介護等のサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。</p> <p>③ (略)</p>	<p>この場合において、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、次のいずれかに該当する員数を置くものとする。</p> <p>ア 当該事業所における指定訪問介護等及び指定居宅介護等の利用者数の合計数に応じて必要とされる員数以上</p> <p>指定重度訪問介護については、①のイの a の基準を適用し、員数を算出するものとする。</p> <p>イ 指定訪問介護等と指定居宅介護等のそれぞれの基準により必要とされる員数以上</p> <p>なお、指定居宅介護等のサービス提供責任者と指定訪問介護等のサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。</p> <p>③ 移動支援事業との兼務について</p> <p>サービス提供責任者は、(2)の②に定めるものであって、専ら指定居宅介護事業に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定居宅介護の提供に支障がない場合は、同一の敷地内にある移動支援事業（法第5条第24項に規定する移動支援事業をいう。以下同じ。）の職務に従事することができるものとする。</p> <p>指定居宅介護事業者が移動支援事業を一体的に行う場合の指定居宅介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、移動支援事業を合わせた事業の規模に応じて(2)の①の基準のいずれかにより算出し、1以上で足りるものとする。</p> <p>なお、指定同行援護事業者又は指定行動援護事業者が同一の敷地内</p>

改正後	現 行
<p>2 設備に関する基準（基準第8条第1項）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>において移動支援事業を一体的に行う場合も同様とする。</p> <p>また、指定重度訪問介護事業者が同一の敷地内において移動支援事業を一体的に行う場合のサービス提供責任者の配置の基準は、①のイのa又はb（「指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護」を「移動支援」に読み替えるものとする。）のいずれかに該当する員数を置くものとする。</p> <p>2 設備に関する基準（基準第8条第1項）</p> <p>(1) 事務室</p> <p>指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。</p> <p>なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定居宅介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。</p> <p>(2) 受付等のスペースの確保</p> <p>事務室又は指定居宅介護の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。</p> <p>(3) 設備及び備品等</p> <p>指定居宅介護事業者は、指定居宅介護に必要な設備及び備品等を確保</p>

改正後	現 行
<p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 内容及び手続の説明及び同意（基準第9条）</p> <p>指定居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定居宅介護事業所の運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の</p>	<p>するものとする。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定居宅介護の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。</p> <p>なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。</p> <p>(4) 設備の特例要件について</p> <p>1の(8)の①、②及び③に該当する場合の設備要件については、(1)から(3)までに準じて取り扱われたい。</p> <p>(5) 準用（基準第8条第2項）</p> <p>基準第8条第1項については、指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所及び指定行動援護事業所に準用されるものであることから、指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所及び指定行動援護事業所については、(1)から(4)までを参照されたい。</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 内容及び手続の説明及び同意（基準第9条）</p> <p>指定居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定居宅介護事業所の運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の</p>

改正後	現行
<p>対応、苦情処理の体制、<u>提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）</u>等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定居宅介護の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。</p> <p>なお、利用者及び指定居宅介護事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p> <p>また、利用者との間で当該指定居宅介護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 当該事業の経営者が提供する指定居宅介護の内容 ③ 当該指定居宅介護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ④ 指定居宅介護の提供開始年月日 ⑤ 指定居宅介護に係る苦情を受け付けるための窓口 <p>を記載した書面を交付すること。</p> <p>なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>対応、苦情処理の<u>体制等</u>の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定居宅介護の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。</p> <p>なお、利用者及び指定居宅介護事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p> <p>また、利用者との間で当該指定居宅介護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 当該事業の経営者が提供する指定居宅介護の内容 ③ 当該指定居宅介護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ④ 指定居宅介護の提供開始年月日 ⑤ 指定居宅介護に係る苦情を受け付けるための窓口 <p>を記載した書面を交付すること。</p> <p>なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</p> <p>(2) 契約支給量の報告等（基準第10条）</p>

改正後	現 行
<p>(3) (略)</p>	<p>① 契約支給量等の受給者証への記載 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、当該指定居宅介護の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定居宅介護の提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項を記載すること。 なお、当該契約に係る指定居宅介護の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定居宅介護の量を記載することとしたものである。</p> <p>② 契約支給量 基準第10条第2項は、受給者証に記載すべき契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えてはならないこととしたものである。</p> <p>③ 市町村への報告 同条第3項は、指定居宅介護事業者は、①の規定による記載をした場合に、遅滞なく市町村に対して、当該記載事項を報告することとしたものである。</p> <p>(3) 提供拒否の禁止（基準第11条） 指定居宅介護事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、</p> <p>① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外であ</p>

改正後	現 行
<p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>る場合</p> <p>③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合</p> <p>④ 入院治療が必要な場合である。</p> <p>(4) 連絡調整に対する協力（基準第 12 条） 指定居宅介護事業者は、市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならないこととしたものである。</p> <p>(5) サービス提供困難時の対応（基準第 13 条） 指定居宅介護事業者は、基準第 11 条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認められた場合には、基準第 13 条の規定により、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。</p> <p>(6) 受給資格の確認（基準第 14 条） 指定居宅介護の利用に係る介護給付費を受けることができるのは、支</p>

改正後	現 行
(7) (略)	<p>給決定障害者等に限られるものであることを踏まえ、指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の開始に際し、利用者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しなければならないこととしたものである。</p> <p>(7) 介護給付費の支給の申請に係る援助（基準第 15 条）</p> <p>① 支給決定を受けていない利用者</p> <p>基準第 15 条第 1 項は、支給決定を受けていない者から利用の申込みを受けた場合には、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給申請に必要な援助を行うこととするものである。</p> <p>② 利用継続のための援助</p> <p>同条第 2 項は、利用者の支給決定に係る支給期間の終了に伴い、引き続き当該利用者が当該事業者のサービスを利用する意向がある場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。</p>
(8) (略)	<p>(8) 身分を証する書類の携行（基準第 18 条）</p> <p>利用者が安心して指定居宅介護の提供を受けられるよう、指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、この証書等には、当該指定居宅介護事業所の名称、当該従業者</p>

改正後	現 行
(9) (略)	<p>の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。</p> <p>(9) サービスの提供の記録（基準第 19 条）</p> <p>① 記録の時期</p> <p>基準第 19 条第 1 項は、利用者及び指定居宅介護事業者が、その時点での指定居宅介護の利用状況等を把握できるようにするため、指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際には、当該指定居宅介護の提供日、提供したサービスの具体的内容（例えば、身体介護と家事援助の別等）、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>② 利用者の確認</p> <p>同条第 2 項は、同条第 1 項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。</p>
(10) (略)	<p>(10) 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等（基準第 20 条）</p> <p>指定居宅介護事業者は、基準第 21 条第 1 項から第 3 項に規定する額その他曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこととしたものであるが、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。</p>

改正後	現 行
<p>(11) (略)</p>	<p>① 指定居宅介護のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。</p> <p>② 利用者等に求める金額、その用途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。</p> <p>(11) 利用者負担額等の受領（基準第 21 条）</p> <p>① 利用者負担額の受領</p> <p>基準第 21 条第 1 項は、指定居宅介護事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定居宅介護についての利用者負担額として、法第 29 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める額（政令で定める額よりも、サービス提供に要した費用の 1 割相当額の方が低い場合は、1 割相当額）の支払を受けなければならないことを規定したものである。</p> <p>なお、法第 31 条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、市町村が定める額を利用者負担額とする。</p> <p>② 法定代理受領を行わない場合</p> <p>同条第 2 項は、指定居宅介護事業者が法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際には、利用者から、利用者負担額のほか、当該指定居宅介護につき法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅介護に要した費用（法第 29 条第 1 項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該居宅介護に要した費用の額）の支払を受けるものとしたものである。</p>

改正後	現 行
<p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p>	<p>③ 交通費の受領 同条第3項は、指定居宅介護の提供に関して、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定居宅介護を行う場合の交通費（移動に要する実費）の支払を利用者から受けることができることとしたものである。</p> <p>④ 領収証の交付 同条第4項は、前3項の規定による額の支払を受けた場合には当該利用者に対して領収証を交付することとしたものである。</p> <p>⑤ 利用者の事前の同意 同条第5項は、同条第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ることとしたものである。</p> <p>(12) 利用者負担額に係る管理（基準第22条） 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、利用者負担額等に係る管理を行うこととされたが、その具体的な取扱いについては、別に通知するところによるものとする。</p> <p>(13) 介護給付費の額に係る通知等（基準第23条）</p> <p>① 利用者への通知 基準第23条第1項は、指定居宅介護事業者は、市町村から法定代理受領を行う指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合には、利用者に対し、当該利用者に係る介護給付費の額を通知することとしたものである。</p>

改正後	現 行
	<p>② サービス提供証明書の利用者への交付</p> <p>同条第2項は、基準第21条第2項の規定による額の支払を受けた場合には、提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他利用者が市町村に対し介護給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならないこととしたものである。</p>
(14) (略)	<p>(14) 指定居宅介護の基本取扱方針（基準第24条）</p> <p>指定居宅介護は、漫然かつ画一的に提供されないことがないよう、個々の利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切に提供されなければならないこととしたものである。</p> <p>提供された指定居宅介護については、目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、居宅介護計画の見直しを行うなど、その改善を図らなければならないものであること。</p>
(15) (略)	<p>(15) 指定居宅介護の具体的取扱方針（基準第25条）</p> <p>指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものであること。</p>
(16) (略)	<p>(16) 居宅介護計画の作成等（基準第26条）</p> <p>サービス提供責任者の中心的な業務である居宅介護計画の作成について規定したものであり、サービス提供責任者は、指定特定相談支援事</p>

改正後	現行
<p>(17) (略)</p>	<p>業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定居宅介護事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含め、居宅介護計画の原案を作成し、居宅介護計画に基づく支援を実施するものである。</p> <p>なお、居宅介護計画は次の点に留意して作成されるものである。</p> <p>① サービス提供責任者は、居宅介護計画の目標や内容等については、利用者及びその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。</p> <p>② 居宅介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、居宅介護の提供によって解決すべき課題を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、居宅介護計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。</p> <p>③ 居宅介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならない。</p> <p>④ サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが居宅介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。</p> <p>(17) 緊急時の対応（基準第 28 条）</p> <p>従業者が現に指定居宅介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置</p>

改正後	現 行
(18) (略)	<p>を講じなければならないこととしたものである。</p> <p>(18) 支給決定障害者等に関する市町村への通知（基準第 29 条）</p> <p>法第 8 条第 1 項の規定により、市町村は、偽りその他不正な手段によって自立支援給付費の支給を受けた者がいるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることにかんがみ、指定居宅介護事業者は、その利用者が偽りその他不正な手段によって自立支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、自立支援給付費の適正化の観点から、遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならないこととしたものである。</p>
(19) (略)	<p>(19) 管理者及びサービス提供責任者の責務（基準第 30 条）</p> <p>指定居宅介護事業所の管理者とサービス提供責任者の役割分担について規定したものであり、管理者は、従業者及び業務の一元的管理並びに従業者に基準第二章第四節（運営に関する基準）を遵守させるための指揮命令を、サービス提供責任者は、指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うものである。</p>
(20) (略)	<p>(20) 運営規程（基準第 31 条）</p> <p>指定居宅介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定居宅介護の提供を確保するため、基準第 31 条第 1 号から第 9 号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定居宅介護事業所ごとに義務付けたものであるが、特に以下の点に留意するものとする。なお、</p>

改正後	現 行
	<p>同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない（この点については他のサービス種類についても同様とする）。</p> <p>① 指定居宅介護の内容（第4号） 「指定居宅介護の内容」とは、身体介護、通院等介助、家事援助、通院等のための乗車又は降車の介助（以下「通院等乗降介助」という。）のサービスの内容を指すものであること。</p> <p>② 支給決定障害者等から受領する費用の額（第4号） 指定居宅介護に係る利用者負担額のほかに、基準第21条第3項に規定する額を指すものであること（以下、他のサービス種類についても同趣旨）。</p> <p>③ 通常の実業の実施地域（第5号） 通常の実業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。 なお、通常の実業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないこと（以下、他のサービス種類についても同趣旨）。</p> <p>④ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合の当該障害の種類（第7号） 指定居宅介護事業者は、障害種別等にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の障害特性に応じた専門性に十分配慮する必要があることから、提供するサービスの専門性を確保するため、特に必要がある場合において、</p>

改正後	現 行
<p>(21) (略)</p>	<p>あらかじめ、障害種別により「主たる対象者」を定めることができることとしたものである。この場合、当該対象者から指定居宅介護の利用に係る申込みがあった場合には、正当な理由なく指定居宅介護の提供を拒んではならないものであること。（以下、他のサービス種類についても同趣旨）。</p> <p>⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項（第8号）</p> <p>「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定居宅介護事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 虐待の防止に関する責任者の選定 イ 成年後見制度の利用支援 ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など） <p>等を指すものであること（以下、他のサービス種類についても同趣旨）。</p> <p>(21) 介護等の総合的な提供（基準第32条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 基本方針 <ul style="list-style-type: none"> 基準第4条の基本方針等を踏まえ、指定居宅介護の事業運営に当た

改正後	現 行
	<p>っては、多種多様な居宅介護の提供を行うべき旨を明確化したものである。指定居宅介護は、生活全般にわたる援助を行うものであることから、指定居宅介護事業者は、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を総合的に提供しなければならない（通院等介助又は通院等乗降介助を行う指定居宅介護事業者についても、身体介護又は家事援助を総合的に提供しなければならない。）、また、指定居宅介護事業所により提供しているサービスの内容及び、身体介護のうち特定のサービス行為に偏ったり、家事援助のうち特定のサービス行為に偏ったり、通院等介助又は通院等乗降介助に限定されたりしてはならないこととしたものである。</p> <p>② 特定のサービスに偏ることの禁止</p> <p>サービス提供の実績から特定のサービス行為に偏っていることが明らかな場合に限らず、事業運営の方針、広告、従業員の勤務体制、当該事業者の行う他の事業との関係等の事業運営全般から判断して、特定のサービス行為に偏ることが明らかであれば、本条に抵触することとなる。この「偏ること」とは、特定のサービス行為のみを専ら行うことはもちろん、特定のサービス行為に係るサービス提供時間が月単位等一定期間中のサービス提供時間の大半を占めていれば、これに該当するものである。</p> <p>③ 指定の際の市町村への意見照会</p> <p>通院等乗降介助を行う指定居宅介護事業者について、都道府県知事が指定を行うに当たっては、事業所の所在地の市町村に対して意見を求めることとする（確認すべき事項等については、別に定める）。</p> <p>なお、基準第 32 条は、基準該当居宅介護事業者には適用されない。</p>

改正後	現 行
(22) (略)	<p>(22) 勤務体制の確保等（基準第 33 条）</p> <p>利用者に対する適切な指定居宅介護の提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。</p> <p>① 基準第 33 条第 1 項は、指定居宅介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすることを定めたものであること。</p> <p>② 同条第 2 項は、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供すべきことを規定したものであるが、指定居宅介護事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものであること。</p> <p>③ 同条第 3 項は、当該指定居宅介護事業所の従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該指定居宅介護事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。</p>
(23) (略)	<p>(23) 衛生管理等（基準第 34 条）</p> <p>指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定居宅介護事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。特に、指定居宅介護事業者は、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。</p>

改正後	現 行
<p>(24) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 同条第2項は、指定居宅介護事業者に対して、過去に当該指定居宅介護事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取することを義務付けたものであり、具体的には、指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、<u>従業者との雇用時等に取り決める</u>などの措置を講ずべきこととするものである。</p> <p>③ (略)</p>	<p>(24) 秘密保持等（基準第36条）</p> <p>① 基準第36条第1項は、指定居宅介護事業所の従業者及び管理者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。</p> <p>② 同条第2項は、指定居宅介護事業者に対して、過去に当該指定居宅介護事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取することを義務付けたものであり、具体的には、指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、<u>従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置く</u>などの措置を講ずべきこととするものである。</p> <p>③ 同条第3項は、従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報等を、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには、指定居宅介護事業者等は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。</p>
<p>(25) (略)</p>	<p>(25) 利益供与等の禁止（基準第38条）</p> <p>① 基準第38条第1項は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等による障害福祉サービス事業者等の紹介が公正中立に行われるよう、指定居宅介護事業者は、</p>

改正後	現 行
<p>(26) (略)</p>	<p>一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等に対し、利用者に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。</p> <p>② 同条第2項は、利用者による一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるよう、指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等から、当該事業所を利用する利用者やサービス提供が終了した利用者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない旨を規定したものである。</p> <p>(26) 苦情解決（基準第39条）</p> <p>① 基準第39条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。</p> <p>② 同条第2項は、苦情に対し指定居宅介護事業所が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定居宅介護事業所が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。</p> <p>また、指定居宅介護事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービ</p>

改正後	現 行
<p>(27) 事故発生時の対応（基準第 40 条）</p> <p>利用者が安心して指定居宅介護の提供を受けられるよう、指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村及び当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じ、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。</p> <p>このほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>① 利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定居宅介護事業者が定めておくことが望ましいこと。</p> <p><u>また、事業所に自動体外式除細動器（AED）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。なお、事業所の近隣にA E</u></p>	<p>スの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。</p> <p>③ 同条第 3 項は、住民に最も身近な行政庁である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要があることから、市町村が、指定居宅介護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。</p> <p>④ 同条第 7 項は、社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされたことを受けて、運営適正化委員会が行う同法第 85 条に規定する調査又はあっせんにとできるだけ協力することとしたものである。</p> <p>(27) 事故発生時の対応（基準第 40 条）</p> <p>利用者が安心して指定居宅介護の提供を受けられるよう、指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村及び当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じ、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。</p> <p>このほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>① 利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定居宅介護事業者が定めておくことが望ましいこと。</p>

改正後	現 行
<p><u>Dが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(28) (略)</p> <p>(29) (略)</p>	<p>② 指定居宅介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。</p> <p>③ 指定居宅介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成 14 年 3 月 28 日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）が示されているので、参考にされたい。</p> <p>(28) 会計の区分（基準第 41 条） 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものである。</p> <p>(29) 記録の整備（基準第 42 条） 基準第 42 条第 2 項により、指定居宅介護事業者は、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から 5 年間備えておかなければならないこととしたものである。</p> <p>① 指定居宅介護に関する記録 ア 基準第 19 条に規定する指定居宅介護の提供に係る記録 イ 基準第 26 条に規定する居宅介護計画 ウ 基準第 39 条に規定する苦情の内容等に係る記録</p> <p>② 基準第 29 条に規定する市町村への通知に係る記録</p>

改正後	現行
<p>(30) 準用（基準第 43 条）</p> <p>基準第 9 条から第 42 条までについては、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用されるものであることから、（1）から（29）まで（（3）の④を除く。）を参照されたい。</p> <p>また、基準第 9 条から第 31 条まで及び第 33 条から第 42 条までについては、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業に準用されるものであることから、（1）から（20）まで及び（22）から（29）までを参照されたい。</p> <p><u>4 共生型障害福祉サービスに関する基準</u></p> <p><u>（1）共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準（基準第 43 条の 2）</u></p> <p><u>共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者（以下「共生型居宅介護事業者」という。）の従業者の員数の取扱いは、指定居宅介護と同様であることから 1 の（1）から（3）を参照されたい。</u></p> <p><u>（2）共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準（基準第 43 条の 3）</u></p> <p><u>共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者（以下「共生型重度訪問介護事業者」という。）の従業者の員数の取扱いは、指定重度訪問介護と同様であることから 1 の（1）から（5）を参照されたい。</u></p> <p><u>（3）準用（基準第 43 条の 4）</u></p>	<p>(30) 準用（基準第 43 条）</p> <p>基準第 9 条から第 42 条までについては、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用されるものであることから、（1）から（29）までを参照されたい。</p> <p>また、基準第 9 条から第 31 条まで及び第 33 条から第 42 条までについては、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業に準用されるものであることから、（1）から（20）まで及び（22）から（29）までを参照されたい。</p> <p>（新設）</p>

改正後	現 行
<p><u>指定居宅介護の人員、設備及び運営に関する基準のうち、基準第4条（第3項及び第4項を除く。）</u>、<u>5条第2項及び第6条から第42条までについては、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護に準用されるものであることから、1の（1）から（29）（共生型重度訪問介護については（3）の④を除く。）</u>までを参照されたい。</p> <p><u>（4）共生型居宅介護事業者又は共生型重度訪問介護事業者が、同一の事業所において他のサービスを行う場合の人員の特例要件について</u> <u>共生型居宅介護事業者が、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定訪問介護の事業、第一号訪問事業又は移動支援事業を同一の事業所において行う場合及び共生型重度訪問介護事業者が、指定居宅介護、指定同行援護、指定行動援護、指定訪問介護の事業、第一号訪問事業又は移動支援事業を同一の事業所において行う場合の人員の特例の取扱いは、指定居宅介護又は指定重度訪問介護と同様であることから1の（8）を参照されたい。</u></p> <p><u>（5）共生型サービスと称することについて</u> <u>地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>法令上「共生型サービス」の対象とされているデイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ以外のサービス（例えば、障害福祉制度の共同生活援助と介護保険の認知症対応型共同生活介護）の両方の指定を受け一体的にサービス提供しているもの</u> ・ <u>障害福祉制度と介護保険の両方の基準を満たして両方の指定を受け一体的にサービス提供しているもの</u> 	

改正後	現 行
<p>・ <u>介護保険制度の基準を満たして指定を受け、かつ、障害福祉介護保険の基準該当サービスを活用して一体的にサービス提供しているもの</u></p> <p><u>についても「共生型サービス」と称することができること。</u></p> <p>5 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (略)</p>	<p>4 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(1) 従業者の員数（基準第 44 条）</p> <p>① 従業者の員数の取扱い</p> <p>基準該当居宅介護事業所における従業者の員数については、3人以上と定められたが、これについては、従業者の勤務時間の多寡にかかわらず員数として3人以上確保すれば足りるものである。ただし、各地域におけるサービス利用の状況や利用者の数等を考慮し、適切な員数の職員を確保するものとする。その他については、指定居宅介護事業所の場合と同趣旨であるため、第三の1の（1）及び（2）に準じて取り扱うべきものである。</p> <p>なお、サービス提供責任者については、常勤である必要はないが、指定居宅介護における配置に準じて配置することが望ましい。</p> <p>② 離島その他の地域の取扱い</p> <p>離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準（地域）については、下記の地域である（「厚生労働大臣が定める離島その他の地域」（平成 18 年厚生労働省告示第 540 号）を参照）。</p> <p>ア 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号） 第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域</p> <p>イ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号） 第 1 条</p>

改正後	現 行
	<p>に規定する奄美群島</p> <p>ウ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村</p> <p>エ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する小笠原諸島</p> <p>オ 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 号に規定する離島</p> <p>カ その他、「厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第 6 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域」（平成 12 年厚生省告示第 53 号）により定める地域</p> <p>(2) 管理者（基準第 45 条） 指定居宅介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第三の 1 の（3）を参照されたい。ただし、管理者は常勤である必要はないことに留意すること。</p> <p>(3) 設備及び備品等（基準第 46 条） 基準第 46 条は、基準該当居宅介護事業所の設備及び備品等についての規定であるが、指定居宅介護事業所の場合と基本的に同趣旨であるため、第三の 2 を参照されたい。</p> <p>(4) 同居家族に対するサービス提供の制限（基準第 47 条） 基準第 47 条第 1 項各号に定める場合に限り、同居家族である利用者</p>

改正後	現 行
	<p>に対するサービス提供を例外的に認めることを定めたものである。</p> <p>特に、同条第1項第1号にあるとおり、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定居宅介護による居宅介護だけでは必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めた地域において認められるものであり、市町村は、その運用に際して次に掲げる点に留意するとともに、当該地域における指定居宅介護の確保に努めることとする。</p> <p>① 市町村は、同居家族に対する居宅介護を行おうとする従業者が所属する基準該当居宅介護事業所から、居宅介護計画の写し等、同居家族に対する居宅介護が認められるための要件が満たされていることを確認できる書類を届け出させ、これに基づき基準該当居宅介護としての実施を認めるものとする。</p> <p>② 市町村は、いったん認めた同居家族に対する居宅介護について、事後的にその要件を満たしていないと認めるときは、特例介護給付費の支給を行わず、又は既に支給した特例介護給付費の返還を求めるものとする。</p> <p>③ 市町村は、同条第1項各号に規定する要件に反した居宅介護が行われている場合の是正の指導のほか、当該同居家族に対して行われている居宅サービスとして、当該従業者による居宅介護のほか、他の居宅サービスが適切に組み合わせられているかどうか等を点検し、状況に応じて必要な助言を当該同居家族及び基準該当居宅介護事業者に対して行うものとする。</p> <p>④ 同条第1項第3号に規定する、従業者が同居家族の居宅介護に従事する時間の合計時間が当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計</p>

改正後	現 行
	<p>時間の概ね2分の1を超えないという要件は、同居家族の居宅介護が「身内の世話」ではなく、「居宅介護事業所の従業者による介護」として行われることを担保する趣旨で設けられたものであるが、こうした趣旨を踏まえつつ、当該市町村の居宅介護の基盤整備の状況など地域の実情に応じて、当該要件をある程度の幅をもって運用することは差し支えないものとする。</p> <p>(5) 準用（基準第48条）</p> <p>① 基準該当居宅介護</p> <p>指定居宅介護の運営に関する基準のうち、第4条1項及び第9条から第42条まで（第21条第1項、第22条、第23条第1項、第27条、第32条及び第43条を除く。）の規定は、基準該当居宅介護に準用されるものであるから、第三の3の（1）から（29）まで（（11）の①、（12）、（13）の①及び（21）を除く。）を参照されたい。</p> <p>② 基準該当重度訪問介護、基準該当同行援護及び基準該当行動援護</p> <p>指定居宅介護の運営に関する基準のうち第4条第2項、第3項及び第4項並びに第9条から第42条（第21条第1項、第22条、第23条第1項、第27条、第32条及び第43条を除く。）並びに基準該当居宅介護に関する基準のうち第44条から第47条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業に準用されるものであることから、第三の3の（1）から（29）まで（（11）の①、（12）、（13）の①及び（21）を除く。）及び第三の4の（1）から（4）までを参照されたい。</p> <p>なお、基準該当重度訪問介護事業所のサービス提供責任者について</p>

改正後	現 行
<p>第四 療養介護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>は、常勤である必要はないが、指定重度訪問介護における配置に準じて配置することが望ましい。</p> <p>第四 療養介護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 医師（基準第 50 条第 1 項第 1 号） 医師については、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 65 条第 4 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準以上であれば足りるものであること。</p> <p>(2) 看護職員（基準第 50 条第 1 項第 2 号） 指定療養介護事業所において置くべき看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。）の員数については、指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 2 で除した数以上とする。当該看護職員の員数は、原則として、療養介護を行う病棟において、障害者入院基本料等の診療報酬を算定する上で必要とされる看護職員の員数（当該病棟において、療養介護の対象とならない入院患者がいる場合には、当該入院患者を除き必要とされる看護職員の員数以上とする。）とするが、診療報酬の算定対象となる看護職員の員数では、同号の規定を満たすことができない場合には、診療報酬の算定対象とはならない看護職員を充てることにより、当該規定を満たしていれば足りること。</p> <p>(3) 生活支援員（基準第 50 条第 1 項第 3 号）</p>

改正後	現行
<p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>生活支援員の員数については、指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上とする。ただし、看護職員が、(2)により必要とされる看護職員の員数を満たしている場合には、当該必要数を超えて配置されている看護職員の員数を生活支援員の員数に含めることが可能であること。</p> <p>(4) サービス管理責任者（基準第50条第1項第4号） サービス管理責任者は、利用者に対する効果的かつ適切な指定療養介護を行う観点から、適切な方法により、利用者の解決すべき課題を把握した上で、療養介護計画の作成及び提供した指定療養介護の客観的な評価等を行う者であり、指定療養介護事業所ごとに、利用者の数に応じて必要数を置くこととしたものである。</p> <p>(5) 指定療養介護の単位等</p> <p>① サービス提供の単位（基準第50条第3項） 指定療養介護の単位とは、1日を通じて、同時に、一体的に提供される指定療養介護をいうものであり、次の要件を満たす場合に限り、複数の指定療養介護の単位を設置することができる。</p> <p>ア 指定療養介護が階を隔てるなど、同時に、2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているとはいえないこと。</p> <p>イ 指定療養介護の単位ごとの利用定員が20人以上であること。</p> <p>ウ 指定療養介護の単位ごとに必要とされる従業者が確保されていること。</p>

改正後	現 行
	<p>② サービス提供単位ごとの従業者の配置（基準第 50 条第 4 項） 指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者を確保するとは、指定療養介護の単位ごとに生活支援員について、当該指定療養介護の提供時間帯に当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものである（例えば専従する生活支援員の場合、その員数は 1 人となるが提供時間帯の 2 分の 1 ずつの時間専従する生活支援員の場合は、その員数としては 2 人が必要となる）。</p> <p>③ 常勤の従業員の配置（基準第 50 条第 5 項） 同一事業所で複数の指定療養介護の単位を設置する場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者（サービス管理責任者を除く。）が必要となるものである。</p> <p>④ 従業者の員数に関する特例（基準第 50 条第 7 項及び第 8 項） 18 歳以上の障害児入所施設入所者が、平成 24 年 4 月 1 日以降も引き続き必要なサービスを受けることができるよう、療養介護の指定に当たっての特例として、指定療養介護事業者が、指定医療型障害児入所施設の指定を受け、指定療養介護と指定入所支援（児童福祉法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指定入所支援をいう。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法に基づく指定医療型障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 16 号）第 52 条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、療養介護の人員に関する基準を満たしているも</p>

改正後	現 行
<p>(6) サービス管理責任者と他の職務との兼務について（基準第 50 条第 6 項）</p> <p>指定療養介護事業所の従業者（医師及び看護職員を除く。）は、原則として専従でなければならず、職種間の兼務は認められるものではない。サービス管理責任者についても、療養介護計画の作成及び提供した指定療養介護の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、原則として、サービス管理責任者と直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者でなければならない。</p> <p>ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、サービス管理責任者が指定療養介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。この場合においては、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上、当該サービス管理責任者の当該他の職務に係る勤務時間を算入することはできないものとする。</p> <p>また、1人のサービス管理責任者は、最大利用者 60 人までの療養介護計画の作成等の業務を行うことができることとしていることから、この範囲で、指定療養介護事業所のサービス管理責任者が、指定宿泊型自立訓練事業所、指定自立生活援助事業所、指定共同生活援助事業所、日</p>	<p>のとみなすことができるものである。</p> <p>また、児童福祉法による指定発達支援医療機関についても、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、療養介護の人員に関する基準をみたしているものとみなすことができるものである。</p> <p>(6) サービス管理責任者と他の職務との兼務について（基準第 50 条第 6 項）</p> <p>指定療養介護事業所の従業者（医師及び看護職員を除く。）は、原則として専従でなければならず、職種間の兼務は認められるものではない。サービス管理責任者についても、療養介護計画の作成及び提供した指定療養介護の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、原則として、サービス管理責任者と直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者でなければならない。</p> <p>ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、サービス管理責任者が指定療養介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。この場合においては、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上、当該サービス管理責任者の当該他の職務に係る勤務時間を算入することはできないものとする。</p> <p>また、1人のサービス管理責任者は、最大利用者 60 人までの療養介護計画の作成等の業務を行うことができることとしていることから、この範囲で、指定療養介護事業所のサービス管理責任者が、指定宿泊型自立訓練事業所、指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指</p>

改正後	現行
<p data-bbox="219 212 1108 435">中サービス支援型指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者又は大規模な指定障害福祉サービス事業所等において、専従かつ常勤のサービス管理責任者1人に加えて配置すべきサービス管理責任者を兼務することは差し支えない。</p> <p data-bbox="219 499 1108 627">(例) 利用者の数が20人の指定療養介護事業所におけるサービス管理責任者が、利用者の数が10人の指定宿泊型自立訓練事業所におけるサービス管理責任者と兼務する場合</p> <p data-bbox="181 691 315 722">(7) (略)</p>	<p data-bbox="1187 212 2076 387">定共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者又は大規模な指定障害福祉サービス事業所等において、専従かつ常勤のサービス管理責任者1人に加えて配置すべきサービス管理責任者を兼務することは差し支えない。</p> <p data-bbox="1187 499 2076 627">(例) 利用者の数が20人の指定療養介護事業所におけるサービス管理責任者が、利用者の数が10人の指定宿泊型自立訓練事業所におけるサービス管理責任者と兼務する場合</p> <p data-bbox="1149 691 1496 722">(7) 管理者（基準第51条）</p> <p data-bbox="1187 738 1417 770">① 管理者の専従</p> <p data-bbox="1216 786 2076 962">指定療養介護事業所の管理者は、原則として、専ら当該指定療養介護事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該指定療養介護事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。</p> <p data-bbox="1216 978 2076 1058">ア 当該指定療養介護事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合</p> <p data-bbox="1216 1074 2076 1249">イ 当該指定療養介護事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該指定療養介護事業所の管理業務に支障がないと認められる場合</p> <p data-bbox="1187 1313 1473 1345">② 管理者の資格要件</p>

改正後	現 行
<p>2 (略)</p> <p>3 (略) (略)</p>	<p>指定療養介護事業所は病院であることから、指定療養介護事業所の管理者は医師でなければならない。</p> <p>2 設備に関する基準（基準第 52 条）</p> <p>指定療養介護事業所とは、指定療養介護を提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として、一の建物につき、一の事業所とし、指定療養介護の単位を複数設ける場合については、指定療養介護の単位ごとに当該指定療養介護を実施するために必要な設備を備えるものであること。</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 契約支給量の報告等（基準第 53 条）</p> <p>① 指定療養介護事業者は、入院又は退院に際しては、支給決定障害者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、指定療養介護の内容、当該指定療養介護事業者が当該支給決定障害者に提供する月当たりの指定療養介護の提供日数（契約支給量）、契約日等の必要な事項を記載すること。なお、当該契約に係る指定療養介護の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定療養介護の日数を記載することとしたものである。</p> <p>② 基準第 53 条第 2 項は、指定療養介護事業者は、①の規定による記載をした場合には、遅滞なく市町村に対して、当該記載事項を報告することとしたものである。</p> <p>(2) サービスの提供の記録（基準第 53 条の 2）</p>

改正後	現 行
	<p>① 基準第 53 条の 2 第 1 項は、利用者及び指定療養介護事業者が、その時点での指定療養介護の利用状況等を把握できるようにするため、指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際には、当該療養介護の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項についての記録を適切に行うことができる場合においては、これらの事項について後日一括して記録することも差し支えないこととしたものである。</p> <p>② 利用者の確認</p> <p>基準第 53 条の 2 第 2 項は、同条第 1 項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。</p> <p>(3) 利用者負担額等の受領（基準第 54 条）</p> <p>① 利用者負担額の受領等</p> <p>指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第三の 3 の (11) の①、④及び⑤を参照されたい。なお、療養介護医療費についても同様である。</p> <p>② 法定代理受領を行わない場合</p> <p>基準第 54 条第 2 項は、指定療養介護事業者が法第 29 条第 4 項に規定する法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際には、支給決定障害者から、当該指定療養介護につき、利用者負担額のほか介護給付費（療養介護医療費を含む。）の額の支払を受けるものとする事としたものである。</p> <p>③ その他受領が可能な費用の範囲</p>

改正後	現 行
	<p>同条第3項は、指定療養介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、</p> <p>ア 日用品費</p> <p>イ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることとし、介護給付費の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。</p> <p>なお、イの具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18年12月6日障発第1206002号当職通知）によるものとする。</p> <p>(4) 利用者負担額等に係る管理（基準第55条）</p> <p>指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額及び療養介護医療に係る利用者負担額を算定しなければならないこととされたが、その具体的な取扱いについては、別に通知するところによるものとする。</p> <p>(5) 介護給付費の額に係る通知等（基準第56条）</p> <p>① 基準第56条第1項は、指定療養介護事業者は、市町村から法定代理受領を行う指定療養介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費の額を</p>

改正後	現 行
	<p>通知することとしたものである。</p> <p>② 同条第2項は、基準第54条第2項の規定による額の支払を受けた場合には、提供した指定療養介護の内容、費用の額その他利用者が介護給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならないこととしたものである。</p> <p>(6) 指定療養介護の取扱方針（基準第57条）</p> <p>① 基準第57条第2項に規定する支援上必要な事項とは、指定療養介護計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものである。</p> <p>② 同条第3項は、指定療養介護事業者は、自らその提供する指定療養介護の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する事業者としての質の改善を図らなければならないこととしたものである。</p> <p>(7) 療養介護計画の作成等（基準第58条）</p> <p>① 療養介護計画</p> <p>基準第58条においては、サービス管理責任者が作成すべき療養介護計画について規定している。</p> <p>療養介護計画は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定障害福祉サービスの目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した書面である。</p> <p>また、療養介護計画は、利用者の置かれている環境及び日常生活全</p>

改正後	現 行
	<p>般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。</p> <p>② サービス管理責任者の役割</p> <p>サービス管理責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定療養介護事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、療養介護計画の原案を作成し、以下の手順により療養介護計画に基づく支援を実施するものである。</p> <p>ア 利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、療養介護計画の原案について意見を求めること</p> <p>イ 当該療養介護計画の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること</p> <p>ウ 利用者へ当該療養介護計画を交付すること</p> <p>エ 当該療養介護計画の実施状況の把握及び療養介護計画の見直すべきかどうかについての検討（当該検討は少なくとも6月に1回以上行われ、必要に応じて療養介護計画の変更を行う必要があること。）を行うこと</p> <p>(8) サービス管理責任者の責務（基準第59条）</p> <p>サービス管理責任者は、療養介護計画の作成のほか、次の業務を担うものである。</p> <p>① 利用申込みに際し、当該利用者に係る他の障害福祉サービス等の提供状況の把握を行うこと</p>

改正後	現 行
	<p>② 指定療養介護事業所を退院し、自立した日常生活を営むことが可能かどうか、定期的に点検するとともに、自立した日常生活を営むことが可能と認められる利用者に対し、地域生活への移行へ向けた支援を行うこと</p> <p>③ 他の従業者に対して、指定療養介護の提供に係る技術的な指導及び助言を行うこと</p> <p>(9) 相談及び援助（基準第 60 条） 基準第 60 条は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的にサービスを利用する利用者の生活の質の向上を図ることを趣旨とするものである。</p> <p>(10) 機能訓練（基準第 61 条） 基準第 61 条に規定する機能訓練は、作業療法士又は理学療法士等が行う機能訓練に限るものではなく、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練を含むものであり、これらについても十分配慮しなければならない。</p> <p>(11) 看護及び医学的管理の下における介護（基準第 62 条） ① 利用者への配慮 指定療養介護の提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、療養介護計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって介護を提</p>

改正後	現 行
	<p>供し、又は必要な支援を行うものとする。</p> <p>② 排せつの介護</p> <p>排せつの介護は、利用者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。</p> <p>また、利用者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施するものとする。</p> <p>(12) その他のサービスの提供（基準第 63 条）</p> <p>① レクリエーションの実施</p> <p>指定療養介護事業所は、画一的なサービスを提供するのではなく、利用者が自らの趣味や嗜好に応じた活動を通じて充実した日常生活を送ることができるよう、野外活動や芸術鑑賞等のレクリエーション行事の実施に努めなければならないこととしたものである。</p> <p>② 利用者の家族との連携</p> <p>基準第 63 条第 2 項は、指定療養介護事業所は利用者の家族に対し、指定療養介護事業所の会報の送付、当該事業所が実施する行事への参加呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととする。また、利用者や家族の面会の場所や時間等についても、利用者やその家族に配慮したものとするよう努めなければならない。</p>

改正後	現 行
	<p>(13) 緊急時等の対応（基準第 64 条）</p> <p>指定療養介護事業所は、現に指定療養介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、その他の専門医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならないこととしたものである。</p> <p>(14) 支給決定障害者に関する市町村への通知（基準第 65 条）</p> <p>法第 8 条第 1 項の規定により、市町村は、偽りその他不正な手段によって自立支援給付費の支給を受けた者がいるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることにかんがみ、指定療養介護事業者は、その利用者が偽りその他不正な手段によって自立支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、自立支援給付費の適正化の観点から遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならないこととしたものである。</p> <p>(15) 管理者の責務（基準第 66 条）</p> <p>指定療養介護事業所の管理者の責務として、指定療養介護事業所の従業員の管理及び指定療養介護事業所の業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定療養介護事業所の従業者に基準第三章第四節（運営に関する基準）の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。</p> <p>(16) 運営規程（基準第 67 条）</p>

改正後	現 行
	<p>指定療養介護事業所の適正な運営及び利用者に対する適切な指定療養介護の提供を確保するため、基準第 67 条第 1 号から第 10 号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定療養介護事業所ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p> <p>① 利用定員（第 3 号）</p> <p>利用定員は、指定療養介護の事業の専用の病室のベッド数と同数とすること。なお、複数の指定療養介護の単位が設置されている場合にあつては、当該指定療養介護の単位ごとに利用定員を定める必要があること。</p> <p>② 指定療養介護の内容及び支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額（第 4 号）</p> <p>「指定療養介護の内容」とは、年間行事・レクリエーション及び日課等を含めたサービスの内容を指すものであること。また、「支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額」とは、基準第 54 条第 3 項により支払を受けることが認められている費用の額を指すものであること。</p> <p>③ サービスの利用に当たっての留意事項（第 5 号）</p> <p>利用者が指定療養介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（入院期間中の生活上のルール、設備の利用上の注意事項等）を指すものであること。</p> <p>④ 非常災害対策（第 7 号）</p> <p>基準第 70 条に規定する非常災害対策に関する具体的計画を指すものであること。</p> <p>⑤ その他運営に関する重要事項（第 10 号）</p>

改正後	現 行
	<p>利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続及び苦情解決の体制等について定めておくことが望ましい。</p> <p>(17) 勤務体制の確保等（基準第 68 条）</p> <p>利用者に対する適切な指定療養介護の提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意するものとする。</p> <p>① 基準第 68 条第 1 項は、指定療養介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表（生活支援員の勤務体制を指定療養介護の単位等により 2 以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。</p> <p>② 同条第 2 項は、指定療養介護事業所は原則として、当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供すべきであるが、調理業務、洗濯等の利用者に対するサービス提供に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。</p> <p>③ 同条第 3 項は、指定療養介護事業所の従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該指定療養介護事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することを定めたものであること。</p> <p>(18) 定員の遵守（基準第 69 条）</p> <p>利用者に対する指定療養介護の提供に支障が生ずることのないよう、</p>

改正後	現 行
	<p>原則として、指定療養介護事業所が定める利用定員（指定療養介護の事業の専用の病室のベッド数）を超えた利用者の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた利用者の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該指定療養介護事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能とすることとしたものである。</p> <p>① 1日当たりの利用者の数</p> <p>ア 利用定員50人以下の指定療養介護事業所の場合</p> <p>1日当たりの利用者の数（複数の指定療養介護の単位が設置されている場合にあつては、当該指定療養介護の単位ごとの利用者の数。イ及び②において同じ。）が、利用定員（複数の指定療養介護の単位が設置されている場合にあつては、当該指定療養介護の単位ごとの利用定員。イ及び②において同じ。）に110%を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>イ 利用定員51人以上の指定療養介護事業所の場合</p> <p>1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に105%を乗じて得た数に、55を加えて得た数以下となっていること。</p> <p>② 過去3月間の利用者の数</p> <p>過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に105%を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>(19) 非常災害対策（基準第70条）</p> <p>① 非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的計画の策定、関係機</p>

改正後	現 行
	<p>関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策に万全を期さなければならないこととしたものである。</p> <p>② 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）その他法令等に規定された設備を指しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。</p> <p>③ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 3 条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第 8 条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。</p> <p>④ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。</p> <p>(20) 衛生管理等（基準第 71 条）</p> <p>指定療養介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じるべきことを規定したものであり、このほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>① 指定療養介護事業者は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求め</p>

改正後	現 行
	<p>るとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。</p> <p>③ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。</p> <p>(21) 身体拘束等の禁止（基準第 73 条）</p> <p>利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>(22) 地域との連携等（基準第 74 条）</p> <p>指定療養介護事業所が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等の連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。</p> <p>(23) 記録の整備（基準第 75 条）</p> <p>指定療養介護事業所においては、従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しておく必要があること。なお、指定療養介護の提供に関する諸記録のうち、基準第 75 条第 2 項に規定するものについては、当該指定療養介護事業所において、当該療養介護を提供し</p>

改正後	現 行
<p>第五 生活介護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) (略)</p>	<p>た日から、少なくとも5年以上保存しておかなければならないとしたものである。</p> <p>(24) 準用（基準第76条）</p> <p>基準第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第36条、第37条第1項及び第38条から第40条までの規定は指定療養介護の事業について準用されるものであることから、第三の3の(1)、(3)（②を除く。）、(4)、(6)、(7)、(10)及び(24)から(27)までを参照されたい。</p> <p>第五 生活介護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 医師（基準第78条第1項第1号）</p> <p>日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う医師を、指定生活介護の利用者の障害の特性等に応じて必要数を配置しなければならないものであること。なお、この場合の「必要数を配置」とは、嘱託医を確保することをもって、これを満たすものとして取り扱うことも差し支えない。また、指定生活介護事業所において看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱いとすることができることとする。</p>

改正後	現 行
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員（基準第 78 条第 1 項 第 2 号）</p> <p>これらの従業者については、指定生活介護の単位ごとに、前年度の利用者の数の平均値及び障害支援区分に基づき、次の算式により算定される平均障害支援区分に応じて、常勤換算方法により必要数を配置するものであること。</p> <p>なお、平均障害支援区分の算定に当たっては、利用者の数から、法附則第 22 条第 1 項に規定する特定旧法受給者（以下「特定旧法受給者」という。）、平成 18 年 9 月 30 日において現に障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成 22 年法律第 71 号）による改正前の児童福祉法第 42 条に規定する知的障害児施設、同法第 43 条の 3 に規定する肢体不自由児施設及び同法第 43 条の 4 に規定する重症心身障害児施設を利用していた者又は平成 18 年 9 月 30 日において現に同法第 7 条第 6 項及び旧身体障害者福祉法第 18 条第 2 項に規定する指定医療機関に入院していた者であつて、指定生活介護の対象に該当しないものは除かれる（第 553 号告示参照）。</p> <p>(算式)</p> $\frac{\{(2 \times \text{区分} 2 \text{ に該当する利用者の数}) + (3 \times \text{区分} 3 \text{ に該当する利用者の数}) + (4 \times \text{区分} 4 \text{ に該当する利用者の数}) + (5 \times \text{区分} 5 \text{ に該当する利用者の数}) + (6 \times \text{区分} 6 \text{ に該当する利用者の数})\}}{\text{総利用者数}}$ <p>なお、平均障害支援区分の算出に当たって、小数点以下の端数が生じ</p>

改正後	現 行
<p>(3) (略)</p> <p>(4) サービス管理責任者（基準第78条第1項第3号） 指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の1の(4)を参照されたい。なお、サービス管理責任者と他の職務との兼務については、次のとおり取り扱うものとする。 指定生活介護事業所の従業者は、原則として専従でなければならない、職種間の兼務は認められるものではない。サービス管理責任者についても、生活介護計画の作成及び提供した指定生活介護の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、原則として、サービス管理責任者と直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者でなければならない。</p>	<p>る場合には、小数点第2位以下を四捨五入することとする。 また、看護職員及び生活支援員については、それぞれについて、最低1人以上配置するとともに、必要とされる看護職員及び生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない。</p> <p>(3) 機能訓練指導員（基準第78条第4項） 理学療法士及び作業療法士を確保することが困難な場合には、看護師のほか、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、言語聴覚士の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な訓練を行う能力を有する者をもって代えることができるものであること。 また、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、指定生活介護事業所の生活支援員が兼務して行っても差し支えない。</p> <p>(4) サービス管理責任者（基準第78条第1項第3号） 指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の1の(4)を参照されたい。なお、サービス管理責任者と他の職務との兼務については、次のとおり取り扱うものとする。 指定生活介護事業所の従業者は、原則として専従でなければならない、職種間の兼務は認められるものではない。サービス管理責任者についても、生活介護計画の作成及び提供した指定生活介護の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、原則として、サービス管理責任者と直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者でなければならない。</p>

改正後	現行
<p>ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、サービス管理責任者が指定生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。この場合においては、原則として、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上、当該サービス管理責任者の当該他の職務に係る勤務時間を算入することはできないものであるが、当該指定生活介護事業所の利用定員が 20 人未満である場合には、当該他の職務に係る勤務時間を算入することが可能であること。</p> <p>なお、この例外的な取扱いの適用を受けるため、定員規模を細分化することは認められないものであることに留意されたい。</p> <p>また、1 人のサービス管理責任者は、最大利用者 60 人までの生活介護計画の作成等の業務を行うことができることとしていることから、この範囲で、指定生活介護事業所のサービス管理責任者が、指定宿泊型自立訓練事業所、<u>指定自立生活援助事業所</u>、<u>指定共同生活援助事業所</u>、<u>且中サービス支援型指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u>に置くべきサービス管理責任者又は大規模な指定障害福祉サービス事業所等において、専従かつ常勤のサービス管理責任者 1 人に加えて配置すべきサービス管理責任者を兼務することは差し支えない。</p> <p>(例) 利用者の数が 20 人の指定生活介護事業所におけるサービス管理責任者が、利用者の数が 10 人の指定宿泊型自立訓練事業所におけるサービス管理責任者と兼務する場合</p> <p>(5) (略)</p>	<p>ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、サービス管理責任者が指定生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。この場合においては、原則として、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上、当該サービス管理責任者の当該他の職務に係る勤務時間を算入することはできないものであるが、当該指定生活介護事業所の利用定員が 20 人未満である場合には、当該他の職務に係る勤務時間を算入することが可能であること。</p> <p>なお、この例外的な取扱いの適用を受けるため、定員規模を細分化することは認められないものであることに留意されたい。</p> <p>また、1 人のサービス管理責任者は、最大利用者 60 人までの生活介護計画の作成等の業務を行うことができることとしていることから、この範囲で、指定生活介護事業所のサービス管理責任者が、指定宿泊型自立訓練事業所若しくは指定共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者又は大規模な指定障害福祉サービス事業所等において、専従かつ常勤のサービス管理責任者 1 人に加えて配置すべきサービス管理責任者を兼務することは差し支えない。</p> <p>(例) 利用者の数が 20 人の指定生活介護事業所におけるサービス管理責任者が、利用者の数が 10 人の指定宿泊型自立訓練事業所におけるサービス管理責任者と兼務する場合</p> <p>(5) 指定生活介護の単位（基準第 78 条第 3 項） 指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の 1 の (5) を参照さ</p>

改正後	現 行
<p>(6) (略)</p> <p>2 設備に関する基準（基準第 81 条） (略)</p>	<p>りたい。なお、指定生活介護事業所において、複数の指定生活介護の単位を設置する場合にあつては、それぞれの単位ごとに平均障害支援区分を算定し、これに応じた従業者をそれぞれ必要数を配置する必要があること。</p> <p>(6) 管理者（基準第 80 条） 指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の 1 の（7）の①を参照されたい。</p> <p>2 設備に関する基準（基準第 81 条）</p> <p>(1) 指定生活介護事業所 指定生活介護事業所とは、指定生活介護を提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として一の建物につき、一の事業所とするが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に向いて指定生活介護を提供する場合については、これらを事業所の一部（出張所）とみなして設備基準を適用するものである。</p> <p>(2) 訓練・作業室等の面積及び数 指定生活介護事業所における訓練・作業室等、面積や数の定めのない設備については、利用者の障害の特性や機能訓練又は生産活動の内容等に応じて適切な指定生活介護が提供されるよう、適当な広さ又は数の設備を確保しなければならないものとする。例えば、指定生活介護事業所における生産活動について、複数種類の活動を行う場合には、当該活動</p>

改正後	現 行
<p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) (略)</p>	<p>の種類ごとに訓練・作業室を区分するとともに、それぞれの活動に適した設備と広さを確保する必要があること。</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 利用者負担額等の受領（基準第 82 条）</p> <p>① 利用者負担額の受領等</p> <p>指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第三の 3 の (11) の①、②、④及び⑤を参照されたい。</p> <p>② その他受領が可能な費用の範囲</p> <p>基準第 82 条第 3 項は、指定生活介護事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、</p> <p>ア 食事の提供に要する費用</p> <p>イ 創作活動に係る材料費</p> <p>ウ 日用品費</p> <p>エ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの の支払を受けることができることとし、介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。</p> <p>なお、エの具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206002 号当職通知）によるものとする。</p>

改正後	現 行
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) 介護（基準第 83 条）</p> <p>指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の 3 の（11）を参照されたい。</p> <p>なお、基準第 83 条第 5 項に規定する「常時 1 人以上の従業者を介護に従事させる」とは、適切な介護を提供できるように介護に従事する生活支援員等の勤務体制を定めておくとともに、2 以上の生活支援員等の勤務体制を組む場合（複数の指定生活介護の単位を設置し、指定生活介護を提供する場合を含む。）は、それぞれの勤務体制において常時 1 人以上の常勤の生活支援員等の配置を行わなければならないものである。</p> <p>また、指定生活介護の提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に組むものとする。</p>
<p>(3) (略)</p>	<p>(3) 生産活動（基準第 84 条）</p> <p>生産活動を実施するに当たっては、次の事項について留意すること。</p> <p>① 生産活動の内容（基準第 84 条第 1 項）</p> <p>生産活動の内容については、地域の実情、製品及びサービスの需給状況及び業界の動向を常時把握するよう努めるほか、利用者の心身の状況、利用者本人の意向、適性、障害の特性、能力などを考慮し、多種多様な生産活動の場を提供できるように努めなければならないものとしたものである。</p> <p>② 生産活動による利用者の疲労軽減等への配慮（基準第 84 条第 2 項）</p> <p>指定生活介護事業者は、生産活動の機会を提供するに当たっては、利用者の障害の特性、能力などに配慮し、生産活動への参加が利用者の過重な負担とならないよう、生産活動への従事時間の工夫、休憩時</p>

改正後	現 行
<p>(4) (略)</p>	<p>間の付与、効率的に作業を行うための設備や備品の活用等により、利用者の負担ができる限り軽減されるよう、配慮しなければならないものである。</p> <p>③ 障害特性を踏まえた工夫（基準第 84 条第 3 項） 指定生活介護事業者は、生産活動の機会を提供するに当たり、実施する生産活動の能率の向上が図られるよう常に作業設備、作業工具、作業の工程などの改善に努めなければならないものである。</p> <p>④ 生産活動の安全管理（基準第 84 条第 4 項） 指定生活介護事業者は、生産活動の機会を提供するに当たっては、利用者が行う生産活動の安全性を確保するため、必要な措置を講ずる義務があるものである。</p> <p>(4) 工賃の支払（基準第 85 条） 指定生活介護事業者は、生産活動に従事している利用者に、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、この場合の指定生活介護事業所における会計処理については、社会福祉法人が設置する指定生活介護事業所の場合は、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成 23 年 7 月 27 日雇児発 0727 第 1 号、社援発 0727 第 1 号、老発 0727 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を、社会福祉法人以外の法人が設置する指定生活介護事業所の場合は、「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（平成 18 年 10 月 2 日社援発第 1002001 号社会・援護局長通知）を参照されたい。</p>

改正後	現 行
<p>(4) の2 <u>職場への定着のための支援等の実施（基準第85の2条）</u></p> <p><u>指定生活介護事業者は、当該指定生活介護を受けて、企業等に新たに雇用された障害者が円滑に職場に定着できるよう、障害者が就職してから、少なくとも6月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者等と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適合への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援等を行うこと。</u></p> <p><u>なお、就職後6月間経過後は、当該指定生活介護事業所と一体的に就労定着支援事業を実施している場合は、当該就労定着支援事業所による職場への定着のための支援を実施する。また、当該指定生活介護事業所において就労定着支援事業を実施していない場合は、当該指定生活介護事業所以外で実施する就労定着支援事業所又は障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関により、利用者に対する適切な職場への定着のための相談支援等が継続的に行われるよう、当該就労支援機関と必要な調整を行わなければならない。</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(5) 食事の提供（基準第86条）</p> <p>① 栄養管理等</p> <p>食事の提供は、利用者の支援に極めて重要なものであることから、指定生活介護事業所が食事の提供を行う場合については、提供する手段によらず、年齢や障害の特性に応じて、適切な栄養量及び内容の食事を確保するため、栄養士等による栄養管理が行われる必要があるほか、次の点に留意して行うものとする。</p>

改正後	現 行
<p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 運営規程 (基準第 89 条) (略)</p>	<p>ア 利用者の嗜好、年齢や障害の特性に配慮するとともに、できるだけ変化に富み、栄養のバランスに配慮したものであること。</p> <p>イ 調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。</p> <p>ウ 適切な衛生管理がなされていること。</p> <p>② 外部委託との関係 食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えないが、指定生活介護事業者は、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行わなければならないものである。</p> <p>(6) 健康管理 (基準第 87 条) 利用者の健康管理は、保健所等との連絡の上、医師又は看護職員その他適当な者を健康管理の責任者とし、利用者の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を講じることとしたものである。</p> <p>(7) 支給決定障害者に関する市町村への通知 (基準第 88 条) 指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の 3 の (14) を参照されたい。</p> <p>(8) 運営規程 (基準第 89 条) 指定生活介護事業所の適正な運営及び利用者に対する適切な指定生活介護の提供を確保するため、基準第 89 条第 1 号から第 12 号までに掲</p>

改正後	現 行
<p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>その他運営に関する重要事項 (第 12 号)</u> <u>障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 (平成 29 年厚生労働省告示第 116 号) 第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」 (平成 29 年 7 月 7 日付け障</u> <u>障発第 0707 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知) の 2 の (1) で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。</u></p>	<p>げる事項を内容とする規程を定めることを指定生活介護事業所ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p> <p>① 利用定員 (第 4 号) 利用定員は、指定生活介護事業所において同時に指定生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。なお、複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあつては、当該指定生活介護の単位ごとに利用定員を定める必要があること。</p> <p>② 通常の事業の実施地域 (第 6 号) 通常の事業の実施地域は客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないこと。 また、指定生活介護事業所へは利用者が自ら通うことを基本としているが、障害の程度等により自ら通所することが困難な利用者に対しては、円滑な指定生活介護の利用が図られるよう、指定生活介護事業所が送迎を実施するなどの配慮を行う必要があること。 (新設)</p>

改正後	現 行
(9) (略)	(9) 衛生管理等（基準第 90 条） 指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の 3 の（19）を参照されたい。
(10) (略)	(10) 協力医療機関等（基準第 91 条） 協力医療機関は、指定生活介護事業所から近距離にあることが望ましいものであること。
(11) (略)	(11) 準用（基準第 93 条） ① 第 9 条から第 17 条まで、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 57 条から第 60 条まで、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで及び第 73 条から第 75 条までの規定は、指定生活介護の事業に準用されることから、第三の 3 の（1）、（3）から（7）まで（（3）の②を除く。）、（9）、（10）、（12）、（13）、（17）及び（24）から（28）まで並びに第四の 3 の（6）から（9）まで、（15）、（17）、（19）及び（21）から（23）までを参照されたい。 ② また、基準第 93 条の規定により準用される第 10 条については、次のとおり取り扱うものとする。 ア 契約支給量等の受給者証への記載 指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、当該指定生活介護の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当た

改正後	現 行
	<p>りの指定生活介護の提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項を記載すること。</p> <p>なお、当該契約に係る指定生活介護の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定生活介護の量を記載することとしたものである。</p> <p>イ 契約支給量</p> <p>同条第2項は、受給者証に記載すべき契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えてはならないこととしたものである。</p> <p>ウ 市町村への報告</p> <p>同条第3項は、指定生活介護事業者は、①の規定による記載をした場合には、遅滞なく市町村に対して、当該記載事項を報告するとともに、当該利用者が退所する場合には、その理由等を報告しなければならないこととしたものである。</p> <p>③ 同条の規定により準用される第69条については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>利用者に対する指定生活介護の提供に支障が生ずることのないよう、原則として、指定生活介護事業所が定める利用定員（指定生活介護事業所において同時に指定生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限）を超えた利用者の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた利用者の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該指定生活介護事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能とすることとしたものである。</p>

改正後	現 行
<p>4 共生型障害福祉サービスに関する基準</p> <p><u>(1) 共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等、指定通所介護事業者等、指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準（基準 93 条の 2、第 93 条の 3 及び第 93 条の 4）</u></p> <p>生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」と</p>	<p>ア 1日当たりの利用者の数</p> <p>(I) 利用定員 50 人以下の指定生活介護事業所の場合</p> <p>1日当たりの利用者の数（複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあつては、当該指定生活介護の単位ごとの利用者の数。（II）及びイにおいて同じ。）が、利用定員（複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあつては、当該指定生活介護の単位ごとの利用定員。（II）及びイにおいて同じ。）に 150% を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>(II) 利用定員 51 人以上の指定生活介護事業所の場合</p> <p>1日当たりの利用者の数が、利用定員から 50 を差し引いた数に 125% を乗じて得た数に、75 を加えて得た数以下となっていること。</p> <p>イ 過去 3 月間の利用者の数</p> <p>過去 3 月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 125% を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>ただし、定員 11 人以下の場合は、過去 3 月間の利用者の延べ数が、定員の数に 3 を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p><u>いう。)の事業を行う児童福祉法による指定児童発達支援事業者、指定放課後等デイサービス事業者、介護保険法による指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が満たすべき基準は、次のとおりであること。</u></p> <p>① <u>従業者の員数</u></p> <p><u>指定児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業所、指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下この号において「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が、共生型生活介護を受ける利用者（障害者）の数を含めて当該指定児童発達支援事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。</u></p> <p><u>なお、共生型生活介護の管理者と指定児童発達支援等の管理者を兼務することは差し支えないこと。</u></p> <p>② <u>設備</u></p> <p><u>指定児童発達支援事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。ただし、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の場合は、必要な設備等について障害者が使用するものに適したものとするよう配慮すること。</u></p> <p><u>なお、当該設備については、共生型サービスは障害者、障害児及び</u></p>	

改正後	現行
<p><u>要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害者、障害児又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。</u></p> <p><u>③ 指定生活介護事業所その他の関係施設から、指定児童発達支援事業所等が障害者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p><u>(2) 準用（基準第93条の5）</u></p> <p><u>① 基準第93条の5の規定により、基準第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第51条、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第77条、第79条及び前節（第93条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用されるものであるため、第3の3の(1)から(7)まで、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、(24)から(28)まで、第4の2、第4の3の(6)から(9)まで、(15)、(17)から(19)まで、(21)から(23)まで、第5の3（(11)を除く）を参照されたいこと。</u></p> <p><u>② ①により準用される第10条については、第五の3の(11)の②のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p><u>③ ①により準用される基準58条で定める生活介護計画について、指定児童発達支援事業所等にサービス管理責任者が配置されていない場合については、生活介護計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、障害児支援や高齢者介護の提供に係る計画等の作成</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>に関し経験のある者や、障害児支援や高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に児童発達支援管理責任者又は介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。</u></p> <p>④ <u>①により準用される基準第 67 条第 3 号及び第 69 条については、第五の 3 の (11) の③のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p><u>この場合において、共生型生活介護の利用定員は、共生型生活介護の指定を受ける指定児童発達支援事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限とする。なお、当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。</u></p> <p><u>(例) 定員 20 人の場合、利用日によって、共生型生活介護の利用者が 10 人、指定通所介護等の利用者が 10 人であっても、共生型生活介護の利用者が 5 人、指定通所介護等の利用者が 15 人であっても、差し支えない。</u></p> <p><u>(3) その他の共生型サービスについて</u></p> <p><u>高齢者と障害者・障害児に一体的にサービス提供するものであって、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、障害福祉制度と介護保険制度の両方の基準を満たして両方の指定を受けているもの</u> <u>・ 法令上「共生型サービス」の対象とされているデイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ以外のサービス（例えば、障害福</u> 	

改正後	現 行
<p><u>祉制度の共同生活援助と介護保険制度の認知症対応型共同生活介護)について、障害福祉制度と介護保険制度の両方の指定を受けているもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>介護保険制度の基準を満たして指定を受け、かつ、障害福祉制度の基準該当サービスを活用して一体的にサービス提供しているもの</u>についても「共生型サービス」であり、地域共生社会の実現に向け、これらの推進も図られることが望ましいこと。 <p>(4) その他の留意事項</p> <p><u>多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定している。</u></p> <p><u>このため、同じ場所において、サービスを時間によって障害者、障害児に分けて提供する場合（例えば、午前中に障害者に対して生活介護、午後に要介護者に対して通所介護を提供する場合）は、各サービスの提供時間において、各制度の共生型の特例による基準によらず、各サービスの基準を満たしてサービス提供すること。</u></p> <p><u>5 基準該当障害福祉サービスに関する基準</u> (略)</p>	<p>4 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(1) 基準該当生活介護の基準（基準第94条）</p> <p>基準該当生活介護は、介護保険法による指定通所介護事業者が、その地域において指定生活介護事業所が少ないなど、指定生活介護を受けることが困難な障害者に対して、指定通所介護を提供した場合をいうもの</p>

改正後	現 行
	<p>であり、基準該当生活介護事業所が満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積が当該指定通所介護事業所の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。（基準第94条第2号）</p> <p>② 指定通所介護事業所の従業者の員数が、基準該当生活介護を受ける利用者の数を含めて当該指定通所介護事業所の利用者の数とした場合に、当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。なお、指定通所介護事業所は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定通所介護事業者は指定通所介護事業所の従業者のうち、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省告示第544号）に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に、「サービス管理責任者研修事業の実施について」（平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき実施される「サービス管理責任者研修」（介護分野）及び「相談支援従事者研修事業の実施について」（平成18年4月21日障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修」のうち「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」別表第一に定める内容のみを行う研修（以下「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」という。）の受講を促すこととし、研修修了者が指定通所介護事業所を利用する障害者の生活介護</p>

改正後	現行
	<p>計画を作成することが望ましい。（基準第 94 条第 3 号）</p> <p>③ 指定生活介護事業所その他の関係施設から、指定通所介護事業所が障害者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。（基準第 94 条第 4 号）</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（基準第 94 条の 2）</p> <p>介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が、その地域において、指定生活介護事業所が少ないなど、指定生活介護を受けることが困難な障害者に対して、指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第 62 条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第 170 条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）を提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護等を基準該当生活介護とみなすこととし、この場合の基準該当生活介護事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準</p>

改正後	現 行
	<p>第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「指定通所支援基準」という。)第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第 71 条の 4 において準用する指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第 34 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成 15 年厚生労働省令第 132 号。以下「特区省令」という。)第 4 条第 1 項の規定に基づき自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数を上限とし、29 人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第 63 条第 7 項に規定する「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」をいう。以下同じ。)にあっては、18 人)以下とすること。(基準第 94 条の 2 第 1 号)</p> <p>② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービス</p>

改正後	現 行
	<p>の利用者の数と第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第 71 条の 4 において準用する指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第 4 条第 1 項の規定に基づき自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を 1 日当たりの上限とし、登録定員の 2 分の 1 から 15 人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12 人）までの範囲内とすること。ただし、登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等における通いサービスの利用定員の上限は次のとおりであること。（基準第 94 条の 2 第 2 号）</p> <p>ア 登録定員が 26 人又は 27 人の場合、16 人</p> <p>イ 登録定員が 28 人の場合、17 人</p> <p>ウ 登録定員が 29 人の場合、18 人</p> <p>③ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。（基準第 94 条の 2 第 3 号）</p> <p>④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第 71 条の 4 において準用する指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第 4 条第 1 項の規定に基づき自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障</p>

改正後	現 行
<p>第六 短期入所</p> <p>1 (略)</p>	<p>害者及び障害児の数の合計数を含めて当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所等は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規模多機能型居宅介護事業者等は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等に配置する介護支援専門員に、「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される「サービス管理責任者研修」（介護分野）及び「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が指定小規模多機能型居宅介護事業所等を利用する障害者の生活介護計画を作成することが望ましい。（基準第94条の2第4号）</p> <p>⑤ 指定生活介護事業所その他の関係施設から、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が障害者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。（基準第94条の2第5号）</p> <p>(3) 準用（基準第95条）</p> <p>基準第82条第2項から第6項までの規定は、基準該当生活介護の事業に準用されるものであることから、第五の3の(1)(第三の3の(11)の①を参照する部分を除く。)を参照されたい。</p> <p>第六 短期入所</p> <p>1 事業所の種類</p> <p>指定短期入所の事業は、次の(1)から(3)までのいずれかによるも</p>

改正後	現 行
	<p>のとする。</p> <p>(1) 併設事業所</p> <p>併設事業所とは、指定障害者支援施設、児童福祉施設その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる入所施設（以下この第六において「指定障害者支援施設等」という。）に併設され、指定短期入所の事業を行う事業所として当該指定障害者支援施設等と一体的に運営を行う事業所をいう。併設事業所は、従業者の勤務体制を含め、併設される指定障害者支援施設等（以下「併設本体施設」という。）の事業に支障が生じない場合であって、かつ、専ら指定短期入所の用に供される居室において、指定短期入所を提供する場合に限り、実施できるものである。</p> <p>なお、「その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設」には、指定宿泊型自立訓練事業所、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「指定宿泊型自立訓練事業所等」という。）を含むものとする。</p> <p>(2) 空床利用型事業所</p> <p>空床利用型事業所とは、利用者に利用されていない指定障害者支援施設等の全部又は一部の居室において、指定短期入所の事業を行う事業所をいう。</p> <p>(3) 単独型事業所</p> <p>単独型事業所とは、指定障害者支援施設等（指定宿泊型自立訓練事業所等を除く。）以外の施設であって、利用者に利用されていない入浴、</p>

改正後	現行
<p>2 (略)</p>	<p>排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設の居室において、指定短期入所の事業を行う事業所をいう。</p> <p>2 人員に関する基準</p> <p>(1) 従業者の員数 (基準第 115 条)</p> <p>① 併設事業所の場合 (第 115 条第 1 項)</p> <p>ア 指定障害者支援施設等 (指定宿泊型自立訓練事業所等を除く。) が指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合</p> <p>併設事業所に置くべき従業員の員数は、指定短期入所の利用者の数を、併設本体施設の利用者の数とみなした上で、当該併設本体施設として必要とされる数以上とする。</p> <p>この場合の「当該併設本体施設として必要とされる数」とは、当該指定障害者支援施設等の指定基準又は最低基準において必要とされる人数をいうものである。</p> <p>イ 指定宿泊型自立訓練事業所等が指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合は、(i) 又は (ii) に掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じそれぞれ (i) 又は (ii) に掲げる数とする。</p> <p>(i) 指定宿泊型自立訓練事業所等が指定短期入所と同時に指定宿泊型自立訓練、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する時間帯においては、当該指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数及び当該併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定宿泊型自立訓練事業所等に</p>

改正後	現行
	<p>おける生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上とする。</p> <p>(ii) 指定宿泊型自立訓練事業所等が指定短期入所を提供する時間帯であって、(i)に掲げる時間以外の時間においては、当該日の利用者の数が6名以下の場合においては1以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者を配置することとし、当該日の利用者の数が7以上の場合においては、1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上とする。</p> <p>② 空床利用型事業所の場合（第115条第2項） 空床利用型事業所に置くべき従業者の員数は、①を準用する。 なお、介護保険法による指定短期入所生活介護事業所又は基準該当短期入所生活介護事業所について、空床利用型事業所として指定する場合における当該空床利用型事業所に置くべき従業者の員数は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）第121条第1項各号に掲げる指定短期入所生活介護事業所に置くべき従業者の員数を確保していれば足りること。</p> <p>③ 併設事業所及び空床利用型事業所におけるその他の留意事項 日中、自立訓練（機能訓練）のみを行っている指定障害者支援施設に併設する指定短期入所事業所において、障害の程度が著しく重度の利用者を受け入れる場合など、併設本体施設又は指定障害者支援施設等として置くべき従業者の職種又は員数から、適切な指定短期入所の提供が困難である場合には、①又は②の規定にかかわらず、他の指定障害福祉サービス事業所等との連携を図りつつ、医師及び看護職員も含</p>

改正後	現 行
	<p>め、必要な職種及び員数の従業者が確保されるよう努めること。</p> <p>④ 単独型事業所の場合（第 115 条第 3 項）</p> <p>ア 指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定宿泊型自立訓練事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援 A 型事業所、指定就労継続支援 B 型事業所、指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は児童福祉法第 21 条の 5 の 15 第 1 項に規定する障害児通所支援事業所（以下この④において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業（単独型事業所に係るものに限る。）を行う場合は、（i）又は（ii）に掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じそれぞれ（i）又は（ii）に掲げる数とする。</p> <p>（i）指定生活介護事業所等において行われる指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労継続支援 A 型、指定就労継続支援 B 型、指定共同生活援助、外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第 21 条の 5 の 15 第 1 項に規定する障害児通所支援事業所のサービス提供時間においては、当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上とする。</p> <p>（ii）指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、（i）に掲げる時間以外の時間においては、当該日の利</p>

改正後	現 行
<p>3 (略)</p>	<p>用者の数が6名以下の場合においては1以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者を配置することとし、当該日の利用者の数が7以上の場合においては、1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上とする。</p> <p>イ 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合はアの(ii)を準用する。</p> <p>ウ ア及びイに掲げる生活支援員又はこれに準ずる従業者を配置した場合であっても、障害の程度が著しく重度の利用者を受け入れる場合等については、他の指定障害福祉サービス事業所等との連携を図りつつ、利用者の状況に応じた適切な指定短期入所の提供が行われるよう、生活支援員のほか、医師及び看護職員も含め、必要な職種に従業者が確保されるよう努めること。</p> <p>(2) 管理者（基準第116条） 指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の1の(7)の①を参照されたい。</p> <p>3 設備に関する基準</p> <p>(1) 併設事業所の場合（基準第117条第2項） 指定短期入所事業所の設備は、指定短期入所の運営上及びサービス提供上、当然設けなければならないものであるが、併設事業所にあつては、併設本体施設の設備を利用することにより、指定短期入所事業所の効果的な運営が図られ、かつ、当該指定短期入所事業所の利用者及び当該併</p>

改正後	現 行
<p>4 運営に関する基準 (1) (略)</p>	<p>設本体施設の利用者のサービス提供に支障がない場合には、併設本体施設の設備を指定短期入所の事業の用に供することができる。ただし、併設本体施設の居室を指定短期入所の用に供することは認められない。</p> <p>(2) 空床利用型事業所の場合（同条第3項） 空床利用型事業所の設備については、その居室を利用する指定障害者支援施設等として必要とされる設備を有することで足りるものとしたものである。</p> <p>(3) 単独型事業所の場合（同条第4項） 単独型事業所を設置して指定短期入所を行う場合、その設備の基準は基準第117条第5号のとおりである。</p> <p>4 運営に関する基準 (1) 指定短期入所の開始及び終了（基準第118条） ① 利用期間 指定短期入所事業者は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により施設への短期間の入所を必要とする者を対象に、指定短期入所を提供するものとしたものであるが、これは、指定短期入所は、いたずらに長期間利用することがないように、客観的な利用者の生活状況等を踏まえ、より適切な入所期間とすること。 ② 保健医療機関等との連携 基準第118条第2項は、利用者が指定短期入所の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、指定短期入所事業者</p>

改正後	現 行
<p>(4) (略)</p> <p>(5) サービスの提供 (基準第 122 条)</p> <p>① サービス提供の基本方針</p> <p>指定短期入所の提供に当たっては、利用者の家庭環境等を十分踏まえ、自立している機能の低下が起きないようにするとともに、残存機能の維持又は向上が図られるよう、適切な技術をもって支援する</p>	<p>基準第 120 条第 3 項は、指定短期入所事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、</p> <p>ア 食事の提供に要する費用</p> <p>イ 光熱水費</p> <p>ウ 日用品費</p> <p>エ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることとし、介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。</p> <p>なお、エの費用の具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて (平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206002 号当職通知) によるものとする。</p> <p>(4) 指定短期入所の取扱方針 (基準第 121 条)</p> <p>基準第 121 条第 2 項に規定するサービスの提供方法等とは、指定短期入所の内容や利用期間内の行事及び日課等も含むものである。</p> <p>(5) サービスの提供 (基準第 122 条)</p> <p>① サービス提供の基本方針</p> <p>指定短期入所の提供に当たっては、利用者の家庭環境等を十分踏まえ、自立している機能の低下が起きないようにするとともに、残存機能の維持又は向上が図られるよう、適切な技術をもって支援するこ</p>

改正後	現 行
<p>こと。</p> <p><u>また、同一法人内の複数の指定短期入所事業所において、同一利用者へ短期入所が提供される場合、その利用者の状態や意向等を踏まえることなく、当該事業所間で短期入所が繰り返されることは望ましくない。</u></p> <p>なお、サービスの実施に当たっては、利用者の人格に十分に配慮して実施するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p>	<p>と。</p> <p>なお、サービスの実施に当たっては、利用者の人格に十分に配慮して実施するものとする。</p> <p>② 入浴の実施</p> <p>基準第 122 条第 2 項で定める入浴の実施に当たっては、利用者の心身の状況を踏まえて適切な方法により実施するものとする。</p> <p>なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。</p> <p>③ 食事の提供</p> <p>ア 栄養管理等</p> <p>同条第 4 項及び第 5 項に定める食事の提供は、利用者の支援に極めて重要なものであることから、指定短期入所事業所が食事の提供を行う場合については、提供する手段によらず、年齢や障害の特性に応じて、適切な栄養量及び内容の食事を確保するため、栄養士等による栄養管理が行われる必要があるほか、次の点に留意して行うものとする。</p> <p>(Ⅰ) 利用者の嗜好、年齢や障害の特性に配慮するとともに、できるだけ変化に富み、栄養のバランスに配慮したものであること</p> <p>(Ⅱ) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、そ</p>

改正後	現 行
<p>(6) 運営規程（基準第 123 条） （略）</p> <p>① 利用定員（第 3 号）</p> <p>② <u>その他運営に関する重要事項（第 10 号）</u> <u>障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成 29 年 7 月 7 日付け障 障発第 0707 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の 2 の（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。</u></p>	<p>の実施状況を明らかにしておくこと。 (Ⅲ) 適切な衛生管理がなされていること。</p> <p>イ 外部委託との関係 食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えないが、指定短期入所事業者は、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行わなければならないものである。</p> <p>(6) 運営規程（基準第 123 条） 指定短期入所の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定短期入所の提供を確保するため、基準第 123 条第 1 号から第 10 号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定短期入所事業所ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p> <p>・ 利用定員（第 3 号） 空床利用型事業所を除く短期入所事業所にあつては、利用定員は指定短期入所の事業の専用の居室のベッド数と同数とすること。 （新設）</p>

改正後	現 行
<p>(7) (略)</p>	<p>(7) 定員の遵守 (基準第 124 条)</p> <p>指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の 3 の (17) を参照されたい。なお、この場合の指定短期入所事業所が定める利用定員は次のとおりとする。</p> <p>① 併設事業所の場合 併設事業所が行う指定短期入所の専用の用に供される居室のベッド数</p> <p>② 空床利用型事業所の場合 指定障害者支援施設等の居室のベッド数</p> <p>③ 単独型事業所の場合 単独型事業所が行う指定短期入所の専用の用に供される居室のベッド数</p>
<p>(8) (略)</p>	<p>(8) 準用 (基準第 125 条)</p> <p>第 9 条、第 11 条から第 17 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 29 条、第 36 条から第 42 条まで、第 60 条、第 66 条、第 68 条、第 70 条、第 71 条、第 73 条、第 74 条、第 87 条及び第 90 条から第 92 条までの規定は、指定短期入所の事業について準用されるものであることから、第三の 3 の (1)、(3) から (7) まで ((3) の②を除く。)、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、(18) 及び (24) から (29) まで並びに第四の 3 の (9)、(15)、(17)、(19)、(20)、(21) 及び (22) 並びに第五の 3 の (6)、(9) 及び (10) を参照されたい。</p>

改正後	現 行
<p>5 <u>共生型障害福祉サービスに関する基準</u></p> <p>(1) <u>共生型短期入所を行う指定短期入所生活介護事業者等及び指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準（基準第 125 条の 2、第 125 条の 3）</u> <u>共生型短期入所にかかる共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う介護保険法による指定短期入所生活介護事業者、指定介護予防短期入所生活介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が満たすべき基準は、次のとおりであること。</u></p> <p>① <u>従業者の員数</u> <u>指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下この号において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、共生型短期入所を受ける利用者（障害児者）の数を含めて当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。</u> <u>なお、共生型短期入所の管理者と指定短期入所生活介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えないこと。</u></p> <p>② <u>設備に関する基準</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現行
<p><u>指定短期入所生活介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。</u></p> <p><u>なお、当該設備については、共生型サービスは障害者、障害児及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害者、障害児又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。</u></p> <p><u>③ 指定短期入所事業所その他の関係施設から、指定短期入所生活介護事業所等が障害児者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p><u>(2) 準用（基準第125条の4）</u></p> <p><u>基準第125条の4の規定により、基準第9条、第11条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第29条、第36条から第42条まで、第51条、第60条、第66条、第68条から第70条まで、第73条、第74条、第87条、第90条から第92条まで、第114条及び前節（第124条及び第125条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用されるものであるため、第3の3の(1)、(3)から(7)まで、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、(18)、(24)から(29)まで、第4の1の(7)、第4の3の(9)まで、(15)、(17)から(19)まで、(21)、(22)、第5の3の(6)、(9)、(10)、第6の4（(7)、(8)を除く）を参照されたいこと。</u></p> <p><u>なお、基準第123条第3号の規定について、共生型短期入所の利用定員は、共生型短期入所の指定を受ける指定短期入所生活介護事業所等に</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>において同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限とする。なお、当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者数に変動があっても差し支えないこと。</u></p> <p><u>(例) 定員5人の場合、利用日によって、共生型短期入所の利用者が4人、指定短期入所生活介護等の利用者が1人であっても、共生型短期入所の利用者が2人、指定短期入所生活介護等の利用者が3人であっても、差し支えない。</u></p> <p><u>(3) その他の共生型サービスについて</u> <u>生活介護と同様であるので、第5の4の(5)を参照されたい。</u></p> <p><u>6 基準該当障害福祉サービスの基準</u></p>	<p>5 基準該当障害福祉サービスの基準</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（第125条の2） 介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者等が、その地域において、指定短期入所事業所が少ないなど、指定短期入所を受けることが困難な障害者及び障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護等の宿泊サービスを提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護等の宿泊サービスを基準該当短期入所とみなすこととし、この場合の基準該当短期入所事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 指定小規模多機能型居宅介護事業者等であって、第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援と見なされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指</p>

改正後	現 行
	<p>定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスと見なされる通いサービス又は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービスを提供するものであること。</p> <p>② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の 1 日当たりの上限とし、通いサービスの利用定員の 3 分の 1 から 9 人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6 人）までの範囲内とすること</p> <p>③ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね 7.43 ㎡以上であること。</p> <p>④ 指定短期入所事業所、障害児入所施設その他の関係施設から、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が障害者及び障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(2) 準用（第 125 条の 3）</p> <p>第 120 条第 2 項から第 6 項までの規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。</p>

改正後	現行
<p>第七 重度障害者等包括支援</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 従業者の員数（基準第 127 条）</p> <p>① サービス提供責任者</p> <p>基準第 127 条第 2 項及び第 3 項は、指定重度障害者等包括支援事業者は、複数の障害福祉サービスを必要とする重度の利用者の多様なニーズに対して、臨機応変に対応することが求められ、適切な重度障害者等包括支援計画の作成や総合的なサービス調整が必要であることから、指定重度障害者等包括支援事業者ごとに、次のいずれの要件にも該当するサービス提供責任者を 1 人以上置かなければならないこととしたものである。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ（略）</p>	<p>第七 重度障害者等包括支援</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 従業者の員数（基準第 127 条）</p> <p>① サービス提供責任者</p> <p>基準第 127 条第 2 項及び第 3 項は、指定重度障害者等包括支援事業者は、複数の障害福祉サービスを必要とする重度の利用者の多様なニーズに対して、臨機応変に対応することが求められ、適切な重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下「サービス利用計画」という。）の作成や総合的なサービス調整が必要であることから、指定重度障害者等包括支援事業者ごとに、次のいずれの要件にも該当するサービス提供責任者を 1 人以上置かなければならないこととしたものである。</p> <p>ア 相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）第 3 条第 2 項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）第 3 条並びに児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）第 3 条に規定する相談支援専門員をいう。）であること。</p> <p>イ 重度障害者等包括支援利用対象者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する</p>

改正後	現 行
<p>② 管理者との兼務</p> <p>配置されるサービス提供責任者のうち、1人以上は常勤でなければならない。<u>なお、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないものであること。また、指定重度障害者等包括支援事業所が、指定計画相談を行う場合において、指定計画相談に従事する相談支援専門員が、サービス提供責任者を兼務することなども差し支えないものであること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>る基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表第8の重度障害者等包括支援サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者をいう。以下同じ。）に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他これに準ずる業務に3年以上従事した経験を有する者であること。</p> <p>なお、その際の必要な実務経験については、業務の範囲通知のうち重度障害者等包括支援利用対象者に関するもの又はこれと同等であると都道府県知事が認める業務とし、併せて、従事した期間は、業務の範囲通知に基づき、3年に換算して認定するものとする。</p> <p>② 管理者との兼務</p> <p>配置されるサービス提供責任者のうち、1人以上は<u>専任かつ</u>常勤でなければならない<u>が</u>、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないものであること。</p> <p>(2) 準用（基準第128条）</p> <p>基準第6条については、指定重度障害者等包括支援の事業に準用されるものであることから、第三の1の(3)を参照されたい。</p> <p>2 設備に関する基準（基準第129条）</p> <p>基準第8条第1項については、指定重度障害者等包括支援の事業に準用</p>

改正後	現 行
<p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>されるものであることから、第三の2の(1)から(4)までを参照されたい。</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 実施主体(基準第130条)</p> <p>指定重度障害者等包括支援として提供される障害福祉サービスの内容及び当該サービスの質等については、指定重度障害者等包括支援事業者が責任を負う仕組みとしている。このため、当該指定重度障害者等包括支援事業者に求められる資質を確保する観点から、当該指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者(指定療養介護事業者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業者を除く。)又は指定障害者支援施設であることを、指定の要件としたものである。</p> <p>(2) 事業所の体制(基準第131条)</p> <p>① 基準第131条第1項は、指定重度障害者等包括支援事業所においては、重度の利用者が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その時々での支援の度合等に応じて必要となる複数の障害福祉サービスを臨機応変に組み合わせて提供する必要がある、緊急時等における利用者のニーズを即座に反映することが可能となるような体制を確保しなければならないこととしたものである。</p> <p>② 同条第2項は、重度障害者等包括支援事業所が、複数の障害福祉サービスを組み合わせて提供するものであることにかんがみ、自ら又は第三者に委託することにより、最低2以上の障害福祉サービス</p>

改正後	現行
<p>(3) 障害福祉サービスの提供に係る基準（基準第 132 条）</p> <p>指定重度障害者等包括支援事業者が、指定重度障害者等包括支援として提供されるサービスの内容、当該サービスの質等について責任を負う仕組みであることから、必ずしも指定重度障害者等包括支援事業所によりサービスが提供される必要はないが、提供される障害福祉サービスに応じて、それぞれ次の要件を満たすこととしたものである。</p> <p>① 生活介護、自立訓練、就労移行支援、<u>就労継続支援</u>、<u>就労定着支援</u>及び<u>自立生活援助</u>については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第</p>	<p>を提供できる体制を確保しなければならないこととしたものである。</p> <p>③ 同条第 3 項は、指定重度障害者等包括支援事業所の利用者に病状の急変が生じた場合等において、適切かつ速やかに対応するため、当該指定重度障害者等包括支援事業所の利用者の状況等に応じて、適当と認められる医療機関（当該指定重度障害者等包括支援事業所が事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関、利用者の主治医、その他必要と考えられる医療機関）との協力体制を確保することを規定したものである。なお、これらの医療機関は、当該指定重度障害者等包括支援事業所から近距離にあることが望ましい。</p> <p>(3) 障害福祉サービスの提供に係る基準（基準第 132 条）</p> <p>指定重度障害者等包括支援事業者が、指定重度障害者等包括支援として提供されるサービスの内容、当該サービスの質等について責任を負う仕組みであることから、必ずしも指定重度障害者等包括支援事業所によりサービスが提供される必要はないが、提供される障害福祉サービスに応じて、それぞれ次の要件を満たすこととしたものである。</p> <p>① 生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 177 号）の規定を満たしている</p>

改正後	現行
<p>177号)の規定を満たしていること。</p> <p>② 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護については、同居家族によるサービス提供ではないこと。なお、これらの障害福祉サービスの提供をする者については、<u>重度障害者等包括支援計画</u>に定められた支援を適切に遂行する能力を有すると認められる者であれば足り、研修修了等の資格要件は問わないものであること。</p> <p>③ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>重度障害者等包括支援計画</u>の作成(基準第134条)</p> <p>① 基本方針</p> <p><u>重度障害者等包括支援計画は、サービス等利用計画に位置づけられた障害福祉サービスにおいて行う具体的なサービスの内容等(居宅介護における居宅介護計画や生活介護における個別支援計画等をいう。以下②において同じ。)に加え、利用者の状態等により発生するニーズに応じて柔軟に支援ができるような体制の確保や、急な支援内容の変更に伴う具体的な調整方法、緊急時における対応方法等を記載した書面である。</u></p>	<p>こと。</p> <p>② 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護については、同居家族によるサービス提供ではないこと。なお、これらの障害福祉サービスの提供をする者については、<u>サービス利用計画</u>に定められた支援を適切に遂行する能力を有すると認められる者であれば足り、研修修了等の資格要件は問わないものであること。</p> <p>③ 短期入所及び共同生活援助(外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。)については、基準の規定を満たしていること。</p> <p>(4) 指定重度障害者等包括支援の取扱方針(基準第133条)</p> <p>基準133条第3項は、指定重度障害者等包括支援事業者自らが、指定重度障害者等包括支援として提供する障害福祉サービスに係る利用者や家族の満足度等について常に評価・点検をすることにより、サービスの改善及び質の向上を図らなければならないとしたものである。</p> <p>(5) <u>サービス利用計画</u>の作成(基準第134条)</p> <p>① 基本方針</p> <p><u>サービス利用計画は、利用者の日常生活全般を支援する観点に立つて作成することが重要であることから、その作成に当たっては、利用者及びその家族についてのアセスメント(利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握することをいう。以下同じ。)に基づき、指定重度障害者等包括支援として提供する障害福祉サービス</u></p>

改正後	現 行
<p><u>なお、利用者のサービス等利用計画を作成した相談支援専門員が、当該利用者の重度障害者等包括支援計画を作成することは適当でない点に留意すること。</u></p> <p>② 作成の手順</p> <p><u>サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援の支給決定を受けた障害者が利用を開始する時点において、速やかに、当該障害者のサービス等利用計画に位置付けられた障害福祉サービスの各担当者（以下「担当者」という。）と調整し、①の内容をとりまとめし、その内容について利用者及びその家族等に説明を行い、遅滞なく交付すること。</u></p> <p>(削る)</p> <p>③ 解決すべき課題の適切な把握</p> <p>指定重度障害者等包括支援においては、障害福祉サービスを組み合</p>	<p><u>以外の保健医療サービス、地域生活支援事業等の市町村が一般施策として行うサービス又は当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めサービス利用計画に位置付けることにより総合的な計画となるよう努めること。</u></p> <p>② 作成の手順</p> <p><u>サービス提供責任者は、効果的かつ実現可能な質の高いサービス利用計画を作成する観点から、各障害福祉サービスにおける共通の目標を達成するため、具体的に何ができるかなどについて、サービス利用計画原案に位置付けた障害福祉サービスの各担当者（以下「担当者」という。）からなるサービス担当者会議の開催又は当該担当者への照会等を通じ、専門的な見地からの意見を踏まえることが重要である。なお、サービス提供責任者は、利用者の状態を分析し、必要に応じてサービス担当者会議を開催すること。</u></p> <p>③ <u>利用者の意向の尊重</u></p> <p><u>サービス利用計画に位置付ける障害福祉サービスの選択は、利用者自身が行うことが基本であり、また、当該サービス利用計画は利用者の希望を尊重して作成されなければならない。このため、当該サービス利用計画の作成に当たっては、これに位置付ける障害福祉サービスの種類及び内容について、利用者の希望を尊重するとともに、作成されたサービス利用計画についても、その内容について利用者及びその家族等に説明を行い、遅滞なく交付することを義務付けたものである。</u></p> <p>④ 解決すべき課題の適切な把握</p> <p>指定重度障害者等包括支援においては、障害福祉サービスを組み合</p>

改正後	現行
<p>わせることにより、利用者の解決すべき課題に即した適切なサービスを利用者に提供し続けることが重要である。このため、サービス提供責任者は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、<u>重度障害者等包括支援計画の作成後</u>においても、利用者、その家族、<u>サービス等利用計画を作成した指定計画相談事業所</u>及び当該指定重度障害者等包括支援として障害福祉サービスを行う者との連絡を緊密に行うことにより、<u>サービスの提供状況</u>や利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて<u>サービス等利用計画の変更の勧奨</u>や、<u>重度障害者等包括支援計画の見直し</u>を行うものとする</p> <p>(6) (略)</p>	<p>わせることにより、利用者の解決すべき課題に即した適切なサービスを利用者に提供し続けることが重要である。このため、サービス提供責任者は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、<u>サービス利用計画の作成後</u>においても、利用者、その家族及び当該指定重度障害者等包括支援として障害福祉サービスを行う者との連絡を緊密に行うことにより、<u>サービス利用計画の実施状況</u>や利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて<u>サービス利用計画の変更</u>を行うものとする。</p> <p>(6) 運営規程（基準第 135 条）</p> <p>指定重度障害者等包括支援の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な障害福祉サービスの提供を確保するため、基準第 135 条第 1 号から第 9 号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定重度障害者等包括支援事業所ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p> <p>① 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数（第 3 号）</p> <p>指定重度障害者等包括支援事業所におけるサービス提供責任者の配置状況及び事業所の体制等を勘案し、あらかじめ指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数を定めておく必要があること。</p> <p>② 指定重度障害者等包括支援の内容（第 4 号）</p> <p>「指定重度障害者等包括支援の内容」とは、当該指定重度障害者等包括支援事業所が、自ら又は第三者に委託することにより指定重度障害者等包括支援として提供可能な障害福祉サービスのサービスの内</p>

改正後	現行
<p>(7) (略)</p> <p>第八 自立訓練（機能訓練）</p> <p>1 人員に関する基準</p>	<p>容を指すものであること。</p> <p>③ 事業の主たる対象とする利用者（第7号）</p> <p>指定重度障害者等包括支援の対象者は、Ⅰ類型からⅢ類型に分類される（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日付け障発第1031001号当職通知）第二の2の（8）の①参照。）が、これらの類型ごとに対象者像は大きく異なり、サービス利用計画を作成する上で、サービス提供責任者に求められる専門性が異なる場合も想定されるため、サービス提供責任者の適性や配置状況等によっては、専門性を確保する観点から、事業の主たる対象を、これらの類型のうち一部に特定して事業を実施することも差し支えないこと。</p> <p>(7) 準用（基準第136条）</p> <p>基準第9条から第21条まで、第23条、第28条、第29条、第34条から第42条まで及び第66条の規定は、重度障害者等包括支援に準用されるものであることから、第三の3の（1）から（11）まで（（3）の②を除く。）、（13）、（17）、（18）及び（23）から（29）まで並びに第四の3の（15）を参照されたい。</p> <p>第八 自立訓練（機能訓練）</p> <p>1 人員に関する基準</p>

改正後	現 行
(1) (略)	<p>(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 (基準第 156 条第 1 項第 1 号)</p> <p>これらの従業者については、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、その員数の総数が、常勤換算方法により、利用者の数を 6 で除した数以上配置しなければならない。看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員については、それぞれについて、最低 1 人以上配置することが必要である。</p> <p>また、これらの従業者のうち、看護職員及び生活支援員については、それぞれ 1 人以上が常勤でなければならない。</p>
(2) (略)	<p>(2) サービス管理責任者 (基準第 156 条第 1 項第 2 号)</p> <p>指定療養介護及び指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第四の 1 の (4) 及び第五の 1 の (4) を参照されたい。</p>
(3) (略)	<p>(3) 訪問による自立訓練 (機能訓練) を行う場合 (基準第 156 条第 2 項)</p> <p>指定自立訓練 (機能訓練) は、指定自立訓練 (機能訓練) 事業所において行うほか、利用者の居宅を訪問して行うこともできるが、この場合、指定自立訓練 (機能訓練) 事業所に置くべき従業者の員数とは別に、当該業務を担当する生活支援員を 1 人以上確保する必要がある。</p>
(4) (略)	<p>(4) 機能訓練指導員 (基準第 156 条第 4 項)</p> <p>指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の 1 の (3) を参照されたい。</p>

改正後	現 行
<p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(5) 準用 (基準第 157 条)</p> <p>基準第 51 条については、指定自立訓練 (機能訓練) に準用されるものであることから、第四の 1 の (7) の①を参照されたい。</p> <p>2 設備に関する基準 (基準第 158 条)</p> <p>指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の 2 を参照されたい。</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 利用者負担額等の受領 (基準第 159 条)</p> <p>① 利用者負担額の受領等</p> <p>指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第三の 3 の (11) の①、②、④及び⑤を参照されたい。</p> <p>② その他受領が可能な費用の範囲</p> <p>基準第 159 条第 3 項は、指定自立訓練 (機能訓練) 事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練 (機能訓練) において提供される便宜に要する費用のうち、</p> <p>ア 食事の提供に要する費用</p> <p>イ 日用品費</p> <p>ウ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの の支払を受けることとし、訓練等給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである</p> <p>なお、ウの具体的な範囲については、別に通知するところによる</p>

改正後	現 行
	<p>ものとする。</p> <p>(2) 訓練（基準第 160 条）</p> <p>① 基本方針</p> <p>指定自立訓練（機能訓練）の提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、自立訓練（機能訓練）計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって訓練又は必要な支援を行うものとする。</p> <p>また、指定自立訓練（機能訓練）は、単に身体機能の維持又は向上のための訓練を行うのみならず、利用者が当該指定自立訓練（機能訓練）の訓練期間経過後、地域において自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、当該利用者の生活全般にわたる諸課題を解決するための訓練も含め、総合的な支援を行うものでなければならないこと。</p> <p>② 職員体制</p> <p>基準第 160 条第 3 項に規定する「常時 1 人以上の従業者を訓練に従事させる」とは、適切な訓練を行うことができるように訓練に従事する生活支援員等の勤務体制を定めておくとともに、2 以上の生活支援員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時 1 人以上の常勤の生活支援員の配置を行わなければならないものである。</p> <p>なお、指定自立訓練（機能訓練）の提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に組むものとする。</p> <p>(3) 地域生活への移行のための支援（基準第 161 条）</p> <p>指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域生活へ移行できる</p>

改正後	現 行
<p>(4) 準用（基準第 162 条）</p> <p>① 第 9 条から第 20 条まで、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 57 条から第 60 条まで、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで、第 73 条から第 75 条まで、<u>第 85 条の 2</u>から第 92 条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業に準用されるものであることから、第三の 3 の（1）、（3）から（10）まで（（3）の②を除く。）、（12）、（13）、（17）及び（24）から（28）まで並びに第四の 3 の（6）から（9）まで（（7）の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。）、（15）、（17）から（19）まで及び（21）から（23）まで並びに第五の 3 の <u>（4）の 2</u>から <u>（10）</u>までを参照されたい。</p> <p>② 基準第 162 条の規定により準用される第 10 条については、第五の 3 の <u>（11）の②</u>のとおり取り扱うものとする。</p> <p>③ 同条の規定により準用される第 69 条については、第五の 3 の <u>（11）の③</u>のとおり取り扱うものとする。</p> <p><u>4 共生型障害福祉サービスに関する基準</u></p>	<p>よう、日中活動サービス事業者等と連携し、利用調整等を行うとともに、利用者が真に地域生活に定着し、将来にわたり自立した日常生活が営めるよう、利用者が地域生活へ移行した後、少なくとも 6 月以上の間は、当該利用者の生活状況の把握及びこれに関する相談援助又は他の障害福祉サービスの利用支援等を行わなければならないこととしたものである。</p> <p>(4) 準用（基準第 162 条）</p> <p>① 第 9 条から第 20 条まで、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 57 条から第 60 条まで、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで、第 73 条から第 75 条まで、<u>第 86 条</u>から第 92 条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業に準用されるものであることから、第三の 3 の（1）、（3）から（10）まで（（3）の②を除く。）、（12）、（13）、（17）及び（24）から（28）まで並びに第四の 3 の（6）から（9）まで（（7）の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。）、（15）、（17）から（19）まで及び（21）から（23）まで並びに第五の 3 の <u>（5）</u>から <u>（10）</u>までを参照されたい。</p> <p>② 基準第 162 条の規定により準用される第 10 条については、第五の 3 の <u>（11）の②</u>のとおり取り扱うものとする。</p> <p>③ 同条の規定により準用される第 69 条については、第五の 3 の <u>（11）の③</u>のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p>(1) <u>共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等、指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準（基準第 162 条の 2 及び第 162 条の 3）</u></p> <p><u>自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う介護保険法による指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が満たすべき基準は、次のとおりであること。</u></p> <p>① <u>従業者の員数</u></p> <p><u>指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下この号において「指定通所介護事業所等」という。）の従業者の員数が、共生型自立訓練（機能訓練）を受ける利用者（障害者）の数を含めて当該指定通所介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。</u></p> <p><u>なお、共生型自立訓練（機能訓練）の管理者と指定通所介護等の管理者を兼務することは差し支えないこと。</u></p> <p>② <u>設備</u></p> <p><u>指定通所介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。</u></p> <p><u>なお、当該設備については、共生型サービスは障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害者又</u></p>	

改正後	現 行
<p>は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーテーション等の仕切りは、不要であること。</p> <p>③ <u>指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から、指定通所介護事業所等が障害者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p><u>(2) 準用（第 162 条の 4）</u></p> <p>① <u>基準第 162 条の 4 の規定により、基準第 9 条から第 20 条まで、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 51 条、第 57 条から第 60 条まで、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで、第 73 条から第 75 条まで、第 79 条、第 85 条の 2 から第 92 条まで、第 155 条及び前節（第 162 条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用されるものであるため、第三の 3 の（1）、（3）から（10）まで（（3）の②を除く。）、（12）、（13）、（17）及び（24）から（28）まで並びに第四の 1 の（7）、3 の（6）から（9）まで（（7）の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。）、（15）、（17）から（19）まで及び（21）から（23）まで並びに第五の 3 の（4）の 2 から（10）まで並びに第八の 3 の（1）及び（2）を参照されたいこと。</u></p> <p>② <u>①により準用される第 10 条については、第五の 3 の（11）の②のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p>③ <u>①により準用される基準 58 条で定める自立訓練（機能訓練）計画について、指定通所介護事業所等にサービス管理責任者が配置されていない場合については、自立訓練（機能訓練）計画に相当する計画を</u></p>	

改正後	現行
<p><u>作成するように努めること。その際、高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。</u></p> <p><u>④ ①により準用される第 69 条については、第五の 3 の (11) の③のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p><u>この場合において、共生型自立訓練（機能訓練）の利用定員は、共生型自立訓練（機能訓練）の指定を受ける指定通所介護事業所等において、同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限とする。なお、当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。</u></p> <p><u>(例) 定員 20 人の場合、利用日によって、共生型自立訓練（機能訓練）の利用者が 10 人、指定通所介護等の利用者が 10 人であっても、共生型自立訓練（機能訓練）の利用者が 5 人、指定通所介護等の利用者が 15 人であっても、差し支えない。</u></p> <p><u>(3) その他の共生型サービスについて</u></p> <p><u>共生型生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の 4 の (3) を参照されたい。</u></p> <p><u>(4) その他の留意事項</u></p> <p><u>共生型生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の 4 の (4) を参照されたい。</u></p>	

改正後	現 行
<p>5 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(1) 基準該当自立訓練（機能訓練）の基準（基準第 163 条） 基準該当生活介護の場合と同趣旨であるため、<u>第五の 5 の（1）</u>を参照されたい。この場合において<u>第五の 5 の（1）の②</u>の「介護分野」とあるのは、「地域生活（身体）分野」と読み替えるものとする。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（基準第 163 条の 2） 生活介護の指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の場合と同趣旨であるため、<u>第五の 5 の（1）</u>を参照されたい。この場合において<u>第五の 5 の（1）の②</u>の「介護分野」とあるのは、「地域生活（身体）分野」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) （略）</p> <p>第九 自立訓練（生活訓練）</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) （略）</p>	<p>4 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(1) 基準該当自立訓練（機能訓練）の基準（基準第 163 条） 基準該当生活介護の場合と同趣旨であるため、<u>第五の 4 の（1）</u>を参照されたい。この場合において<u>第五の 4 の（1）の②</u>の「介護分野」とあるのは、「地域生活（身体）分野」と読み替えるものとする。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（基準第 163 条の 2） 生活介護の指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の場合と同趣旨であるため、<u>第五の 4 の（1）</u>を参照されたい。この場合において「<u>第五の 4 の（1）の②</u>の「介護分野」とあるのは、「地域生活（身体）分野」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) 準用（基準第 164 条） 基準第 159 条第 2 項から第 6 項までの規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）について準用されるものであることから、第八の 3 の（1）（第三の 3 の（11）の①を参照する部分を除く。）を参照されたい。</p> <p>第九 自立訓練（生活訓練）</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 生活支援員及び地域移行支援員（基準第 166 条第 1 項第 1 号及び第 2 号）</p>

改正後	現 行
<p>(2) (略)</p>	<p>① 指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練（生活訓練）のみを行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の場合 生活支援員の員数が、常勤換算方法により、利用者の数を6で除した数以上でなければならないものであり、この場合、生活支援員について、最低1人以上配置することが必要である。 また、生活支援員は、1人以上が常勤でなければならない。</p> <p>② 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の場合 生活支援員の員数が、常勤換算方法により、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、指定宿泊型自立訓練の利用者の数を10で除した数並びに指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練（生活訓練）の利用者の数を6で除した数以上でなければならないものであり、この場合、生活支援員について、最低1人以上配置するとともに、1人以上が常勤でなければならない。 また、地域生活へ移行後の住まいに関する情報提供及び地域生活へ移行した利用者の定期的な相談支援等を行う地域移行支援員の員数については、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに1人以上配置することが必要である。</p> <p>(2) サービス管理責任者（基準第166条第1項第3号） 指定療養介護及び指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第四の1の(4)及び第五の1の(4)を参照されたい。 なお、指定宿泊型自立訓練事業所におけるサービス管理責任者については、常勤換算方法により、必要な員数の配置が求められるものではないが、サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から、必</p>

改正後	現 行
<p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>要な勤務時間が確保されている必要があること。</p> <p>(3) 看護職員を配置する場合（基準第 166 条第 2 項） 指定自立訓練（生活訓練）事業所において、健康上の管理が必要な利用者がいるために看護職員を配置している場合は、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、生活支援員及び看護職員の総数が、基準第 166 条第 1 項第 1 号において必要とされる生活支援員の数を満たしていれば足りるものとする。ただし、この場合は、生活支援員及び看護職員のそれぞれについて、最低 1 人以上配置することが必要である。</p> <p>(4) 訪問による自立訓練（生活訓練）を行う場合（基準第 166 条第 3 項） 指定自立訓練（機能訓練）の場合と同趣旨であるため、第八の 1 の（3）を参照されたい。</p> <p>(5) 準用（基準第 167 条） 基準第 51 条については、指定自立訓練（生活訓練）に準用されるものであることから、第四の 1 の（7）の①を参照されたい。</p> <p>2 設備に関する基準</p> <p>(1) 指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練（生活訓練）のみを行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の場合（基準第 168 条第 2 項） 指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の 2 の（1）を参照されたい。</p> <p>(2) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の場合（基</p>

改正後	現 行
	<p>準第 168 条第 3 項)</p> <p>指定宿泊型自立訓練事業所については、基準第 168 条第 1 項に掲げる設備のほか、居室及び浴室を設ける必要があること。この場合、当該居室の定員は 1 人とし、その面積は、収納設備等を除いて 7.43 m²以上とすること。</p> <p>ただし、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者福祉ホーム、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設及び知的障害者通勤寮が指定自立訓練（生活訓練）事業所に転換した場合においては、居室の定員及び面積について、次のとおり経過措置が設けられていること（基準附則第 20 条第 2 項）。</p> <p>① 居室の定員</p> <p>ア 精神障害者生活訓練施設及び精神障害者入所授産施設 2 人以下</p> <p>イ ア以外の施設 4 人以下（ただし、法施行に伴い廃止された「指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成 14 年厚生労働省令第 81 号。以下「旧知的障害者更生施設等基準」という。）」附則第 4 条に規定する経過措置により居室の定員を「原則として 4 人以下」としている指定知的障害者通勤寮については、「原則として 4 人以下」として差し支えないこと。）</p> <p>② 居室の面積</p> <p>ア 精神障害者生活訓練施設及び精神障害者入所授産施設 利用者 1 人当たりの床面積が 4.4 m²以上</p> <p>イ ア以外の施設 利用者 1 人当たりの床面積が 6.6 m²以上（ただし、旧知的障害者更生施設等基準附則第 4 条に規定する経過措置により、入所者 1 人当たりの床面積を「3.3 m²以上」としている指定知</p>

改正後	現 行
<p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>的障害者通勤寮については、「3.3 m²以上」として差し支えないこと。)</p> <p>(3) 訓練・作業室等の面積及び数 指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の2の(2)を参照されたい。</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) サービスの提供の記録(基準第169条の2)</p> <p>① 基準第169条の2第1項については、指定居宅介護の場合と同趣旨であるため、第三の3の(9)の①を参照されたい。</p> <p>② 基準第169条の2第2項については、指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の3の(2)の①を参照されたい。</p> <p>③ 基準第169条の2第3項については、指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の3の(2)の②を参照されたい。</p> <p>(2) 利用者負担額等の受領(基準第170条)</p> <p>① 利用者負担額の受領等 指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第三の3の(11)の①、②、④及び⑤を参照されたい。</p> <p>② 指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練(生活訓練)におけるその他受領が可能な費用の範囲 基準第170条第3項の規定は、指定自立訓練(生活訓練)事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練(生活訓練)において</p>

改正後	現 行
	<p>提供される便宜に要する費用のうち、</p> <p>ア 食事の提供に要する費用</p> <p>イ 日用品費</p> <p>ウ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることとし、訓練等給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。</p> <p>なお、ウの具体的な範囲については、別に通知するところによるものとする。</p> <p>③ 指定宿泊型自立訓練におけるその他受領が可能な費用の範囲</p> <p>同条第4項の規定は、指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第1項及び第2項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、</p> <p>ア 食事の提供に要する費用</p> <p>イ 光熱水費</p> <p>ウ 居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>エ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることとし、訓練等給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。</p> <p>なお、ウについては、国若しくは地方公共団体の補助金等（いわゆる民間補助金を含む。）により建設され、買収され又は改造された</p>

改正後	現行
<p>(3) (略)</p> <p>(4) 準用(基準第171条)</p> <p>① 第9条から第18条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条、第74条、<u>第85条の2</u>から第92条まで、第160条及び第161条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(3)から(8)まで((3)の②を除く。)、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(6)から(9)まで((7)の②中「6月に</p>	<p>建物(建設等費用の全額を補助金等により賄った場合に限る。)を用いて、指定宿泊型自立訓練を提供する場合には、利用者に対し、当該費用についての負担を求めることはできないものである。</p> <p>また、エの具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成18年12月6日障発第1206002号当職通知)によるものとする。</p> <p>(3) 利用者負担額に係る管理(基準第170条の2)</p> <p>指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者が同一の月に、指定自立訓練(生活訓練)以外の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該月における利用者負担額合計額を算定しなければならない(ただし、指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者以外の者である場合は、支給決定障害者の依頼を受けて算定する。)こととされたが、その具体的な取扱いについては、別に通知するところによるものとする。</p> <p>(4) 準用(基準第171条)</p> <p>① 第9条から第18条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条、第74条、<u>第86条</u>から第92条まで、第160条及び第161条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(3)から(8)まで((3)の②を除く。)、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(6)から(9)まで((7)の②中「6月に</p>

改正後	現行
<p>1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。）、(15)、(17)、(19)、(21)及び(22)並びに第五の3の(4)の2から(10)まで並びに第八の3の(2)及び(3)を参照されたい。</p> <p>② 基準第171条の規定により準用される第10条については、第五の3の(11)の②のとおり取り扱うものとする。</p> <p>③ 同条の規定により準用される第69条については、第五の3の(11)の③のとおり取り扱うものとする。</p> <p>4 <u>共生型障害福祉サービスに関する基準</u></p> <p>(1) <u>共生型自立訓練(生活訓練)を行う指定通所介護事業者等及び指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準(基準第171条の2及び第171条の3)</u></p> <p><u>自立訓練(生活訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う介護保険法による指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が満たすべき基準は、次のとおりであること。</u></p> <p>① <u>従業者の員数</u></p> <p><u>指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(以下この号において「指定通所介護事業所等」という。)の従業者の員数が、共生型自立訓練(生活訓練)を受ける利用者(障害者)の数を含めて当該指定通</u></p>	<p>1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。）、(15)、(17)、(19)、(21)及び(22)並びに第五の3の(5)から(10)まで並びに第八の3の(2)及び(3)を参照されたい。</p> <p>② 基準第171条の規定により準用される第10条については、第五の3の(11)の②のとおり取り扱うものとする。</p> <p>③ 同条の規定により準用される第69条については、第五の3の(11)の③のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>所介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。</u></p> <p><u>なお、共生型自立訓練（生活訓練）の管理者と指定通所介護等の管理者を兼務することは差し支えないこと。</u></p> <p>② 設備</p> <p><u>指定通所介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。</u></p> <p><u>なお、当該設備については、共生型サービスは障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害者又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。</u></p> <p>③ <u>指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から、指定通所介護事業所等が障害者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p><u>(2) 準用（第171条の4）</u></p> <p>① <u>基準第171条の4の規定により、基準第9条から第18条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第51条、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条、第74条、第79条、第85条の2から第92条まで、第160条、第161条、第165条及び前節（第169条及び171条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用されるものであるため、第三の3の（1）、（3）から（8）まで（（3）の②を除く。）、（10）、（13）、（17）及び（24）から（28）まで並びに第四の1の</u></p>	

改正後	現行
<p><u>(7)、3の(6)から(9)まで((7)の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。)、(15)、(17)から(19)まで及び(21)、(22)並びに第五の3の(4)の2から(10)まで並びに第八の3の(2)及び(3)並びに第九の3の(1)から(3)まで((2)の③を除く。)</u>を参照されたいこと。</p> <p>② <u>①により準用される第10条については、第五の3の(11)の②のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p>③ <u>①により準用される基準58条で定める自立訓練(生活訓練)計画について、指定通所介護事業所等にサービス管理責任者が配置されていない場合については、自立訓練(生活訓練)計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。</u></p> <p>④ <u>①により準用される第69条については、第五の3の(11)の③のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p><u>この場合において、共生型自立訓練(生活訓練)の利用定員は、共生型自立訓練(生活訓練)の指定を受ける指定通所介護事業所等において、同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限とする。なお、当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。</u></p> <p><u>(例) 定員20人の場合、利用日によって、共生型自立訓練(生活訓練)の利用者が10人、指定通所介護等の利用者が10人であって</u></p>	

改正後	現行
<p><u>も、共生型自立訓練（生活訓練）の利用者が5人、指定通所介護等の利用者が15人であっても、差し支えない。</u></p> <p><u>(3) その他の共生型サービスについて</u> <u>共生型生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の4の(3)を参照されたい。</u></p> <p><u>(4) その他の留意事項</u> <u>共生型生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の4の(4)を参照されたい。</u></p> <p><u>5 基準該当障害福祉サービスに関する基準</u></p> <p>(1) 基準該当自立訓練（生活訓練）の基準（基準第172条） 基準該当生活介護の場合と同趣旨であるため、<u>第五の5の(1)</u>を参照されたい。この場合において<u>第五の5の(1)の②</u>の「介護分野」とあるのは、「地域生活（知的・精神）分野」と読み替えるものとする。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（基準第172の2） 生活介護の指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の場合と同趣旨であるため、<u>第五の5の(2)</u>を参照されたい。この場合において<u>第五の5の(2)の④</u>の「介護分野」とあるのは、「地域生活（身体）分野」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>4 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(1) 基準該当自立訓練（生活訓練）の基準（基準第172条） 基準該当生活介護の場合と同趣旨であるため、<u>第五の4の(1)</u>を参照されたい。この場合において<u>第五の4の(1)の②</u>の「介護分野」とあるのは、「地域生活（知的・精神）分野」と読み替えるものとする。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（基準第172の2） 生活介護の指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の場合と同趣旨であるため、<u>第五の4の(2)</u>を参照されたい。この場合において<u>第五の4の(2)の④</u>の「介護分野」とあるのは、「地域生活（身体）分野」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) 準用（基準第173条）</p>

改正後	現 行
<p>第十 就労移行支援</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>基準第 159 条第 2 項から第 6 項までの規定は、基準該当自立訓練（生活訓練）について準用されるものであることから、第八の 3 の（1）（第三の 3 の（11）の①を参照する部分を除く。）を参照されたい。</p> <p>第十 就労移行支援</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 職業指導員及び生活支援員（基準第 175 条第 1 項第 1 号）</p> <p>職業指導員及び生活支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、利用者の数を 6 で除した数以上でなければならないものであり、この場合、職業指導員及び生活支援員のそれぞれについて、最低 1 人以上配置することが必要である。</p> <p>また、職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか 1 人以上は常勤でなければならない。</p> <p>(2) 就労支援員（基準第 175 条第 1 項第 2 号）</p> <p>就労支援員は、職場実習のあつせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましいこと。</p> <p>(3) サービス管理責任者（基準第 175 条第 1 項第 3 号）</p> <p>指定療養介護及び指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第四の 1 の（4）及び第五の 1 の（4）を参照されたい。</p>

改正後	現 行
<p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 設備に関する基準 (略)</p> <p>3 運営に関する基準 <u>(1) 提供の拒否の禁止 (基準第 184 条で準用する基準第 11 条)</u> 指定就労移行支援事業者は、原則として、利用申込みに対して応じな</p>	<p>(4) 認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数 (基準第 176 条)</p> <p>① 職業指導員及び生活支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、利用者の数を 10 で除した数以上でなければならないものであり、この場合、職業指導員及び生活支援員のそれぞれについて、最低 1 人以上配置することが必要である。</p> <p>また、職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか 1 人以上は常勤でなければならない。</p> <p>② サービス管理責任者については、指定療養介護及び指定生活介護の場合同趣旨であるため、第四の 1 の (4) 及び第五の 1 の (4) を参照されたい。</p> <p>③ なお、認定指定就労移行支援事業所の従業者は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の学校又は養成施設の教員との兼務が可能であること。</p> <p>(5) 準用 (基準第 177 条)</p> <p>基準第 51 条については、指定就労移行支援に準用されるものであることから、第四の 1 の (7) の①を参照されたい。</p> <p>2 設備に関する基準 指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の 2 を参照されたい。</p> <p>3 運営に関する基準 (新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>なければならないことを規定したものであり、特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。</u></p> <p><u>提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、</u></p> <p>① <u>当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合</u></p> <p>② <u>当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合</u></p> <p>③ <u>入院治療が必要な場合</u></p> <p><u>である。</u></p> <p><u>なお、指定就労移行支援については、前年度の実績（就労定着者の割合）に応じて基本報酬が決定されるため、就労定着者の割合を高めるために、利用者を選別することは認められず、就労移行支援の支給決定を受けた障害者に対しては、原則としてサービスを提供しなければならないものである。また、正当な理由がなく、指定就労移行支援事業所がサービスの提供を拒否した場合は、勧告、命令、取消等の対象となるとともに、市町村において、障害者に就労移行支援の支給決定を行う際には、指定就労移行支援事業所には正当な理由がない限りサービスの提供を拒否できないことを十分に周知し、サービスの提供を拒否された場合の連絡先を開示するなど、当該規定の違反があったことを把握できるようにすることが重要であること。</u></p> <p><u>(2) 通勤のための訓練の実施（基準第179条の2）</u></p> <p><u>就労移行支援は一般就労を希望する障害者に対し、生産活動、職場体</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現行
<p data-bbox="219 212 1106 387"><u>験、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う一般就労を目的とした障害福祉サービスであることから、一般就労移行後には障害者が自ら雇用された通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならないこと。</u></p> <p data-bbox="174 453 315 485"><u>(3)</u> (略)</p> <p data-bbox="174 1082 315 1114"><u>(4)</u> (略)</p>	<p data-bbox="1146 453 1565 485"><u>(1)</u> 実習の実施（基準第 180 条）</p> <p data-bbox="1196 501 2078 628">実習については、就労移行支援計画に基づき、利用者の心身の状況及びその希望に応じた適切な受入先が複数確保できるよう、就労支援員が中心となり、その開拓に努めること。</p> <p data-bbox="1196 644 2078 916">なお、実習時において、指定就労移行支援事業所における就労支援員等の職員が随行しない期間がある場合には、当該期間中に、実習先における利用者の状況について、利用者本人や実習先事業者からの聞き取りを行うことにより、日報を作成するとともに、少なくとも 1 週間ごとに、当該聞き取りの内容等を元に、就労移行支援計画の内容の確認及び必要に応じた見直しを行うよう努めること。</p> <p data-bbox="1196 932 2078 1011">また、受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して行うこと。</p> <p data-bbox="1146 1082 1733 1114"><u>(2)</u> 求職活動の支援等の実施（基準第 181 条）</p> <p data-bbox="1196 1129 2078 1305">求職活動については、就労移行支援計画に基づき、公共職業安定所における求職の登録、合同就職面接会や企業面接への参加などの機会を提供するとともに、当該求職活動が円滑に行えるよう、就労支援員が必要に応じ支援すること。</p>

改正後	現 行
<p>(5) <u>職場への定着のための支援等の実施（基準第 182 条）</u> <u>指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の 3 の（4）の 2 を参照されたい。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>利益供与等の禁止（基準第 184 条で準用する基準第 38 条）</u> ① <u>基準第 38 条第 1 項は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等による障害福祉サービス事業者等の紹介が公正中立に行われるよう、指定就労移行支援事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等に対し、利用者に対して当該指定就労移行支援事</u></p>	<p>(3) <u>職場への定着のための支援等の実施（基準第 182 条）</u> <u>指定就労移行支援事業者は、利用者が円滑に職場に定着できるよう、利用者が就職してから、少なくとも 6 月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適應への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援を行うこと。</u> <u>なお、こうした指定就労移行支援事業者による職場への定着支援は、無期限に行うのではなく、6 月間経過後は、障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関により、利用者に対する適切な相談支援が継続的に行われるよう、当該就労支援機関との必要な調整を行わなければならない。</u></p> <p>(4) <u>就職状況の報告（基準第 183 条）</u> 指定就労移行支援事業者は、毎年度、前年度における就職した利用者の数、就職後 6 月以上職場へ定着している者の数を、都道府県（指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市。）に報告しなければならないこと。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p><u>業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。</u></p> <p>② <u>同条第2項は、利用者による一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるよう、指定就労移行支援事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等から、当該事業所を利用する利用者やサービス提供が終了した利用者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない旨を規定したものである。</u></p> <p>③ <u>障害福祉サービスは、障害者が自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう、障害者が自ら障害福祉サービスのサービス内容や質に基づき利用の可否を判断するものである。このため、障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を指定就労移行支援事業者は行ってはならない。具体的には、「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」、「障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」、「障害福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む。）に伴い利用者に祝い金を授与すること」、「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」などがあげられる。</u></p> <p><u>(8) 準用（基準第184条）</u></p> <p>① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68</p>	<p>(5) 準用（基準第184条）</p> <p>① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68</p>

改正後	現 行
<p>条から第 70 条まで、第 73 から第 75 条まで、第 84 条から第 92 条まで、第 159 条、第 160 条及び第 170 条の 2 の規定は、就労移行支援の事業に準用されることから、第三の 3 の (1)、<u>(4)</u> から (7) まで、(9)、(10)、(13)、(17)、<u>(24) 及び (26)</u> から (28) まで並びに第四の 3 の (6) から (9) まで ((7) の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。)、(15)、(17)、(19) 及び (21) から (23) まで並びに第五の 3 の (3) から (10) まで並びに第八の 3 の (1) 及び (2) 並びに第九の 3 の (3) を参照されたい。</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>第十一 就労継続支援 A 型</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) (略)</p>	<p>条から第 70 条まで、第 73 から第 75 条まで、第 84 条から第 92 条まで、第 159 条、第 160 条及び第 170 条の 2 の規定は、就労移行支援の事業に準用されることから、第三の 3 の (1)、<u>(3)</u> から (7) まで <u>((3) の②を除く。)</u>、(9)、(10)、(13)、(17) <u>及び (24) から</u> (28) まで並びに第四の 3 の (6) から (9) まで ((7) の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。)、(15)、(17)、(19) 及び (21) から (23) まで並びに第五の 3 の (3) から (10) まで並びに第八の 3 の (1) 及び (2) 並びに第九の 3 の (3) を参照されたい。</p> <p>② 基準第 184 条の規定により準用される第 10 条については、第五の 3 の (11) の②のとおり取り扱うものとする。</p> <p>③ 同条の規定により準用される第 69 条については、第五の 3 の (11) の③のとおり取り扱うものとする。</p> <p>第十一 就労継続支援 A 型</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 職業指導員及び生活支援員（基準第 186 条第 1 項第 1 号）</p> <p>職業指導員及び生活支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、利用者数を 10 で除した数以上でなければならないものであり、この場合、職業指導員及び生活支援員のそれぞれについて、最低 1 人以上配置することが必要である。</p> <p>また、職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか 1 人以上は常勤でなければならない。</p>

改正後	現 行
<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 設備に関する基準 (略)</p> <p>3 運営に関する基準 (1) 実施主体（基準第 189 条）</p> <p>① 指定就労継続支援 A 型を実施する法人は、同一法人内において専ら社会福祉事業を行っているものでなければならないこと。<u>また、指定就労継続支援 A 型を実施する法人は、障害者の能力や知識を向上させるための訓練を能力や適性等に応じ実施することで、当該指定就労継続支援 A 型の生産活動収入を増やすよう努めなければならないこと。</u></p> <p>ただし、特定非営利活動法人並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する</p>	<p>なお、職業指導員及び生活支援員の員数は、雇用関係の有無を問わず、利用者たる障害者の人数に基づき算定すること。</p> <p>(2) サービス管理責任者（基準第 186 条第 1 項第 2 号） 指定療養介護及び指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第四の 1 の（4）及び第五の 1 の（4）を参照されたい。</p> <p>(3) 準用（基準第 187 条） 基準第 51 条については、指定就労継続支援 A 型に準用されるものであることから、第四の 1 の（7）の①を参照されたい。</p> <p>2 設備に関する基準 指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の 2 を参照されたい。</p> <p>3 運営に関する基準 (1) 実施主体（基準第 189 条）</p> <p>① 指定就労継続支援 A 型を実施する法人は、同一法人内において専ら社会福祉事業を行っているものでなければならないこと。</p> <p>ただし、特定非営利活動法人並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する</p>

改正後	現 行
<p>る法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）による改正前の民法第 34 条により設立された法人等であって、専ら社会福祉事業以外の事業を行っているものについて、都道府県知事が当該事業を社会福祉事業に準ずるものとして認めた場合については、専ら社会福祉事業を行っているものとして取り扱って差し支えないこと。</p> <p>② （略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）（略）</p>	<p>る法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）による改正前の民法第 34 条により設立された法人等であって、専ら社会福祉事業以外の事業を行っているものについて、都道府県知事が当該事業を社会福祉事業に準ずるものとして認めた場合については、専ら社会福祉事業を行っているものとして取り扱って差し支えないこと。</p> <p>② 指定就労継続支援 A 型事業者は、特例子会社であってはならないこと。</p> <p>（2）雇用契約の締結等（基準第 190 条）</p> <p>指定就労継続支援 A 型の利用者のうち、雇用契約を締結した者については、労働基準法等労働関連法規の適用を受ける労働者に該当するが、雇用契約によらない利用者については労働者には該当しないことから、これらの作業内容及び作業場所を区分するなど、利用者が提供する役務と工賃との関係が明確になるよう、配慮すること。</p> <p>なお、利用者の労働者性に関する具体的な考え方については、「就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について」（平成 18 年 10 月 2 日障障発第 1002003 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照されたい。</p> <p>（3）就労（基準第 191 条）</p> <p>指定就労継続支援 A 型は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対し就労の機会を提供するとともに、その就労の知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を適切かつ</p>

改正後	現 行
<p>(4) (略)</p>	<p>効果的に行うものである。よって、利用者の希望や能力を踏まえずに、利用者全員の労働条件を一律に設定するのは、事業趣旨に反するものである。</p> <p>このため、指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の適性、障害特性等を踏まえ、利用者の希望に応じた労働時間や労働日数等での就労が可能となるよう、暫定支給決定期間におけるアセスメントや、就労継続支援A型計画（基準第197条に規定する就労継続支援A型計画をいう。以下同じ。）作成後の継続的なアセスメントやモニタリングを通じて適切な支援方法を検討し、就労継続支援A型計画の作成や変更を行った上で、就労の能力の向上を図るための必要な訓練や支援を行わなければならない。</p> <p>また、一般就労に必要な知識、能力を有するに至った利用者が一般就労を希望する場合には、継続的なアセスメントやモニタリングを通じた適切な支援方法を検討し、利用者の適性や障害特性等を踏まえ、利用者が一般就労への移行ができるように就労継続支援A型計画の変更を行い、一般就労に向けた必要な訓練や支援を行わなければならない。</p> <p>なお、就労継続支援A型計画の様式例については、「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」（平成29年3月30日障障発0330第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「指定基準の見直し等通知」という。）を参考にされたい。</p> <p>(4) 賃金及び工賃（基準第192条）</p> <p>指定就労継続支援A型事業は、職業指導員や生活支援員等の指定就労</p>

改正後	現 行
	<p>継続支援A型事業所に配置すべき従業員による必要な支援を行いながら雇用契約の締結による就労機会を提供し、最低賃金の支払い等の労働基準法等労働関係法規を遵守しつつ、就労の機会を提供する障害福祉サービスである。この事業趣旨を踏まえれば、指定就労継続支援A型事業は、常に生産活動の向上や収入・支出の改善を図り、雇用契約によらない利用者がある場合には工賃の支払いも発生することも踏まえ、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。</p> <p>なお、指定就労継続支援A型事業については、原則として余剰金は発生しないが、将来にわたって安定的に賃金を支給するため又は安定的かつ円滑に就労継続支援A型事業を継続するため、一定の条件の下に工賃変動積立金、設備等整備積立金を積み立てることができる。具体的な取扱いは「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（平成18年10月2日社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を参照されたい。</p> <p>また、生産活動に必要な経費には、社会福祉法人会計基準、就労支援事業会計基準で就労支援事業販売原価や就労支援事業販管費といった費用として計上するものが含まれる。</p> <p>当該指定基準を満たさない場合には、指定就労継続支援A型事業所に経営改善計画書を提出させ、改善が見込まれない場合には、当該基準に</p>

改正後	現 行
	<p>違反するものとして、勧告、命令の措置を講じ、指定の取り消しや停止を検討すること。なお、具体的な取扱いは、「指定基準の見直し等通知」を参照すること。</p> <p>雇用契約を締結している利用者については、契約上の賃金を支払うこと。なお、最低賃金の減額の特例許可手続に関しては、「障害者自立支援法の施行に伴う最低賃金の減額の特例許可手続について」（平成 18 年 10 月 2 日障障発第 1002001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照されたい。</p> <p>また、雇用契約によらない利用者に対する工賃の支払については、生産活動に係る事業の収入から、上記雇用契約を締結している者に対する賃金も含め、生産活動に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払うこと。</p> <p>さらに、雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、3,000 円を下回ってはならないこと。</p> <p>ただし、一月あたりの利用者の利用日数が極端に少ない場合については、都道府県知事の判断により、当該影響を排除した計算方法により算出した工賃の平均額をもって本規定を適用することが可能であること。</p> <p>なお、都道府県、指定都市又は中核市は、前年度の工賃の平均額が月額 3,000 円を下回る場合、工賃を向上させるための指導を行うこと。</p> <p>利用者に対する賃金及び工賃の支払いに当たっては、原則として自立支援給付を充ててはならない。ただし、激甚災害を受けた地域や経済危機の場合であって厚生労働省が認める場合又は経営改善計画書を提出した指定就労継続支援 A 事業所の経営改善期間中は、この限りで</p>

改正後	現 行
<p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 職場への定着のための支援等の実施（基準第 195 条） <u>指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の 3 の（4）の 2 を参 照されたい。</u></p> <p>(8) (略)</p>	<p>ない。</p> <p>(5) 実習の実施（基準第 193 条） 指定就労移行支援の場合と同趣旨であるため、第十の 3 の（1）を参 照されたい。</p> <p>(6) 求職活動の支援等の実施（基準第 194 条） 指定就労移行支援の場合と同趣旨であるため、第十の 3 の（2）を参 照されたい。 なお、在宅で就労する者については、職業指導員が、少なくとも週に 1 回以上、利用者の居宅を訪問すること等により適切な支援を行うこ と。</p> <p>(7) 職場への定着のための支援等の実施（基準第 195 条） <u>指定就労移行支援の場合と同趣旨であるため、第十の 3 の（3）を参 照されたい。</u></p> <p>(8) 利用者及び従業者以外の者の雇用（基準第 196 条） 就労継続支援 A 型事業者は、利用者以外に、就労の機会の提供として 行われる指定就労継続支援 A 型に従事する障害者以外の職員（基準第 186 条により必要とされる従業者は含まない。）を、利用定員（雇用 契約によらない利用者に係る利用定員を含む。）の規模に応じた数を 上限として雇用することができることを定めたものである。ただし、 身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場及び精神障害者福祉工場の</p>

改正後	現 行
<p>(9) 運営規程（基準第 196 条の 2） （略）</p> <p>① （略）</p>	<p>うち、既に当該上限数を超える障害者以外の職員を福祉工場において行われる事業に従事する職員として雇用しているものが、就労継続支援 A 型事業者に転換する場合については、当分の間、同条の規定による基準を満たすための計画を都道府県知事に提出した場合に限り、同条の規定による上限数を超えた職員の雇用が引き続き可能である（基準附則第 21 条）。</p> <p>なお、就労継続支援 A 型事業において就労の機会の提供として行われる事業は、利用者のために行われるものであることにかんがみ、障害者以外の者の雇用に当たっては、当該雇用により利用者の賃金や工賃の低下を招くことがないよう、その人数等について、十分に配慮すること。</p> <p>(9) 運営規程（基準第 196 条の 2）</p> <p>指定就労継続支援 A 型事業所の適正な運営及び利用者に対する適切な指定就労継続支援 A 型の提供を確保するため、基準第 196 条の 2 第 1 号から第 13 号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定就労継続支援 A 型事業所ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p> <p>① 利用定員（第 4 号）</p> <p>利用定員は、指定就労継続支援 A 型事業所において同時に指定就労継続支援 A 型の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。なお、複数の指定就労継続支援 A 型の単位が設置されている場合にあつては、当該指定就労継続支援 A 型の単位ごとに利用定員を定める必要があること。</p>

改正後	現 行
<p>② (略)</p> <p>③ 通常の事業の実施地域 (第7号)</p> <p>通常の事業の実施地域は客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないこと。</p> <p>また、<u>指定就労継続支援A型事業は、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供だけでなく、利用者の知識や能力向上のための必要な訓練を行うとともに、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することが求められるため、指定就労継続支援A型事業所へは利用者が自ら通うことを基本としている。ただし、公共交通機関を利用して当該指定就労継続支援A型事業所まで通勤することが困難である利用者や障害の程度等により自ら通所することが困難な利用者に対しては、円滑な指定就労継続支援A型の利用が図られるよう、指定就労継続支援A型事業所が送迎を実施するなどの配慮を行うことも検討すること。</u></p>	<p>② 指定就労継続支援A型の内容 (生産活動に係るものに限る。)、賃金及び第192条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間 (第6号)</p> <p>指定就労継続支援A型事業において実施する主な生産活動の内容、生産活動に係る労働時間又は作業時間を明記すること。また、生産活動により利用者に支払う賃金及び工賃の月給、日給又は時間給を明記すること。なお、労働時間及び賃金の月給、日給又は時間給は、就業規則と同様の記載とすることができる。</p> <p>③ 通常の事業の実施地域 (第7号)</p> <p>通常の事業の実施地域は客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないこと。</p> <p>また、指定就労継続支援A型事業所へは利用者が自ら通うことを基本としているが、<u>障害の程度等により自ら通所することが困難な利用者に対しては、円滑な指定就労継続支援A型の利用が図られるよう、指定就労継続支援A型事業所が送迎を実施するなどの配慮を行う必要があること。</u></p>

改正後	現 行
<p>(10) 準用（基準第 197 条）</p> <p>① 第 9 条から第 17 条まで、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 57 条から第 60 条まで、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで、第 73 条から第 75 条まで、第 86 条から第 88 条まで、第 90 条から第 92 条まで、第 159 条及び第 160 条の規定は、就労継続支援 A 型の事業に準用されることから、第三の 3 の（1）、<u>（4）</u>から（7）まで、（9）、（10）、（12）、（13）、（17）、<u>（24）及び（26）</u>から（28）まで並びに第四の 3 の（6）から（9）まで、（15）、（17）、（19）及び（21）から（23）まで並びに第五の 3 の（5）から（7）まで、（9）及び（10）並びに第八の 3 の（1）及び（2）<u>並びに第十の 3 の（1）及び（7）</u>を参照されたい。</p> <p>② （略）</p> <p>③ （略）</p> <p>第十二 就労継続支援 B 型</p> <p>1 人員に関する基準 （略）</p>	<p>(10) 準用（基準第 197 条）</p> <p>① 第 9 条から第 17 条まで、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 57 条から第 60 条まで、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで、第 73 条から第 75 条まで、第 86 条から第 88 条まで、第 90 条から第 92 条まで、第 159 条及び第 160 条の規定は、就労継続支援 A 型の事業に準用されることから、第三の 3 の（1）、<u>（3）</u>から（7）まで<u>（（3）の②を除く。）</u>、（9）、（10）、（12）、（13）、（17）<u>及び（24）</u>から（28）まで並びに第四の 3 の（6）から（9）まで、（15）、（17）、（19）及び（21）から（23）まで並びに第五の 3 の（5）から（7）まで、（9）及び（10）並びに第八の 3 の（1）及び（2）を参照されたい。</p> <p>② 基準第 197 条の規定により準用される第 10 条については、第五の 3 の（11）の②のとおり取り扱うものとする。</p> <p>③ 同条の規定により準用される第 69 条については、第五の 3 の（11）の③のとおり取り扱うものとする。</p> <p>第十二 就労継続支援 B 型</p> <p>1 人員に関する基準 基準第 51 条及び第 186 条については、指定就労継続支援 B 型に準用されるものであることから、第四の 1 の（7）の①並びに第十一の 1 の（1）及び（2）を参照されたい。</p>

改正後	現 行
<p>2 設備に関する基準 （略）</p> <p>3 運営に関する基準 （1）（略）</p> <p>（2）準用（基準第 202 条）</p>	<p>2 設備に関する基準 指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の 2 を参照されたい。</p> <p>3 運営に関する基準 （1）工賃の支払等（基準第 201 条） 利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、3,000 円を下回ってはならないこと。 ただし、一月あたりの利用者の利用日数が極端に少ない場合については、都道府県知事の判断により、当該影響を排除した計算方法により算出した工賃の平均額をもって本規定を適用することが可能であること。 なお、都道府県（指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市。）は、前年度の工賃の平均額が月額 3,000 円を下回る場合、工賃を向上させるための指導を行うこと。 また、指定就労継続支援 B 型事業者は、毎年度、当該年度における目標工賃と、前年度における工賃実績を利用者に通知するとともに、都道府県（指定都市にあつては都道府県及び指定都市、中核市にあつては都道府県及び中核市）に届け出なければならないこと。 なお、具体的な届出方法については「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について」（平成 19 年 4 月 2 日障発第 0402001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照されたい。</p> <p>（2）準用（基準第 202 条）</p>

改正後	現 行
<p>① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第84条、第86条から第92条まで、第159条、第160条及び第193条から第195条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業に準用されることから、第三の3の(1)、<u>(4)</u>から(7)まで、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、<u>(24)及び(26)</u>から(28)まで並びに第四の3の(6)から(9)まで、(15)、(17)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(3)及び(5)から(10)まで並びに第八の3の(1)及び(2)並びに第十の3の(1)及び(7)並びに第十一の3の<u>(5)から(7)</u>までを参照されたい。</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p>	<p>① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第84条、第86条から第92条まで、第159条、第160条及び第193条から第195条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業に準用されることから、第三の3の(1)、<u>(3)</u>から(7)まで<u>((3)の②を除く。)</u>、(9)、(10)、(12)、(13)、(17) <u>及び(24)から</u> (28)まで並びに第四の3の(6)から(9)まで、(15)、(17)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(3)及び(5)から(10)まで並びに第八の3の(1)及び(2)並びに第十一の3の<u>(4)から(6)</u>までを参照されたい。</p> <p>② 基準第202条の規定により準用される第10条については、第五の3の(11)の②のとおり取り扱うものとする。</p> <p>③ 同条の規定により準用される第69条については、第五の3の(11)の③のとおり取り扱うものとする。</p>
<p>4 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 準用(基準第206条)</p> <p>① 第9条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第23条(第1項を除く。)、第28条、第36条から第41条</p>	<p>4 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(1) 運営規程(基準第204条)</p> <p>基準該当就労継続支援B型の利用定員については、運営規程において定める必要がないこと。</p> <p>(2) 準用(基準第206条)</p> <p>① 第9条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第23条(第1項を除く。)、第28条、第36条から第41条</p>

改正後	現行
<p>まで、第51条、第57条から第60条まで、第68条、第70条、第73条から第75条まで、第84条、第87条、第88条、第90条から第92条まで、第159条（第1項を除く。）、第160条、第193条から第195条まで及び第198条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業に準用されることから、第三の3の（1）、（4）、（6）、（7）、（9）、（10）、（13）（①を除く。）、（17）、<u>（24）及び（26）から（28）</u>まで並びに第四の1の（7）、3の（6）から（9）まで、（17）、（19）及び（21）から（23）まで並びに第五の3の（3）、（6）、（7）、（9）及び（10）並びに第八の3の（1）（第三の3の（11）の①を除く。）及び（2）並びに<u>第十の3の（1）及び（7）並びに第十一の3の（5）から（7）</u>までを参照されたい。</p> <p>② （略）</p> <p>第十三 就労定着支援</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p><u>（1）就労定着支援員（基準第206条の3第1項）</u></p> <p><u>就労定着支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、利用者の数を40で除した数以上でなければならないこと。</u></p> <p><u>ただし、一体的に運営する指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型（以下第十三において「生活介護等」という。）の事業を行う事業所（以下「生活介護事業所等」という。）に配置され</u></p>	<p>まで、第51条、第57条から第60条まで、第68条、第70条、第73条から第75条まで、第84条、第87条、第88条、第90条から第92条まで、第159条（第1項を除く。）、第160条、第193条から第195条まで及び第198条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業に準用されることから、第三の3の（1）、<u>（3）（②を除く。）、</u>（4）、（6）、（7）、（9）、（10）、（13）（①を除く。）、（17）<u>及び（24）から（28）</u>まで並びに第四の1の（7）、3の（6）から（9）まで、（17）、（19）及び（21）から（23）まで並びに第五の3の（3）、（6）、（7）、（9）及び（10）並びに第八の3の（1）（第三の3の（11）の①を除く。）及び（2）並びに第十一の3の<u>（4）から（6）</u>までを参照されたい。</p> <p>② 同条の規定により準用される第10条については、第五の3の（11）の②のとおり取り扱うものとする。</p> <p>（新設）</p>

改正後	現 行
<p><u>る常勤の職業指導員、生活支援員又は就労移行支援員等の直接処遇に係る職員は、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、就労定着支援員に従事することができる。この場合においては、兼務を行う就労定着支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入することはできないものであるが、対面による支援を行った場合は基本報酬を算定できる要件を満たすものとする。</u></p> <p><u>なお、就労定着支援員について、資格要件はないが、職場実習のあつせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましいこと。</u></p> <p><u>(2) サービス管理責任者（基準第 206 条の 3 第 2 項）</u></p> <p><u>指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の 1 の（4）を参照されたい。なお、サービス管理責任者については、就労定着支援計画の作成及び提供した指定就労定着支援の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、サービス管理責任者と就労定着支援員とは異なる者でなければならない。</u></p> <p><u>また、サービス管理責任者は、指定就労定着支援事業所が生活介護事業所等と同一の事業所において一体的に運営を行っている場合には、それぞれの利用者の合計数に応じて、必要数を置くこととなる。</u></p> <p><u>(3) 準用（基準第 206 条の 4）</u></p> <p><u>基準第 51 条については、指定就労定着支援に準用されるものであることから、第四の 1 の（7）の①を参照されたい。</u></p> <p><u>2 設備に関する基準（基準第 206 条の 5）</u></p> <p><u>(1) 事務室</u></p> <p><u>指定就労定着支援事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。</u></p> <p><u>なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定就労定着支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。</u></p> <p>(2) <u>受付等のスペースの確保</u></p> <p><u>事務室又は指定就労定着支援の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談、計画作成会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とする。</u></p> <p>(3) <u>設備及び備品等</u></p> <p><u>指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定就労定着支援の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた備品及び設備等を使用することができるものとする。</u></p> <p><u>なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。</u></p> <p>3 <u>運営に関する基準</u></p> <p>(1) <u>サービス管理責任者の責務（基準第206条の6）</u></p> <p><u>サービス管理責任者は、就労定着支援計画の作成のほか、次の業務を担うものである。</u></p>	

改正後	現行
<p>① <u>利用申込みに際し、当該利用者に係る他の障害福祉サービス等の提供状況の把握を行うこと</u></p> <p>② <u>利用者の心身の状況、その置かれている環境等を十分に踏まえ、関係機関等と連携を図り、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続的に営むことができるように必要な支援を行うこと</u></p> <p>③ <u>他の従業者に対して、指定就労定着支援の提供に係る技術的な指導及び助言を行うこと</u></p> <p>(2) <u>実施主体（基準第 206 条の 7）</u></p> <p><u>指定就労定着支援事業者は、生活介護事業所等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去 3 年間に於いて平均 1 人以上通常の事業所に新たに障害者を雇用している場合に、実施主体としての要件を満たすこととなり、就労定着支援の事業者指定は事業所単位で実施することとなる。</u></p> <p><u>また、生活介護事業所等の事業運営が 3 年に満たない場合であっても、生活介護事業所等の利用を経て通常の事業所に雇用された者が 3 人以上いる場合には、指定就労定着支援の実施主体としての要件を満たすこととする。</u></p> <p><u>なお、当該指定は次期更新の際まで有効なものであり、就労定着支援の指定を受けた後、毎年この要件を満たすことが必要となるものではなく、指定の更新の際に、当該就労定着支援事業所が指定基準を満たしているかどうかを確認することになる。</u></p> <p>(3) <u>職場への定着のための支援の実施（基準第 206 条の 8）</u></p> <p>① <u>指定就労定着支援の実施にあたっては、利用者の就労の継続を図る</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>ため、利用者を雇用する事業主、指定障害福祉サービス事業者や医療機関等との支援機関と連絡調整及び連携を行うこととしている。指定就労定着支援事業者は、利用者に関わる他の支援機関を主体的に把握して適宜情報共有し、就労継続に向けた支援について方向性の摺り合わせや役割分担を行うなど、地域における支援機関間のネットワークを構築して支援を行うことが望ましい。</u></p> <p><u>なお、他の支援機関との利用者の個人情報等の共有等にあたっては、予め書面にて利用者の同意を得るなどの適切な手続きを経ることに留意すること。</u></p> <p><u>また、指定就労定着支援の支給決定期間は最大3年間となるが、指定就労定着支援事業所自らの判断により、支給決定期間終了後も本人の希望に応じて支援を継続することを妨げるものではない。ただし、支援を終了する場合においては、本人の希望や状況、事業主の状況等に応じて支援の継続が必要な場合は障害者就業・生活支援センターや地方自治体が設置する就労支援機関等（以下「障害者就業・生活支援センター等」という。）に適切に引き継ぐこと。この場合には、円滑な引継ぎのため支援終了前から、本人や事業主の状況等に応じて障害者就業・生活支援センター等の支援機関に利用者の支援に必要な情報を本人の了解の下で伝達することが必要であり、支援終了後においても支援機関から障害者の職場定着のための必要な協力が求められた場合には、協力して支援を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>② <u>利用者に対する職場への定着のための支援については、利用者との対面による支援を月1回以上行うことを要件としており、本人の状況を把握する中で、職業生活上の課題が生じた場合には、本人に代わっ</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>て就労定着支援員が課題を解決するだけでなく、本人自らが課題解決のスキルを徐々に習得できるようになることを目的に支援することが必要である。</u></p> <p><u>利用者を雇用する事業主に対しては、月1回以上の訪問による支援を努力義務としている。利用者の中には、障害を開示せずに就職する場合があります、就労定着支援員が事業主に接触できない場合もあることから、努力義務としたところである。しかしながら、就労定着支援においては、利用者を雇用する事業主に対して障害特性について理解を促し、特性に応じた適切な雇用管理のノウハウを付与するための支援を実施することも求められるため、障害非開示での就職のような、特段の合理的な理由がある場合を除いては、月1回以上の事業主の訪問を可能な限り行うことが求められる。</u></p> <p><u>なお、利用者との対面による支援を月1回以上行わない場合には、当該利用者に対する当該月の就労定着支援の基本報酬は算定できないこととなるので留意すること。</u></p> <p><u>(4) サービス利用中に離職する者への支援（基準第206条の9）</u></p> <p><u>指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に利用者が雇用された通常の事業所を離職する場合には、離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者やその他の支援機関等と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整や必要な支援を行わなければならないこと。</u></p> <p><u>(5) 運営規程（基準第206条の10）</u></p> <p><u>指定就労定着支援事業所の適正な運営及び利用者に対する適切な指定就労定着支援の提供を確保するため、基準第206条の10第1号から</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>第8号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定就労定着支援事業所ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。</u></p> <p>① <u>通常の事業の実施地域（第5号）</u> <u>通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする</u><u>こと。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること。</u></p> <p>② <u>事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類（第6号）</u> <u>指定就労定着支援事業者は、障害の種類にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては、事業の主たる対象とする障害の種類を特定して事業を実施することも可能であること。</u></p> <p>③ <u>虐待の防止のための措置に関する事項(第7号)</u> <u>虐待の防止のための措置については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定就労定着支援事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。</u> <u>具体的には、</u> <u>ア 虐待の防止に関する責任者の選定</u></p>	

改正後	現行
<p><u>イ 成年後見制度の利用支援</u></p> <p><u>ウ 苦情解決体制の整備</u></p> <p><u>エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）</u></p> <p><u>等を指すものであること。</u></p> <p><u>④ その他運営に関する重要事項（第8号）</u></p> <p><u>障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の2の（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。</u></p> <p><u>（6）記録の整備（基準第206条の11）</u></p> <p><u>指定就労定着支援事業所においては、従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しておく必要があること。なお、指定就労定着支援の提供に関する諸記録のうち、基準第206条の11第2項に規定するものについては、当該指定就労定着支援事業所において、当該就労定着支援を提供した日から、少なくとも5年以上保存しておくなければならないとしたものである。</u></p> <p><u>また、就労定着支援事業者は、利用者の他の支援機関の利用状況を把握した場合や、他の支援機関と情報共有した場合は、これらの利用状況や連携状況をケース記録等に整備することが必要である。</u></p> <p><u>（7）準用（基準第206条の12）</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>第9条から第23条まで、第29条、第33条から第41条まで、第57条、第58条、第60条及び第66条の規定は、指定就労定着支援の事業に準用されることから、第三の3の(1)から(13)まで、(18)、(22)から(28)まで並びに第四の3の(6)、(7)（(7)の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。）、(9)及び(15)並びに第十の3の(1)を参照されたい。</u></p> <p><u>第十四 自立生活援助</u></p> <p><u>1 人員に関する基準</u></p> <p><u>(1) 地域生活支援員（基準第206条の14第1項第1号）</u></p> <p><u>基準第206条の14第1項第1号は、指定自立生活援助事業者が、事業所ごとに必ず1人以上の地域生活支援員を置くことを定めたものである。</u></p> <p><u>指定自立生活援助事業所における地域生活支援員については、常勤換算方法により、必要な員数の配置が求められるものではないが、地域生活支援員としての業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている必要があること。</u></p> <p><u>なお、当該地域生活支援員の配置は、利用者の数が25人に対して1人を標準とするものであり、利用者の数が25人又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。</u></p> <p><u>(2) サービス管理責任者（基準第206条の14第1項第2号）</u></p> <p><u>指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の1の(4)を参照さ</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>れたい。なお、サービス管理責任者については、自立生活援助計画の作成及び提供した指定自立生活援助の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるため、これらの業務の客観性を担保する観点から、地域生活支援員とは異なる者でなければならない。</u></p> <p><u>(3) 他の事業所との兼務について（基準第 206 条の 14 第 4 項）</u></p> <p><u>指定自立生活援助事業所の従業者は、原則として専従でなければならない。</u></p> <p><u>ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、従業者を他の事業所又は施設等の職務に従事させることができるものとする。この場合においては、指定自立生活援助事業所の従業者として勤務する時間を、兼務を行う他の職務に係る常勤換算に算入することはできないものとする。</u></p> <p><u>なお、利用者からの相談等の対応に係る業務を考慮し、指定自立生活援助事業所の従業者が、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の業務のほか、併設する他の指定障害福祉サービス事業所若しくは指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者の職務と兼務する場合については、サービス提供に支障がない場合として認めるものとする。</u></p> <p><u>(4) 準用（第 206 条の 15）</u></p> <p><u>基準第 51 条については、指定自立生活援助に準用されるものであることから、第四の 1 の（7）の①を参照されたい。</u></p>	

改正後	現 行
<p data-bbox="165 212 725 240"><u>2 設備に関する基準（基準第 206 条の 16）</u></p> <p data-bbox="192 256 1106 339"><u>指定就労定着支援の場合と同趣旨であるため、第十三の 2 を参照された</u> <u>い。</u></p> <p data-bbox="165 403 448 432"><u>3 運営に関する基準</u></p> <p data-bbox="176 448 645 480"><u>（1）実施主体（基準第 206 条の 17）</u></p> <p data-bbox="217 496 1106 1013"><u>指定自立生活援助は、障害者支援施設、共同生活援助を行う住居若し</u> <u>くは精神科病院等から退院、退所等して自立した生活を営む者又は居宅</u> <u>において単身等であって自立した日常生活を営む上での各般の問題に</u> <u>対する支援が見込めない状況にある者に対して、一定の期間の中で自立</u> <u>した地域生活を継続していけるよう、理解力や生活力を補う観点から必</u> <u>要な支援を行うものであることから、当該利用者の状況を知悉する者に</u> <u>よる支援により、適切かつ効果的な指定自立生活援助が行われるよう、</u> <u>指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、</u> <u>重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助</u> <u>の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業</u> <u>者であることを要件としたものである。</u></p> <p data-bbox="176 1077 819 1109"><u>（2）指定自立生活援助の取扱方針（基準第 57 条）</u></p> <p data-bbox="217 1125 1106 1252"><u>① 指定自立生活援助は、漫然かつ画一的に提供されることがないよ</u> <u>う、個々の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に応じて</u> <u>適切に提供されなければならないこととしたものである。</u></p> <p data-bbox="217 1268 1106 1351"><u>② 提供された指定自立生活援助については、目標達成の度合いや利用</u> <u>者の満足度等について常に評価を行うとともに、その改善を図らなけ</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>ればならないものである。</u></p> <p>(3) <u>定期的な訪問による支援（基準第 206 条の 18）</u></p> <p>① <u>指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の提供に当たり、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等に応じた適切かつ効果的な支援が行えるよう、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の状況等の的確な把握に努めなければならないこととしたものである。</u></p> <p><u>また、指定自立生活援助は、一定の期間の中で、利用者が自立した地域生活を継続していけるよう目標を設定して集中的に支援するものであることから、自立生活援助計画に基づき、おおむね週 1 回以上、当該利用者の居宅を訪問し、必要な支援を行わなければならないこととしたものである。</u></p> <p>② <u>指定自立生活援助事業者は、定期的な居宅への訪問により把握した利用者の状況等をもとに、当該利用者に必要な相談等の支援及び環境調整を行うべき旨を規定したものである。具体的には、利用者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な情報の提供や助言、相談、同行による支援、指定障害福祉サービス事業者等や医療機関、地域住民等との連絡調整を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、利用者の生活状況を把握し、適切な支援を行うために、定期的な訪問による支援の内容（訪問した時間帯、利用者の状況、対応の内容等）を具体的に記録するものとする。</u></p> <p>(4) <u>随時の通報による支援等（基準第 206 条の 19）</u></p>	

改正後	現行
<p>① <u>基準第 206 条の 19 第 1 項及び第 2 項は、利用者からの相談又は要請があった場合には、速やかに電話による対応又は利用者の居宅への訪問等により状況把握を行った上で、当該利用者に必要な情報の提供や助言、相談、当該利用者の家族や当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整を行うなどの必要な措置を適切に講ずべき旨を規定したものである。</u></p> <p><u>なお、利用者の心身の状況に応じて、適切な対応を行うために、随時の通報による措置の内容（通報のあった時間、相談又は要請の内容、対応の状況等）を具体的に記録するものとする。</u></p> <p>② <u>同条第 3 項は、利用者の状況に応じて、指定自立生活援助事業所が、携帯電話等により直接利用者又はその家族等と常時の連絡体制を確保しなければならないこととしたものである。</u></p> <p><u>(5) 準用（基準第 206 条の 20）</u></p> <p><u>第 9 条から第 23 条まで、第 29 条、第 33 条から第 41 条まで、第 57 条、第 58 条、第 60 条、第 66 条、第 206 条の 6、第 206 条の 10 及び第 206 条の 11 の規定は、指定自立生活援助の事業について準用されることから、第三の 3 の（1）から（13）まで、（18）、（22）から（28）まで、並びに第四の 3 の（7）（（7）の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。）、（9）、（15）並びに第十三の 3 の（1）、（5）、（6）を参照されたい。なお、第 57 条の規定については、3 の（2）を参照されたい。</u></p> <p>第十五 共同生活援助</p>	<p>第十三 共同生活援助</p>

改正後	現 行
<p>。</p> <p>(3) 世話人及び生活支援員の要件等</p> <p>① 世話人及び生活支援員は障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない。</p> <p>② 世話人及び生活支援員については、指定共同生活援助事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、<u>夜間及び深夜の時間帯</u>を設定するものとし、当該<u>夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯</u>における指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保するものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>・ 区分6：40時間×(2÷2.5)人=32時間</p> <p>・ 区分5：40時間×(4÷4)人=40時間</p> <p>・ 区分4：40時間×(6÷6)人=40時間</p> <p>延べ合計112時間以上確保する必要がある。</p> <p>(3) 世話人及び生活支援員の要件等</p> <p>① 世話人及び生活支援員は障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない。</p> <p>② 世話人及び生活支援員については、指定共同生活援助事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、<u>夜間時間帯</u>を設定するものとし、当該<u>夜間時間帯以外の</u>指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保するものとする。</p> <p>(4) サービス管理責任者（基準第208条第1項第3号）</p> <p>指定共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者については、常勤換算方法により、必要な員数の配置が求められるものではないが、サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている必要があること。</p> <p>(5) サービス管理責任者と他の職務との兼務について（基準第208条第3項）</p> <p>指定共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者については、当該指定共同生活援助事業所に置かれる世話人又は生活支援員のいずれ</p>

改正後	現 行
<p>(6) (略)</p> <p>2 設備に関する基準 (基準第 210 条)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>かの職務と兼務して差し支えない。ただし、当該指定共同生活援助事業所における入居定員が 20 人以上である場合については、できる限り専従のサービス管理責任者を確保するよう努めるものとする。</p> <p>(6) 管理者 (基準第 209 条)</p> <p>指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の 1 の (7) の①を参照されたい。</p> <p>2 設備に関する基準 (基準第 210 条)</p> <p>(1) 立地 (基準第 210 条第 1 項)</p> <p>指定共同生活援助事業所の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気の下、指定共同生活援助を提供するとともに、地域との交流を図ることによる社会との連帯を確保する観点から、入所施設や病院の敷地内に立地されるのではなく、住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中に立地されることについて、都道府県知事が確認することを求めたものである。</p> <p>この場合、開設及び指定申請時においては、都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) その他の法令の規定や、土地の所有関係により一律に判断するのではなく、指定共同生活援助事業所を開設しようとする場所の現地調査等により、周辺の環境を踏まえ、地域の実情に応じて適切に判断されるべきものである。なお、この規定は、平成 18 年 9 月 30 日において現に存する旧指定共同生活援助事業所の調査を改めて行う必要があることを示したのではないこと。</p> <p>(2) 事業所の単位 (基準第 210 条第 2 項)</p>

改正後	現 行
<p>(3) 共同生活住居（基準 210 条第 3 項から第 5 項まで）</p> <p>① （略）</p>	<p>指定共同生活援助事業所については、個々の共同生活住居ごとに指定を行うのではなく、一定の地域の範囲内に所在する 1 以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下この（2）、（3）の①及び③から⑤まで並びに（4）において同じ。）を指定共同生活援助事業所として指定することとし、当該指定共同生活援助事業所における共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計が 4 人以上でなければならないものとする。</p> <p>なお、この場合の「一定の地域の範囲」とは、いずれの共同生活住居及びサテライト型住居についても、主たる事務所から概ね 30 分程度で移動できる範囲に所在する場合であって、サービス管理責任者の業務を遂行する上で支障がないなど、指定共同生活援助事業所としての一体的なサービス提供に支障がない範囲をいうものである。</p> <p>(3) 共同生活住居（基準 210 条第 3 項から第 5 項まで）</p> <p>① 「共同生活住居」とは、複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する 1 つの建物をいう。</p> <p>ただし、マンション等の建物において、複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有する住戸については、当該住戸を共同生活住居として捉え、ワンルームタイプなど、これに該当しない住戸については、建物内の複数の住戸を共同生活住居として定めるものとする。</p>

改正後	現 行
<p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>ア (略)</p>	<p>る。</p> <p>なお、マンション等の建物内において、複数の共同生活住居を設置する場合における当該複数の共同生活住居の入居定員の合計数が、基準第 210 条第 4 項及び第 5 項に規定する共同生活住居の入居定員を超える場合にあっては、マンション等の建物内の全ての住戸を共同生活住居とすることは認められないこと。</p> <p>また、特にワンルームタイプなどの複数の住戸を共同生活住居として認める場合には、共同生活住居の趣旨を踏まえ、利用者が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同して暮らせる環境作りなどに配慮されたい。</p> <p>② 共同生活住居の配置、構造及び設備については、例えば、車いすの利用者がいる場合は必要な廊下幅の確保や段差の解消を行う等、利用者の障害特性に応じて工夫されたものでなければならない。</p> <p>③ ①の規定にかかわらず、都市部など土地の取得が極めて困難な地域等であって、次のアからエまでのいずれにも該当するものとして、都道府県知事が特に必要と認めた場合においては、1つの建物の中に複数の共同生活住居を設置することができるものとする。なお、この場合の一のユニットの入居定員は6人以下とすることが望ましいこと。</p> <p>ア 地域で生活している障害者等との常時の連絡体制の確保、緊急一時的な宿泊の場の提供など地域で暮らしている障害者等を支援するための事業又は地域の関係機関と連絡調整を行うコーディネート事業を行うこと。具体的には、指定地域定着支援事業や指定短期入所事業、若しくは、「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日障発第0801002号)の別紙1「地域生活支援事業実</p>

改正後	現 行
<p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 1つの建物に設置する<u>複数</u>の共同生活住居の入居定員の合計数が20人以下(短期入所(空床利用型を除く。))を行う場合、当該短期入所の利用定員数を含む。)であること</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>施要綱」の別記11の(8)イの(イ)のコーディネート事業又はこれらに準ずるものを指定共同生活援助事業と併せて実施することが考えられる。</p> <p>イ アの機能を当該共同生活住居に付加的に集約して整備することが障害福祉計画に地域生活支援拠点の整備の一環として位置づけられていること</p> <p>ウ 1つの建物であっても、入り口(玄関)が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されていること</p> <p>エ 1つの建物に設置する共同生活住居の入居定員の合計数が20人以下(短期入所(空床利用型を除く。))を行う場合、当該短期入所の利用定員数を含む。)であること</p> <p>④ サテライト型住居と一体として運営される本体住居及びサテライト型住居については、サテライト型住居の入居者から適切に通報を受けられることができるよう、それぞれの住居に必要な通信機器を設けるものとする。なお、当該通信機器については、必ずしも当該本体住居に設置され固定されている必要はなく、携帯電話等であっても差し支えないこと。</p> <p>⑤ 一の共同生活住居の入居定員は、次のとおりとする。</p> <p>ア 平成18年10月1日以降新規に設置する場合 2人以上10人以下</p> <p>イ 既存の建物を共同生活住居として利用する場合 2人以上20人以下</p> <p>ウ 都道府県における指定共同生活援助及び外部サービス利用型指定共同生活援助の量が、都道府県障害福祉計画において定める量に</p>

改正後	現 行
<p>(4) (略)</p>	<p>満たない地域であって、都道府県知事が特に必要と認めた場合 21人以上30人以下</p> <p>エ 都市部等土地の取得が極めて困難な地域において、入居定員が10人以上の既存の共同生活住居を改築する場合であって、近隣の住宅地等に新たに土地を確保できないなど改築後に共同生活住居を複数に分けて設置することが極めて困難であると都道府県知事が認めた場合 2人以上30人以下（ただし、改築後の共同生活住居の入居定員は、改築する時点の当該共同生活住居の入居定員と同数を上限とする）</p> <p>(4) ユニット（基準第210条第6項から第8項まで） 「ユニット」とは、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位をいい、共同生活住居については、1以上のユニットを設けるものとし、当該ユニットごとに、原則として、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を設けなければならないものとするが、利用者に対して、適切な指定共同生活援助の提供に支障がない場合は、この限りではない。なお、この場合の留意点は次のとおりである。</p> <p>① ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。</p> <p>② ユニットには、居室のほか、居間、食堂等の利用者が相互交流を図ることができる設備を設けるものとする。また、これらの設備（居室を除く。）については、原則として利用者（サテライト型住居を設置する場合は当該サテライト型住居の利用者を含む。）及び従業員が</p>

改正後	現 行
<p>(5)</p>	<p>一堂に会するのに十分な広さを確保するものとする。</p> <p>③ 居室の定員については、1人とする。</p> <p>ただし、夫婦で居室を利用する場合等、利用者の希望を踏まえ、一の居室を2人で利用することは差し支えないが、指定共同生活援助事業者の都合により一方的に2人部屋とすることは認められないものであること。</p> <p>なお、2人部屋については、特に居室面積の基準は示していないが、十分な広さを確保しなければならないものとする。</p> <p>④ 居室の面積は、7.43平方メートル（和室であれば4.5畳）以上とされているが、生活の場であることを基本に、収納設備は別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有するものとする。</p> <p>⑤ 居室とは、廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室とは明確に区分されているものをいい、単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけと認められるものは含まれないこと。ただし、一般の住宅を改修している場合など、建物の構造上、各居室間がふすま等で仕切られている場合は、この限りではない。</p> <p>(5) サテライト型住居（基準第210条第9項）</p> <p>① サテライト型住居は、本体住居とサテライト型住居の入居者が、日常的に相互に交流を図ることができるよう、サテライト型住居の入居者が通常の利用手段を利用して、本体住居とサテライト型住居の間を概ね20分以内で移動することが可能な距離に設置することを基本とする。</p>

改正後	現 行
<p>3 運営に関する基準 (略)</p>	<p>なお、当該距離要件については、移動に要する時間により一律に判断するのではなく、交通基盤の整備状況や気候・地理的な条件等を踏まえつつ、地域の実情に応じて適切に判断すること。</p> <p>② サテライト型住居は、一の本体住居に2か所の設置を限度とする。 ただし、本体住居の入居定員が4人以下の場合は、1か所の設置を限度とする。</p> <p>なお、一定の地域の範囲内に所在する複数の共同生活住居を本体住居として、1つの建物に複数のサテライト型住居を集約して設置することは認められないこと。</p> <p>③ サテライト型住居については、当該サテライト型住居ごとに、原則として、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を設けなければならないものとする。なお、この場合の留意点は次のとおりである。</p> <p>ア サテライト型住居の入居定員は、1人とする。</p> <p>イ サテライト型住居の居室の面積は、7.43平方メートル（和室であれば4.5畳）以上とされているが、生活の場であることを基本に、収納設備は別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有するものとする。</p> <p>3 運営に関する基準 (1) 入退居（基準第210条の2）</p> <p>指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとし、入居及び退居に際しての必要な事項を定めたものである。</p>

改正後	現 行
	<p>(2) 入退居の記録の記載（基準第 210 条の 3）</p> <p>指定共同生活援助事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載するとともに、遅滞なく市町村に対し報告しなければならないこととしたものである。</p> <p>(3) 利用者負担額等の受領（基準第 210 条の 4）</p> <p>① 利用者負担額の受領等</p> <p>指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第三の 3 の（11）の①、②、④及び⑤を参照されたい。</p> <p>② その他受領が可能な費用の範囲</p> <p>基準第 210 条の 4 第 3 項は、指定共同生活援助事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、</p> <p>ア 食材料費</p> <p>イ 家賃</p> <p>ウ 光熱水費</p> <p>エ 日用品費</p> <p>オ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることとし、訓練等給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払</p>

改正後	現 行
	<p>を受けることは認めないこととしたものである。</p> <p>なお、オの具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206002 号当職通知）によるものとする。</p> <p>また、入居前の体験的な利用（以下「体験利用」という。）に係る利用者については、利用日数に合わせて按分する等の方法により適切な額の支払を受けることとする。</p> <p>(4) サービス管理責任者の責務（基準第 210 条の 6）</p> <p>指定共同生活援助は主として夜間においてサービスを提供するものであるが、指定共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者は、利用者が充実した日常生活を営むことができるよう、共同生活援助計画の作成及び第四の 3 の（8）の①から③までに掲げる業務のほか、日中活動サービス等に関する情報提供や日中活動サービス事業所等との連絡調整など、特に、利用者が円滑に日中活動サービス等を利用するための支援を行わなければならないこととしたものである。</p> <p>(5) 介護及び家事等（第 211 条）</p> <p>① 支援の基本方針</p> <p>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たって、利用者の状態に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることができるように指定共同生活援助を提供し又は必要な支援を行うものとする。</p> <p>また、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の人格に十分</p>

改正後	現 行
	<p>に配慮しなければならない。</p> <p>② 家事等の実施の方法</p> <p>基準第 211 条第 2 項は、利用者が従業者と調理や洗濯、掃除、買物、レクリエーション、行事等を共同で行うことにより、良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにしなければならないこととしたものである。</p> <p>③ 居宅介護等の利用の制限</p> <p>同条第 3 項は、指定共同生活援助は、当該指定共同生活援助事業所の従業者でない、いわゆる付添者による介護や居宅介護等の他の障害福祉サービスによる介護を、利用者の負担によって利用させることができないこととしたものである。ただし、指定共同生活援助事業者の負担により、居宅介護等のサービスを利用させることは差し支えない。</p> <p>なお、指定重度障害者等包括支援として提供される指定共同生活援助については、この限りではない。</p> <p>④ サテライト型住居の入居者への支援</p> <p>サテライト型住居の入居者に対しては、共同生活援助計画に基づき、定期的な巡回等により、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うものとする。</p> <p>なお、この場合の「定期的な巡回等」とは、原則として 1 日複数回の訪問を行うことを想定しているが、訪問回数及び訪問時間等については適切なアセスメント及びマネジメントに基づき、利用者との合意の下に決定されるべきものであり、サテライト型住居の入居者が本体住居で過ごす時間やその心身の状況等に応じて訪問を行わない日が</p>

改正後	現 行
	<p>あることを必ずしも妨げるものではないこと。また、訪問時間については短時間に限らず、必要なケアの内容に応じ柔軟に設定すること。</p> <p>サテライト型住居を設置する指定共同生活援助事業者は、サテライト型住居の入居者が、当該サテライト型住居を退去し、一般住宅等において、安心して日常生活を営むことができるかどうか、他の障害福祉サービス事業者等の関係者を含め、定期的に検討を行うとともに、当該サテライト型住居に入居してから原則として3年の間に、一般住宅等へ移行できるよう、他の障害福祉サービス事業者等との十分な連携を図りつつ、計画的な支援を行うものとする。ただし、サテライト型住居に入居してから3年を超える場合であっても、引き続き当該住居を利用することにより単身生活への移行が具体的に見込まれる場合等については、市町村審査会における個別の判断により、3年を超える利用を認めること。また、指定共同生活援助が不要になっても、当該サテライト型住居の契約を事業者からサテライト型住居の入居者個人に切り替えることでそのまま住み慣れた住居で生活し続けることができるようにするなど、柔軟な運用や配慮を行うこと。</p> <p>(6) 社会生活上の便宜の供与（基準第211条の2）</p> <p>① 他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整等</p> <p>指定共同生活援助事業者は、利用者が充実した日常生活が営めるよう、利用者の就労先や利用する他の日中活動サービス等との連絡調整や、余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならないこととしたものである。</p> <p>② 手続等の代行</p>

改正後	現 行
	<p>指定共同生活援助事業者は、郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととするものである。特に金銭に係るものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度、本人に確認を得るものとする。</p> <p>③ 家族との連携</p> <p>指定共同生活援助事業者は、利用者の家族に対し、利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。</p> <p>(7) 運営規程（基準第 211 条の 3）</p> <p>指定共同生活援助事業所の適正な運営及び利用者に対する適切な指定共同生活援助の提供を確保するため、基準第 211 条の 3 第 1 号から第 10 号までに掲げる事項を内容とする運営規程を定めることとしたものである。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針（第 1 号）</p> <p>利用者の適切な事業所の選択に資するため、指定共同生活援助事業所であることを明記しておくこと。</p> <p>② 入居定員（第 3 号）</p> <p>入居定員とは、ユニットごとの入居定員、共同生活住居ごとの入居定員（サテライト型住居を設置している場合は当該サテライト型住居の入居定員を別掲する。）及び指定共同生活援助事業所が有する共同生活住居の入居定員の合計数をいうものであり、それぞれ運営規程に</p>

改正後	現行
<p>④ <u>その他運営に関する重要事項（第10号）</u></p> <p><u>障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の2の（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。</u></p>	<p>定めなければならないものであること。</p> <p>なお、入居定員には体験利用に係る利用者も含むものであるので、今まで使用していない居室等を活用して体験利用を行う場合は、新たに届け出ること。</p> <p>③ 指定共同生活援助の内容（第4号）</p> <p>指定共同生活援助の内容とは、利用者に対する相談援助、入浴、排せつ及び食事の介護、健康管理、金銭の管理に係る支援、余暇活動の支援、緊急時の対応、就労先又は他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整等の日常生活を営む上で必要な支援をいうものであり、体験利用を提供する際には、その旨明記しておくこと。</p> <p>（新設）</p> <p>（8）勤務体制の確保等（基準第212条）</p> <p>① 従業者の勤務体制</p> <p>利用者に対する適切な指定共同生活援助の提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、世話人、生活支援員及びサービス管理責任者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管</p>

改正後	現 行
	<p>理者等との兼務関係等を事業所ごとに明確にすること。</p> <p>また、基準第 212 条第 2 項は、指定共同生活援助の利用者の安定した日常生活を確保する観点から、共同生活住居ごとに担当の世話人を定めるなど、支援の継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮すべきこととしたものである。</p> <p>② 生活支援員の業務の外部委託</p> <p>同条第 3 項は、指定共同生活援助事業者は原則として、指定共同生活援助事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならないが、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を他の事業者（以下「受託者」という。）に委託することができることを定めたものである。この場合において、受託者が、受託した業務の全部又は一部を再委託することは認められない。なお、警備等の指定共同生活援助に含まれない業務については、同条の規定は適用されない。</p> <p>同条第 4 項の規定は、当該委託を行う指定共同生活援助事業者（以下「委託者」という。）は、当該受託者に対する当該業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、その業務の実施状況を定期的に確認、記録しなければならないことを定めたものである。指定共同生活援助事業者は、同条の規定による業務の実施状況の確認、記録を行うため、当該委託に係る契約を締結するに当たって、次に掲げる事項を文書により取り決めておくとともに、イ（Ⅰ）及び（Ⅲ）の確認の結果を記録しなければならない。</p> <p>ア 委託に係る業務（以下②において「委託業務」という。）の範囲</p>

改正後	現 行
	<p>イ 委託業務の実施に当たり遵守すべき条件</p> <p>(Ⅰ) 受託者の従業者により、当該委託業務が基準第十四章第四節の運営に関する基準に従って、適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨</p> <p>(Ⅱ) 委託者が当該委託業務に関し、受託者に対し、指示を行い得る旨。なお、当該指示については、文書により行わなければならないこと。</p> <p>(Ⅲ) 委託者が当該委託業務に関し、改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう(Ⅱ)の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨</p> <p>(Ⅳ) 受託者が実施した当該委託業務により、入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</p> <p>(Ⅴ) その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p> <p>③ 研修への参加</p> <p>同条第5項は、当該指定共同生活援助事業所の従業者の質の向上を図るため、研修への参加の機会を計画的に確保することを規定したものである。</p> <p>(9) 支援体制の確保(基準第212条の2)</p> <p>指定共同生活援助事業所は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、地方公共団体や社会福祉法人等であって、障害福祉サービス等を経営する者や他の関係施設の機能を活用すること等により、支援体制が確立できると見込まれる者との間の連携及び支援の体制を整えなければならない旨を規定したものである。</p>

改正後	現 行
	<p>(10) 定員の遵守（基準第 212 条の 3） 運営規程において定められた居室、ユニット及び共同生活住居の入居定員を超えて、利用者を入居させてはならないこととしたものである。</p> <p>(11) 協力医療機関等（基準第 212 条の 4） 基準第 212 条の 4 第 1 項及び第 2 項の協力医療機関及び協力歯科医療機関は、共同生活住居から近距離にあることが望ましい。</p> <p>(12) 準用（基準第 213 条） 基準第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条から第 17 条まで、第 20 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 53 条の 2、第 58 条、第 60 条、第 66 条、第 70 条、第 73 条から第 75 条まで、第 88 条、第 90 条、第 92 条及び第 170 条の 2 の規定は、指定共同生活援助の事業について準用されるものであることから、第三の 3 の（1）、（3）（②を除く。）、（4）、（6）、（7）、（10）、（13）、（17）及び（24）から（28）まで並びに第四の 3 の（2）、（7）、（9）、（15）、（19）及び（21）から（23）まで並びに第五の 3 の（7）及び（9）並びに第九の 3 の（3）を参照されたい。 なお、指定共同生活援助の事業について準用される基準第 74 条については、指定共同生活援助事業所が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等の連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものであるが、さらにサービスの質の確保や夜間における防火安全体制の構築の必要性にかん</p>

改正後	現 行
<p>4 <u>日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u></p> <p>(1) <u>人員に関する基準</u></p> <p>① <u>世話人及び生活支援員（基準第213条の4第1項第1号及び第2号）指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、1の（2）及び（3）を参照されたい。</u></p> <p><u>なお、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所における世話人の員数については、常勤換算方法で、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者の数を5で除して得た数以上とする。</u></p> <p>② <u>サービス管理責任者（基準第213条の4第1項第3号）指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、1の（4）及び（5）を参照されたい。</u></p> <p>③ <u>夜間支援従事者（基準第213条の4第2項）</u></p> <p><u>日中サービス支援型指定共同生活援助は、夜間及び深夜の時間帯においても、利用者の状態に応じた介護等の支援を行う体制を確保するため、当該夜間及び深夜の時間帯を通じて、共同生活住居ごとに夜勤を行う夜間支援従事者を1人以上配置するものとする。</u></p> <p><u>なお、既存の建物を共同生活住居とする場合であって、当該共同生</u></p>	<p>がみ、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定共同生活援助事業所が所在する市町村の職員又は法第89条の3に規定する協議会の委員、共同生活援助について知見を有する者等により構成される協議会を設置し、構成員から必要な要望、助言等を聴く機会を設けることが望ましい。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p>活住居の入居定員を11人以上とする場合は、原則ユニットごとに夜間支援従事者を1人以上配置する必要があること。</p> <p>④ <u>準用（基準第213条の5）</u> 指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の1の（7）の①を参照されたい。</p> <p><u>（2）設備に関する基準</u></p> <p>① <u>事業所の立地及び単位（基準第213条の6第1項）</u> 指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、2の（1）を参照されたい。 なお、日中サービス支援型指定共同生活援助は、利用者に対し、共同生活住居において昼夜を通じた介護等の支援を行うものであることから、例えば、同一敷地内に複数の共同生活住居を設置するなど、一定の地域に共同生活住居を集約して立地することによって、2の（1）に掲げる事項に支障が生ずることのないよう、留意すること。</p> <p>② <u>事業所の単位（基準第213条の6第2項）</u> 指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、2の（2）（サテライト型住居に係る要件を除く。）を参照されたい。</p> <p>③ <u>共同生活住居（基準第213条の6第3項から第6項まで）</u> 指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、2の（3）の①、②、⑤を参照されたい。 なお、①の規定にかかわらず、1つの建物であっても、入り口（玄関）が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、共同生活住居の趣旨を踏まえ、利用者が地域の中で</p>	

改正後	現 行
<p><u>家庭的な雰囲気の下、共同して暮らせる環境づくりに配慮されたものである場合には、1つの建物に複数の共同生活住居を設置することができるものとする。この場合において、1つの建物に設置する複数の共同生活住居の入居定員の合計は20人以下とする。</u></p> <p><u>④ ユニット（基準第213条の6第7項から第9項まで）</u> <u>指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、2の(4)（サテライト型住居に係る要件を除く。）を参照されたい。</u> <u>なお、居間、食堂等の利用者が相互交流を図ることができる設備については、利用者の状況や昼夜を通じた介護等の支援を行うことを考慮した上で、十分な広さを確保するものとする。</u> <u>また、1つの建物に複数の共同生活住居を設置する場合においても、共同生活住居ごとに、利用者が日常生活を営む上で必要とされる設備を設けることとするが、従業者のみ使用する設備については、共有して差し支えないものとする。</u></p> <p><u>(3) 運営に関する基準</u></p> <p><u>① 指定短期入所の併設（基準第213条の7）</u> <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の入居定員のほか、地域で生活する障害者の緊急一時的な支援等に応じるため、指定短期入所（空床型を除く。以下この①において同じ。）を行うこととしたものである。</u> <u>なお、指定短期入所を行うに当たっては、原則として当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所と併設又は同一敷地内において行うものとし、併設の場合にあっては、指定短期入所の従業者が、当</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の夜間支援従事者を兼ねても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>また、指定短期入所の利用定員は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の入居定員の合計が 20 人又はその端数を増すごとに 1 人以上 5 人以下とすること。</u></p> <p>② <u>介護及び家事等（基準第213条の 8）</u></p> <p><u>指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、3 の（5）（④を除く。）を参照されたい。</u></p> <p><u>なお、日中サービス支援型指定共同生活援助は、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で、利用者の状況に応じた介護等の支援を行うものであることから、共同生活住居ごとに、1 日を通じて 1 人以上の世話人又は生活支援員を配置しなければならないものである。</u></p> <p><u>また、既存の建物を共同生活住居とする場合であって、当該共同生活住居の入居定員を 11 人以上とする場合は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯においても、原則ユニットごとに世話人又は生活支援員を 1 人以上の配置する必要があること。</u></p> <p>③ <u>社会生活上の便宜の供与等（基準第213条の 9）</u></p> <p><u>指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、3 の（6）を参照されたい。</u></p> <p><u>なお、日中活動サービス等を利用することができず、日中を共同生活住居で過ごす利用者の支援に当たっては、当該利用者の意向を踏まえた日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>や余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならないこととしたものである。</u></p> <p><u>また、利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られるよう、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者と緊密な連携を図ることとするものである。</u></p> <p>④ <u>協議の場の設置等（基準第 213 条の 10）</u></p> <p><u>日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（都道府県又は市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議）（以下「協議会等」という。）に対し、定期的に（少なくとも年に 1 回以上とする。）日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況等を報告し、当該実施状況等について当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととしたものである。</u></p> <p><u>なお、都道府県知事が必要と認める場合には、事業指定の申請にあたり、施行規則第34条の19第 1 項第18号に規定する事項として、日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者は、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を都道府県知事に提出するものとする。</u></p> <p><u>また、当該協議会等における報告等の記録は、基準第 213 条の 11</u></p>	

改正後	現行
<p><u>において準用する基準第 75 条第 2 項の規定に基づき、5 年間保存するとともに、個人情報の保護に留意しつつ、当該記録や事業の運営状況を積極的に公表するものとする。</u></p> <p>⑤ <u>準用（基準第 213 条の 11）</u></p> <p><u>基準第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条から第 17 条まで、第 20 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 53 条の 2、第 58 条、第 60 条、第 66 条、第 70 条、第 73 条から第 75 条まで、第 88 条、第 90 条、第 92 条、第 170 条の 2、第 210 条の 2 から第 210 条の 6 まで及び第 211 条の 3 から第 212 条の 4 までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用されるものであることから、第三の 3 の（1）、（3）（②を除く。）、（4）、（6）、（7）、（10）、（13）、（17）及び（24）から（28）まで並びに第四の 3 の（2）、（7）、（9）、（15）、（19）及び（21）から（23）まで並びに第五の 3 の（7）及び（9）並びに第九の 3 の（3）並びに 3 の（1）から（4）まで及び（7）から（11）までを参照されたい。</u></p> <p><u>なお、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用される基準第 74 条については、指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、3 の（12）を参照されたい。</u></p> <p>5 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>（1）人員に関する基準</p> <p>① 世話人（<u>基準第 213 条の 14 第 1 項第 1 号</u>） （略）</p>	<p>4 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>（1）人員に関する基準</p> <p>① 世話人（<u>基準第 213 条の 4 第 1 号</u>） 指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、1 の（1）及び（3）</p>

改正後	現行
<p>② サービス管理責任者（<u>基準第 213 条の 14 第 1 項第 2 号</u>） （略）</p> <p>③ 準用（<u>基準第 213 条の 15</u>） （略）</p> <p>（2）設備に関する基準（<u>基準第 213 条の 16</u>） （略）</p> <p>（3）運営に関する基準</p> <p>① 内容及び手続きの説明及び同意（<u>基準第 213 条の 17</u>） （略）</p>	<p>を参照されたい。ただし、平成 26 年 4 月 1 日に現に存する指定共同生活援助事業所における世話人の員数については、当分の間、常勤換算方法で、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者の数を 10 で除して得た数以上とする。</p> <p>② サービス管理責任者（<u>基準第 213 条の 4 第 2 号</u>） 指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、1 の（4）及び（5）を参照されたい。</p> <p>③ 準用（<u>基準第 213 条の 5</u>） 指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の 1 の（7）の①を参照されたい。</p> <p>（2）設備に関する基準（<u>基準第 213 条の 6</u>） 基準第 210 条については、外部サービス利用型指定共同生活援助について準用されるものであることから、2 を参照されたい。</p> <p>（3）運営に関する基準</p> <p>① 内容及び手続きの説明及び同意（<u>基準第 213 条の 7</u>） 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の運営規程の概要、従業員の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所</p>

改正後	現行
<p>② 受託居宅介護サービスの提供（基準第 213 条の 18）</p> <p>ア 適切かつ円滑な受託居宅介護サービス提供のための必要な措置</p>	<p>の名称、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。</p> <p>なお、利用者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p> <p>また、利用者との間で当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第 77 条第 1 項の規定に基づき、</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>イ 当該事業の経営者が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助の内容</p> <p>ウ 当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>エ 外部サービス利用型指定共同生活援助の提供開始年月日</p> <p>オ 外部サービス利用型指定共同生活援助に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。</p> <p>なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</p> <p>② 受託居宅介護サービスの提供（基準第 213 条の 8）</p> <p>ア 適切かつ円滑な受託居宅介護サービス提供のための必要な措置</p>

改正後	現行
<p><u>基準第 213 条の 18 第 1 項</u>は、利用者に対し、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供するため、必要な措置を講じなければならないこととしたものである。</p> <p>「必要な措置」とは、例えば、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業者の従業者による会議を開催し、利用者への受託居宅介護サービスの提供等に関する情報伝達、外部サービス利用型共同生活援助計画と居宅介護計画が整合を図りつつ作成されるよう、協議等を行うことである。</p> <p>イ 受託居宅介護サービス提供に係る文書による報告</p> <p><u>基準第 213 条の 18 第 2 項</u>は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービス提供の実施状況を把握するため、受託居宅介護サービス提供の日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させることとしたものである。</p> <p>③ 運営規程（<u>基準第 213 条の 19</u>） （略）</p> <p>④ 受託居宅介護サービス事業者への委託（<u>基準第 213 条の 20</u>） <u>基準第 213 条の 20</u>は、利用者に対する適切な外部サービス利用型</p>	<p><u>基準第 213 条の 8 第 1 項</u>は、利用者に対し、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供するため、必要な措置を講じなければならないこととしたものである。</p> <p>「必要な措置」とは、例えば、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業者の従業者による会議を開催し、利用者への受託居宅介護サービスの提供等に関する情報伝達、外部サービス利用型共同生活援助計画と居宅介護計画が整合を図りつつ作成されるよう、協議等を行うことである。</p> <p>イ 受託居宅介護サービス提供に係る文書による報告</p> <p><u>基準第 213 条の 8 第 2 項</u>は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービス提供の実施状況を把握するため、受託居宅介護サービス提供の日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させることとしたものである。</p> <p>③ 運営規程（<u>基準第 213 条の 9</u>） 指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、3の（7）を参照されたい。なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業者が運営規程に定める事項に加えて、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者の名称及び所在地に関する事項を運営規程に定めることが必要である（第5号）。</p> <p>④ 受託居宅介護サービス事業者への委託（<u>基準第 213 条の 10</u>） <u>基準第 213 条の 10</u>は、利用者に対する適切な外部サービス利用型</p>

改正後	現行
<p>指定共同生活援助の提供を確保するため、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービス事業者に受託居宅介護サービスの提供に係る業務を委託する方法等を規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。</p> <p>ア 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅サービス事業者に対する委託に係る業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。この場合において、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は受託居宅介護サービス事業者に委託した業務を再委託させてはならない。</p> <p>a (略)</p> <p>b (略)</p> <p>c 受託居宅介護サービス事業者の従業者により当該委託業務が基準第十六章第五節第四款の運営に関する基準に従って適切に行われていることを外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が定期的に確認する旨</p> <p>d (略)</p> <p>e (略)</p> <p>f (略)</p>	<p>指定共同生活援助の提供を確保するため、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービス事業者に受託居宅介護サービスの提供に係る業務を委託する方法等を規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。</p> <p>ア 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅サービス事業者に対する委託に係る業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。この場合において、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は受託居宅介護サービス事業者に委託した業務を再委託させてはならない。</p> <p>a 当該委託の範囲</p> <p>b 当該委託に係る業務（以下④において「委託業務」という。）の実施に当たり遵守すべき条件</p> <p>c 受託居宅介護サービス事業者の従業者により当該委託業務が基準第十四章第五節第四款の運営に関する基準に従って適切に行われていることを外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が定期的に確認する旨</p> <p>d 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が当該委託業務に関し受託居宅介護サービス事業者に対し指示を行い得る旨</p> <p>e 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう d の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が確認する旨</p> <p>f 受託居宅介護サービス事業者が実施した当該委託業務により入</p>

改正後	現 行
<p>g (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、<u>基準第 213 条の 22</u>において準用する基準第 75 条第 2 項の規定に基づき、アの c 及び e の確認の結果の記録を 5 年間保存しなければならないこと。</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p>	<p>居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</p> <p>g その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p> <p>イ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者はアの c 及び e の確認の結果の記録を作成しなければならないこと。</p> <p>ウ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が行うアの d の指示は、文書により行わなければならないこと。</p> <p>エ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、<u>基準第 213 条の 12</u>において準用する基準第 75 条第 2 項の規定に基づき、アの c 及び e の確認の結果の記録を 5 年間保存しなければならないこと。</p> <p>オ 1 の受託居宅介護サービスを提供する受託居宅介護サービス事業者は、複数の事業者とすることも可能であること。なお、この場合、居宅介護サービス事業者ごとにその役割分担を明確にしておくこと。</p> <p>カ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、居宅介護サービス事業者と予め契約し、法第 36 条第 1 項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 34 条の 19 第 1 項の規定に基づき、当該受託居宅介護サービス事業者及び当該受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならないこと。</p> <p>ただし、平成 26 年 4 月 1 日に現に存する指定共同生活援助事業所であって、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成 25 年厚生労働省令</p>

改正後	現 行
<p>キ <u>基準第 213 条の 20</u> 第 5 項は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な指揮命令をすることを規定しているが、当該指揮命令には、<u>基準第 213 条の 22</u> により準用される第 28 条の緊急時の対応、第 36 条の秘密保持等、第 40 条の事故発生時の対応及び第 73 条の身体拘束等の禁止の規定において求められている内容が、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たる受託居宅介護サービス事業者の従業者によっても遵守されることを確保する旨が含まれていること。</p> <p>⑤ 勤務体制の確保等（<u>基準第 213 条の 21</u>） 指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、3 の（8）の①及び③を参照されたい。</p> <p>⑥ 準用（<u>基準第 213 条の 22</u>） （略）</p>	<p>第 124 号。) 附則第 3 条第 2 項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについては、同令附則第 5 条に基づき、平成 26 年 4 月 1 日以降最初の指定の更新までの間は、「事業」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供」と読み替えるものとする。</p> <p>キ <u>基準第 213 条の 10</u> 第 5 項は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な指揮命令をすることを規定しているが、当該指揮命令には、<u>基準第 213 条の 12</u> により準用される第 28 条の緊急時の対応、第 36 条の秘密保持等、第 40 条の事故発生時の対応及び第 73 条の身体拘束等の禁止の規定において求められている内容が、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たる受託居宅介護サービス事業者の従業者によっても遵守されることを確保する旨が含まれていること。</p> <p>⑤ 勤務体制の確保等（<u>基準第 213 条の 11</u>） 指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、3 の（8）の①及び③を参照されたい。</p> <p>⑥ 準用（<u>基準第 213 条の 12</u>） 基準第 11 条、第 12 条、第 14 条から第 17 条まで、第 20 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 53 条の 2、第 58 条、第 60 条、第 66 条、第 70 条、第 73 条から第 75 条まで、第 88 条、第 90 条、第 92 条、第 170 条の 2、第 210 条の 2 から第 210 条の 6 まで、第 211 条、第 211 条の 2 及び第 212 条の 2 から第 212 条の 4 までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用され</p>

改正後	現 行
<p>第十六 多機能型に関する特例 (略)</p>	<p>るものであることから、第三の3の(3)(②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(2)、(7)、(9)、(15)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(7)及び(9)並びに第九の3の(3)並びに第十三の3の(1)から(6)まで及び(9)から(11)までを参照されたい。</p> <p>なお、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用される基準第74条については、指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、第十三の3の(12)を参照されたい。</p> <p>第十四 多機能型に関する特例</p> <p>1 従業員の員数等に関する特例</p> <p>(1) 常勤の従業員の員数の特例(基準第215条第1項)</p> <p>利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所において、当該多機能型事業所に置くべき常勤の従業員の員数は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき常勤の従業員の員数にかかわらず、1人以上とすること。</p> <p>(2) サービス管理責任者の員数の特例(基準第215条第2項)</p> <p>多機能型事業所において、当該多機能型事業所に置くべきサービス管理責任者の員数は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき員数にかかわらず、</p> <p>① 当該多機能型事業所の利用者の数が60人以下の場合は、1人以上</p> <p>② 当該多機能型事業所の利用者の数が61人以上の場合は、1人に60人を超えて40人を増すごとに1人を加えた数以上</p>

改正後	現 行
<p>第十七 附則</p> <p>1 地域移行支援型ホームの特例（基準附則第7条）</p> <p>指定共同生活援助事業所及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の立地については、基準第210条第1項（<u>基準第213条の16</u>において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、入所施設や病院の敷</p>	<p>とすること。</p> <p>(3) その他の留意事項</p> <p>多機能型による各指定障害福祉サービス事業所ごとに配置とされる従業者（管理者及びサービス管理責任者を除く。）間での兼務は認められないものであり、当該各指定障害福祉サービスごとに必要な従業者の員数が確保される必要があること。</p> <p>なお、各指定障害福祉サービス事業所の利用定員の合計数が19人以下の多機能型事業所にあつては、サービス管理責任者その他の従業者との兼務が可能であること。</p> <p>2 設備の特例（基準第216条）</p> <p>多機能型による各指定障害福祉サービス事業所の設備については、当該各指定障害福祉サービスごとに必要とされる相談室、洗面所、便所及び多目的室等を兼用することができる。しかしながら、多機能型事業所全体の利用定員と比して明らかに利便性を損なう面積規模である場合など、サービス提供に支障があると認められる場合については、この限りではないこと。</p> <p>第十五 附則</p> <p>1 地域移行支援型ホームの特例（基準附則第7条）</p> <p>指定共同生活援助事業所及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の立地については、基準第210条第1項（<u>基準第213条の6</u>において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、入所施設や病院の敷地</p>

改正後	現行
<p>地外に立地されるべきこととしている（<u>第十五</u>の2の（1）参照）が、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に掲げる精神病床をいう。）が設けられているものを含む。以下「病院」という。）に長期間入院していた精神障害者が退院後すぐに地域での生活が困難な状況にある場合に、一定期間病院の近くで障害福祉サービスの利用等をして生活を送ることによって円滑に地域生活への移行が図られるよう、通過型の居住の場として、平成37年3月31日までの間、病院の敷地内に存する建物を共同生活住居とする場合であって、次の要件を満たす場合に限り、地域移行支援型ホームとして、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行うことができるものとする。</p> <p>なお、地域移行支援型ホームは、病院に長期間入院している精神障害者の地域移行を支援するための選択肢の1つとして試行的に実施するものであることから、新規の指定や運営期間については時限的なものとする。よって、新規の指定については平成27年4月1日から平成31年3月31日まで、指定後の運営期間については当該指定を受けてから6年間とする。なお、これらの期間を含む地域移行支援型ホームの将来の在り方については、平成30年度にそれまでの地域移行支援型ホームの活動状況等を踏まえて検討する。</p> <p>また、平成27年4月1日において現に存する従前の地域移行型ホームについては、基本的に従前の例により運営することができるが、加えて、3（1）について特に留意すること。</p> <p>（1）（略）</p>	<p>外に立地されるべきこととしている（<u>第十三</u>の2の（1）参照）が、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に掲げる精神病床をいう。）が設けられているものを含む。以下「病院」という。）に長期間入院していた精神障害者が退院後すぐに地域での生活が困難な状況にある場合に、一定期間病院の近くで障害福祉サービスの利用等をして生活を送ることによって円滑に地域生活への移行が図られるよう、通過型の居住の場として、平成37年3月31日までの間、病院の敷地内に存する建物を共同生活住居とする場合であって、次の要件を満たす場合に限り、地域移行支援型ホームとして、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行うことができるものとする。</p> <p>なお、地域移行支援型ホームは、病院に長期間入院している精神障害者の地域移行を支援するための選択肢の1つとして試行的に実施するものであることから、新規の指定や運営期間については時限的なものとする。よって、新規の指定については平成27年4月1日から平成31年3月31日まで、指定後の運営期間については当該指定を受けてから6年間とする。なお、これらの期間を含む地域移行支援型ホームの将来の在り方については、平成30年度にそれまでの地域移行支援型ホームの活動状況等を踏まえて検討する。</p> <p>また、平成27年4月1日において現に存する従前の地域移行型ホームについては、基本的に従前の例により運営することができるが、加えて、3（1）について特に留意すること。</p> <p>（1）地域移行支援型ホームは、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行う事業所のうち基準第210条第1項の規定の特</p>

改正後	現 行
<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計数は、第210条第2項(基準第213条の16において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、4人以上30人以下であること。</p> <p>1の2 (略)</p>	<p>例措置であるため、異なる定めがある場合を除き、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助に係るその他の要件を満たさなければならない。</p> <p>(2) 指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の量が、都道府県障害福祉計画において定める量に満たない地域であって、都道府県知事が特に必要と認めた場合であること。</p> <p>(3) 病院の精神病床数の減少を伴うものであって、病院の定員1以上の削減に対し、地域移行支援型ホームの定員を1とする(つまり、病院の定員の削減数の範囲内で、地域移行支援型ホームの定員を設定することとなる。)</p> <p>(4) 1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計数は、第210条第2項(基準第213条の6において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、4人以上30人以下であること。</p> <p>1の2 地域移行支援型ホームにおける共同生活住居の構造等(基準附則第7条の2)</p> <p>地域移行支援型ホームを行う事業者が設置する共同生活住居は、医療の提供を行う病院とは異なり日常生活を送るための生活の場であり、利用者のプライバシーを確保する観点からも、共同生活住居の構造及び設備は、利用者の生活の独立性が確保されなければならない。</p> <p>このため、共同生活住居の入口は、病院を利用する患者や病院関係者が利用する病院の入口と異なるものとするとともに、病院を利用する患者等が共同生活住居に立ち入らないよう、建物を別にしたり廊下に壁や施錠さ</p>

改正後	現 行
<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>れたドアを設ける等共同生活住居と病院を直接行き来できないような構造としなければならない、共同生活住居の設備は病院で使用する設備と共用することはできない。</p> <p>また、地域移行支援型ホームの従業者は、専ら当該地域移行支援型ホームの職務に従事する者でなければならない、サービス提供時間帯以外の時間帯も含め、当該地域移行支援型ホームを設置する病院の従業者と兼務してはならない。</p> <p>2 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の提供期間（基準附則第8条）</p> <p>地域移行支援型ホームは、地域への移行のための通過的な居住の場としての機能を有するものであることから、地域移行支援型ホーム事業者は、利用者に対し、2年を超えてサービスを提供してはならないことを原則としている。</p> <p>しかしながら、個々のケースによっては、当該2年間が経過した時点において、利用者の状況や退去後の居住の場の確保が困難な場合など、一律に退居を求めることは適当でない場合も想定されることから、例外的に、市町村審査会における個別の判断により、地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の提供期間の延長が認められるものとする。</p> <p>3 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の取扱方針（基準附則第9条）</p> <p>(1) 基準第3条に規定されているように、地域移行支援型ホーム事業者を含む指定障害福祉サービス事業者は、利用者及び障害児の保護者の意思</p>

改正後	現 行
	<p>及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならないこととされている。</p> <p>このため、地域移行支援型ホームを行う事業者は、障害者権利条約の理念を踏まえつつ、利用者の意向を尊重して支援を行わなければならない。よって、地域移行支援型ホームの利用は利用者の意思に基づき選択されなければならない。病院や地域移行支援型ホームを行う事業者がその利用を過度に推奨したり強制してはならない。また、利用者の地域移行支援型ホームにおける日常生活上の行為について、利用者が自由に行動できるよう配慮しなければならない。例えば、利用者が外出する際に当該事業者の許可を条件とすることや外部からの来客との面会を禁止すること、利用者の意思に反して日中活動の場を指定すること、利用者の日常生活上の行為について正当な理由なく報告を課すことなどはしてはならない。ただし、防犯上の理由などやむを得ない事情がある場合や共同生活を送る上で通常必要と考えられる必要最低限の範囲で一般的な決まりを設けることは可能であるが、利用者に対し不当な制限を課していると疑われる行為は厳に慎まなければならない。</p> <p>(2) 地域移行支援型ホームを行う事業者は、利用者が、当該地域移行支援型ホームを退居し、一般住宅又は指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、安心して日常生活を営むことができるかどうか、指定特定相談支援事業者や他の障害福祉サービス事業者等の関係者を含め、定期的に検討を行うとともに、当該地域移行支援型ホームに入居してから原則として2年の間に、一般住宅等へ移行できるよう、他の障害福祉サービス等を積極的に利用させる等関</p>

改正後	現 行
<p>4 地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等（基準附則第10条）</p> <p>地域移行支援型ホームにおけるサービス管理責任者は、基準第213条又は第213条の22において準用する基準第58条に規定される業務のほか、利用者に対するアセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者が当該地域移行支援型ホームに入居してから2年の間に、一般住宅等へ移行できるよう、適切な共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画を作成する必要がある。</p> <p>また、地域生活への移行を段階的に進める観点から、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けた上で、病院の敷地外の障害福祉サービス等を積極的に利用できるよう、支援しなければならない。この場合、敷地外の障害福祉サービス等を毎日利用しなければならないということではないが、段階的に敷地外の障害福祉サービス等を増やしていくなど、利用者の状況や地域移行へ向けたプロセス等を勘案しながら、適切な支援を行う必要がある。</p> <p>5 地域移行支援型ホームに係る協議の場の設置（基準附則第11条）</p> <p>基準附則第11条に規定する地域移行推進協議会は、地域移行支援型ホームを行う事業者が、利用者及びその家族、市町村職員又は当該地域移行支援型ホームを行う事業者以外の障害福祉サービス関係者等に対し、定期的に（四半期に1回程度を目安とする）活動状況を報告し、当該地域移行推進協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設け、利用者の地域移行</p>	<p>係者との十分な連携を図りつつ、入居中においても地域移行に向けて計画的に必要な支援を行うものとする。</p> <p>4 地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等（基準附則第10条）</p> <p>地域移行支援型ホームにおけるサービス管理責任者は、基準第213条又は第213条の12において準用する基準第58条に規定される業務のほか、利用者に対するアセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者が当該地域移行支援型ホームに入居してから2年の間に、一般住宅等へ移行できるよう、適切な共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画を作成する必要がある。</p> <p>また、地域生活への移行を段階的に進める観点から、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けた上で、病院の敷地外の障害福祉サービス等を積極的に利用できるよう、支援しなければならない。この場合、敷地外の障害福祉サービス等を毎日利用しなければならないということではないが、段階的に敷地外の障害福祉サービス等を増やしていくなど、利用者の状況や地域移行へ向けたプロセス等を勘案しながら、適切な支援を行う必要がある。</p> <p>5 地域移行支援型ホームに係る協議の場の設置（基準附則第11条）</p> <p>基準附則第11条に規定する地域移行推進協議会は、地域移行支援型ホームを行う事業者が、利用者及びその家族、市町村職員又は当該地域移行支援型ホームを行う事業者以外の障害福祉サービス関係者等に対し、定期的に（四半期に1回程度を目安とする）活動状況を報告し、当該地域移行</p>

改正後	現行
<p>へ向けた取組を明らかにするとともに、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、当該地域移行支援型ホームを行う事業者自らが主体的に設置すべきものである。</p> <p>なお、当該地域移行推進協議会は、当該地域移行支援型ホームの指定申請時において、既に設置されているか又は確実な設置が見込まれることが必要となるものである。</p> <p>さらに、地域移行支援型ホームを行う事業者は、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（都道府県又は市町村職員、医療関係者、一般相談支援事業者などが参加して精神科病院に入院している障害者の地域移行の推進について検討を行う会議）（以下「協議会等」という。）に対し、定期的に（少なくとも年に 1 回以上とする）実施状況を報告し、当該実施状況について当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>また、当該地域移行推進協議会及び当該協議会等における報告等の記録は、基準第 213 条又は第 213 条の 22 において準用する基準第 75 条第 2 項の規定に基づき、5 年間保存するとともに、個人情報の保護に留意しつつ、当該記録や事業の運営状況を積極的に公表するものとする。</p> <p>6 施行日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助事業を行う者に関する特例（基準附則第 12 条）</p> <p>平成 18 年 9 月 30 日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建</p>	<p>推進協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設け、利用者の地域移行へ向けた取組を明らかにするとともに、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、当該地域移行支援型ホームを行う事業者自らが主体的に設置すべきものである。</p> <p>なお、当該地域移行推進協議会は、当該地域移行支援型ホームの指定申請時において、既に設置されているか又は確実な設置が見込まれることが必要となるものである。</p> <p>さらに、地域移行支援型ホームを行う事業者は、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（都道府県又は市町村職員、医療関係者、一般相談支援事業者などが参加して精神科病院に入院している障害者の地域移行の推進について検討を行う会議）（以下「協議会等」という。）に対し、定期的に（少なくとも年に 1 回以上とする）実施状況を報告し、当該実施状況について当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>また、当該地域移行推進協議会及び当該協議会等における報告等の記録は、基準第 213 条又は第 213 条の 12 において準用する基準第 75 条第 2 項の規定に基づき、5 年間保存するとともに、個人情報の保護に留意しつつ、当該記録や事業の運営状況を積極的に公表するものとする。</p> <p>6 施行日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助事業を行う者に関する特例（基準附則第 12 条）</p>

改正後	現行
<p>物を共同生活住居として利用している旧指定共同生活援助事業所は、基準第210条第1項（<u>基準第213条の16</u>において準用する場合を含む。）の規定（<u>第十五の2の（1）</u>参照）にかかわらず、引き続き当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行うことができるものとする。</p> <p>ただし、指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者においては、利用者に対するアセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者が地域生活へ移行できるよう、利用者が入所施設又は病院の敷地外にある障害福祉サービス等を積極的に利用できるようにするなど、適切な支援計画を作成するとともに、地域移行推進協議会を設置するよう努めなければならない。</p> <p>7 施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例（基準附則第18条）</p> <p>平成18年9月30日において現に存する指定共同生活援助事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、基準第210条第7項及び第8項（これらの規定を<u>基準第213条の16</u>において準用する場合を含む。）については適用せず、旧指定基準を満たしていれば足りるものとする。</p> <p>8 指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例（基準附則第18条の2）</p> <p>(1) 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事</p>	<p>平成18年9月30日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として利用している旧指定共同生活援助事業所は、基準第210条第1項（<u>基準第213条の6</u>において準用する場合を含む。）の規定（<u>第十三の2の（1）</u>参照）にかかわらず、引き続き当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行うことができるものとする。</p> <p>ただし、指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者においては、利用者に対するアセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者が地域生活へ移行できるよう、利用者が入所施設又は病院の敷地外にある障害福祉サービス等を積極的に利用できるようにするなど、適切な支援計画を作成するとともに、地域移行推進協議会を設置するよう努めなければならない。</p> <p>7 施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例（基準附則第18条）</p> <p>平成18年9月30日において現に存する指定共同生活援助事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、基準第210条第7項及び第8項（これらの規定を<u>基準第213条の6</u>において準用する場合を含む。）については適用せず、旧指定基準を満たしていれば足りるものとする。</p> <p>8 指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例（基準附則第18条の2）</p>

改正後	現行
<p>業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の対象者であって、区分4以上に該当する者が、共同生活住居内において、居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合に限り、平成33年3月31日までの間、当該利用者については、<u>基準第211条第3項（基準第213条の11において準用する場合を含む。）</u>の規定を適用しないものとする。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分4以上に該当する者が、共同生活住居内において、居宅介護（「居宅における身体介護が中心である場合」に限る。）の利用を希望し、次の①及び②の要件のいずれにも該当する場合に限り、平成33年3月31日、当該利用者については、<u>基準第211条第3項（基準第213条の11において準用する場合を含む。）</u>の規定を適用しないものとする。</p> <p>① （略）</p> <p>② （略）</p> <p>(3) 前2項の場合、<u>基準第208条第1項第2号ロからニまで及び第213条の4第1項第2号ロからニまでに掲げる当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に置くべき生活支援員の員数については、当該利用者の数を2分の1として算定するものとする。</u></p> <p>9 施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関</p>	<p>(1) 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の対象者であって、区分4以上に該当する者が、共同生活住居内において、居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合に限り、平成30年3月31日までの間、当該利用者については、<u>基準第211条第3項</u>の規定を適用しないものとする。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分4以上に該当する者が、共同生活住居内において、居宅介護（「居宅における身体介護が中心である場合」に限る。）の利用を希望し、次の①及び②の要件のいずれにも該当する場合に限り、平成30年3月31日、当該利用者については、<u>基準第211条第3項</u>の規定を適用しないものとする。</p> <p>① 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。</p> <p>② 居宅介護の利用について、市町村が必要と認めること。</p> <p>(3) 前2項の場合、<u>基準第208条第1項第2号</u>に掲げる当該指定共同生活援助事業所に置くべき生活支援員の員数については、当該利用者の数を2分の1として算定するものとする。</p>

改正後	現 行									
<p>する特例（基準附則第 19 条） （略）</p> <p>（1）基準第 210 条第 7 項（<u>基準第 213 条の 16</u>において準用する場合を含む。）に掲げるユニットの定員については、「2 人以上 10 人以下」とあるのは、「2 人以上 30 人以下」とする。</p> <p>（2）基準第 210 条第 8 項（<u>基準第 213 条の 16</u>において準用する場合を含む。）に掲げる居室の定員及び居室の床面積については、精神障害者福祉ホーム B 型を除き、適用しないこととする。</p> <p>別表 1 （略）</p>	<p>9 施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例（基準附則第 19 条）</p> <p>平成 18 年 9 月 30 日において現に存する身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、精神障害者福祉ホーム（A 型及び B 型）、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う場合の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1）基準第 210 条第 7 項（<u>基準第 213 条の 6</u>において準用する場合を含む。）に掲げるユニットの定員については、「2 人以上 10 人以下」とあるのは、「2 人以上 30 人以下」とする。</p> <p>（2）基準第 210 条第 8 項（<u>基準第 213 条の 6</u>において準用する場合を含む。）に掲げる居室の定員及び居室の床面積については、精神障害者福祉ホーム B 型を除き、適用しないこととする。</p> <p>別表 1</p> <table border="1" data-bbox="1137 1023 2040 1366"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 1023 1525 1267">月間延べサービス提供時間</th> <th data-bbox="1525 1023 1789 1267">(2)の①のアの a に基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数</th> <th data-bbox="1789 1023 2040 1267">常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 1267 1525 1319">450 時間以下</td> <td data-bbox="1525 1267 1789 1319">1</td> <td data-bbox="1789 1267 2040 1319">1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1319 1525 1366">450 時間超 900 時間以下</td> <td data-bbox="1525 1319 1789 1366">2</td> <td data-bbox="1789 1319 2040 1366">1</td> </tr> </tbody> </table>	月間延べサービス提供時間	(2)の①のアの a に基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者	450 時間以下	1	1	450 時間超 900 時間以下	2	1
月間延べサービス提供時間		(2)の①のアの a に基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者							
450 時間以下		1	1							
450 時間超 900 時間以下	2	1								

改正後	現 行		
別表 2 (略)	900 時間超 1,350 時間以下	3	2
	1,350 時間超 1,800 時間以下	4	3
	1,800 時間超 2,250 時間以下	5	4
	2,250 時間超 2,700 時間以下	6	4
	2,700 時間超 3,150 時間以下	7	5
	3,150 時間超 3,600 時間以下	8	6
	3,600 時間超 4,050 時間以下	9	6
	4,050 時間超 4,500 時間以下	10	7
	4,500 時間超 4,950 時間以下	11	8
	4,950 時間超 5,400 時間以下	12	8
	5,400 時間超 5,850 時間以下	13	9
	5,850 時間超 6,300 時間以下	14	10
	6,300 時間超 6,750 時間以下	15	10
	6,750 時間超 7,200 時間以下	16	11
別表 2 (略)	別表 2		
	従業者の数	(2)の①のアのbに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者
	10 人以下	1	1
	11 人以上 20 人以下	2	1
21 人以上 30 人以下	3	2	

改正後	現 行		
	31人以上40人以下	4	3
	41人以上50人以下	5	4
	51人以上60人以下	6	4
	61人以上70人以下	7	5
	71人以上80人以下	8	6
	81人以上90人以下	9	6
	91人以上100人以下	10	7
	101人以上110人以下	11	8
	111人以上120人以下	12	8
	121人以上130人以下	13	9
	131人以上140人以下	14	10
	141人以上150人以下	15	10
	151人以上160人以下	16	11
	別表3 (略)	別表3	
利用者の数	(2)の①のアのcに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者	
40人以下	1	1	
41人以上80人以下	2	1	
81人以上120人以下	3	2	

改正後	現 行		
別表 4 (略)	121 人以上 160 人以下	4	3
	161 人以上 200 人以下	5	4
	201 人以上 240 人以下	6	4
	241 人以上 280 人以下	7	5
	281 人以上 320 人以下	8	6
	321 人以上 360 人以下	9	6
	361 人以上 400 人以下	10	7
	401 人以上 440 人以下	11	8
	441 人以上 480 人以下	12	8
	481 人以上 520 人以下	13	9
	521 人以上 560 人以下	14	10
	561 人以上 600 人以下	15	10
	601 人以上 640 人以下	16	11
	別表 4		
	月間延べサービス提供時間	(5)の①のアの a に基づき置かな ければならない 常勤のサービス 提供責任者数	常勤換算方法を 採用する事業所 で必要となる常 勤のサービス提 供責任者
	1,000 時間以下	1	1
	1,000 時間超 2,000 時間以下	2	1
	2,000 時間超 3,000 時間以下	3	2

改正後	現 行		
別表 5 (略)	3,000 時間超 4,000 時間以下	4	3
	4,000 時間超 5,000 時間以下	5	4
	5,000 時間超 6,000 時間以下	6	4
	6,000 時間超 7,000 時間以下	7	5
	7,000 時間超 8,000 時間以下	8	6
	8,000 時間超 9,000 時間以下	9	6
	9,000 時間超 10,000 時間以下	10	7
	10,000 時間超 11,000 時間以下	11	8
	11,000 時間超 12,000 時間以下	12	8
	12,000 時間超 13,000 時間以下	13	9
	13,000 時間超 14,000 時間以下	14	10
	14,000 時間超 15,000 時間以下	15	10
	15,000 時間超 16,000 時間以下	16	11
	別表 5 (略)	別表 5	
利用者の数		(2)の①のアの d に基づき置かな なければならない 常勤のサービス 提供責任者数	常勤換算方法を採用 する事業所で必要と なる常勤のサービス 提供責任者
50 人以下		3	3
51 人以上 100 人以下		3	3
101 人以上 150 人以下	3	3	

改正後	現 行		
別表6 (略)	151人以上200人以下	4	3
	201人以上250人以下	5	4
	251人以上300人以下	6	4
	301人以上350人以下	7	5
	351人以上400人以下	8	6
	401人以上450人以下	9	6
	451人以上500人以下	10	7
	501人以上550人以下	11	8
	551人以上600人以下	12	8
	601人以上650人以下	13	9
別表6 (略)	別表6		
	従業者の数	(5)の①のアのbに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者
	20人以下	1	1
	21人以上40人以下	2	1
	41人以上60人以下	3	2
	61人以上80人以下	4	3
	81人以上100人以下	5	4
	101人以上120人以下	6	4

改正後	現 行		
別表 7 (略)	121 人以上 140 人以下	7	5
	141 人以上 160 人以下	8	6
	161 人以上 180 人以下	9	6
	181 人以上 200 人以下	10	7
	別表 7		
	利用者の数	(5)の①のアのcに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者
	10 人以下	1	1
	11 人以上 20 人以下	2	1
	21 人以上 30 人以下	3	2
	31 人以上 40 人以下	4	3
	41 人以上 50 人以下	5	4
	51 人以上 60 人以下	6	4
	61 人以上 70 人以下	7	5
	71 人以上 80 人以下	8	6
	81 人以上 90 人以下	9	6
	91 人以上 100 人以下	10	7
	101 人以上 110 人以下	11	8
111 人以上 120 人以下	12	8	
121 人以上 130 人以下	13	9	

改正後	現 行		
	131人以上140人以下	14	10
	141人以上150人以下	15	10
	151人以上160人以下	16	11

(別紙3)

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日障発第0126001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現行
障発第0126001号 平成19年1月26日	障発第0126001号 平成19年1月26日
一部改正 障発第0331020号 平成20年3月31日	一部改正 障発第0331020号 平成20年3月31日
一部改正 障発第0331033号 平成21年3月31日	一部改正 障発第0331033号 平成21年3月31日
一部改正 障発0928第1号 平成23年9月28日	一部改正 障発0928第1号 平成23年9月28日
一部改正 障発0330第5号 平成24年3月30日	一部改正 障発0330第5号 平成24年3月30日
一部改正 障発0329第13号 平成25年3月29日	一部改正 障発0329第13号 平成25年3月29日
一部改正 障発0331第26号 平成26年3月31日	一部改正 障発0331第26号 平成26年3月31日
<u>一部改正</u> 障発0331第21号 平成27年3月31日	<u>最終改正</u> 障発0331第21号 平成27年3月31日
<u>最終改正</u> <u>障発0330第4号</u> <u>平成30年3月30日</u>	

改正後	現行
<p data-bbox="230 268 483 300">各 都道府県知事 殿</p> <p data-bbox="573 363 1106 395">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p data-bbox="255 459 1097 587">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について</p> <p data-bbox="244 651 300 683">(略)</p> <p data-bbox="636 1233 672 1265">記</p> <p data-bbox="199 1329 353 1361">第一 (略)</p>	<p data-bbox="1162 268 1415 300">各 都道府県知事 殿</p> <p data-bbox="1500 363 2033 395">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p data-bbox="1187 459 2029 587">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について</p> <p data-bbox="1131 651 2040 1169">障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）第 38 条第 1 項、第 44 条及び第 46 条第 3 項の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準。以下「基準」という。）については、平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号をもって公布され、平成 18 年 10 月 1 日から施行されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p data-bbox="1568 1233 1603 1265">記</p> <p data-bbox="1131 1329 1359 1361">第一 基準の性格</p>

改正後	現行
	<p>1 基準は、指定障害者支援施設等が法に規定する便宜を適切に実施するため、必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定障害者支援施設等は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。</p> <p>2 指定障害者支援施設等が満たすべき基準を満たさない場合には、指定障害者支援施設等の指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、設置者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由がなく、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができるものであること。</p> <p>また、③の命令をした場合には設置者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護給付費又は訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）の請求を停止させること）ができる。ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。</p> <p>(1) 次に掲げるときその他の指定障害者支援施設等が自己の利益を図るために基準に違反したとき</p> <p>① 施設障害福祉サービスの提供に際して指定障害者支援施設等</p>

改正後	現行
	<p>に入所する者又は当該指定障害者支援施設等に通所する者（以下「利用者」という。）が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき</p> <p>② 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して事業者による指定障害福祉サービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき</p> <p>③ 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者から、利用者又はその家族に対して特定の事業者による指定障害福祉サービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を収受したとき</p> <p>(2) 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき</p> <p>(3) その他(1)及び(2)に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき</p> <p>3 指定障害者支援施設等が、運営に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該施設等から指定障害者支援施設等について指定の申請がなされた場合には、当該施設等が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとする</p>

改正後	現行
<p>第二 (略)</p>	<p>4 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)において法等の改正がなされ、従来厚生労働省令で定めることとしていた基準について、都道府県の条例で定めることとされたところであるが、その具体的な考え方については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布について」(平成23年10月7日付け障発第1007第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を参照されたい。</p> <p>第二 総論</p> <p>1 事業者指定の単位について</p> <p>(1) 従たる事業所(昼間実施サービスの場)の取扱いについて</p> <p>指定障害者支援施設の指定等は、原則として施設障害福祉サービスの提供を行う障害者支援施設ごとに行うものとするが、障害者支援施設で行う昼間実施サービス(生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援及び就労継続支援B型)については、次の①及び②の要件を満たす場合については、当該障害者支援施設内の「主たる事業所(昼間実施サービスの場に限る。以下同じ。)」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、当該障害者支援施設と異なる場所に一又は複数の「従たる事業所(昼間実施サービスの場に限る。以下同じ。)」を設置することが可能であり、これらを一の障害者支援施設として指定することができる取扱いとする。</p>

改正後	現行
	<p>① 人員及び設備に関する要件</p> <p>ア 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用者の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること。</p> <p>イ 「従たる事業所」の利用定員が障害福祉サービスの種類に応じて次のとおりであること。</p> <p>(Ⅰ) 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援 6人以上</p> <p>(Ⅱ) 就労継続支援B型 10人以上</p> <p>ウ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。</p> <p>エ 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。</p> <p>② 運営に関する要件</p> <p>ア 利用申し込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われていること。</p> <p>イ 職員の勤務態勢、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制(例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要因を派遣できるような体制)にあること。</p> <p>ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制</p>

改正後	現行
	<p>にあること。</p> <p>エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。</p> <p>オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。</p> <p>(2) 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設において、昼間実施サービスを当該障害者支援施設と異なる場所で実施する場合は、(1)の①のイ及びウ並びに②の要件を満たしている場合は、一の障害者支援施設として取り扱うことが可能である。</p> <p>2 用語の定義(基準第2条)</p> <p>(1) 「常勤換算方法」</p> <p>指定障害者支援施設等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害者支援施設等において常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該障害者支援施設等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延べ時間数は、当該施設障害福祉サービスに従事する勤務時間の延べ数であること。</p> <p>(2) 「勤務延べ時間数」</p> <p>勤務表上、施設障害福祉サービスの提供に従事する時間として明確に位置づけられている時間又は当該施設障害福祉サービスの提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明</p>

改正後	現行
	<p>確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障害者支援施設等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。</p> <p>(3) 「常勤」</p> <p>指定障害者支援施設等における勤務時間が、当該指定障害者支援施設等において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</p> <p>当該指定障害者支援施設等に併設される事業所の職務であつて、当該指定障害者支援施設等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。</p> <p>例えば、指定障害者支援施設と指定短期入所事業所が併設されている場合、当該指定障害者支援施設の管理者と指定短期入所事業所の管理者とを兼務している者は、その勤務時間の合計が所定</p>

改正後	現行
	<p>の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。</p> <p>(4) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」</p> <p>原則として、サービス提供時間帯を通じて施設障害福祉サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害者支援施設等における勤務時間(生活介護及び施設入所支援については、サービスの単位ごとの提供時間)をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。</p> <p>(5) 「前年度の平均値」</p> <p>① 基準第4条第2項における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の利用者延べ数を開所日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。</p> <p>② 新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した施設において、新設又は増床分のベッドに関して、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の利用者の数は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、利用定員の90%を利用者数とし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を当該6月間の開所日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を当該1年間の開所日数で除して</p>

改正後	現行
<p>第三 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 従業者の員数(基準第4条)</p> <p>① 生活介護を行う場合(基準第4条第1項第1号)</p> <p>ア (略)</p>	<p>得た数とする。これに対し、減少の場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後の利用者の数の延べ数を当該3月間の開所日数で除して得た数とする。</p> <p>ただし、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を推定するものとする。</p> <p>③ 特定旧法指定施設が指定障害者支援施設へ転換する場合の「前年度の平均値」については、当該指定を申請した日の前日から直近1月間の全利用者の延べ数を当該1月間の開所日数で除して得た数とする。また、当該指定後3月間の実績により見直すことができることとする。</p> <p>第三 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 従業者の員数(基準第4条)</p> <p>① 生活介護を行う場合(基準第4条第1項第1号)</p> <p>ア 医師(基準第4条第1項第1号イ(1))</p> <p>日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う医師を、生活介護を利用する利用者の障害の特性に応じて必要数を配置しなければならないものであること。なお、この場合の「必要数を配置」とは、嘱託医を確保することをもって、これを満たすものとして取り扱うことも差し支えない。</p> <p>また、生活介護において看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない</p>

改正後	現行
<p>イ (略)</p>	<p>取扱いとすることができることとするものである。</p> <p>イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員(基準第4条第1項第1号イ(2))</p> <p>これらの従業者については、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法により、次の(Ⅰ)及び(Ⅱ)の数を合計した数以上でなければならないものである。</p> <p>(Ⅰ) (Ⅱ)以外の利用者については、前年度の利用者の数の平均値及び障害支援区分に基づき、次の算式により算定される平均障害支援区分に応じた必要数</p> <p>なお、平均障害支援区分の算定に当たっては、利用者の数から、法附則第21条第1項に規定する特定旧法指定施設を利用していた者、平成18年9月30日において現に障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。以下「整備法」という。)による改正前の児童福祉法第42条に規定する知的障害児施設、同法第43条の3に規定する肢体不自由児施設及び同法第43条の4に規定する重症心身障害児施設を利用していた者又は平成18年9月30日において現に同法第7条第6項及び旧身体障害者福祉法第18条第2項に規定する指定医療機関に入院していた者であって、生活介護又は施設入所支援の対象に該当しない者(以下「経過措置利用者」と</p>

改正後	現行
<p>ウ (略)</p>	<p>いう。)、経過措置利用者以外の施設入所者であって、区分3(50歳以上の者は区分2)以下の者又は生活介護以外の昼間実施サービスを利用する利用者は除かれる。(厚生労働省告示第553号「厚生労働大臣が定める者」参照)</p> <p>(算式)</p> $\{(2 \times \text{区分2に該当する利用者の数}) + (3 \times \text{区分3に該当する利用者の数}) + (4 \times \text{区分4に該当する利用者の数}) + (5 \times \text{区分5に該当する利用者の数}) + (6 \times \text{区分6に該当する利用者の数})\} / \text{総利用者数}$ <p>なお、平均障害支援区分の算出に当たって、小数点以下の端数が生じる場合には、小数点第2位以下を四捨五入することとする。</p> <p>(Ⅱ) 生活介護を利用する経過措置利用者以外の施設入所者であって、区分3(50歳以上の者は区分2)以下の者の数を10で除した数</p> <p>また、看護職員及び生活支援員については、それぞれについて最低1人以上配置するとともに、必要とされる看護職員及び生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない。</p> <p>ウ 機能訓練指導員(基準第4条第1項第1号ハ)</p> <p>理学療法士及び作業療法士を確保することが困難な場合には、看護師のほか、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、言語聴覚士の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する</p>

改正後	現行
<p>エ サービス管理責任者(基準第4条第1項第1号イ(3))</p> <p>サービス管理責任者は、利用者に対する効果的かつ適切な生活介護を行う観点から、適切な方法により、利用者の解決すべき課題を把握した上で、施設障害福祉サービス計画の作成及び提供したサービスの客観的な評価等を行う者であり、利用者の数に応じて必要数を置くこととしたものである。</p> <p>また、指定障害者支援施設等の従業者は、原則として専従でなければならない。職種間の兼務は認められるものではない。このため、サービス管理責任者についても、施設障害福祉サービス計画の作成及び提供した生活介護の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、原則として、サービス管理責任者と直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者でなければならない。</p> <p>ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、サービス管理責任者が指定障害者支援施設等の他の職務に従事することができるものとする。この場合においては、原則として、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上、当該サービス管理責任者の当該他の職務に係る勤務時間を算入することでは</p>	<p>ために必要な訓練を行う能力を有する者をもって代えることができるものであること。</p> <p>また、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、指定障害者支援施設等の生活支援員が兼務して行っても差し支えない。</p> <p>エ サービス管理責任者(基準第4条第1項第1号イ(3))</p> <p>サービス管理責任者は、利用者に対する効果的かつ適切な生活介護を行う観点から、適切な方法により、利用者の解決すべき課題を把握した上で、施設障害福祉サービス計画の作成及び提供したサービスの客観的な評価等を行う者であり、利用者の数に応じて必要数を置くこととしたものである。</p> <p>また、指定障害者支援施設等の従業者は、原則として専従でなければならない。職種間の兼務は認められるものではない。このため、サービス管理責任者についても、施設障害福祉サービス計画の作成及び提供した生活介護の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、原則として、サービス管理責任者と直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者でなければならない。</p> <p>ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、サービス管理責任者が指定障害者支援施設等の他の職務に従事することができるものとする。この場合においては、原則として、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上、当該サービス管理責任者の当該他の職務に係る勤務時間を算入することでは</p>

改正後	現行
<p>きないものであること。</p> <p>また、1人のサービス管理責任者は、最大利用者60人までの施設障害福祉サービス計画の作成等の業務を行うことができることとしていることから、この範囲で、指定障害者支援施設等のサービス管理責任者が、<u>指定宿泊型自立訓練事業所、指定自立生活援助事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所</u>若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者又は大規模な指定障害福祉サービス事業所等において、専従かつ常勤のサービス管理責任者1人に加えて配置すべきサービス管理責任者を兼務することは差し支えない。</p> <p>(例) 利用者の数が30人の指定障害者支援施設におけるサービス管理責任者が、利用者の数が10人の指定宿泊型自立訓練事業所におけるサービス管理責任者と兼務する場合</p> <p>オ (略)</p>	<p>きないものであること。</p> <p>また、1人のサービス管理責任者は、最大利用者60人までの施設障害福祉サービス計画の作成等の業務を行うことができることとしていることから、この範囲で、指定障害者支援施設等のサービス管理責任者が、指定宿泊型自立訓練事業所、指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者又は大規模な指定障害福祉サービス事業所等において、専従かつ常勤のサービス管理責任者1人に加えて配置すべきサービス管理責任者を兼務することは差し支えない。</p> <p>(例) 利用者の数が30人の指定障害者支援施設におけるサービス管理責任者が、利用者の数が10人の指定宿泊型自立訓練事業所におけるサービス管理責任者と兼務する場合</p> <p>オ 生活介護の単位(基準第4条第1項第1号ロ)</p> <p>(I) サービス提供の単位</p> <p>生活介護の単位とは、1日を通じて、同時に、一体的に提供される生活介護をいうものであり、次の要件を満たす場合に限り、複数の生活介護の単位を設置することができる。</p> <p>i 生活介護が階を隔てるなど、同時に、2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているとはいえないこと。</p>

改正後	現行
<p>② (略)</p>	<p>ii 生活介護の単位ごとの利用定員が20人以上であること。</p> <p>iii 生活介護の単位ごとに必要とされる従業者が確保されていること。</p> <p>(II) サービス提供単位ごとの従業者の配置 生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者を確保するとは、生活介護の単位ごとに生活支援員について、当該生活介護の提供時間帯に当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものである(例えば専従する生活支援員の場合、その員数は1人となるが提供時間帯の2分の1ずつの時間専従する生活支援員の場合は、その員数としては2人が必要となる)。</p> <p>(III) 常勤の従業員の配置 同一施設で複数の生活介護の単位を設置する場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者(サービス管理責任者及び医師を除く。)が必要となるものである。</p> <p>② 自立訓練(機能訓練)を行う場合(基準第4条第1項第2号) ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員(基準第4条第1項第2号イ(1)) これらの従業者については、その員数の総数が、常勤換算方法により、自立訓練(機能訓練)を利用する利用者の数を6で除した数以上でなければならないものであり、この場合、看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員については、そ</p>

改正後	現行
<p>③ (略)</p>	<p>れぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。</p> <p>また、これらの従業者のうち、看護職員及び生活支援員については、それぞれ1人以上が常勤でなければならない。</p> <p>イ サービス管理責任者(基準第4条第1項第2号イ(2)) 生活介護の場合と同趣旨であるため、①のエを参照されたい。</p> <p>ウ 訪問による自立訓練(機能訓練)を行う場合(基準第4条第1項第2号ロ) 自立訓練(機能訓練)は、指定障害者支援施設等において行うほか、当該自立訓練(機能訓練)の利用により、当該指定障害者支援施設等を退所した利用者の居宅を訪問して行うこともできるが、この場合、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者の員数とは別に、当該業務を担当する生活支援員を1人以上確保する必要がある。</p> <p>エ 機能訓練指導員(基準第4条第1項第2号ハ) 生活介護の場合と同趣旨であるため、①のウを参照されたい。</p> <p>③ 自立訓練(生活訓練)を行う場合(基準第4条第1項第3号) ア 生活支援員(基準第4条第1項第3号イ(1)) 生活支援員の員数が、常勤換算方法により、自立訓練(生活訓練)を利用する利用者の数を6で除した数以上でなければならないものであり、この場合、生活支援員について、最低1人以上配置することが必要である。</p>

改正後	現行
<p>④ (略)</p>	<p>また、生活支援員は、1人以上が常勤でなければならない。</p> <p>イ 看護職員を配置する場合(基準第4条第1項第3号ロ)</p> <p>当該自立訓練(生活訓練)において、健康上の管理が必要な利用者がいるために看護職員を配置している場合は、「生活支援員」を「生活支援員及び看護職員」と読み替え、この場合、生活支援員及び看護職員のそれぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。</p> <p>ウ サービス管理責任者(基準第4条第1項第3号イ(2))</p> <p>生活介護の場合と同趣旨であるため、①のエを参照されたい。</p> <p>エ 訪問による自立訓練(生活訓練)を行う場合(基準第4条第1項第3号ハ)</p> <p>自立訓練(機能訓練)の場合と同趣旨であるため、②のウを参照されたい。</p> <p>④ 就労移行支援を行う場合(基準第4条第1項第4号)</p> <p>ア 職業指導員及び生活支援員(基準第4条第1項第4号イ(1))</p> <p>職業指導員及び生活支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、就労移行支援を利用する利用者の数を6で除した数以上でなければならないものであり、この場合、職業指導員及び生活支援員のそれぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。</p> <p>また、職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤でなければならない。</p>

改正後	現行
	<p>イ 就労支援員(基準第4条第1項第4号イ(2)) 就労支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、就労移行支援を利用する利用者の数を15で除した数以上でなければならない。なお、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましい。</p> <p>ウ サービス管理責任者(基準第4条第1項第4号イ(3)) 生活介護の場合と同趣旨であるため、①のエを参照されたい。</p> <p>エ 認定指定障害者支援施設において就労移行支援を行う場合の従業者の員数(基準第4条第1項第4号ロ)</p> <p>(Ⅰ) 職業指導員及び生活支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、就労移行支援を利用する利用者の数を10で除した数以上でなければならないものであり、この場合、職業指導員及び生活支援員のそれぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。 また、職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤でなければならない。</p> <p>(Ⅱ) サービス管理責任者については、生活介護の場合と同趣旨であるため、①のエを参照されたい。</p> <p>(Ⅲ) なお、認定指定障害者支援施設において就労移行支援を行う場合の従業者は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設の教員との兼務</p>

改正後	現行
<p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p>	<p>が可能であること。</p> <p>⑤ 就労継続支援B型を行う場合(基準第4条第1項第5号)</p> <p>ア 職業指導員及び生活支援員(基準第4条第1項第5号イ(1)) 職業指導員及び生活支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、就労継続支援B型を利用する利用者の数を10で除した数以上でなければならないものであり、この場合、職業指導員及び生活支援員のそれぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。</p> <p>また、職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤でなければならない。</p> <p>イ サービス管理責任者(基準第4条第1項第5号イ(2)) 生活介護の場合と同趣旨であるため、①のエを参照されたい。</p> <p>⑥ 施設入所支援(基準第4条第1項第6号)</p> <p>ア 生活支援員(基準第4条第1項第6号イ(1)) 施設入所支援については、夜間の時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として、指定障害者支援施設等ごとに設定するものとする。)において、入浴、排せつ又は食事の介護等を適切に提供することから、当該夜間の時間帯を通じて、施設入所支援の単位ごとに、利用定員の規模に応じ、夜勤を行う生活支援員を必要数配置するものである。</p> <p>ただし、生活介護以外の昼間実施サービスを利用する利用者</p>

改正後	現行
<p>(削る)</p>	<p>に対してのみその提供が行われる施設入所支援の単位にあっては、利用者の障害の程度や当該利用者に対する夜間の時間帯に必要な支援の内容等を踏まえ、宿直勤務を行う生活支援員を1以上確保すれば足りることとしたものである。</p> <p>イ サービス管理責任者(基準第4条第1項第6号イ(2)) 施設入所支援に係るサービス管理責任者については、原則として、昼間実施サービスにおいて配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。</p> <p>ウ 施設入所支援の単位(基準第4条第1項第6号ロ) 生活介護の場合と同趣旨であるため、①のオを参照されたい。 ただし、施設入所支援の単位ごとの利用定員が30人以上である必要があること。</p> <p>⑦ <u>従業者の員数に関する特例(基準第4条の2)</u> <u>18歳以上の障害児施設入所者が、平成24年4月1日以降も引き続き必要なサービスを受けることができるよう、法に基づく指定障害者支援施設の指定に当たっての特例として、指定障害者支援施設等が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援(児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定入所支援をいう。)とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号)第4条</u></p>

改正後	現行
<p>⑦ 昼間実施サービスの従業者と施設入所支援の生活支援員との兼務について (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p><u>に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、①及び⑥の基準を満たしているものとみなすことができることとしたものである。</u></p> <p>⑧ 昼間実施サービスの従業者と施設入所支援の生活支援員との兼務について 昼間実施サービスの従業者が施設入所支援の生活支援員を兼務する場合については、当該昼間実施サービスの従業者の員数の算定に当たって、夜間の時間帯において当該施設入所支援の生活支援員が勤務すべき時間も含めて差し支えない。したがって、昼間実施サービスとして必要とされる従業者の員数とは別に、施設入所支援の生活支援員を確保する必要はないこと。</p> <p>(例) 昼間、生活介護(平均障害支援区分は4)を行う指定障害者支援施設であって、利用定員が50人の場合(常勤職員が1日に勤務すべき時間が8時間であることとした場合)</p> <p>この場合に必要となる指定障害者支援施設における従業者の1日の勤務延べ時間数は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護の従業者 50÷5=10人 10人×8時間=80時間 ・ 施設入所支援の生活支援員 1人×16時間=16時間 <p>合計96時間が必要となるのではなく、夜間の時間帯を通じて1人の生活支援員を確保した上で、合計80時間が確保されれば足りるものであること。</p> <p>(2) 複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数(基準第5条)</p>

改正後	現行
<p>2 設備に関する基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>① 基準第5条第1項の規定は、指定障害者支援施設等が複数の昼間実施サービスを提供する場合にあっては、当該昼間実施サービスの利用定員の合計数が20人未満の場合は、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者のうち、1人以上が常勤の者であれば足りるものである。</p> <p>② 同条第2項の規定は、複数の昼間実施サービスを提供する指定障害者支援施設等に置くべきサービス管理責任者の数については、当該昼間実施サービスの利用定員の合計数に対して、必要な員数が確保されていれば足りるものである。</p> <p>2 設備に関する基準</p> <p>(1) 訓練・作業室(基準第6条第2項第1号)</p> <p>訓練・作業室については、面積や数に定めはないが、利用者の障害の特性や機能訓練又は生産活動の内容等に応じて適切な施設障害福祉サービスが提供されるよう、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、適当な広さ又は数の設備を確保しなければならないものとする。</p> <p>(2) 廊下幅については、従来の規制を緩和したところであるが、利用者の障害の特性を踏まえた適切な幅員を確保するとともに、非常災害時において、利用者が迅速に避難できるよう、配慮されたものでなければならない。</p> <p>なお、「中廊下」とは、廊下の両側に居室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。</p> <p>また、ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、利</p>

改正後	現行
<p>(3) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(4) 経過措置</u> (略)</p> <p>① (略)</p>	<p>用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと」とは、アルコーブを設けることなどにより、利用者又は従業者等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、利用者の日常生活全般を支援する必要があることから、利用者のニーズを踏まえ、この基準に定める設備のほか、必要な設備を設けるよう努めるものとする。</p> <p><u>(4) 設備に関する特例(基準第6条の2)</u> 従業者の員数に関する特例と同趣旨であるため、1の(1)の⑦を参照されたい。</p> <p><u>(5) 経過措置</u> 指定障害者支援施設等の設備に関する基準については、以下の経過措置が設けられているので留意すること。</p> <p>① 多目的室の経過措置(基準附則第15条) 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者入所授産施設、指定知的障害者入所更生施設、指定特定知的障害者入所授産施設、指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者入所授産施設が、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、平成18年10月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、当分の間、多目的室を設けないことができるものであること。</p>

改正後	現行
<p>② (略)</p> <p>③ 居室面積の経過措置(基準附則第 17 条及び第 17 条の 2)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p>	<p>② 居室の定員の経過措置(基準附則第16条) 施行日において現に存する指定知的障害者入所更生施設、指定特定知的障害者入所授産施設又は指定知的障害者通勤寮(基本的な設備が完成しているものを含み、この基準の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、居室について、原則として4人以下とするものであること。</p> <p>③ 居室面積の経過措置(基準附則第17条及び第17条の 2)</p> <p>ア 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者入所授産施設、指定知的障害者入所更生施設、指定特定知的障害者入所授産施設、指定知的障害者通勤寮、旧身体障害者福祉法第17条の32第1項に規定する国立施設又は法第5条第1項に規定するのぞみの園については、居室面積について、6.6平方メートル以上とするものであること。</p> <p>イ 施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者入所授産施設については、居室面積について、4.4平方メートル以上とするものであること。</p> <p>ウ 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者入所授産施設であつて、障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。)による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第79号)附則第2条第</p>

改正後	現行
<p>エ 平成24年4月1日において現に存していた整備法第5条による改正前の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定知的障害児施設等」という。)であって、同日以後指定障害者支援施設等となるもの(指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、当分の間、居室面積について、4.95平方メートル以上とするものであること。</p> <p>④ (略)</p>	<p>1項若しくは附則第4条第1項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者入所更生施設、指定特定知的障害者入所授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮であって、整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第81号)附則第2条から附則第4条までの規定の適用を受けているものについては、居室面積について、3.3平方メートル以上とするものであること。</p> <p>エ 平成24年4月1日において現に存していた整備法第5条による改正前の児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定知的障害児施設等」という。)であって、同日以後指定障害者支援施設等となるもの(指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、当分の間、居室面積について、4.95平方メートル以上とするものであること。</p> <p>④ ブザー又はこれに代わる設備の経過措置(基準附則第18条及び第18条の2)</p> <p>ア 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者入所授産施設、指定知的障害者入所更生施設、指定特定知的障害者入所授産施設、指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者入所授産施設については、当分の間、第6条第2項第2号トのブザー又はこれに代わる設</p>

改正後	現行
<p>⑤ (略)</p>	<p>備を設けないことができるものであること。</p> <p>イ 平成24年4月1日において現に存していた旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設等となるもの(指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、当分の間、第6条第2項第2号トの規定は適用しないものであること。</p> <p>⑤ 廊下幅の経過措置(基準附則第19条及び第20条)</p> <p>ア 施行日において現に存する指定知的障害者入所更生施設又は指定特定知的障害者入所授産施設については、廊下幅について、1.35メートル以上とするものであること。</p> <p>イ 施行日において現に存する指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者入所授産施設については、第6条第2項第8号の規定は当分の間適用しないものであること。</p> <p>ウ 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者入所授産施設、指定知的障害者入所更生施設又は指定特定知的障害者入所授産施設については、第6条第2項第8号ロの規定は当分の間適用しないものであること。</p> <p>エ 平成24年4月1日において現に存していた旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設等となるもの(指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、当分の間、第6条第2項第8号の規定は適用しないものであること。</p>

改正後	現行
<p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 内容及び手続の説明及び同意(基準第7条)</p> <p>指定障害者支援施設等は、利用者に対し適切な施設障害福祉サービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設等の運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、<u>提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）</u>等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該指定障害者支援施設等から施設障害福祉サービスの提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。</p> <p>なお、利用者及び指定障害者支援施設等双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p> <p>また、利用者との間で当該施設障害福祉サービスの提供に係る契約が成立したときは、当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、</p> <p>① 指定障害者支援施設等の設置者の名称及び主たる事務所の所在地</p>	<p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 内容及び手続の説明及び同意(基準第7条)</p> <p>指定障害者支援施設等は、利用者に対し適切な施設障害福祉サービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設等の運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の<u>体制等</u>の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該指定障害者支援施設等から施設障害福祉サービスの提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。</p> <p>なお、利用者及び指定障害者支援施設等双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p> <p>また、利用者との間で当該施設障害福祉サービスの提供に係る契約が成立したときは、当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、</p> <p>① 指定障害者支援施設等の設置者の名称及び主たる事務所の所在地</p>

改正後	現行
<p>② 指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの内容</p> <p>③ 施設障害福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>④ 施設障害福祉サービスの提供開始年月日</p> <p>⑤ 施設障害福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。</p> <p>なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>② 指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの内容</p> <p>③ 施設障害福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>④ 施設障害福祉サービスの提供開始年月日</p> <p>⑤ 施設障害福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。</p> <p>なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</p> <p>(2) 契約支給量の報告等(基準第8条)</p> <p>① 契約支給量等の受給者証への記載</p> <p>指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該指定障害者支援施設等の設置者及びその施設の名称、当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの内容、当該指定障害者支援施設等の設置者が当該利用者に提供する月当たりの施設障害福祉サービスの提供量(契約支給量)、契約日等の必要な事項を記載すること。</p> <p>なお、当該契約に係る施設障害福祉サービスの提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した施設障害福祉サービスの量を記載することとしたものである。</p>

改正後	現行
<p>(3) 提供拒否の禁止(基準第9条)</p> <p>指定障害者支援施設等は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、</p> <p>① 当該指定障害者支援施設等の利用定員を超える利用申込みがあった場合</p> <p>② 入院治療の必要がある場合</p> <p>③ 当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの主たる対象とする障害の種類を定めている場合、その他利用者に対し自ら適切な施設障害福祉サービスを提供することが困難な場合である。</p> <p>なお、指定障害者支援施設等が提供する就労移行支援について</p>	<p>② 契約支給量</p> <p>基準第8条第2項は、受給者証に記載すべき契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えてはならないこととしたものである。</p> <p>③ 市町村への報告</p> <p>同条第3項は、指定障害者支援施設等は、①の規定による記載をした場合には、遅滞なく市町村に対して、当該記載事項を報告するとともに、当該利用者が退所する場合には、その理由等を報告しなければならないこととしたものである。</p> <p>(3) 提供拒否の禁止(基準第9条)</p> <p>指定障害者支援施設等は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、</p> <p>① 当該指定障害者支援施設等の利用定員を超える利用申込みがあった場合</p> <p>② 入院治療の必要がある場合</p> <p>③ 当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの主たる対象とする障害の種類を定めている場合、その他利用者に対し自ら適切な施設障害福祉サービスを提供することが困難な場合である。</p>

改正後	現行
<p><u>は、前年度の実績（就労定着者の割合）に応じて基本報酬が決定されるため、就労定着者の割合を高めるために、利用者を選別することは認められず、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けた障害者に対しては、原則としてサービスを提供しなければならないものである。また、正当な理由がなく、指定障害者支援施設等がサービスの提供を拒否した場合は、勧告、命令、取消等の対象となるとともに、市町村において、障害者に施設障害福祉サービスに係る支給決定を行う際には、指定障害者支援施設等には正当な理由がない限りサービスの提供を拒否できないことを十分に周知し、サービスの提供を拒否された場合には当該指定障害者支援施設等の連絡先を開示するなど、当該規定の違反があったことを把握できるようにすることが重要であること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(4) 連絡調整に対する協力(基準第10条)</p> <p>指定障害者支援施設等は、当該施設等の利用について市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者から、利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定障害者支援施設等の円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならないこととしたものである。</p> <p>(5) サービス提供困難時の対応(基準第11条)</p> <p>指定障害者支援施設等は、基準第9条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な施設障害福祉サービスを提供することが困難であると認めた場合には、同条の規定により、適当な他の指定障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに</p>

改正後	現行
(6) (略)	<p>講じなければならないものである。</p> <p>(6) 受給資格の確認(基準第12条)</p> <p>指定障害者支援施設等の利用に係る介護給付費等を受けることができるのは、支給決定障害者に限られるものであることを踏まえ、指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供の開始に際し、利用者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量などサービス提供に必要な事項を確かめなければならないこととしたものである。</p>
(7) (略)	<p>(7) 介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助(基準第13条)</p> <p>① 支給決定を受けていない者</p> <p>基準第13条第1項は、支給決定を受けていない者から利用の申込みを受けた場合には、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費等の支給申請に必要な援助を行うこととするものである。</p> <p>② 利用継続のための援助</p> <p>同条第2項は、利用者の支給決定に係る支給期間の終了に伴い、引き続き当該利用者が当該指定障害者支援施設等のサービスを利用する意向がある場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。</p>
(8) (略)	(8) 心身の状況等の把握(基準第14条)

改正後	現行
<p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p>	<p>基準第14条は、指定障害者支援施設等は、利用者の日常生活全般を支援する観点から、当該利用者の障害の程度やその客観的なニーズ等に即した適切な施設障害福祉サービスが提供されるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならないことを規定したものである。</p> <p>(9) 指定障害福祉サービス事業者等との連携(基準第15条)</p> <p>① 基準第15条第1項は、指定障害者支援施設等が、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、外部の障害福祉サービスの利用も含め、利用者の障害の程度や客観的なニーズ等に即したサービスの選択が可能となるよう、他の障害福祉サービス事業者等との連携を密接に行うこととしたものである。</p> <p>② 同条第2項は、指定障害者支援施設等が、施設障害福祉サービスの提供を終了するに際しては、利用者が当該施設を退所した後、地域生活への円滑な移行が可能となるよう、他の障害福祉サービス事業者等との連携を密接に行うこととしたものである。</p> <p>(10) 身分を証する書類の携行(基準第16条)</p> <p>指定障害者支援施設等が、自立訓練(機能訓練)又は自立訓練(生活訓練)の利用に係る利用者(当該指定障害者支援施設等を退所し、居宅において引き続き自立訓練(機能訓練)又は自立訓練(生活訓練)を利用する者を含む。以下この第16条において同じ。)の居宅を訪問して、自立訓練(機能訓練)又は自立訓練(生</p>

改正後	現行
<p>(11) (略)</p>	<p>活訓練)を行う場合には、利用者が安心して施設障害福祉サービスの提供を受けられるよう、当該指定障害者支援施設等の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、この証書等には、当該指定障害者支援施設等の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。</p> <p>(11) サービスの提供の記録(基準第17条)</p> <p>① 記録の時期</p> <p>ア 基準第17条第1項は、利用者及び指定障害者支援施設等が、その時点での施設障害福祉サービスの利用状況等を把握できるようにするため、指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供した際には、当該施設障害福祉サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスを提供する都度記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>イ 基準第17条第2項は、指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供する場合であって、当該記録を適切に行うことができる場合においては、これらの事項に</p>

改正後	現行
<p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p>	<p>ついて後日一括して記録することも差し支えないこととしたものである。</p> <p>② 利用者の確認</p> <p>基準第17条第3項は、同条第1項及び第2項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。</p> <p>(12) 指定障害者支援施設等が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等(基準第18条)</p> <p>指定障害者支援施設等は、基準第19条第1項から第4項までに規定する額のほか曖昧な名目による不適切な費用の領収を行うことはできないこととしたものであるが、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、当該利用者に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。</p> <p>① 施設障害福祉サービスの提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。</p> <p>② 利用者に求める金額、その用途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を当該利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。</p> <p>(13) 利用者負担額等の受領(基準第19条)</p> <p>① 利用者負担額の受領</p> <p>基準第19条第1項は、指定障害者支援施設等は、法定代理受領サービスとして提供される施設障害福祉サービスについて</p>

改正後	現行
	<p>の利用者負担額として、法第29条第3項第2号に規定する政令で定める額(政令で定める額よりも、サービス提供に要した費用の1割相当額の方が低い場合は、1割相当額)の支払を受けなければならないことを規定したものである。</p> <p>なお、法第31条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、市町村が定める額を利用者負担額とする。</p> <p>② 法定代理受領を行わない場合</p> <p>同条第2項は、指定障害者支援施設等が法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際には、利用者から、利用者負担額のほか、当該施設障害福祉サービスにつき法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該施設障害福祉サービスに要した費用(法第29条第1項に規定する特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該施設障害福祉サービスに要した費用の額)の支払を受けるものとしたものである。</p> <p>③ その他受領が可能な費用の範囲</p> <p>同条第3項は、指定障害者支援施設等は、前2項の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、次に掲げる費用の支払を受けることができることとし、介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。</p>

改正後	現行
	<p>ア 生活介護を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> (Ⅰ) 食事の提供に要する費用 (Ⅱ) 創作的活動に係る材料 (Ⅲ) 日用品費 (Ⅳ) その他の日常生活においても通常必要となるものに 係る費用であって、利用者に負担させることが適当と 認められるもの <p>イ 自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支 援又は就労継続支援B型を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> (Ⅰ) 食事の提供に要する費用 (Ⅱ) 日用品費 (Ⅲ) その他の日常生活においても通常必要となるものに 係る費用であって、利用者に負担させることが適当と 認められるもの <p>ウ 施設入所支援を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> (Ⅰ) 食事の提供に要する費用及び光熱水費 (Ⅱ) 利用者が選定する特別な居室(国若しくは地方公共 団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受 けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。)の 提供を行ったことに伴い必要となる費用 (Ⅲ) 被服費 (Ⅳ) 日用品費 (Ⅴ) その他の日常生活においても通常必要となるものに

改正後	現行
<p>(14) (略)</p>	<p>係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>なお、アの(Ⅳ)、イの(Ⅲ)及びウの(Ⅴ)の具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成18年12月6日付け障発第1206002号当職通知)によるものとする。</p> <p>④ 領収書の交付</p> <p>同条第5項は、同条第1項から第3項の規定による額の支払を受けた場合には、当該利用者に対して領収証を交付することとしたものである。</p> <p>⑤ 利用者の事前の同意</p> <p>同条第6項は、同条第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならないこととしたものである。</p> <p>(14) 利用者負担額に係る管理(基準第20条)</p> <p>① 基準第20条第1項は、指定障害者支援施設等は、施設入所支援を受けている支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス及び他の障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び当該他の障害福祉サービス等に係る利用者負担額を算定しなければならないこととされたが、その具体的な取扱いについては、別に通知するところによるものとする。</p>

改正後	現行
(15) (略)	<p>② 同条第2項は、指定障害者支援施設等は、昼間実施サービスのみを利用する支給決定障害者の依頼を受けて、利用者負担額に係る管理を行うこととされたが、その具体的な取扱いについては、別に通知するところによるものとする。</p> <p>(15) 介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等(基準第21条)</p> <p>① 利用者への通知</p> <p>基準第21条第1項は、指定障害者支援施設等は、市町村から法定代理受領を行う施設障害福祉サービスに係る介護給付費等の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費等の額を通知することとしたものである。</p> <p>② サービス提供証明書の利用者への交付</p> <p>同条第2項は、基準第19条第2項の規定による額の支払を受けた場合には、提供した施設障害福祉サービスの内容、費用の額その他利用者が介護給付費等を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならないこととしたものである。</p>
(16) (略)	<p>(16) 施設障害福祉サービスの取扱方針(基準第22条)</p> <p>① 基準第22条第2項に規定する支援上必要な事項とは、施設障害福祉サービス計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものである。</p> <p>② 同条第3項は、指定障害者支援施設等は、自らその提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行うことはもとより、第</p>

改正後	現行
<p>(17) (略)</p>	<p>三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図らなければならないこととしたものである。</p> <p>(17) 施設障害福祉サービス計画の作成等(基準第23条)</p> <p>① 基準第23条においては、サービス管理責任者が作成すべき施設障害福祉サービス計画について規定している。</p> <p>施設障害福祉サービス計画は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した書面である。</p> <p>また、施設障害福祉サービス計画は、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。</p> <p>② サービス管理責任者の役割</p> <p>サービス管理責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定障害者支援施設等以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、施設障害福祉サービス計画の原案を作成し、以下の手順により施設障害福祉サービス計画に基づく支援を実施するものである。</p>

改正後	現行
<p>(18) (略)</p>	<p>ア 利用者に対する施設障害福祉サービス計画の提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、施設障害福祉サービス計画の原案について意見を求めること</p> <p>イ 当該施設障害福祉サービス計画の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること</p> <p>ウ 利用者へ当該施設障害福祉サービス計画を交付すること</p> <p>エ 当該施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握及び施設障害福祉サービス計画を見直すべきかどうかについての検討(当該検討は、昼間、生活介護又は就労継続支援B型を利用するものにあつては少なくとも6月に1回以上、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援を利用するものにあつては少なくとも3月に1回以上行われ、必要に応じて施設障害福祉サービス計画の変更を行う必要があること。)を行うこと</p> <p>(18) サービス管理責任者の責務(基準第24条)</p> <p>サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成のほか、次の業務を担うものである。</p> <p>① 利用申込みに際し、当該利用者に係る他の障害福祉サービス等の提供状況の把握を行うこと</p> <p>② 指定障害者支援施設等を退所し、自立した日常生活を営むことが可能かどうか、定期的に点検するとともに、自立した日常生活を営むことが可能と認められる利用者に対し、地域</p>

改正後	現行
<p>(19) (略)</p> <p>(20) (略)</p>	<p>生活への移行へ向けた支援を行うこと</p> <p>③ 他の従業者に対して、施設障害福祉サービスの提供に係る技術的な指導及び助言を行うこと</p> <p>(19) 相談等(基準第25条)</p> <p>① 基準第25条第1項は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に利用者の生活の質の向上を図ることを趣旨とするものである。</p> <p>② 同条第2項は、利用者が当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービス以外の外部の障害福祉サービス事業者等による生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、当該利用者の希望を踏まえ、地域における障害福祉サービス事業者等に関する情報提供及び当該利用者 と外部の障害福祉サービス事業者等との利用契約締結に当たっての支援など、必要な支援を行わなければならないこととしたものである。</p> <p>(20) 介護(基準第26条)</p> <p>① 施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、施設障害福祉サービス計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって介護を提供し、又は必要な支援を行うものとする。</p>

改正後	現行
<p>(21) 訓練(基準第27条)</p> <p>① 基準第27条第2項に定める訓練の提供に当たっては、利用</p>	<p>② 排せつの介護は、利用者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。</p> <p>③ 利用者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施するものとする。</p> <p>④ 指定障害者支援施設等は、利用者にとって生活の場であることから、居宅における生活と同様に、通常の一日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など利用者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行うものとする。</p> <p>⑤ 基準第26条第6項に規定する「常に1人以上の従業者を介護に従事させなければならない」とは、夜間も含めて適切な介護を提供できるように介護に従事する生活支援員の勤務体制を定めておくとともに、複数の施設入所支援の単位など2以上の生活支援員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時1人以上の生活支援員の配置を行わなければならないことを規定したものである。</p> <p>また、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、施設障害福祉サービスの種類及びその提供内容に応じて、従業者の勤務体制を適切に組むものとする。</p> <p>(21) 訓練(基準第27条)</p> <p>① 基準第27条第2項に定める訓練の提供に当たっては、利用</p>

改正後	現行
<p>者の人格に十分配慮し、施設障害福祉サービス計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって訓練又は必要な支援を行うものとする。</p> <p>また、当該訓練は、単に身体機能の維持又は向上のための訓練を行うのみならず、利用者が当該施設を退所し、地域において自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、当該利用者の生活全般にわたる諸課題を解決するための訓練も含め、総合的な支援を行うものでなければならないこと。</p> <p><u>なお、指定障害者支援施設等が提供する就労移行支援は一般就労を希望する利用者に対し、生産活動、職場体験、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う一般就労を目的とした施設障害福祉サービスであることから、一般就労移行後には当該利用者が自ら雇用された通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならないこと。</u></p> <p>② 同条第3項に規定する「常時1人以上の従業者を訓練に従事させる」とは、適切な訓練を行うことができるように訓練に従事する従業者の勤務体制を定めておくとともに、2以上の生活支援員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時1人以上の常勤の生活支援員の配置を行わなければならないものである。</p> <p>(22) (略)</p>	<p>者の人格に十分配慮し、施設障害福祉サービス計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって訓練又は必要な支援を行うものとする。</p> <p>また、当該訓練は、単に身体機能の維持又は向上のための訓練を行うのみならず、利用者が当該施設を退所し、地域において自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、当該利用者の生活全般にわたる諸課題を解決するための訓練も含め、総合的な支援を行うものでなければならないこと。</p> <p>② 同条第3項に規定する「常時1人以上の従業者を訓練に従事させる」とは、適切な訓練を行うことができるように訓練に従事する従業者の勤務体制を定めておくとともに、2以上の生活支援員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時1人以上の常勤の生活支援員の配置を行わなければならないものである。</p> <p>(22) 生産活動(基準第28条)</p>

改正後	現行
	<p>生産活動を実施するに当たっては、次の事項について留意すること。</p> <p>① 生産活動の内容(基準第28条第1項)</p> <p>生産活動の内容については、地域の実情、製品及びサービスの需給状況及び業界の動向を常時把握するほか、利用者の心身の状況、利用者本人の意向、適性、障害の特性、能力などを考慮し、多種多様な生産活動の場を提供できるように努めなければならないものとしたものである。</p> <p>② 生産活動による利用者の疲労軽減等への配慮(基準第28条第2項)</p> <p>指定障害者支援施設等は、生産活動の機会を提供するに当たっては、利用者の障害の特性、能力などに配慮し、生産活動への参加が利用者の過重な負担とならないよう、生産活動への従事時間の工夫、休憩時間の付与、効率的に作業を行うための設備や備品の活用等により、利用者の負担ができる限り軽減されるよう、配慮しなければならないものである。</p> <p>③ 障害特性を踏まえた工夫(基準第28条第3項)</p> <p>指定障害者支援施設等は、生産活動の機会を提供するに当たっては、実施する生産活動の能率の向上が図られるよう常に作業設備、作業工具、作業の工程などの改善に努めなければならないものである。</p> <p>④ 生産活動の安全管理(基準第28条第4項)</p> <p>指定障害者支援施設等は、生産活動の機会の提供をするに当</p>

改正後	現行
<p>(23) 工賃の支払等(基準第29条)</p> <p>指定障害者支援施設等は、生産活動に従事している利用者に、当該生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないこととしたものである。</p> <p>指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、3,000円を下回るものとしてはならないこと。</p> <p>ただし、一月あたりの利用者の利用日数が極端に少ない場合については、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。))においては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。)の判断により、当該影響を排除した計算方法により算出した工賃の平均額をもって本規定を適用することが可能であること。</p> <p>なお、都道府県(指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市。)は、前年度の工賃の平均額が月額3,000円を下回る場合、工賃を向上させるための指導を行うこと。</p> <p>また、指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、毎年度、当該年度における目標工賃と、前年度における工賃実績を利用者に通知するとともに、都道府県(指定都市に</p>	<p>たつては、利用者が行う生産活動の安全性を確保するため、必要な措置を講ずる義務があるものである。</p> <p>(23) 工賃の支払等(基準第29条)</p> <p>指定障害者支援施設等は、生産活動に従事している利用者に、当該生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないこととしたものである。</p> <p>指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、3,000円を下回るものとしてはならないこと。</p> <p>ただし、一月あたりの利用者の利用日数が極端に少ない場合については、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。))においては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。)の判断により、当該影響を排除した計算方法により算出した工賃の平均額をもって本規定を適用することが可能であること。</p> <p>なお、都道府県(指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市。)は、前年度の工賃の平均額が月額3,000円を下回る場合、工賃を向上させるための指導を行うこと。</p> <p>また、指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、毎年度、当該年度における目標工賃と、前年度における工賃実績を利用者に通知するとともに、都道府県(指定都市に</p>

改正後	現行
<p>あつては都道府県及び指定都市、中核市にあつては都道府県及び中核市)に届け出なければならないこと。</p> <p>なお、具体的な届出方法については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照されたい。</p> <p>なお、この場合の指定障害者支援施設等における会計処理については、社会福祉法人が設置する指定障害者支援施設等の場合は、「<u>社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて</u>」(平成28年3月31日付け雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)を、社会福祉法人以外の法人が設置する指定障害者支援施設等の場合は、「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」(平成18年10月2日付け社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知)を参照されたい。</p> <p>(24) (略)</p>	<p>あつては都道府県及び指定都市、中核市にあつては都道府県及び中核市)に届け出なければならないこと。</p> <p>なお、具体的な届出方法については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照されたい。</p> <p>なお、この場合の指定障害者支援施設等における会計処理については、社会福祉法人が設置する指定障害者支援施設等の場合は、「<u>社会福祉法人会計基準の制定について</u>」(平成23年7月27日付け雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)を、社会福祉法人以外の法人が設置する指定障害者支援施設等の場合は、「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」(平成18年10月2日付け社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知)を参照されたい。</p> <p>(24) 実習の実施(基準第30条)</p> <p>実習については、施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況及びその希望に応じた適切な受入先が複数確保できるよう、就労支援員等が中心となり、その開拓に努めること。</p> <p>なお、実習時において、指定障害者支援施設等における就労支援員等の職員が随行しない期間がある場合には、当該期間中</p>

改正後	現行
<p>(25) (略)</p> <p>(26) 職場への定着のための支援の実施(基準第32条)</p> <p>指定障害者支援施設等は、<u>当該施設障害福祉サービスを受けて、企業等に新たに雇用された利用者が円滑に職場に定着できる</u>よう、利用者が就職してから、少なくとも6月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者等と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適合への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援等を行うこと。</p> <p>なお、<u>就職後6月間経過後は、当該指定障害者支援施設等と一体的に就労定着支援事業を実施している場合は、当該就労定</u></p>	<p>に、実習先における利用者の状況について、利用者本人や実習先事業者から聞き取りを行うことにより、日報を作成するとともに、少なくとも1週間ごとに、当該聞き取りの内容等を元に、施設障害福祉サービス計画の内容の確認及び必要に応じた見直しを行うよう努めること。</p> <p>また、受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して行うこと。</p> <p>(25) 求職活動の支援等の実施(基準第31条)</p> <p>求職活動については、施設障害福祉サービス計画に基づき、公共職業安定所での求職の登録、合同就職面接会や企業面接への参加などの機会を提供するとともに、当該求職活動が円滑に行えるよう、就労支援員等が必要に応じ支援すること。</p> <p>(26) 職場への定着のための支援の実施(基準第32条)</p> <p>指定障害者支援施設等は、利用者が円滑に職場に定着できるよう、利用者が就職してから、少なくとも6月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適合への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援を行うこと。</p> <p>なお、<u>こうした指定障害者支援施設等による職場への定着支援は、無期限に行うのではなく、概ね6月間程度経過した後に、障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関により、利用</u></p>

改正後	現行
<p><u>着支援事業所による職場への定着のための支援を実施する。また、当該指定障害者支援施設等において就労定着支援事業を実施していない場合は、当該指定障害者支援施設等以外で実施する就労定着支援事業所又は障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関により、利用者に対する適切な職場への定着のための相談支援等が継続的に行われるよう、当該就労支援機関と必要な調整を行わなければならない。</u></p> <p>(27) (略)</p> <p>(28) (略)</p>	<p><u>者に対する適切な相談支援が継続的に行われるよう、当該就労支援機関との必要な調整を行うことが望ましいこと。</u></p> <p>(27) 就職状況の報告(基準第33条) 指定障害者支援施設等は、毎年度、前年度における就職した利用者の数、就職後6月以上職場定着している者の数を、都道府県(指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市。)に報告しなければならないこと。</p> <p>(28) 食事(基準第34条)</p> <p>① 基準第34条第1項に規定する「正当な理由」とは、</p> <p>ア 明らかに利用者が適切な食事を確保できる状態にある場合</p> <p>イ 利用者の心身の状況から、明らかに適切でない内容の食事を求められた場合</p> <p>等をいい、食事の提供を安易に拒んではならないものであること。</p> <p>② 栄養管理等</p> <p>食事の提供は、利用者の支援に極めて重要な影響を与えるものであることから、当該指定障害者支援施設等において食</p>

改正後	現行
<p>(29) (略)</p>	<p>事の提供を行う場合については、利用者の年齢や障害の特性に応じて、適切な栄養量及び内容の食事を確保するため、管理栄養士又は栄養士による栄養管理が行われる必要があること。</p> <p>なお、指定障害者支援施設等における管理栄養士又は栄養士の配置については、支援に係る報酬の中で包括的に評価していること。</p> <p>また、食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えないが、指定障害者支援施設等は、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行わなければならないものである。</p> <p>③ 食事の内容</p> <p>利用者に提供される食事の内容については、できるだけ変化に富み、利用者の年齢や利用者の障害の特性に配慮したものとし、栄養的にもバランスのとれたものとする。</p> <p>④ 調理及び配膳に当たっては、食品及び利用者の使用する食器その他の設備の衛生管理に努めること（「食品衛生監視票について」（平成16年4月1日付け食安発第0401001号）別添の食品衛生監視票の監視項目参照）。</p> <p>⑤ 指定障害者支援施設等において食事の提供を行う場合であって、栄養士を置かないときは、保健所等の指導を受けるように努めなければならないこととしたものである。</p> <p>(29) 社会生活上の便宜の供与等(基準第35条)</p>

改正後	現行
<p>(30) (略)</p>	<p>① 基準第35条第1項は、指定障害者支援施設等は、画一的なサービスを提供するのではなく、利用者が自らの趣味又は嗜好に応じた活動を通じて充実した日常生活を送ることができるように努めなければならないこととしたものである。</p> <p>② 同条第2項は、指定障害者支援施設等は、郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととするものである。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。</p> <p>③ 同条第3項は、指定障害者支援施設等は、利用者の家族に対し、当該施設の会報の送付、当該施設等が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。</p> <p>また、利用者と家族の面会の場所や時間等についても、利用者やその家族の利便に配慮したものとするよう努めなければならないこととするものである。</p> <p>(30) 健康管理(基準第36条)</p> <p>① 基準第36条第1項は、利用者の健康管理は、保健所等との連絡の上、医師又は看護職員その他適当な者を健康管理の責任者とし、利用者の健康状態に応じて健康保持のための適切</p>

改正後	現行
<p>(31) (略)</p> <p>(32) (略)</p>	<p>な措置を講じることとしたものである。</p> <p>② 同条第2項は、毎年、年2回以上定期的に健康診断を行うことにより、利用者の健康状態を適切に把握する必要がある。</p> <p>(31) 緊急時等の対応(基準第37条)</p> <p>指定障害者支援施設等が、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならないこととしたものである。</p> <p>(32) 施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い(基準第38条)</p> <p>① 「入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれる」かどうかの判断は、利用者の入院先の病院及び診療所の医師に確認するなどの方法によること。</p> <p>② 「必要に応じて適切な便宜を供与する」とは、利用者及びその家族の同意の上での入退院の手続やその他の個々の状況に応じた便宜を図ることを指すものである。</p> <p>③ 「やむを得ない事情がある場合」とは、単に当初予定の退院日に満床であることをもって該当するものではなく、例えば、利用者の退院が予定より早まるなどの理由により、ベッドの確保が間に合わない場合等を指すものである。施設側の都合は、基本的には該当しないことに留意すること。</p> <p>なお、前記の例示の場合であっても、再入所が可能なベッドの確保ができるまでの間、短期入所の利用を検討するなど</p>

改正後	現行
<p>(33) (略)</p> <p>(34) (略)</p> <p>(35) 運営規程(基準第41条) (略)</p>	<p>より、利用者の生活に支障を来さないよう努める必要がある。</p> <p>④ 利用者の入院期間中のベッドは、短期入所等に利用しても差し支えないが、当該利用者が退院する際に円滑に再入所できるよう、その利用は計画的なものでなければならない。</p> <p>(33) 支給決定障害者に関する市町村への通知(基準第39条)</p> <p>法第8条第1項の規定により、市町村は、偽りその他不正な手段によって介護給付費等の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることにかんがみ、指定障害者支援施設等は、その利用者が偽りその他不正な手段によって介護給付費等の支給を受け、又は受けようとしたときは、介護給付費等の適正化の観点から遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならないこととしたものである。</p> <p>(34) 管理者による管理等(基準第40条)</p> <p>基準第40条は、指定障害者支援施設等の管理者の責務として、当該施設の従業者の管理及び当該施設の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該施設の従業者に基準の第二章第三節(運営に関する基準)の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。</p> <p>(35) 運営規程(基準第41条)</p> <p>指定障害者支援施設等の適正な運営及び利用者に対する適切な施設障害福祉サービスの提供を確保するため、同条第1号から第13号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指</p>

改正後	現行
<p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p>	<p>受けることが認められている費用の額を指すものであること。</p> <p>③ 昼間実施サービスに係る通常の実施地域(基準第41条第7号)</p> <p>指定障害者支援施設等が定める通常の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、指定障害者支援施設等へは利用者自ら通うことを基本としているが、生活介護の利用者のうち、障害の程度等により自ら通所することが困難な利用者に対しては、円滑な生活介護の利用が図られるよう、当該指定障害者支援施設等が送迎を実施するなどの配慮を行う必要があること。</p> <p>④ サービス利用に当たっての留意事項(基準第41条第8号)</p> <p>利用者が施設障害福祉サービスの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項(入所期間中の生活上のルール、設備の利用上の注意事項等)を指すものであること。</p> <p>⑤ 非常災害対策(基準第41条第10号)</p> <p>基準第44条に規定する非常災害対策に関する具体的計画を指すものであること。</p> <p>⑥ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類(基準第41条第11号)</p> <p>指定障害者支援施設等は、障害種別にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、施設障害福祉サービスの提</p>

改正後	現行
<p>⑦ (略)</p> <p>⑧ その他運営に関する事項 (基準第 41 条第 13 号)</p>	<p>供に当たっては、利用者の障害の特性に応じた専門性に十分配慮する必要があることから、提供するサービスの専門性を確保するため、特に必要がある場合において、あらかじめ、障害種別により「主たる対象者」を定めることができることとしたものである。</p> <p>なお、当該対象者からサービス利用の申込みがあった場合には、応諾義務が課せられるものである。</p> <p>⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項(基準第41条第12号) 「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定障害者支援施設等においても、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 虐待の防止に関する責任者の選定 イ 成年後見制度の利用支援 ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など) <p>等を指すものであること。</p> <p>⑧ その他運営に関する事項(基準第41条第13号)</p>

改正後	現行
<p>利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくなど苦情解決の体制等について定めておくことが望ましい。</p> <p><u>また、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の2の（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。</u></p> <p>(36) (略)</p>	<p>利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくなど苦情解決の体制等について定めておくことが望ましい。</p> <p>(36) 勤務体制の確保等(基準第42条)</p> <p>利用者に対する適切な施設障害福祉サービスの提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意するものとする。</p> <p>① 基準第42条第1項は、指定障害者支援施設等ごとに、原則として月ごとの勤務表(従業員の勤務体制を生活介護の単位等により2以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表)を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。</p> <p>② 同条第2項は、指定障害者支援施設等は原則として、当該</p>

改正後	現行
<p>(37) (略)</p>	<p>施設の従業者によって施設障害福祉サービスを提供すべきであるが、洗濯等の利用者への介護・支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。</p> <p>③ 同条第3項は、指定障害者支援施設等の従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保することを定めたものであること。</p> <p>(37) 定員の遵守(基準第43条)</p> <p>利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に支障が生ずることのないよう、原則として、指定障害者支援施設等が定める施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員を超えた利用者の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた利用者の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該指定障害者支援施設等において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能とすることとしたものである。</p> <p>① 昼間実施サービス</p> <p>ア 1日当たりの利用者の数</p> <p>(I) 利用定員50人以下の指定障害者支援施設等の場合</p> <p>1日当たりの利用者の数(複数の生活介護の単位が設置されている場合にあつては、当該生活介護の単位ごと</p>

改正後	現行
	<p>の利用者の数。((Ⅱ)及びイにおいて同じ。))が、利用定員(複数の生活介護の単位が設置されている場合にあつては、当該生活介護の単位ごとの利用定員。(イ及び②において同じ。))に150%を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>(Ⅱ) 利用定員51人以上の指定障害者支援施設等の場合 1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に125%を乗じて得た数に、75を加えて得た数以下となっていること</p> <p>イ 過去3月間の利用者の数 過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に125%を乗じて得た数以下となっていること。 ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>② 施設入所支援 ア 1日当たりの利用者の数 (Ⅰ) 利用定員50人以下の指定障害者支援施設等の場合 1日当たりの利用者の数(複数の施設入所支援の単位が設置されている場合にあつては、当該施設入所支援の単位ごとの利用者の数。(イ及び②において同じ。))が、利用定員(複数の施設入所支援の単位が設置されている</p>

改正後	現行
<p>(38) (略)</p>	<p>場合にあつては、当該施設入所支援の単位ごとの利用定員。(イ及び②において同じ。)に110%を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>(Ⅱ) 利用定員51人以上の指定障害者支援施設等の場合 1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に105%を乗じて得た数に、55を加えて得た数以下となっていること。</p> <p>イ 過去3月間の利用者の数 過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に105%を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>(38) 非常災害対策(基準第44条)</p> <p>① 非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならないこととしたものである。</p> <p>② 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法(昭和23年法律第186号)その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。</p> <p>③ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に</p>

改正後	現行
<p>(39) (略)</p> <p>(40) (略)</p>	<p>行わせるものとする。</p> <p>④ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。</p> <p>(39) 衛生管理等(基準第45条)</p> <p>指定障害者支援施設等は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じるべきことを規定したものであり、このほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>① 指定障害者支援施設等は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。</p> <p>③ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p> <p>(40) 協力医療機関等(基準第46条)</p> <p>基準第46条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科</p>

改正後	現行
<p>(41) (略)</p> <p>(42) 秘密保持等(基準第49条)</p> <p>① (略)</p> <p>② 同条第2項は、指定障害者支援施設等に対して、過去に当該指定障害者支援施設等の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者の雇用時等に<u>取り決める</u>などの措置を講ずべきこととするものである。</p> <p>③ (略)</p>	<p>医療機関は、指定障害者支援施設等から近距離にあることが望ましいものであること。</p> <p>(41) 身体拘束等の禁止(基準第48条)</p> <p>利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>(42) 秘密保持等(基準第49条)</p> <p>① 基準第49条第1項は、指定障害者支援施設等の従業者及び管理者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。</p> <p>② 同条第2項は、指定障害者支援施設等に対して、過去に当該指定障害者支援施設等の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者の雇用時等に<u>取り決め、例えば違約金についての定めを置く</u>などの措置を講ずべきこととするものである。</p> <p>③ 同条第3項は、利用者が当該指定障害者支援施設等以外のサービスを利用する等の理由により、当該施設以外の他の障害福</p>

改正後	現行
<p>(43) 利益供与等の禁止(基準第51条)</p> <p>① 基準第51条第1項は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等による指定障害者支援施設等の紹介が公正中立に行われるよう、指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等に対し、当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。</p> <p>② 同条第2項は、利用者による退所後の一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるよう、指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、当該施設からの退所者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない旨を規定したものである。</p> <p>③ <u>施設障害福祉サービスは、障害者が自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう、障害者が自ら施設障害福祉サービスのサービス内容や質に基づき利用の可否を判断するものである。このため、障害者の意思決定を歪めるよう</u></p>	<p>社サービス事業者等に対して情報の提供を行う場合には、あらかじめ、文書により利用者から同意を得る必要があることを規定したものである。</p> <p>(43) 利益供与等の禁止(基準第51条)</p> <p>① 基準第51条第1項は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等による指定障害者支援施設等の紹介が公正中立に行われるよう、指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等に対し、当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。</p> <p>② 同条第2項は、利用者による退所後の一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるよう、指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、当該施設からの退所者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない旨を規定したものである。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p><u>な金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を指定障害者支援施設等に行ってはならない。具体的には、「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」、「施設障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」、「施設障害福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む）に伴い利用者に祝い金を授与すること」、「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」などがあげられる。</u></p> <p>(44) (略)</p>	<p>(44) 苦情解決(基準第52条)</p> <p>① 基準第52条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等指定障害者支援施設等における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、当該施設に掲示することが望ましい。</p> <p>② 同条第2項は、苦情に対し指定障害者支援施設等が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(指定障害者支援施設等が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。</p> <p>また、指定障害者支援施設等は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべき</p>

改正後	現行
<p>(45) (略)</p> <p>(46) 事故発生時の対応(基準第54条)</p> <p>利用者が安心して施設障害福祉サービスの提供を受けられるよう、指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録し、また、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。</p> <p>このほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サ</p>	<p>である。</p> <p>③ 同条第7項は、社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされていることを受けて、運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査又はあっせんにできるだけ協力することとしたものである。</p> <p>(45) 地域との連携等(基準第53条)</p> <p>指定障害者支援施設等が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等の連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。</p> <p>(46) 事故発生時の対応(基準第54条)</p> <p>利用者が安心して施設障害福祉サービスの提供を受けられるよう、指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録し、また、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。</p> <p>このほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サ</p>

改正後	現行
<p>ービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましいこと。</p> <p><u>また、事業所に自動体外式除細動器（AED）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。</u></p> <p>② （略）</p> <p>③ （略）</p> <p>(47) （略）</p> <p>(48) （略）</p>	<p>ービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましいこと。</p> <p>② 指定障害者支援施設等は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。</p> <p>③ 指定障害者支援施設等は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針」(平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)が示されているので、参考にされたい。</p> <p>(47) 会計の区分(基準第55条)</p> <p>指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、施設障害福祉サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものである。</p> <p>(48) 記録の整備(基準第56条)</p> <p>指定障害者支援施設等は、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から5年間備えておかなければならないこととしたも</p>

改正後	現行
<p>4 (略)</p>	<p>のである。</p> <p>① 施設障害福祉サービスに関する記録</p> <p>ア 基準第17条第1項及び第2項に規定するサービスの提供の記録</p> <p>イ 基準第23条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画</p> <p>ウ 基準第48条第2項に規定する身体拘束等の記録</p> <p>エ 基準第52条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>オ 基準第54条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>② 基準第39条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>4 附則</p> <p>(1) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(平成24年厚生労働省令第40号)による改正後の障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)附則第1条の2の規定より、平成24年4月1日以後も、引き続き、施設障害福祉サービスを提供することができることとされた指定障害者支援施設に対する基準附則第2条から第14条までの規定の適用については、当分の間、なお従前の例によるものであること。</p> <p>(2) 経過的指定障害者支援施設等に置くべき従業者の員数(基準附則第3条)</p>

改正後	現行
	<p>基準附則第3条は、平成24年3月31日までの間、経過措置利用者に対して生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型又は施設入所支援を提供する指定障害者支援施設(以下「経過的指定障害者支援施設等」という。)に置くべき従業者の員数を定めたものである。</p> <p>① 生活介護を行う場合</p> <p>ア 医師、機能訓練指導員及びサービス管理責任者 指定障害者支援施設等の場合と同趣旨であるため、第三の1の(1)の①を参照されたい。</p> <p>イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 これらの従業者については、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法により、経過措置利用者以外の利用者に対する必要数と経過措置利用者の数を10で除して得た数を合計して得た数以上でなければならないものである。</p> <p>また、看護職員及び生活支援員については、それぞれについて最低1人以上配置するとともに、必要とされる看護職員及び生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない。</p> <p>② 自立訓練(機能訓練)を行う場合 指定障害者支援施設等の場合と同趣旨であるため、第三の1の(1)の②を参照されたい。</p> <p>③ 自立訓練(生活訓練)を行う場合 指定障害者支援施設等の場合と同趣旨であるため、第三の1</p>

改正後	現行
	<p>の(1)の③を参照されたい。</p> <p>④ 就労移行支援を行う場合 指定障害者支援施設等の場合と同趣旨であるため、第三の1の(1)の④を参照されたい。</p> <p>⑤ 就労継続支援A型又は就労継続支援B型を行う場合 ア 職業指導員及び生活支援員 これらの従業者については、その員数の総数が、常勤換算方法により、利用者の数を10で除した数以上でなければならないものであり、この場合、職業指導員及び生活支援員については、それぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。 また、職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤でなければならない。 なお、職業指導員及び生活支援員の員数は、雇用関係の有無を問わず、利用者たる障害者の人数に基づき算定すること。</p> <p>イ サービス管理責任者 生活介護の場合と同趣旨であるため、第三の1の(1)の①のエを参照されたい。</p> <p>⑥ 施設入所支援を行う場合 指定障害者支援施設等の場合と同趣旨であるため、第三の1の(1)の⑥を参照されたい。</p> <p>(3) 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等におけ</p>

改正後	現行
	<p>る従業者の員数(基準附則第4条)</p> <p>指定障害者支援施設等の場合と同趣旨であるため、第三の1の(2)を参照されたい。</p> <p>(4) 設備(基準附則第5条)</p> <p>経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供に当たって支障がない場合は、訓練・作業室を設けないことができることとしたものである。</p> <p>(5) 雇用契約の締結等(基準附則第6条)</p> <p>就労継続支援A型を利用する利用者のうち、雇用契約を締結した者については、労働基準法等労働関係法規の適用を受ける労働者に該当するが、雇用契約によらない利用者については労働者には該当しないことから、これらの作業内容及び作業場所を区分するなど、利用者が提供する役務と賃金等との関係が明確になるよう、配慮すること。</p> <p>なお、利用者の労働者性に関する具体的な考え方については、「就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について」(平成18年10月2日付け障障発第1002003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照されたい。</p> <p>(6) 就労(基準附則第7条)</p> <p>就労継続支援A型の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況及び業界の動向を常時把握するほか、利用者の心身の状況、利用者の意向又は障害の特性などを考慮し、多種多様な生産活動の場を提供できるように努めなければならない</p>

改正後	現行
	<p>ものとしたものである。</p> <p>(7) 賃金等(基準附則第8条)</p> <p>雇用契約を締結している利用者については、契約上の賃金を支払うこと。なお、最低賃金の減額の特例許可手続きに関しては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う最低賃金の減額の特例許可手続きについて」(平成18年10月2日付け障障発第1002001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照されたい。</p> <p>また、雇用契約によらない利用者に対する工賃の支払については、生産活動に係る事業の収入から、上記雇用契約を締結している者に対する賃金も含め、生産活動に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払うこと。</p> <p>(8) 工賃の支払等(基準附則第9条)</p> <p>都道府県(指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市。)は、前年度の工賃の平均額が月額3,000円を下回る場合、工賃を向上させるための指導を行うこと。</p> <p>また、経過的指定障害者支援施設等は、毎年度、当該年度における目標工賃と、前年度における工賃実績を利用者に通知するとともに、都道府県(指定都市にあつては都道府県及び指定都市、中核市にあつては都道府県及び中核市)に届け出なければならないこと。</p> <p>なお、具体的な届出方法については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平成</p>

改正後	現行
	<p>19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照されたい。</p> <p>(9) 実習の実施(基準附則第10条) 指定障害者支援施設等の場合と同趣旨であるため、第三の3の(24)を参照されたい。</p> <p>(10) 求職活動の支援等の実施(基準附則第11条) 指定障害者支援施設等の場合と同趣旨であるため、第三の3の(25)を参照されたい。</p> <p>(11) 職場への定着のための支援等の実施(基準附則第12条) 指定障害者支援施設等の場合と同趣旨であるため、第三の3の(26)を参照されたい。</p> <p>(12) 利用者及び従業者以外の者の雇用(基準附則第13条) 経過的指定障害者支援施設等は、利用者以外に、就労の機会の提供として行われる指定就労継続支援A型に従事する障害者以外の職員(基準附則第3条第1項第5号により必要とされる従業者は含まない。)を、利用定員(雇用契約によらない利用者に係る利用定員を含む。)の規模に応じた数を上限として雇用することができることを定めたものである。ただし、身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場及び精神障害者福祉工場のうち、既に当該上限数を超える障害者以外の職員を福祉工場において行われる事業に従事する職員として雇用しているものが、経過的指定障害者支援施設等に転換する場合については、当分の間、同条の規定による基準を満たすための計画を都道府県知事に提出した場合に</p>

改正後	現行
	<p>限り、同条の規定による上限数を超えた職員の雇用が引き続き可能である。</p> <p>なお、経過的指定障害者支援施設等において就労の機会の提供として行われる就労継続支援A型は、利用者のために行われるものであることにかんがみ、障害者以外の者の雇用に当たっては、当該雇用により利用者の賃金や工賃の低下を招くことがないように、その人数等について、十分に配慮すること。</p>

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 21 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現行
<p>障 発 0330 第 21 号 平成 24 年 3 月 30 日</p> <p>一部改正 障 発 0329 第 15 号 平成 25 年 3 月 29 日</p> <p><u>一部改正</u> 障 発 0331 第 52 号 平成 26 年 3 月 31 日</p> <p><u>最終改正</u> <u>障 発 0330 第 4 号</u> <u>平成 30 年 3 月 30 日</u></p>	<p>障 発 0330 第 21 号 平成 24 年 3 月 30 日</p> <p>一部改正 障 発 0329 第 15 号 平成 25 年 3 月 29 日</p> <p><u>最終改正</u> 障 発 0331 第 52 号 平成 26 年 3 月 31 日</p>
<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について</p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>記</p> <p>第一 (略)</p>	<p>障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。)第 51 条の 23 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準。以下「基準」という。)については、平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 27 号をもって公布され、平成 24 年 4 月 1 日より施行されるところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p>なお、これに伴い、「障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」(平成 19 年 1 月 19 日障発第 0109002 号当職通知)は廃止する。</p> <p>記</p> <p>第一 基準の性格</p> <p>1 基準は、指定地域相談支援の事業がその目的を達成するため、必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定一般相談支援事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。</p>

改正後	現行
<p>第二 指定地域移行支援に関する基準 1 (略)</p>	<p>2 指定一般相談支援事業者が満たすべき基準を満たさない場合には、指定一般相談支援事業者の指定を受けられず、また、運営開始後、基準に違反することが明らかになった場合は、都道府県知事の指導等の対象となり、この指導等に従わない場合には、当該指定を取り消すことができるものであること。</p> <p>3 指定一般相談支援事業者が運営に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から指定一般相談支援事業所についての指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとする。</p> <p>第二 指定地域移行支援に関する基準 1 人員に関する基準 (i) 従業者(基準第3条) 基準3条第1項は、指定地域移行支援事業者が、事業所ごとに必ず1人以上の指定地域移行支援従事者を置くことを定めたものである。 指定地域移行支援事業所に置くべき指定地域移行支援従事者は、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事させてはならない。この場合のサービス提供時間帯とは、指定地域移行支援従事者の当該事業所における勤務時間を</p>

改正後	現行
	<p>いうものであり、当該指定地域移行支援従事者の常勤・非常勤の別を問わない。</p> <p>ただし、指定地域移行支援の業務に支障がない場合においては、指定地域移行支援従事者を当該指定地域移行支援事業所の他の業務又は他の事業所・施設等の業務に従事させることができる。</p> <p>これは、例えば、指定地域移行支援のサービス提供時間帯において、指定地域移行支援の業務に支障がない場合は、当該指定地域移行支援事業所の管理者や、併設する事業所の業務等に従事することができることをいう。なお、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の業務と兼務する場合については、業務に支障がない場合として認めるものとする。</p> <p>同条第2項は、第1項の指定地域移行支援従事者のうち1人以上は、相談支援専門員でなければならないことを定めたものである。</p> <p>(2) 管理者(基準第4条)</p> <p>指定地域移行支援事業所の管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、当該事業所の管理業務に支障がないときは、当該指定地域移行支援事業所の他の業務や、併設する事業所の業務等を兼ねることができるものとする。また、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の業務と兼務する場合については、管理業務に支障がない場合として認めるものとする。なお、管理者は、指定地域移行支援の従業</p>

改正後	現行
<p>2 運営に関する基準</p> <p>(i) (略)</p>	<p>者である必要はないものである。</p> <p>2 運営に関する基準</p> <p>(i) 内容及び手続の説明及び同意(基準第5条)</p> <p>指定地域移行支援事業者は、利用者に対し適切な指定地域移行支援を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定地域移行支援事業所の運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定地域移行支援の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。</p> <p>なお、利用者及び指定地域移行支援事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p> <p>また、利用者との間で当該指定地域移行支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、</p> <p>① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>② 当該事業の経営者が提供する指定地域移行支援の内容</p> <p>③ 当該指定地域移行支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p>

改正後	現行
<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>④ 指定地域移行支援の提供開始年月日</p> <p>⑤ 指定地域移行支援に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。</p> <p>なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</p> <p>(2) 契約内容の報告等(基準第6条)</p> <p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供に係る契約が成立した時は、遅滞なく市町村に対し契約成立の旨を報告しなければならないこととしたものである。</p> <p>(3) 提供拒否の禁止(基準第7条)</p> <p>指定地域移行支援事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由が有る場合とは、</p> <p>① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合</p> <p>② 利用申込者の入所、入院等する障害者支援施設等(基準第1条第2号に規定する障害者支援施設等をいう。以下同じ。)、精神科病院、救護施設等(同条第3号に規定する救護施設等をいう。以下同じ。)又は刑事施設等(同条第4号に規定する刑事施設等をいう。以下同じ。)が当該事業所の通常の事業の実施地域外で</p>

改正後	現行
<p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>ある場合</p> <p>③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合</p> <p>④ その他利用申込者に対し自ら適切な指定地域移行支援を提供することが困難な場合等である。</p> <p>(4) 連絡調整に対する協力(基準第8条)</p> <p>指定地域移行支援事業者は、市町村又は指定特定相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定地域移行支援の円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならないこととしたものである。</p> <p>(5) サービス提供困難時の対応(基準第9条)</p> <p>指定地域移行支援事業者は、基準第7条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定地域移行支援を提供することが困難であると認めた場合には、基準第9条の規定により、適当な他の指定地域移行支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。</p> <p>(6) 受給資格の確認(基準第10条)</p> <p>指定地域移行支援の利用に係る地域相談支援給付費の支給を受けられることができるのは、地域相談支援給付決定障害者であるため、指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供に際し、地</p>

改正後	現行
<p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>	<p>域相談支援給付決定障害者の提示する地域相談支援受給者証によって、地域相談支援給付決定障害者であること、地域相談支援給付決定の有無及び地域相談支援給付決定の有効期間、地域相談支援給付量等を確認しなければならないこととしたものである。</p> <p>(7) 地域相談支援給付決定の申請に係る援助(基準 11 条)</p> <p>基準第 11 条第 1 項は、地域相談支援給付決定を受けていない者から利用の申込みを受けた場合には、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付費の支給申請に必要な援助を行うこととするものである。</p> <p>同条第 2 項は、利用者の地域相談支援給付決定に係る支給期間の終了に伴い、引き続き当該利用者がサービスを利用する意向がある場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。</p> <p>(8) 身分を証する書類の携行(基準第 14 条)</p> <p>利用者が安心して指定地域移行支援の提供を受けられるよう、指定地域移行支援事業者は、当該指定地域移行支援事業所の指定地域移行支援従事者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、この証書等には、当該指定地域移行支援事業所の名称、</p>

改正後	現行
<p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p>	<p>当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。</p> <p>(9) サービスの提供の記録(基準第 15 条)</p> <p>① 記録の時期</p> <p>基準第 15 条第 1 項は、利用者及び指定地域移行支援事業者が、その時点での指定地域移行支援の利用状況等を把握できるようにするため、指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を提供した際には、当該指定地域移行支援の提供日、提供したサービスの具体的内容等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>② 利用者の確認</p> <p>同条第 2 項は、同条第 1 項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。</p> <p>(10) 指定地域移行支援事業者が地域相談支援給付決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等(基準第 16 条)</p> <p>指定地域移行支援事業者は、基準第 17 条第 1 項及び第 2 項に規定する額その他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこととしたものであるが、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。</p>

改正後	現行
<p>Ⅲ (略)</p>	<p>① 指定地域移行支援のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。</p> <p>② 利用者に求める金額、その用途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。</p> <p>Ⅲ 地域相談支援給付費の額等の受領(基準第 17 条)</p> <p>① 法定代理受領を行わない場合</p> <p>基準第 17 条第 1 項は、指定地域移行支援事業者が、法定代理受領を行わない指定地域移行支援を提供した際には、地域相談支援給付費決定障害者から法第 51 条の 14 第 3 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した地域相談支援給付費の額の支払を受けることとしたものである。</p> <p>② 交通費の受領</p> <p>同条第 2 項は、指定地域移行支援の提供に関して、前項の支払を受ける額のほか、地域相談支援給付費決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定地域移行支援を行う場合の交通費(移動に要する実費)の支払を地域相談支援給付費決定障害者から受けることができることとしたものである。</p> <p>③ 領収証の交付</p> <p>同条第 3 項は、前 2 項の規定による額の支払を受けた場合には、地域相談支援給付費決定障害者に対して領収証を交付するこ</p>

改正後	現行
<p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p>	<p>ととしたものである。</p> <p>④ 利用者の事前の同意</p> <p>同条第4項は、同条第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、地域相談支援給付決定障害者の同意を得ることとしたものである。</p> <p>(12) 地域相談支援給付費の額に係る通知等(基準第18条)</p> <p>① 利用者への通知</p> <p>基準第18条第1項は、指定地域移行支援事業者は、市町村から法定代理受領により指定地域移行支援に係る地域相談支援給付費の支給を受けた場合には、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付費の額を通知することとしたものである。</p> <p>② サービス提供証明書の利用者への交付</p> <p>同条第2項は、基準第17条第1項の規定による額の支払を受けた場合には、提供した指定地域移行支援の内容、費用の額その他地域相談支援給付決定障害者が市町村に対し地域相談支援給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付しなければならないこととしたものである。</p> <p>(13) 指定地域移行支援の具体的取扱方針(基準第19条)</p> <p>① 指定地域移行支援従事者による地域移行支援計画の作成等</p>

改正後	現行
<p>(14) (略)</p>	<p>(第1号) 指定地域移行支援事業所の管理者は、基本相談支援に関する業務及び地域移行支援計画の作成に関する業務その他指定地域移行支援に関する業務を指定地域移行支援従事者に担当させることとしたものである。</p> <p>② 相談支援専門員による技術的指導及び助言(第2号) 指定地域移行支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の指定地域移行支援従事者に対して、利用者の状況に応じた適切かつ効果的な支援を行うための技術的指導及び助言を行わせることとしたものである。</p> <p>③ 指定地域移行支援の基本的留意点(第4号) 指定地域移行支援は、利用者及びその家族の主体的な参加及び自らの課題の解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要である。このためには、指定地域移行支援について利用者及びその家族の十分な理解が求められるものであり、指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うことが肝要である。また、必要に応じて、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うこととする。</p> <p>(14) 地域移行支援計画の作成等(基準第20条) ① 地域移行支援計画</p>

改正後	現行
	<p>基準第 20 条においては、指定地域移行支援従事者が作成すべき地域移行支援計画について規定している。</p> <p>地域移行支援計画は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定地域移行支援の目標及びその達成時期、指定地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した書面である。</p> <p>また、地域移行支援計画は、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。</p> <p>なお、地域移行支援計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。</p> <p>② 指定地域移行支援従事者の役割</p> <p>地域移行支援従事者は、指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定地域移行支援事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、地域移行支援計画の原案を作成し、以下の手順により地域移行支援計画に基づく支援を実施するものである。</p> <p>ア 利用者に係る障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センターにおける担当者を招集して行う会議(計画作成会議)を開催し、地</p>

改正後	現行
<p>(15) (略)</p>	<p>域移行支援計画の原案について意見を求めること</p> <p>イ 当該地域移行支援計画の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること</p> <p>ウ 利用者に対して地域移行支援計画を交付すること</p> <p>エ 適宜、当該地域移行支援計画の実施状況の把握及び当該地域移行支援計画を見直すべきかどうかについての検討を行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行うこと</p> <p>(15) 地域における生活に移行するための活動に関する支援(基準第21条)</p> <p>① 基準第21条第1項は、指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等に応じた適切かつ効果的な支援ができるよう、利用者の状況の的確な把握に努めなければならないこととしたものである。</p> <p>② 同条第2項は、指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供に当たっては、一定の期間の中で地域移行に向けた目標を設定して集中的に支援することが望ましいことから、おおむね週1回以上、利用者との対面による支援を行わなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、利用者との対面による支援とは、利用者が入所、入院等する障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等又は刑事施</p>

改正後	現行
<p>(16) (略)</p>	<p>設等や体験宿泊場所への訪問による相談支援や地域生活への移行のための外出時の同行による支援をいう。</p> <p>また、指定地域移行支援事業者は、地域移行支援の提供に当たっては、障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センターにおける担当者との役割分担を明確にするとともに、継続的に連絡調整や支援方針の協議等を行い、障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センターの担当者と緊密に連携して、利用者の地域生活への移行に向けた支援を一体的に行うよう努めること。</p> <p>(16) 障害福祉サービスの体験的な利用支援(基準第 22 条)</p> <p>指定地域移行支援事業者は、利用者に対し、障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供する場合は、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことを規定したものである。</p> <p>なお、障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供に当たっては、委託先の指定障害福祉サービス事業者等の担当者との連絡調整や利用者に対する相談援助の支援が必要となるため、原則として、指定地域移行支援従事者が利用者に同行による支援を行うこと。</p> <p>また、指定地域移行支援従事者は、障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センター等及び委託先の指定障害福祉サービス事業者等の担当</p>

改正後	現行
<p>(ii) (略)</p>	<p>職員と、体験的な利用に当たっての事前の連絡調整や留意点等の情報共有、当該支援を行った際の状況や当該状況を踏まえた今後の支援方針等の情報共有を行うなど、緊密な連携を図ること。</p> <p>(ii) 体験的な宿泊支援(基準第 23 条)</p> <p>① 基準第 23 条第 1 項は、体験的な宿泊支援を行う場所について、最低限必要となる要件を定めたものである。</p> <p>なお、体験的な宿泊支援については、地域生活と同様の環境で実施すること。</p> <p>② 基準第 23 条第 2 項は、体験的な宿泊支援について、指定地域移行支援事業者が自らアパート等を確保して実施する他、指定障害福祉サービス事業者等への委託により共同生活援助の共同生活住居や短期入所事業所等の空室を活用して行うことができることを規定したものである。</p> <p>③ なお、指定地域移行支援事業者は、体験的な宿泊支援の提供に当たっては、委託先の指定障害福祉サービス事業者等の担当者との連絡調整や利用者に対する相談援助の支援が必要となるため、原則として、指定地域移行支援従事者が利用者に行き又は宿泊場所への訪問による支援を行うこと。</p> <p>また、指定地域移行支援従事者は、障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センター等及び委託先の指定障害福祉サービス事業者等の担当職員と、体験的な宿泊に当たっての事前の連絡調整や</p>

改正後	現行
<p>(18) (略)</p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) (略)</p>	<p>留意点等の情報共有、緊急時の連絡体制の確保、当該支援を行った際の状況や当該状況を踏まえた今後の支援方針等の情報共有を行うなど、緊密な連携を図ること。</p> <p>(18) 関係機関との連絡調整等(基準第 24 条)</p> <p>基準第 24 条は、指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者が地域生活に移行する上で必要な市町村や保健所等の行政機関、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、住居の確保や行政機関の手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、当該利用者の同意を得て代行するなど必要な支援を行うこととしたものである。</p> <p>(19) 地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知(基準第 25 条)</p> <p>法第 8 条第 1 項の規定により、市町村は、偽りその他不正な手段によって自立支援給付の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることに鑑み、指定地域移行支援事業者は、その地域相談支援給付決定障害者が偽りその他不正な手段によって地域相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならないこととしたものである。</p> <p>(20) 管理者の責務(基準第 26 条)</p>

改正後	現行
<p>(21) (略)</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p>	<p>指定地域移行支援事業所の管理者は、指定地域移行支援従事者その他の従業者及び業務の一元的管理並びに指定地域移行支援従事者に基準第二章第三節(運営に関する基準)を遵守させるための指揮命令を行うことを規定したものである。</p> <p>(21) 運営規程(基準第 27 条)</p> <p>指定地域移行支援の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定地域移行支援の提供を確保するため、基準第 27 条第 1 号から第 8 号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定地域移行支援事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p> <p>① 従業者の職種、員数及び職務内容(第 2 号)</p> <p>従業者については、指定地域移行支援従事者その他の従業者に区分し、員数及び職務内容を記載することとする。</p> <p>② 指定地域移行支援の提供方法及び内容並びに地域相談支援給付決定障害者から受領する費用及びその額(第 4 号)</p> <p>指定地域移行支援の提供方法及び内容については、サービス内容及び地域相談支援給付決定障害者から相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載するものとする。</p> <p>地域相談支援給付決定障害者から受領する費用及びその額については、地域相談支援給付費(法定代理受領を行わない場合に限る。)のほかに、基準第 17 条第 2 項に規定する額を指すものである。</p>

改正後	現行
<p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>③ 通常の事業の実施地域(第5号)</p> <p>通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること。</p> <p>④ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類(第6号)</p> <p>指定地域移行支援事業者は、障害の種類にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては、事業の主たる対象とする障害の種類を特定して事業を実施することも可能であること。</p> <p>⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項(第7号)</p> <p>「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定地域移行支援事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。</p> <p>具体的には、</p>

改正後	現行
<p>⑥ <u>その他運営に関する重要事項（第8号）</u> <u>障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の2の（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>ア 虐待の防止に関する責任者の選定 イ 成年後見制度の利用支援 ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など) 等を指すものであること。 (新設)</p> <p>(2) 勤務体制の確保等(基準第28条) 利用者に対する適切な指定地域移行支援の提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。</p> <p>① 基準第28条第1項は、指定地域移行支援事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、指定地域移行支援従事者その他の従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めた</p>

改正後	現行
<p>(23) (略)</p>	<p>ものであること。</p> <p>② 同条第2項は、当該指定地域移行支援事業所の指定地域移行支援従事者によって指定地域移行支援を提供すべきことを規定したものであるが、指定地域移行支援事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものであること。ただし、基準第22条及び第23条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行われる障害福祉サービスの体験的な利用支援及び体験的な宿泊支援並びに指定地域移行支援事業者の事業所所在地と利用者の退院、退所等した後の居住予定地が遠隔地にある場合における他の指定地域移行支援事業者への委託により行われる住居の確保、利用者が地域生活に移行する上で必要な市町村や保健所等の行政機関及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整・手続等については、この限りでない。</p> <p>③ 同条第3項は、当該委託を行う指定地域移行支援事業者は、当該委託業務の受託者の業務の実施状況を定期的に確認、記録しなければならないことを定めたものである。</p> <p>④ 同条第4項は、当該指定地域移行支援事業所の指定地域移行支援従事者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。</p> <p>(23) 設備及び備品等(基準第29条)</p>

改正後	現行
	<p>① 事務室</p> <p>指定地域移行支援事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。</p> <p>なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定地域移行支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。</p> <p>② 受付等のスペースの確保</p> <p>事務室又は指定地域移行支援の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談、計画作成会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とする。</p> <p>③ 設備及び備品等</p> <p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定地域移行支援の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。</p> <p>なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずし</p>

改正後	現行
<p>(24) (略)</p> <p>(25) (略)</p> <p>(26) 秘密保持等(基準第 32 条)</p> <p>① (略)</p>	<p>も事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。</p> <p>(24) 衛生管理等(基準第 30 条)</p> <p>指定地域移行支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定地域移行支援事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。</p> <p>(25) 掲示等(第 31 条)</p> <p>① 基準第 31 条第 1 項は、基準第 5 条の規定により指定地域移行支援の提供開始時に、重要事項(その内容については(1)参照)を利用者に対して説明を行った上で同意を得ることに加え、指定地域移行支援事業所への当該重要事項の掲示を義務づけることにより、サービス提供が開始された後、継続的にサービスが行われている段階においても利用者の保護を図る趣旨である。</p> <p>② 同条第 2 項は、基本相談支援及び地域移行支援の実施状況等を公表することにより、利用者のサービスの選択に資することから、第 1 項に加え、当該重要事項の公表に努めるべき旨を規定したものである。</p> <p>なお、公表の方法については、ホームページによる掲載等、適宜工夫すること。</p> <p>(26) 秘密保持等(基準第 32 条)</p> <p>① 基準第 32 条第 1 項は、指定地域移行支援事業所の従業者及</p>

改正後	現行
<p>② 同条第2項は、指定地域移行支援事業者に対して、過去に当該指定地域移行支援事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定地域移行支援事業者は、当該指定地域移行支援事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に<u>取り決める</u>などの措置を講ずべきこととするものである。</p> <p>③ (略)</p> <p>(27) (略)</p>	<p>び管理者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。</p> <p>② 同条第2項は、指定地域移行支援事業者に対して、過去に当該指定地域移行支援事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定地域移行支援事業者は、当該指定地域移行支援事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に<u>取り決め、例えば違約金についての定めを置く</u>などの措置を講ずべきこととするものである。</p> <p>③ 同条第3項は、指定地域移行支援従事者及び利用者に係る障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センターにおける担当者が、計画作成会議において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、指定地域移行支援事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。</p> <p>(27) 利益供与等の禁止(基準第34条)</p> <p>① 基準第34条第1項は、指定特定相談支援事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者等による指定地域移行支援事業者</p>

改正後	現行
<p>(28) (略)</p>	<p>の紹介が公正中立に行われるよう、指定地域移行支援事業者は、指定特定相談支援事業者又は障害福祉サービス事業者等に対し、利用者に対して当該指定地域移行支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。</p> <p>② 同条第2項は、利用者による指定特定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるよう、指定地域移行支援事業者は、指定特定相談支援事業者又は障害福祉サービス事業者等から、当該事業所を利用する利用者やサービス提供が終了した利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない旨を規定したものである。</p> <p>(28) 苦情解決(基準第35条)</p> <p>① 基準第35条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。</p> <p>② 同条第2項は、苦情に対し指定地域移行支援事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(指定地域移行支援事業所が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。また、</p>

改正後	現行
<p>(29) 事故発生時の対応(基準第三十六条) (略)</p>	<p>指定地域移行支援事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。</p> <p>なお、基準第 38 条第 2 項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、5 年間保存しなければならない。</p> <p>③ 同条第 3 項から第 6 項までの規定は、住民に最も身近な行政庁である市町村及び市町村の総括的立場にある都道府県が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村及び都道府県が、指定地域移行支援事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言及び報告命令を行えることを運営基準上、明確にしたものである。</p> <p>④ 同条第 7 項は、社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされたことを受けて、運営適正化委員会が行う同法第 85 条に規定する調査又はあっせんにできるだけ協力することとしたものである。</p> <p>(29) 事故発生時の対応(基準第三十六条)</p> <p>利用者が安心して指定地域移行支援の提供を受けられるよう、指定地域移行支援事業者は、利用者に対する指定地域移行支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、また、利用者に対する指定地域移行支援の提供により賠償すべき事</p>

改正後	現行
<p>① 利用者に対する指定地域移行支援の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定地域移行支援事業者が定めておくことが望ましいこと。<u>また、事業所に自動体外式除細動器（AED）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。</u></p> <p>② （略）</p> <p>③ （略）</p>	<p>故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、基準第三十八条第二項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、五年間保存しなければならない。</p> <p>このほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 利用者に対する指定地域移行支援の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定地域移行支援事業者が定めておくことが望ましいこと。</p> <p>② 指定地域移行支援事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。</p> <p>③ 指定地域移行支援事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</p> <p>なお、「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針」(平成十四年三月二十八日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)が示されているので、参考にされたい。</p>

改正後	現行
(30) (略)	(30) 会計の区分(基準第 37 条)
	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域移行支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものである。
(31) (略)	(31) 記録の整備(基準第 38 条)
	基準第 38 条第 2 項により、指定地域移行支援事業者は、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から 5 年間備えておかなければならないこととしたものであること。
	① 第 15 条第 1 項に規定する指定地域移行支援の提供に係る記録
	② 地域移行支援計画
	③ 第 25 条の規定による市町村への通知に係る記録
	④ 第 35 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
	⑤ 第 36 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
第三 (略)	第三 指定地域定着支援に関する基準
	1 人員に関する基準
	準用(基準第 40 条)
	基準第 3 条及び第 4 条の規定は、指定地域定着支援の事業について準用することから、第二の 1 を参照されたい。
	2 運営に関する基準
	(i) 指定地域定着支援の具体的取扱方針(基準第 41 条)

改正後	現行
	<p>① 指定地域定着支援従事者による地域定着支援台帳の作成(第1号)</p> <p>指定地域定着支援事業所の管理者は、基本相談支援に関する業務及び地域定着支援台帳の作成に関する業務その他指定地域定着支援に関する業務を指定地域定着支援従事者に担当させることとしたものである。</p> <p>② 相談支援専門員による技術的指導及び助言(第2号)</p> <p>指定地域定着支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の指定地域定着支援従事者に対して、利用者の状況に応じた適切な支援を行うための技術的指導及び助言を行わせることとしたものである。</p> <p>③ 指定地域定着支援の基本的留意点(第4号)</p> <p>指定地域定着支援は、緊急時等に利用者の家族の協力が必要となる場合が想定されること等から、指定地域定着支援について利用者及びその家族の十分な理解が求められるものであり、指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うことが肝要である。また、必要に応じて、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うこととする。</p> <p>(2) 地域定着支援台帳の作成等(基準第42条)</p> <p>① 地域定着支援台帳</p>

改正後	現行
	<p>基準第 42 条においては、指定地域定着支援従事者が作成すべき地域定着支援台帳について規定している。</p> <p>地域定着支援台帳は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した書面である。</p> <p>また、地域定着支援台帳は、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、緊急時等に適切な対応を行うために作成するものである。</p> <p>なお、地域定着支援台帳の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。</p> <p>また、指定地域定着支援従事者は、常に利用者の状況の変化に留意し、その把握に努め、当該地域定着支援台帳を見直し、必要に応じて当該地域定着支援台帳の変更を行うこと。</p> <p>(3) 常時の連絡体制の確保等(基準第 43 条)</p> <p>常時の連絡体制については、当該指定地域定着支援事業所が直接利用者又はその家族との連絡体制を確保することが必要である。</p> <p>なお、常時の連絡体制の確保は、夜間等に職員を配置する他、携帯電話等により利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保</p>

改正後	現行
	<p>する方法によることも可能である。</p> <p>利用者の状況把握については、居宅訪問等の見守りによる支援により利用者の状況及び利用者の緊急時等に適切に対応するための情報を把握することを趣旨としたものである。</p> <p>(4) 緊急の事態における支援等(基準第 44 条)</p> <p>① 基準第 44 条第 1 項及び第 2 項は、緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、速やかに利用者の居宅訪問や電話等による状況把握を行い、利用者の状況に応じて必要な措置を適切に講ずべき旨を規定したものである。</p> <p>なお、一時的な滞在による支援については、利用者への付添いによる見守り等の支援を適切に行うこと。</p> <p>② 同条第 3 項は、一時的な滞在による支援を行う場所について、最低限必要となる要件を定めたものである。</p> <p>③ 同条第 4 項は、一時的な滞在による支援について、指定地域定着支援事業者が当該指定地域定着支援事業所の宿直室等を確保して実施する他、指定障害福祉サービス事業者等への委託により障害者支援施設や短期入所事業所等の空室を活用して行うことができることを規定したものである。</p> <p>(5) 準用(基準第 45 条)</p> <p>基準第 5 条から第 18 条まで及び第 25 条から第 38 条までの規定は、指定地域定着支援の事業について準用することから、第二の 2 の (1) から (12) まで及び (19) から (31) までを参照されたい。</p>

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第22号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現行
<p>障発0330第22号 平成24年3月30日</p> <p>一部改正 障発0329第15号 平成25年3月29日</p> <p>一部改正 障発0331第53号 平成26年3月31日</p> <p>一部改正 障発0331第22号 平成27年3月31日</p> <p>一部改正 <u>障発0330第4号</u> <u>平成30年3月30日</u></p>	<p>障発0330第22号 平成24年3月30日</p> <p>一部改正 障発0329第15号 平成25年3月29日</p> <p>一部改正 障発0331第53号 平成26年3月31日</p> <p>一部改正 障発0331第22号 平成27年3月31日</p>
<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について</p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について</p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>記</p> <p>第一 (略)</p>	<p>障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）第 51 条の 24 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準。以下「基準」という。）については、平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号をもって公布され、平成 24 年 4 月 1 日より施行されることであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p>記</p> <p>第一 基準の性格</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基準は、指定計画相談支援の事業がその目的を達成するため、必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定特定相談支援事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。 2 指定特定相談支援事業者が満たすべき基準を満たさない場合には、指定特定相談支援事業者の指定を受けられず、また、運営開始

改正後	現行
<p>第二 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>(i) 従業者 (基準第3条)</p> <p>指定特定相談支援事業者は、事業所ごとに必ず1人以上の相談支援専門員を置くことを定めたものである。</p> <p>指定特定相談支援事業所に置くべき相談支援専門員は、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事させてはならない。この場合のサービス提供時間帯とは、相談支援専門員の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該相談支援専門員の常勤・非常勤の別を問わない。</p> <p>ただし、指定計画相談支援の業務に支障がない場合においては、相談支援専門員を当該指定特定相談支援事業所の他の業務又は他の事業所・施設等の業務に従事させることができる。</p> <p>これは、例えば、指定計画相談支援のサービス提供時間帯にお</p>	<p>後、基準に違反することが明らかになった場合は、市町村長の指導等の対象となり、この指導等に従わない場合には、当該指定を取り消すことができるものであること。</p> <p>3 指定特定相談支援事業者が運営に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から指定特定相談支援事業所についての指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとする。</p> <p>第二 指定計画相談支援に関する基準</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(i) 従業者 (基準第3条)</p> <p>指定特定相談支援事業者は、事業所ごとに必ず1人以上の相談支援専門員を置くことを定めたものである。</p> <p>指定特定相談支援事業所に置くべき相談支援専門員は、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事させてはならない。この場合のサービス提供時間帯とは、相談支援専門員の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該相談支援専門員の常勤・非常勤の別を問わない。</p> <p>ただし、指定計画相談支援の業務に支障がない場合においては、相談支援専門員を当該指定特定相談支援事業所の他の業務又は他の事業所・施設等の業務に従事させることができる。</p> <p>これは、例えば、指定計画相談支援のサービス提供時間帯にお</p>

改正後	現行
<p>いて、指定計画相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の管理者や、併設する事業所の業務等に従事することができることをいう。なお、<u>指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の業務と兼務する場合については、業務に支障がない場合として認めるものとするが、指定自立生活援助事業所との兼務については、指定自立生活援助において、サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務を認めていないことから、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が兼務可能なものは、指定自立生活援助事業所のサービス管理責任者又は地域生活支援員のいずれか一方のみとなることに留意すること。</u></p> <p>また、相談支援専門員が担当する利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所（<u>指定自立生活援助事業所を除く</u>法第29条第1項の指定に係るサービス事業所をいう。）、指定障害者支援施設等又は基準該当障害福祉サービス事業所（法第30条第1項第2号の基準該当障害福祉サービス事業を行う事業所をいう。）（以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。）の業務と兼務する場合については、指定障害福祉サービス事業所等との中立性の確保や、指定障害福祉サービス事業所等と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、次に掲げる場合を除き、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援を実施することを基本とする。（支給決定の更新又は支給決定の変更に係るサービス利用支援について同じ。）</p>	<p>いて、指定計画相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の管理者や、併設する事業所の業務等に従事することができることをいう。なお、<u>指定障害児相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所の業務と兼務する場合については、業務に支障がない場合として認めるものとする。</u></p> <p>また、相談支援専門員が担当する利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所（法第29条第1項の指定に係るサービス事業所をいう。）、指定障害者支援施設等又は基準該当障害福祉サービス事業所（法第30条第1項第2号の基準該当障害福祉サービス事業を行う事業所をいう。）（以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。）の業務と兼務する場合については、指定障害福祉サービス事業所等との中立性の確保や、指定障害福祉サービス事業所等と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、次に掲げる場合を除き、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援を実施することを基本とする。（支給決定の更新又は支給決定の変更に係るサービス利用支援について同じ。）</p>

改正後	現行
<p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ その他市町村がやむを得ないと認める場合 <u>なお、相談支援専門員の配置は1ヶ月平均の利用者の数が35件に対して1人を標準とするものであり、利用者の数が35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。ここでいう「1ヶ月平均」とは、当該月の前6月間の利用者の数を6で除して得た数を指すものであり、「利用者の数」とは、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数を指し、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所を一体的に運営している場合には、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数についても含むものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>① 身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合</p> <p>② 支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該支給決定等から概ね3ヶ月以内の場合（サービス利用支援とその直後の継続サービス利用支援は一体的な業務であること、また、指定特定相談支援事業者の変更にあたっては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予する。）</p> <p>③ その他市町村がやむを得ないと認める場合</p> <p>(2) 管理者（基準第4条） 指定特定相談支援事業所の管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、当該事業所の管理業務に支障がないときは、当該指定特定相談支援事業所の他の業務や、併設する事業所の業務等を兼ねることができるものとする。</p>

改正後	現 行
<p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p>	<p>また、指定障害児相談支援事業所の業務と兼務する場合については、管理業務に支障がない場合として認めるものとする。</p> <p>なお、管理者は、指定計画相談支援の従業者である必要はないものである。</p> <p>2 運営に関する基準</p> <p>(1) 内容及び手続の説明及び同意（基準第5条）</p> <p>指定特定相談支援事業者は、利用者に対し適切な指定計画相談支援を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定特定相談支援事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定計画相談支援の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。</p> <p>なお、利用者及び指定特定相談支援事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p> <p>また、利用者との間で当該指定計画相談支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、</p> <p>① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>② 当該事業の経営者が提供する指定計画相談支援の内容</p> <p>③ 当該指定計画相談支援の提供につき利用者が支払うべき額に</p>

改正後	現行
<p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ その他利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難な場合等である。</p> <p><u>なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）別表の注11から注13に掲げる行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算又は精神障害者支援体制加算（以下「体制整備加算」という。）を算定している指定特定相談支援事業者にあつては、算定している各加算に対応した強度行動障害を有する障害児者、医療的ケアが必要な障害児者又は精神障害を有する障害児者からの利用申込みがあつた場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとするので留意すること。</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由が有る場合とは、</p> <p>① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合</p> <p>② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</p> <p>③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であつて、これに該当しない者から利用申込があつた場合</p> <p>④ その他利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難な場合等である。</p> <p>(4) サービス提供困難時の対応（基準第8条）</p> <p>指定特定相談支援事業者は、基準第7条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供すること</p>

改正後	現行
<p>(5) 受給資格の確認（基準第9条）</p> <p>指定特定相談支援事業者は、現に支給決定又は地域相談支援給付決定を受けている計画相談支援対象障害者等に対する指定計画相談支援の提供に際し、当該計画相談支援対象障害者等の提示する受給者証又は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援対象障害者等であること、法第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める期間、支給決定又は地域相談支援給付決定の有無及び支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付量等サービス等利用計画の作成やモニタリングの実施に当たり必要な事項を確かめなければならない。</p> <p>なお、指定特定相談支援事業者は、支給決定又は地域相談支援給付決定を受けていない障害者等について、サービス等利用計画案を作成するときは、当該障害者等の提示する市町村が通知したサービス等利用計画案提出依頼書によって、市町村からサービス等利用計画案の提出の依頼を受けた者であることを確かめるものとする。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>が困難であると認めた場合には、基準第8条の規定により、適当な他の指定特定相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。</p> <p>(5) 受給資格の確認（基準第9条）</p> <p>指定特定相談支援事業者は、現に支給決定又は地域相談支援給付決定を受けている計画相談支援対象障害者等に対する指定計画相談支援の提供に際し、当該計画相談支援対象障害者等の提示する受給者証又は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援対象障害者等であること、法第5条第22項に規定する厚生労働省令で定める期間、支給決定又は地域相談支援給付決定の有無及び支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付量等サービス等利用計画の作成やモニタリングの実施に当たり必要な事項を確かめなければならない。</p> <p>なお、指定特定相談支援事業者は、支給決定又は地域相談支援給付決定を受けていない障害者等について、サービス等利用計画案を作成するときは、当該障害者等の提示する市町村が通知したサービス等利用計画案提出依頼書によって、市町村からサービス等利用計画案の提出の依頼を受けた者であることを確かめるものとする。</p> <p>(6) 支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助（基準第10条）</p> <p>基準第10条は、利用者の支給決定又は地域相談支援給付決定に係る支給期間の終了に伴い、引き続き当該利用者がサービスを利用する意向がある場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、あ</p>

改正後	現 行
<p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>	<p>らかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。</p> <p>(7) 身分を証する書類の携行（基準第11条）</p> <p>利用者等が安心して指定計画相談支援の提供を受けられるよう、指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、この証書等には、当該指定特定相談支援事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。</p> <p>(8) 計画相談支援給付費の額等の受領（基準第12条）</p> <p>① 法定代理受領を行わない場合</p> <p>基準第12条第1項は、指定特定相談支援事業者が、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際には、計画相談支援対象障害者等から法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した計画相談支援給付費の額の支払を受けることとしたものである。</p> <p>② 交通費の受領</p> <p>同条第2項は、指定計画相談支援の提供に関して、前項の支払を受ける額のほか、計画相談支援対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定計画相談支援を行う場合の交通費（移動に要する実費）の支払を計画相談支援対象障害者等から受けることができることとしたも</p>

改正後	現 行
<p>(9) 利用者負担額に係る管理（<u>基準</u>第13条）（略）</p> <p>(10) （略）</p>	<p>のである。</p> <p>③ 領収証の交付 同条第3項は、前2項の規定による額の支払を受けた場合には、計画相談支援対象障害者等に対して領収証を交付することとしたものである。</p> <p>④ 利用者の事前の同意 同条第4項は、同条第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、計画相談支援対象障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、計画相談支援対象障害者等の同意を得ることとしたものである。</p> <p>(9) 利用者負担額に係る管理（第13条） 指定特定相談支援事業者は、利用者負担額に係る管理を行う場合の具体的な取扱いについては、別途通知するところによるものとする。</p> <p>(10) 計画相談支援給付費の額に係る通知等（<u>基準</u>第14条）</p> <p>① 利用者への通知 基準第14条第1項は、指定特定相談支援事業者は、市町村から法定代理受領により指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合には、計画相談支援対象障害者等に対し、当該計画相談支援対象障害者等に係る計画相談支援給付費の額を通知することとしたものである。</p> <p>② サービス提供証明書の利用者への交付 同条第2項は、基準第12条第1項の規定による額の支払を受けた場合には、提供した指定計画相談支援の内容、費用の額そ</p>

改正後	現 行
<p>(ii) (略) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p>	<p>の他計画相談支援対象障害者等が市町村に対し計画相談支援給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付しなければならないこととしたものである。</p> <p>(ii) 指定計画相談支援の具体的取扱方針（基準第15条）</p> <p>利用者に係るアセスメントの実施、サービス等利用計画案の作成、サービス担当者会議の開催、サービス等利用計画の作成、サービス等利用計画の実施状況の把握などの指定計画相談支援を構成する一連の業務のあり方及び当該業務を行う相談支援専門員の責務を明らかにしたものである。</p> <p>① 相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成等（第1項第1号）</p> <p>指定特定相談支援事業所の管理者は、基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を相談支援専門員に担当させることとしたものである。</p> <p>② 指定計画相談支援の基本的留意点（第1項第2号）</p> <p>指定計画相談支援は、利用者及びその家族の主体的な参加及び自らの課題の解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要である。このためには、指定計画相談支援について利用者及びその家族の十分な理解が求められるものであり、相談支援専門員は、指定計画相談支援を懇切丁寧に行うことを旨とし、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うことが肝要である。また、必要に応じて、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うこととする。</p>

改正後	現 行
③ (略)	③ サービス等利用計画作成の基本理念（第2項第1号） サービス等利用計画の作成にあたっては、利用者の希望等を踏まえて作成することが基本であることを明記したものである。
④ (略)	④ 継続的かつ計画的な福祉サービス等の利用（第2項第2号） 利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うためには、利用者の心身又は家族の状態等に応じて、継続的かつ計画的に福祉サービス等が提供されることが重要である。相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に当たり、継続的かつ計画的な支援という観点に立って福祉サービス等の提供が行われるようにすることが必要であり、継続が困難な、あるいは必要性に乏しい福祉サービス等の利用を助長することがあってはならない。
⑤ (略)	⑤ 総合的なサービス等利用計画の作成（第2項第3号） サービス等利用計画は、利用者の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要である。このため、サービス等利用計画の作成又は変更にあたっては、利用者及びその家族の希望やアセスメントに基づき、指定障害福祉サービス等以外の、例えば、保健医療サービス、地域生活支援事業等の市町村が一般施策として行うサービスや当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画に位置づけることにより総合的な計画となるよう努めなければならない。
⑥ (略)	⑥ 利用者等によるサービスの選択（第2項第4号）

改正後	現 行
<p>⑦ (略)</p>	<p>相談支援専門員は、利用者等がサービスを選択することを基本に、これを支援するものである。このため、相談支援専門員は、当該利用者等が居住する地域の指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供することにより、利用者等にサービスの選択を求めるべきものであり、特定の福祉サービス等の事業を行う者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者等の選択を求めることなく同一の事業主体の福祉サービスのみによるサービス等利用計画案を最初から提示することがあってはならない。</p> <p>特に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）附則第7条に規定する地域移行支援型ホームの利用を希望する者に係るサービス等利用計画案の作成に当たっては、利用者ができる限り病院の敷地外である地域生活に移行することが可能となるよう、当該地域移行支援型ホームの利用のほか、当該者が地域生活に移行可能となるような支援策が考えられる場合にはそれを当該者に提示するように努めなければならない。</p> <p>⑦ アセスメントの実施（第2項第5号）</p> <p>サービス等利用計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要である。このため相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に先立ち利用者のアセスメントを行わなければならない。</p>

改正後	現 行
<p>⑧ (略)</p> <p>⑨ (略)</p>	<p>アセスメントとは、利用者が既に提供を受けている福祉サービス等や障害者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することが重要である。</p> <p>なお、当該アセスメントは、相談支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、その者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものである。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、アセスメントの記録は、5年間保存しなければならない。</p> <p>⑧ アセスメントにおける留意点（第2項第6号）</p> <p>相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、必ず利用者の居宅、障害者支援施設等、精神科病院を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、利用者やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。このため、相談支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要である。</p> <p>⑨ サービス等利用計画案の作成（第2項第7号）</p> <p>相談支援専門員は、サービス等利用計画が利用者の生活の質</p>

改正後	現 行
<p>⑩ <u>短期入所のサービス等利用計画案への位置付け(第2項第8号)</u></p> <p><u>短期入所は、利用者の自立した日常生活の維持のために利用されるものであり、指定計画相談支援を行う相談支援専門員は、短期入所を位置付けるサービス等利用計画案の作成に当たって、利用者にとって短期入所が在宅生活の維持につながるよう十分に留意しなければならないことを明確化したものであ</u></p>	<p>に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、サービス等利用計画案を作成しなければならない。したがって、サービス等利用計画案は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題をまず明らかにした上で、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案し、実現可能なものとする必要がある。</p> <p>なお、当該サービス等利用計画案には、提供される福祉サービス等について、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期、市町村に対するモニタリング期間に係る提案等を明確に盛り込む必要がある。特に、モニタリング期間については、利用する予定のサービスの種類のみをもって一律に設定することのないよう利用者の心身の状況等を勘案した上で、柔軟かつ適切に提案するものとする。その上で、当該達成時期にはモニタリングの実施によりサービス等利用計画及び各指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援の評価を行い得るようにすることが重要である。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p>る。この場合において、<u>短期入所の利用日数に係る「日数が年間180日を越えない」という目安については、サービス等利用計画案の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のための必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、年間180日以内であるかについて機械的な適用を求めるものではない。</u></p> <p><u>従って、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、この目安を越えて短期入所の利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所をサービス等利用計画案に位置付けることも可能である。</u></p> <p>⑪ <u>日中サービス支援型指定共同生活援助の利用者に対する指定計画相談支援について</u></p> <p><u>指定共同生活援助のうち日中サービス支援型指定共同生活援助の利用者に対する指定計画相談支援の提供については、利用者の意思確認を適切に行う必要があることから、モニタリング実施標準期間を他の類型の指定共同生活援助よりも短く3月間としているので留意すること。</u></p> <p><u>また、適正な支援を確保する観点から、日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者と指定計画相談支援を行う事業者は別であることが望ましいので、他の指定特定相談支援事業者と連携して指定計画相談支援を提供するよう、併せて留意すること。</u></p> <p>⑫ サービス等利用計画案の説明及び同意（第2項第9号）</p>	<p>(新設)</p> <p>⑩ サービス等利用計画案の説明及び同意（第2項第8号）</p>

改正後	現 行
<p>(略)</p> <p>⑬ サービス等利用計画書の交付（第2項第10号） (略)</p> <p>⑭ サービス担当者会議の開催等による専門的意見の聴取（第2項第11号） (略)</p>	<p>サービス等利用計画書に位置付ける福祉サービスの選択は、利用者自身が行うことが基本であり、また、当該計画書は利用者の希望を尊重して作成されなければならない。このため、当該計画書の作成に当たって、これに位置付けるサービスについて、また、サービスの内容についても利用者の希望を尊重するとともに、作成されたサービス等利用計画書についても、最終的には、その内容について説明を行った上で文書によって利用者の同意を得ることを義務づけることにより、利用者によるサービスの選択やサービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するものである。</p> <p>なお、利用者への説明に当たっては、当該計画書に位置付けたサービスが、利用者負担が生じる介護給付等の対象となるか区分した上で行う必要がある。</p> <p>⑪ サービス等利用計画書の交付（第2項第9号） 相談支援専門員は、サービス等利用計画書を作成した際には、遅滞なく利用者等に交付しなければならない。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、サービス等利用計画書は、5年間保存しなければならない。</p> <p>⑫ サービス担当者会議の開催等による専門的意見の聴取（第2項第10号） 相談支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高いサービス等利用計画を作成するため、支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、各サービスが共通の目標を達成するための具体的なサービスの内容について、支給決定又は地域相談支</p>

改正後	現行
<p>⑮ サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の説明及び同意（第2項第12号）</p> <p>相談支援専門員は、第9号と同様に第11号のサービス担当者会議を踏まえた計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明を行った上で、文書によって利用者の同意を得なけ</p>	<p>援給付決定の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画案に位置づけた福祉サービス等の担当者（以下「担当者」という。）からなるサービス担当者会議の開催等により、当該計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めることが重要である。なお、相談支援専門員は、複数職種間で直接に意見調整を行う必要の有無について十分見極める必要があるものである。</p> <p>なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）第12条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第27号）第8条において、指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者は、市町村又は一般相談支援事業を行う者又は特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力しなければならない旨の規定を置いている。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、会議等の記録は、5年間保存しなければならない。</p> <p>⑬ サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の説明及び同意（第2項第11号）</p> <p>相談支援専門員は、第8号と同様に第10号のサービス担当者会議を踏まえた計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明を行った上で、文書によって利用者の同意を得なけ</p>

改正後	現行
<p>ればならない。</p> <p>⑯ サービス等利用計画の交付（第2項第13号）</p> <p>相談支援専門員は、第11号のサービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案について、第12号の利用者等の同意を得た後、サービス等利用計画を作成した際には、遅滞なく利用者等及び担当者に交付しなければならない。</p> <p>また、相談支援専門員は、担当者に対してサービス等利用計画を交付する際に、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する福祉サービス等の当該計画における位置付けを理解できるように配慮する必要がある。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、サービス等利用計画は、5年間保存しなければならない。</p> <p>⑰ サービス等利用計画の実施状況等の把握及び評価等（第3項第1号）</p> <p>（略）</p>	<p>ればならない。</p> <p>⑭ サービス等利用計画の交付（第2項第12号）</p> <p>相談支援専門員は、第10号のサービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案について、第11号の利用者等の同意を得た後、サービス等利用計画を作成した際には、遅滞なく利用者等及び担当者に交付しなければならない。</p> <p>また、相談支援専門員は、担当者に対してサービス等利用計画を交付する際に、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する福祉サービス等の当該計画における位置付けを理解できるように配慮する必要がある。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、サービス等利用計画は、5年間保存しなければならない。</p> <p>⑮ サービス等利用計画の実施状況等の把握及び評価等（第3項第1号）</p> <p>指定計画相談支援においては、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせることで利用者に提供し続けることが重要である。このために相談支援専門員は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、サービス等利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、福祉サービスの事業を行う者等との連絡を継続的に行うことにより、サービス等利用計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の</p>

改正後	現 行
<p>⑱ モニタリングの実施（第3項第2号） （略）</p>	<p>提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。</p> <p>なお、利用者の解決すべき課題の変化は、利用者に直接サービスを提供する福祉サービス事業を行う者等により把握されることも多いことから、相談支援専門員は、当該福祉サービスの事業を行う者等のサービス担当者と緊密な連携を図り、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われるよう体制の整備に努めなければならない。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録は、5年間保存しなければならない。</p> <p>⑲ モニタリングの実施（第3項第2号）</p> <p>相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、サービス等利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、福祉サービスの事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、市町村が支給決定又は地域相談支援給付決定の際に、利用者に対して通知するモニタリング期間ごとに、利用者の居宅、精神科病院又は障害者支援施設等で面接を行い、その結果を記録することが必要である。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、モニタリングの結果の記録は、5年間保存しなければならない。</p>

改正後	現 行
<p>⑱ サービス等利用計画の変更（第3項第3号）</p> <p>相談支援専門員は、サービス等利用計画を変更する際には、原則として、基準第15条第2項第1号から第7号及び第11号から第13号までに規定されたサービス等利用計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要である。</p> <p>なお、利用者等の希望による軽微な変更（サービス提供日時の変更等）を行う場合には、この必要はないものとする。</p> <p>ただし、この場合においても、相談支援専門員が利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であることは、同条第3項第1号（サービス等利用計画の実施状況等の把握及び評価等）に規定したとおりであるので念のため申し添える。</p> <p>㉑ 指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供（第3項第4号）</p> <p>相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供されているにもかかわらず、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。</p> <p>㉒ 指定障害者支援施設等との連携（第3項第5号） （略）</p>	<p>⑰ サービス等利用計画の変更（第3項第3号）</p> <p>相談支援専門員は、サービス等利用計画を変更する際には、原則として、基準第15条第2項第1号から第7号及び第10号から第12号までに規定されたサービス等利用計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要である。</p> <p>なお、利用者等の希望による軽微な変更（サービス提供日時の変更等）を行う場合には、この必要はないものとする。</p> <p>ただし、この場合においても、相談支援専門員が利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であることは、同条第3項第1号（サービス等利用計画の実施状況等の把握及び評価等）に規定したとおりであるので念のため申し添える。</p> <p>⑱ 指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供（第3項第4号）</p> <p>相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供されているにもかかわらず、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。</p> <p>⑲ 指定障害者支援施設等との連携（第3項第5号）</p> <p>相談支援専門員は、指定障害者障害施設等又は精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者から計画相談支援の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、障害福祉施設等と連携を図るとともに、あらかじめ必要な</p>

改正後	現 行
(12) (略)	<p>情報の提供や助言等の援助を行うものとする。</p> <p>(12) 利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付（基準第16条）</p>
(13) (略)	<p>指定特定相談支援事業者は、利用者等が他の指定特定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等からの申出があった場合には、変更後の指定特定相談支援事業者が滞りなく指定計画相談支援の業務を行うことができるよう、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならないこととしたものである。</p> <p>(13) 計画相談支援対象障害者等に関する市町村への通知（基準第17条）</p>
(14) (略)	<p>法第8条第1項の規定により、市町村は、偽りその他不正な手段によって自立支援給付の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収できるものであり、指定特定相談支援事業者は、その計画相談支援対象障害者等が偽りその他不正な手段によって計画相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならないこととしたものである。</p> <p>(14) 管理者の責務（基準第18条）</p>
(15) (略)	<p>指定特定相談支援事業所の管理者は、従業者及び業務の一元的管理並びに従業者に基準第2章第3節（運営に関する基準）を遵守させるための指揮命令を行うことを規定したものである。</p> <p>(15) 運営規程（基準第19条）</p>

改正後	現 行
<p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p>	<p>指定計画相談支援の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定計画相談支援の提供を確保するため、基準第19条第1号から第8号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定特定相談支援事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p> <p>① 従業者の職種、員数及び職務の内容（第2号） 従業者については、相談支援専門員とその他の従業者に区分し、員数及び職務の内容を記載することとする。</p> <p>② 指定計画相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額（第4号） 指定計画相談支援の提供方法及び内容については、サービスの内容及び計画相談支援対象障害者等から相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載するものとする。 計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額については、計画相談支援給付費（法定代理受領を行わない場合に限る。）のほかに、基準第12条第2項に規定する額を指すものである。</p> <p>③ 通常の事業の実施地域（第5号） 通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること。</p> <p>④ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類（第6号）</p>

改正後	現 行
<p>⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>その他運営に関する重要事項 (第8号)</u> <u>障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を</u> <u>確保するための基本的な指針 (平成29年厚生労働省告示第116</u></p>	<p>指定特定相談支援事業者は、障害の種類にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては、事業の主たる対象とする障害の種類を特定して事業を実施することも可能であること。</p> <p>⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項 (第7号)</p> <p>「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定特定相談支援事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 虐待の防止に関する責任者の選定 イ 成年後見制度の利用支援 ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施 (研修方法や研修計画など) <p>等を指すものであること。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p data-bbox="309 212 1104 485"><u>号) 第二の三に規定する地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の2の（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。</u></p> <p data-bbox="230 501 353 533">(16) (略)</p> <p data-bbox="230 1321 353 1353">(17) (略)</p>	<p data-bbox="1216 501 1693 533">(16) 勤務体制の確保等（基準第20条）</p> <p data-bbox="1240 549 2078 676">利用者等に対する適切な指定計画相談支援の提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。</p> <p data-bbox="1240 692 2078 868">① 基準第20条第1項は、指定特定相談支援事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること</p> <p data-bbox="1240 884 2078 1107">② 同条第2項は、当該指定特定相談支援事業所の従業者によって指定計画相談支援を提供すべきことを規定したものであるが、指定特定相談支援事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものであること。</p> <p data-bbox="1240 1123 2078 1299">③ 同条第3項は、当該指定特定相談支援事業所の従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。</p> <p data-bbox="1216 1315 1653 1347">(17) 設備及び備品等（基準第21条）</p>

改正後	現 行
	<p>① 事務室 指定特定相談支援事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。 なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定計画相談支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。</p> <p>② 受付等のスペースの確保 事務室又は指定計画相談支援の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は利用者等が直接出入りできるなど利用しやすい構造とする。</p> <p>③ 設備及び備品等 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定計画相談支援の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。 なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。</p>

改正後	現 行
<p>(18) (略)</p> <p>(19) 掲示等（<u>基準第23条</u>）</p> <p>① 基準第23条第1項は、基準第5条の規定により指定計画相談支援の提供開始時に、重要事項（その内容については(1)参照）を利用申込者に対して説明を行った上で同意を得ることに加え、指定特定相談支援事業所への当該重要事項の掲示を義務づけることにより、サービス提供が開始された後、継続的にサービスが行われている段階においても利用者の保護を図る趣旨である。<u>なお、体制整備加算を算定する場合には、各加算を算定するための要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置している旨が分かるよう、併せて掲示すること。</u></p> <p>② 同条第2項は、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況等を公表することにより、利用申込者のサービスの選択に資することから、第1項に加え、当該重要事項の公表に努めるべき旨を規定したものである。</p> <p>なお、公表の方法については、ホームページによる掲載等、適宜工夫することとするが、<u>体制整備加算に関する事項については、第1項による事業所内の掲示だけではなく、公表することが必要となるので留意すること。</u></p> <p>(20) 秘密保持等（基準第24条）</p> <p>① (略)</p>	<p>(18) 衛生管理等（基準第22条）</p> <p>指定特定相談支援事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定特定相談支援事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。</p> <p>(19) 掲示等（第23条）</p> <p>① 基準第23条第1項は、基準第5条の規定により指定計画相談支援の提供開始時に、重要事項（その内容については(1)参照）を利用申込者に対して説明を行った上で同意を得ることに加え、指定特定相談支援事業所への当該重要事項の掲示を義務づけることにより、サービス提供が開始された後、継続的にサービスが行われている段階においても利用者の保護を図る趣旨である。</p> <p>② 同条第2項は、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況等を公表することにより、利用申込者のサービスの選択に資することから、第1項に加え、当該重要事項の公表に努めるべき旨を規定したものである。</p> <p>なお、公表の方法については、ホームページによる掲載等、適宜工夫すること。</p> <p>(20) 秘密保持等（基準第24条）</p> <p>① 基準第24条第1項は、指定特定相談支援事業所の従業者及び</p>

改正後	現 行
<p>② 同条第2項は、指定特定相談支援事業者に対して、過去に当該指定特定相談支援事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に<u>取り決める</u>などの措置を講ずべきこととするものである。</p> <p>③ (略)</p> <p>(21) (略)</p>	<p>管理者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。</p> <p>② 同条第2項は、指定特定相談支援事業者に対して、過去に当該指定特定相談支援事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に<u>取り決め、例えば違約金についての定めを置く</u>などの措置を講ずべきこととするものである。</p> <p>③ 同条第3項は、相談支援専門員及びサービス等利用計画に位置付けられた各福祉サービス等の担当者が、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、指定特定相談支援事業者等は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。</p> <p>(21) 障害福祉サービス事業者等からの利益收受等の禁止（基準第26条）</p> <p>① 基準第26条第1項は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、指定特定相談支援事業者及び指定特定相談支援事業所の管理者が当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に利益誘導のために特定の福祉サービスの事業を行う者等による</p>

改正後	現 行
<p>(22) (略)</p>	<p>サービスを位置付ける旨の指示等を行うことを禁じるものである。これは、サービス等利用計画があくまで利用者の解決すべき課題に即したものであることを要求したものである。例えば、指定特定相談支援事業者又は指定特定相談支援事業所の管理者が、同一法人系列の福祉サービスの事業を行う者のみを位置付けるように指示すること等により、解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の福祉サービスの事業を行う者の利用を妨げることを指すものである。</p> <p>② 同条第2項は、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が利用者に利益誘導のために特定の福祉サービスの事業を行う者によるサービスを利用すべき旨の指示等を行うことを禁止した規定である。これも前項と同様、相談支援の公正中立をうたったものであり、例えば、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が、同一法人系列の福祉サービスの事業を行う者のみを利用することを指示すること等により、解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の福祉サービスの事業を行う者の利用を妨げることを指すものである。</p> <p>③ 同条第3項は、計画相談支援の公正中立を確保するために、指定特定相談支援事業者及びその従業者が、利用者に対して特定の福祉サービスの事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービスの事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を享受してはならないこととしたものである。</p> <p>(22) 苦情解決（基準第27条）</p>

改正後	現 行
	<p>① 基準第27条第1項は、利用者の保護及び適切かつ円滑な指定計画相談支援及び福祉サービス等の利用に資するため、自ら提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならないこととしたものである。そのために、苦情を受け付けるための窓口を設置するなど、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>当該措置の概要については、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を重要事項を記した文書等に記載して利用者に説明するとともに、事業所に掲示することが望ましい。</p> <p>② 同条第2項は、苦情に対し指定特定相談支援事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定特定相談支援事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。また、指定特定相談支援事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うべきである。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければならない。</p> <p>③ 同条第3項から第6項までの規定は、住民に最も身近な行政庁である市町村及び市町村の総括的立場にある都道府県が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村</p>

改正後	現 行
<p>(23) (略) (略)</p> <p>① 利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定特定相談支援事業者が定めておくことが望ましいこと。また、事業所に自動体外式除細動器（AED）を設置することや救命講習等を受講</p>	<p>及び都道府県が、指定特定相談支援事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言及び報告命令を行えることを運営基準上、明確にしたものである。</p> <p>④ 同条第7項は、社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされたことを受けて、運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査又はあっせんにできるだけ協力することとしたものである。</p> <p>(23) 事故発生時の対応（基準第28条）</p> <p>利用者等が安心して指定計画相談支援の提供を受けられるよう、指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者等の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、また、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければならない。</p> <p>このほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定特定相談支援事業者が定めておくことが望ましいこと。</p>

改正後	現 行
<p><u>することが望ましいこと。なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(24) (略)</p> <p>(25) (略)</p>	<p>② 指定特定相談支援事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。</p> <p>③ 指定特定相談支援事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</p> <p>なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）が示されているので、参考にされたい。</p> <p>(24) 会計の区分（基準第29条）</p> <p>指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定計画相談支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものである。</p> <p>(25) 記録の整備（基準第30条）</p> <p>基準第30条第2項により、指定特定相談支援事業者は、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から5年間備えておかなければならないこととしたものであること。</p> <p>① 第15条第3項第1号に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録</p> <p>② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳</p>

改正後	現 行
	<ul style="list-style-type: none"> イ サービス等利用計画案及びサービス等利用計画 ロ アセスメントの記録 ハ サービス担当者会議等の記録 ニ モニタリングの結果の記録 ③ 第17条に規定する市町村への通知に係る記録 ④ 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録 ⑤ 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録